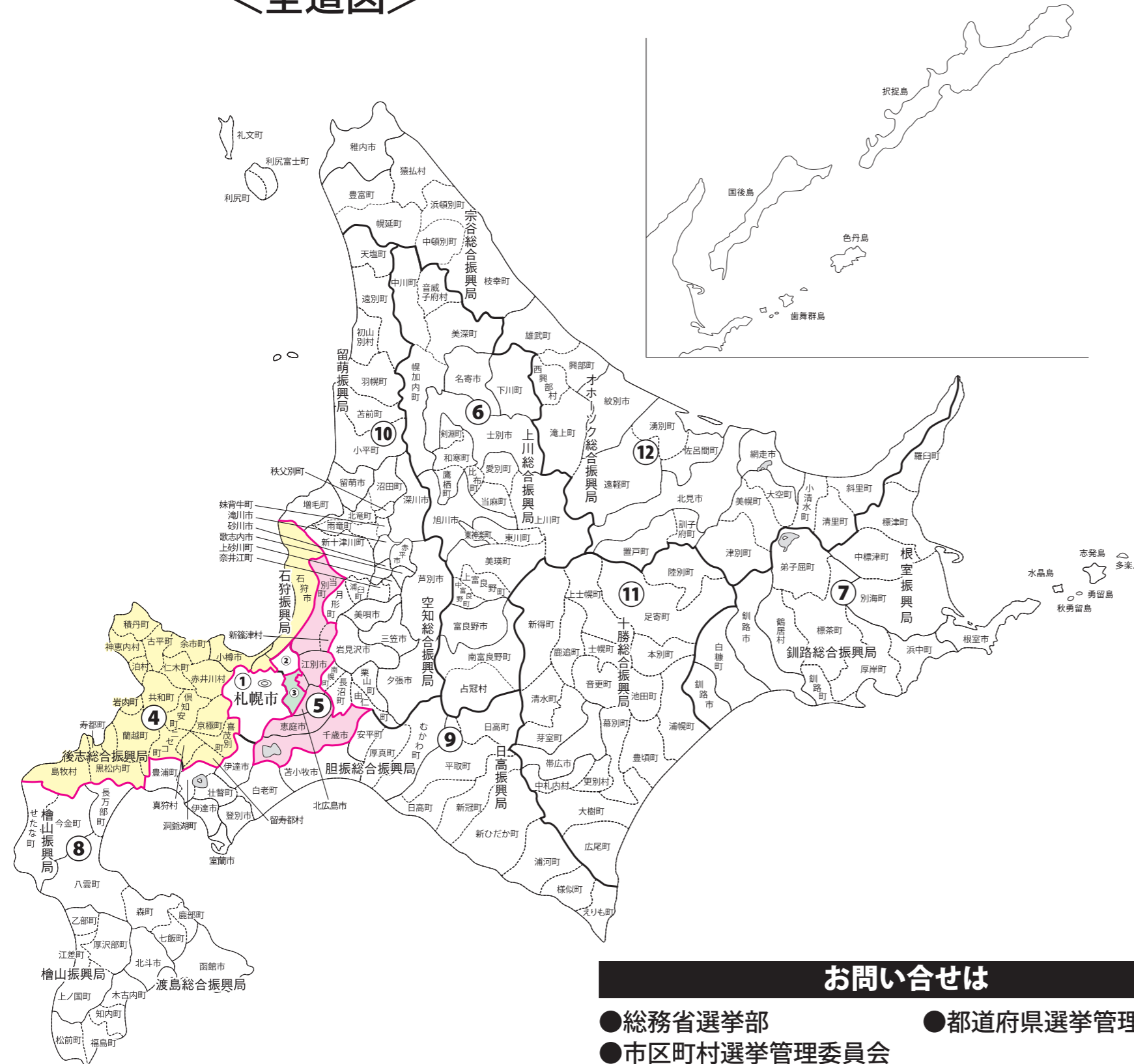


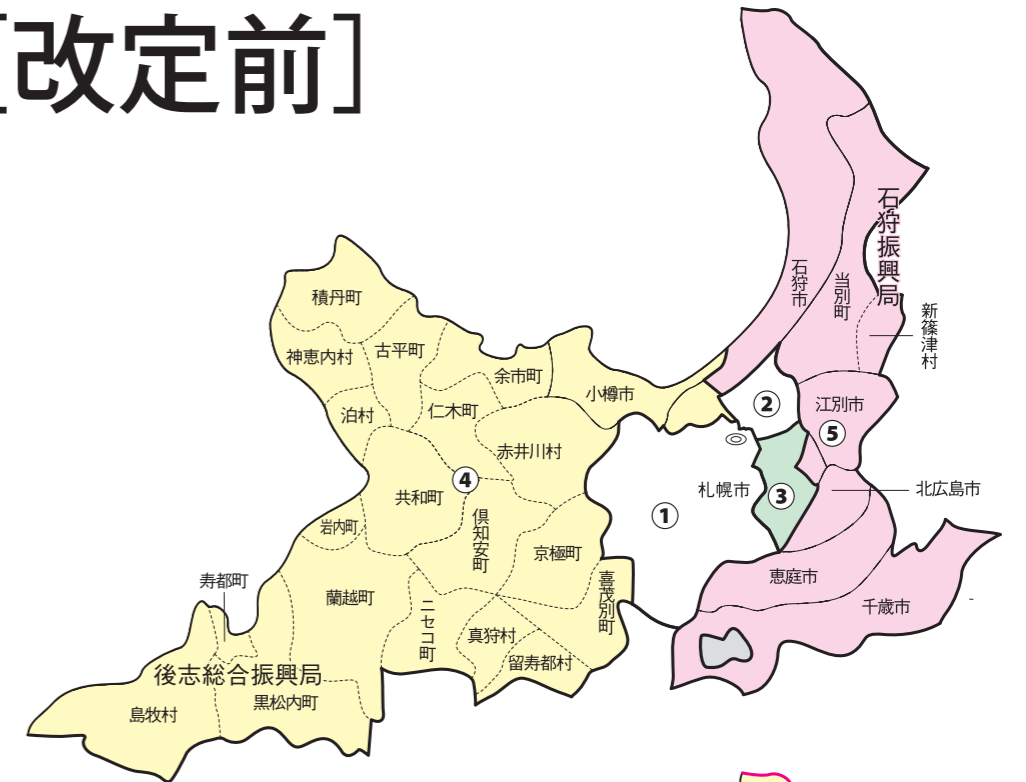
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 北海道

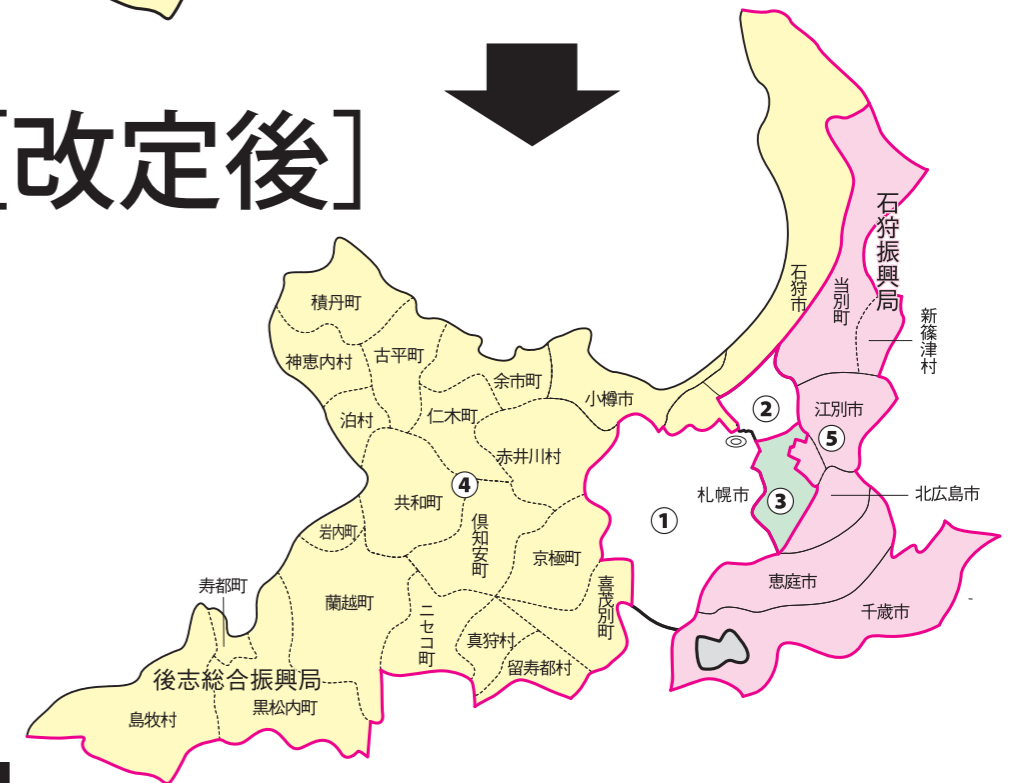
## <全道図>



## [改定前]

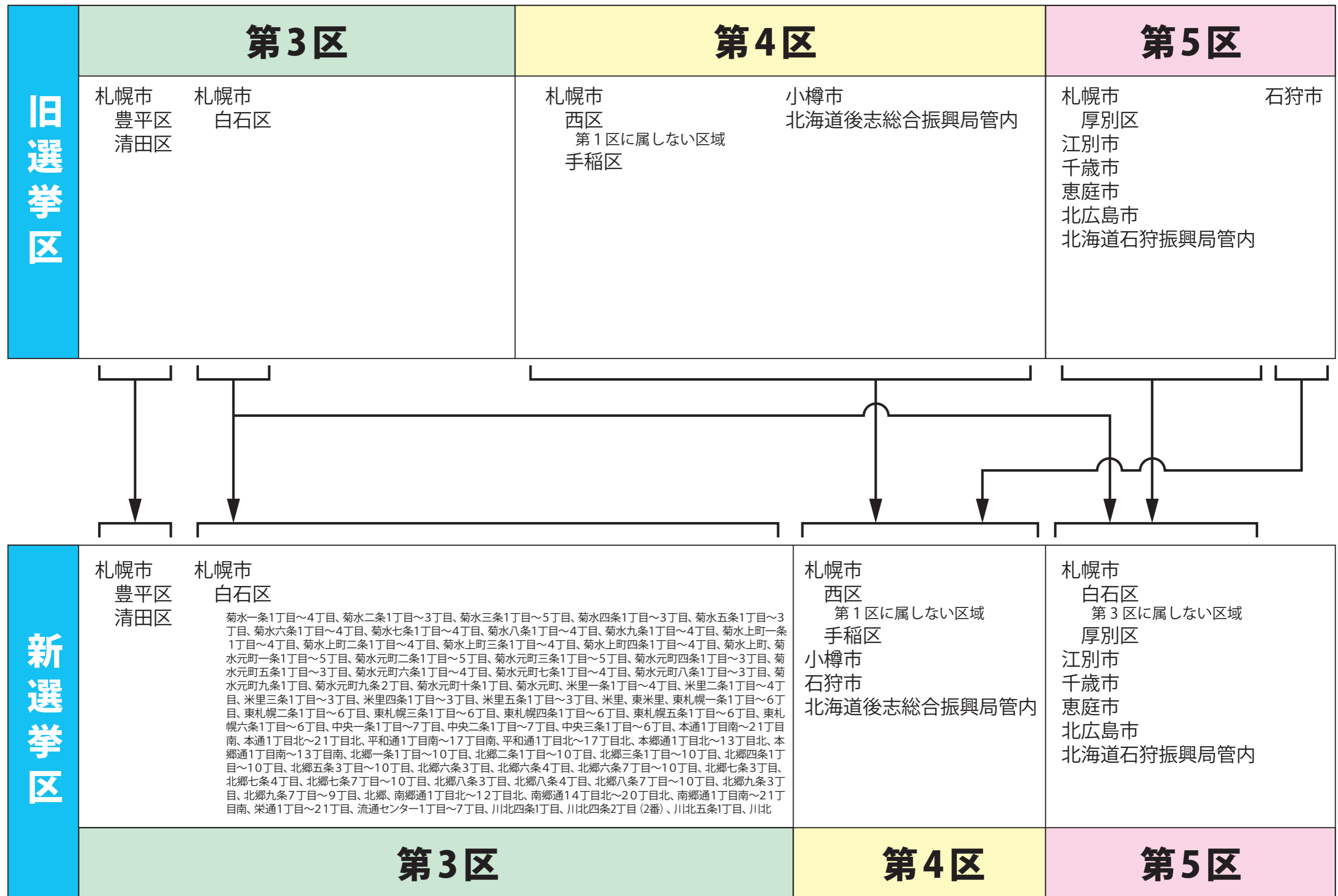


## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会



※第1区、第2区、第6区~第12区は選挙区の変更はありません。

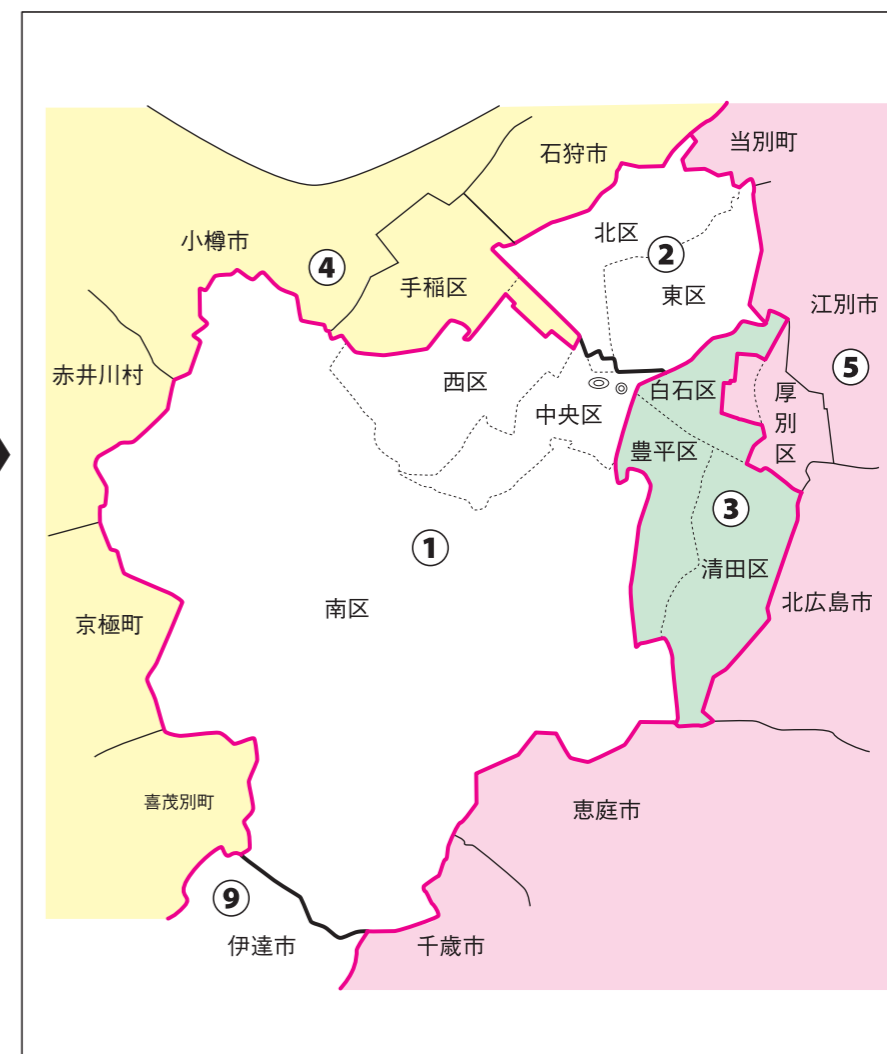
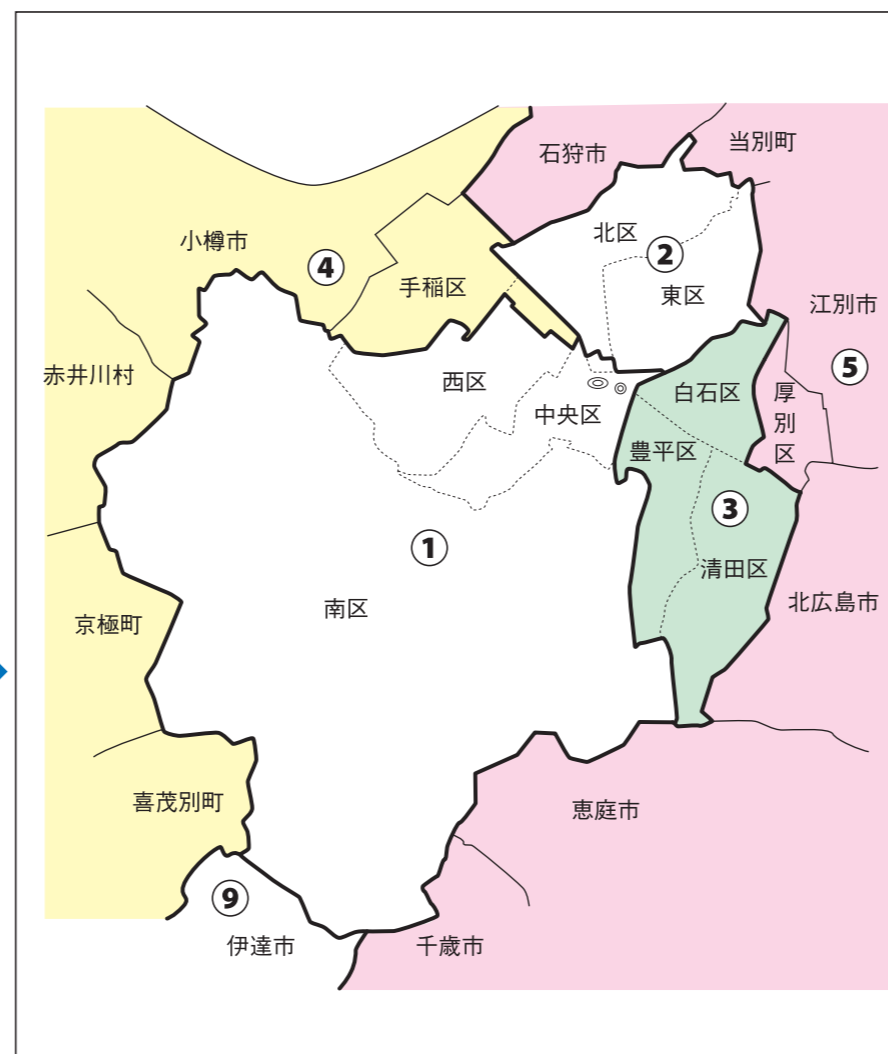
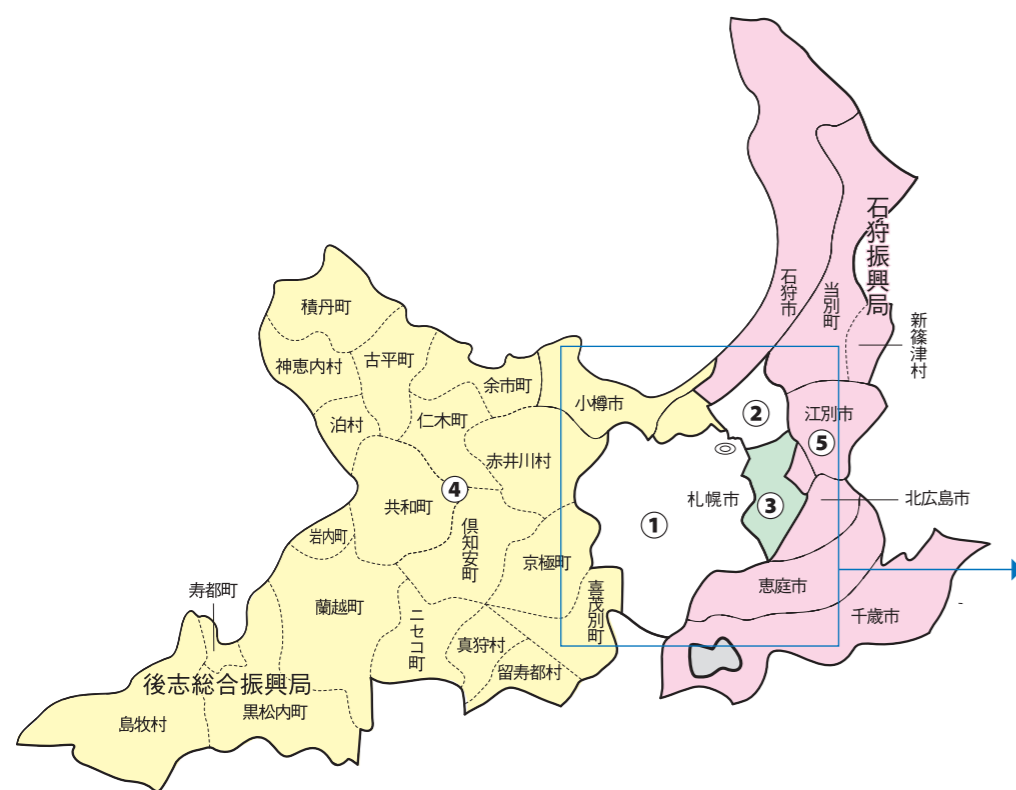
# 北海道

# 札幌市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]

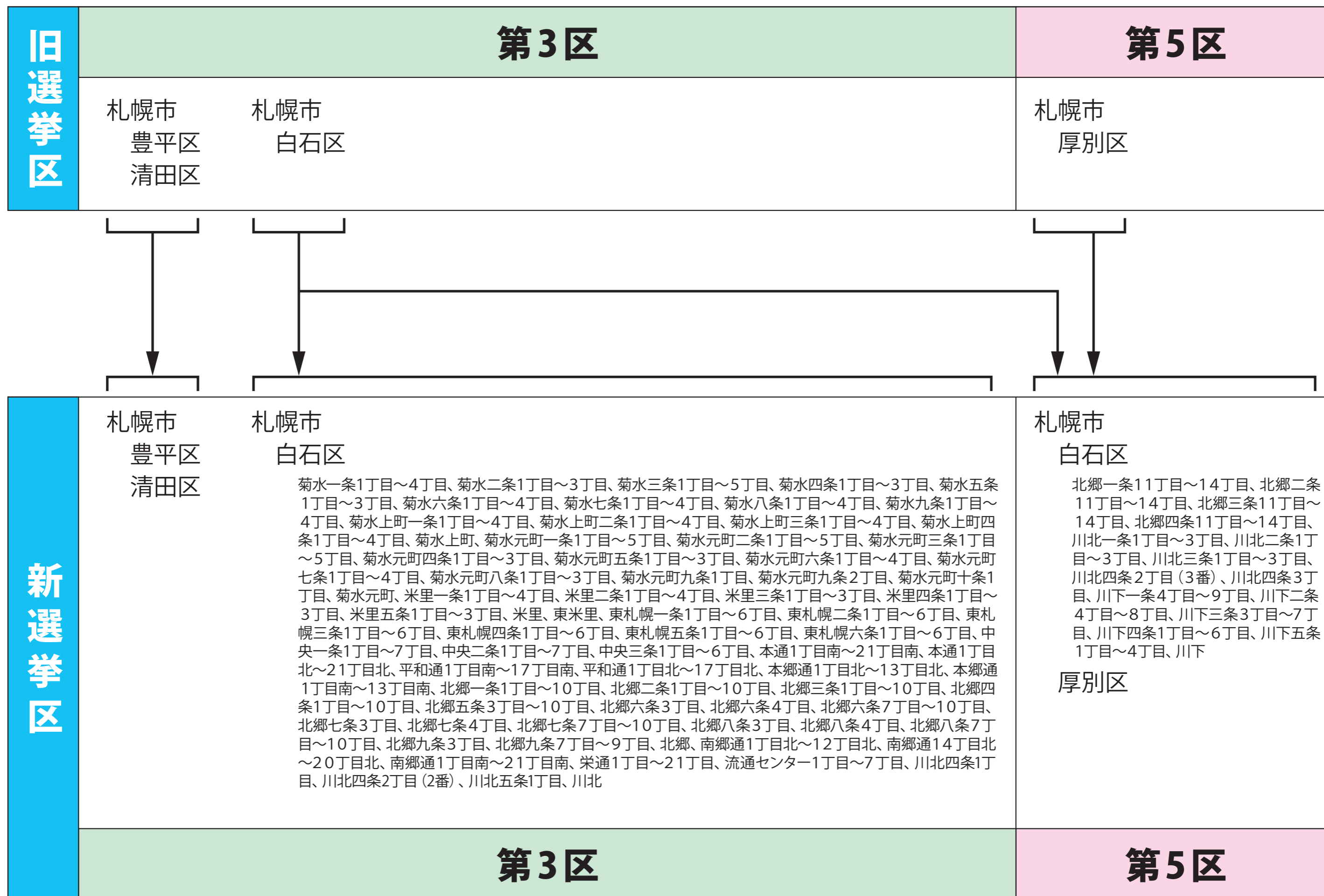


◎:道庁 ◎:市役所  
丸数字は選挙区番号

◎:道庁 ◎:市役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会



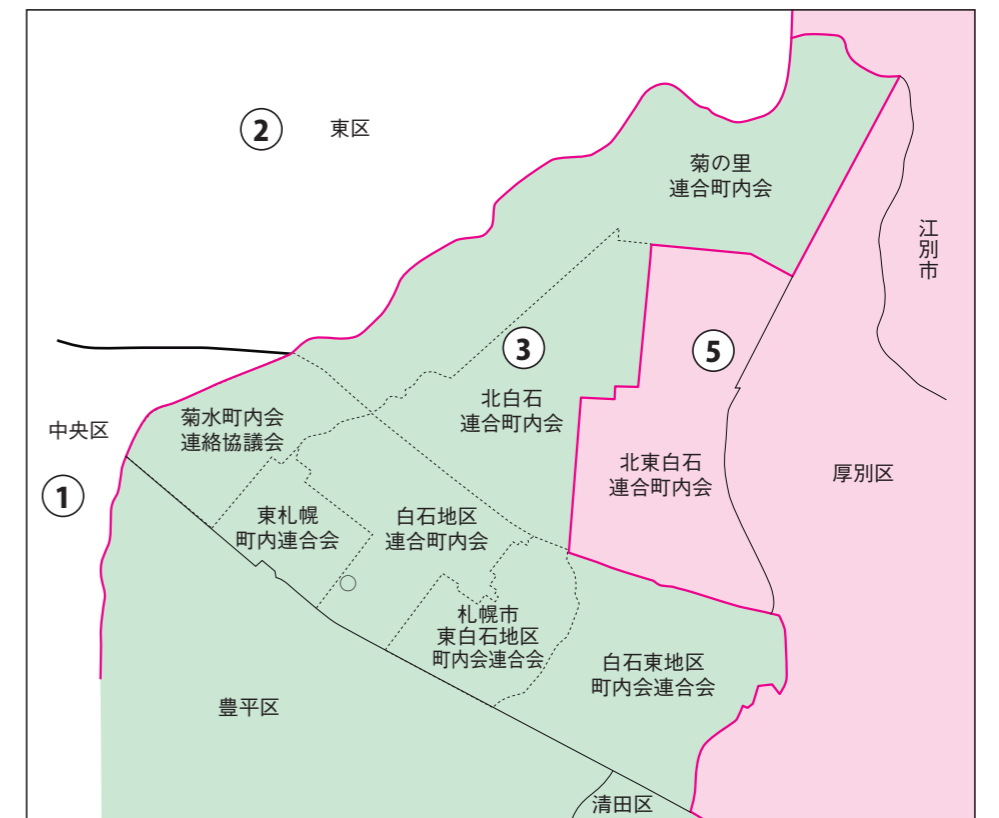
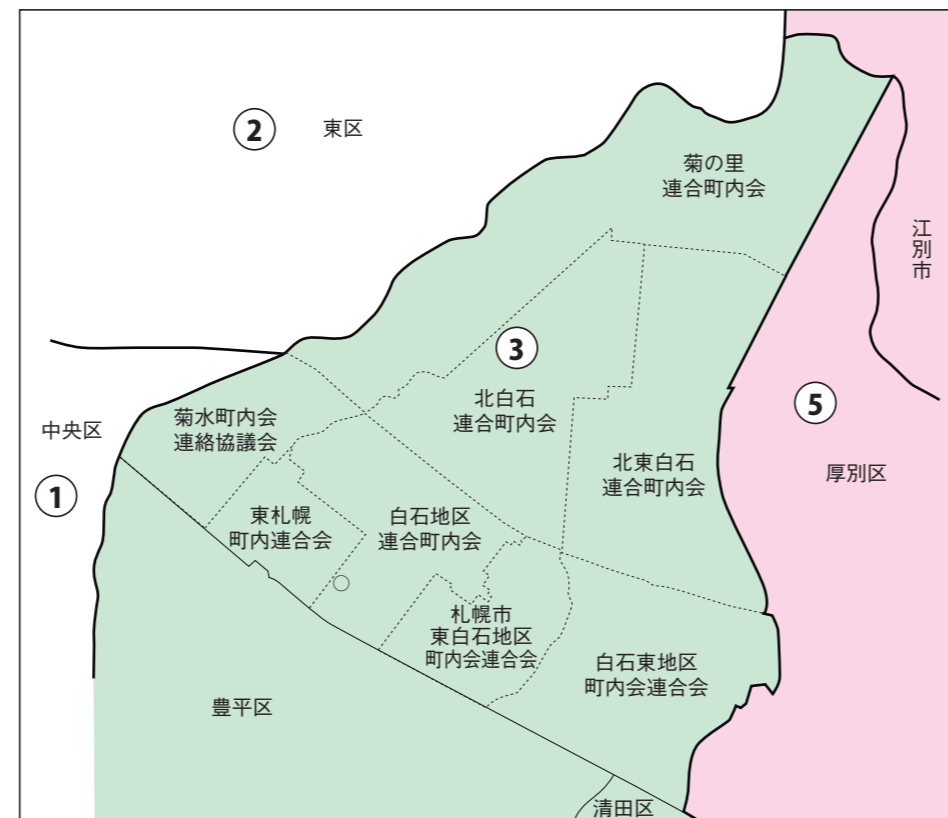
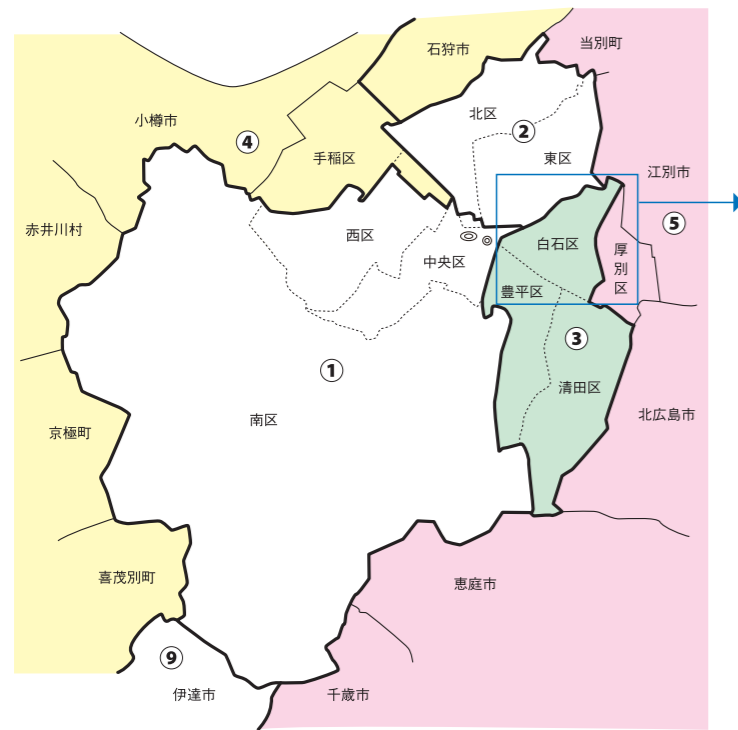
# 北海道

# 札幌市白石区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



○:区役所  
丸数字は選挙区番号

○:区役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 札幌市白石区

## 第3区の区域

菊水一条1丁目～4丁目、菊水二条1丁目～3丁目、菊水三条1丁目～5丁目、菊水四条1丁目～3丁目、菊水五条1丁目～3丁目、菊水六条1丁目～4丁目、菊水七条1丁目～4丁目、菊水八条1丁目～4丁目、菊水九条1丁目～4丁目、菊水上町一条1丁目～4丁目、菊水上町二条1丁目～4丁目、菊水上町三条1丁目～4丁目、菊水上町四条1丁目～4丁目、菊水元町一条1丁目～5丁目、菊水元町二条1丁目～5丁目、菊水元町三条1丁目～5丁目、菊水元町四条1丁目～3丁目、菊水元町五条1丁目～3丁目、菊水元町六条1丁目～4丁目、菊水元町七条1丁目～4丁目、菊水元町八条1丁目～3丁目、菊水元町九条1丁目、菊水元町九条2丁目、菊水元町十条1丁目、菊水元町、米里一条1丁目～4丁目、米里二条1丁目～4丁目、米里三条1丁目～3丁目、米里四条1丁目～3丁目、米里五条1丁目～3丁目、米里、東米里、東札幌一条1丁目～6丁目、東札幌二条1丁目～6丁目、東札幌三条1丁目～6丁目、東札幌四条1丁目～6丁目、東札幌五条1丁目～6丁目、東札幌六条1丁目～6丁目、中央一条1丁目～7丁目、中央二条1丁目～7丁目、中央三条1丁目～6丁目、本通1丁目南～21丁目南、本通1丁目北～21丁目北、平和通1丁目南～17丁目南、平和通1丁目北～17丁目北、本郷通1丁目北～13丁目北、本郷通1丁目南～13丁目南、北郷一条1丁目～10丁目、北郷二条1丁目～10丁目、北郷三条1丁目～10丁目、北郷四条1丁目～10丁目、北郷五条3丁目～10丁目、北郷六条3丁目、北郷六条4丁目、北郷六条7丁目～10丁目、北郷七条3丁目、北郷七条4丁目、北郷七条7丁目～10丁目、北郷八条3丁目、北郷八条4丁目、北郷八条7丁目～10丁目、北郷九条3丁目、北郷九条7丁目～9丁目、北郷、南郷通1丁目北～12丁目北、南郷通14丁目北～20丁目北、南郷通1丁目南～21丁目南、栄通1丁目～21丁目、流通センター1丁目～7丁目、川北四条1丁目、川北四条2丁目(2番)、川北五条1丁目、川北

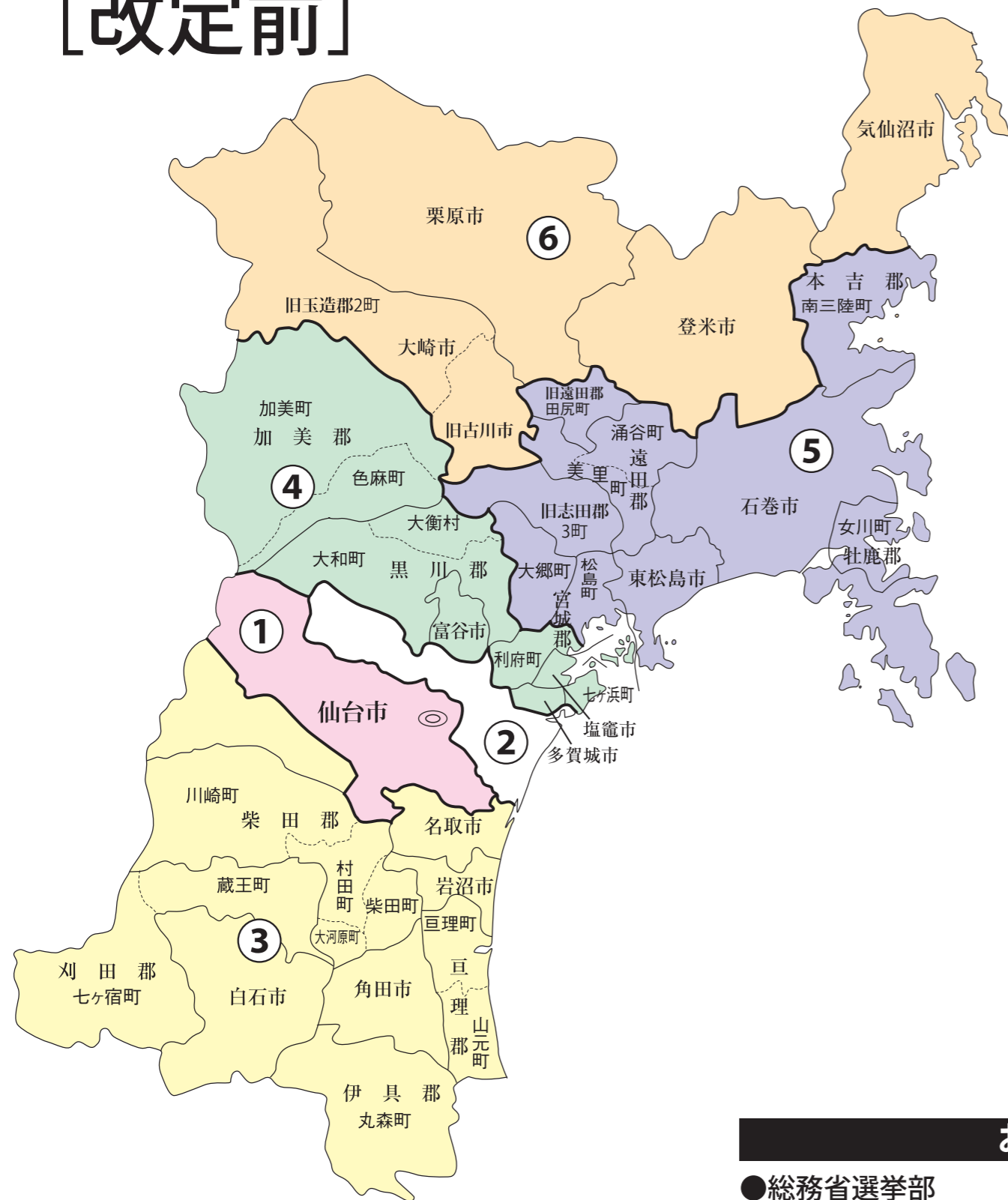
## 第5区の区域

北郷一条11丁目～14丁目、北郷二条11丁目～14丁目、北郷三条11丁目～14丁目、北郷四条11丁目～14丁目、川北一条1丁目～3丁目、川北二条1丁目～3丁目、川北三条1丁目～3丁目、川北四条2丁目(3番)、川北四条3丁目、川下一条4丁目～9丁目、川下二条4丁目～8丁目、川下三条3丁目～7丁目、川下四条1丁目～6丁目、川下五条1丁目～4丁目、川下

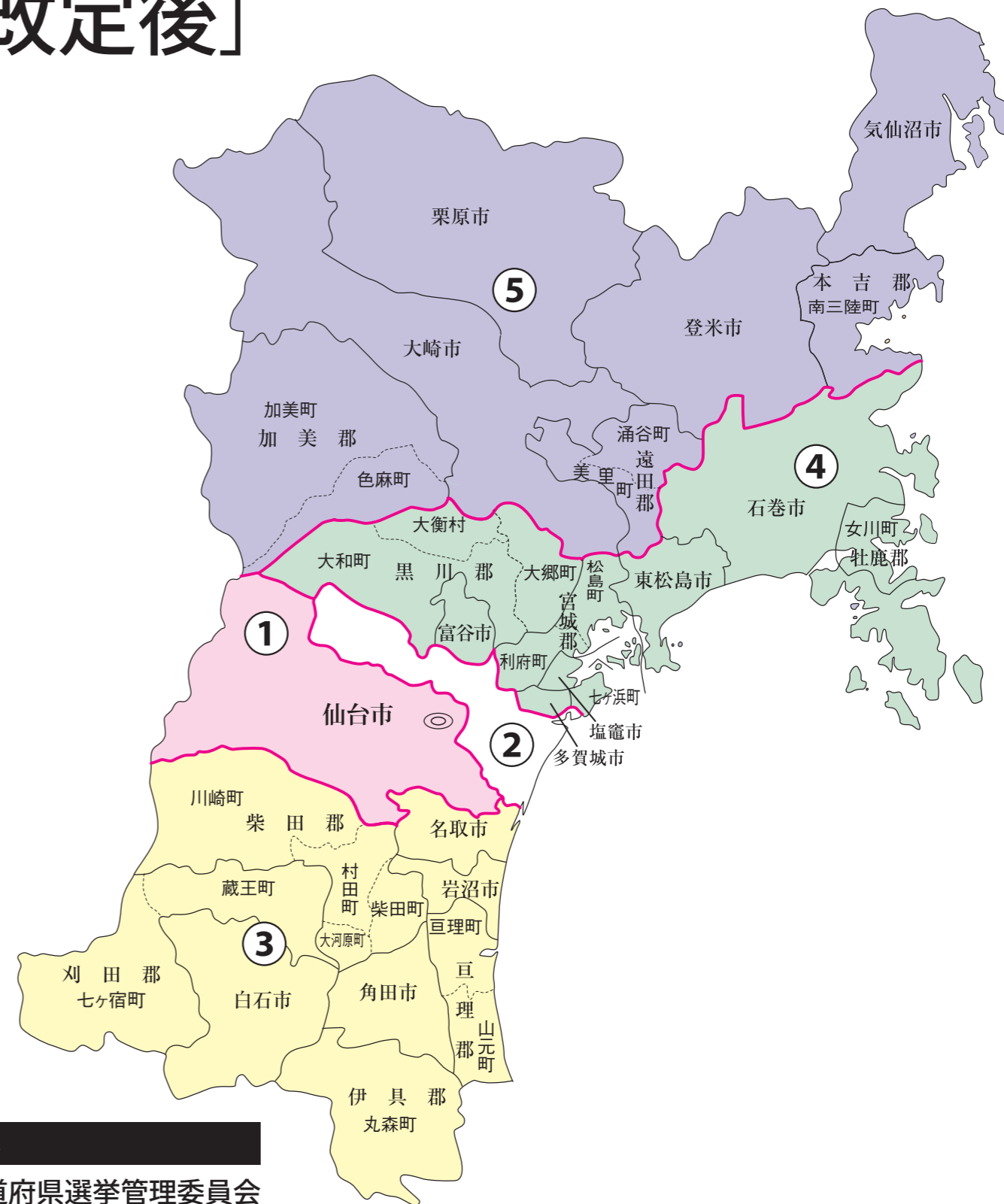
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 宮城県

## [改定前]



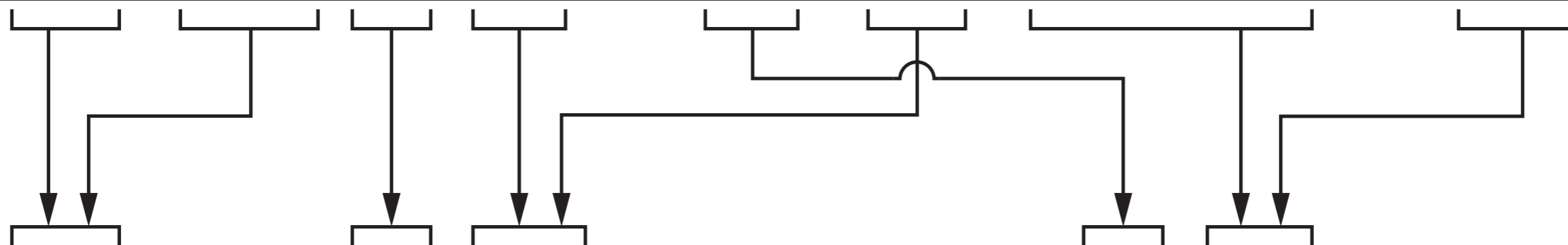
## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

旧選挙区	第1区	第3区	第4区	第5区	第6区	
	仙台市 青葉区 太白区 本庁管内	仙台市 太白区 <small>第1区に属しない区域</small>	白石市 名取市 角田市 岩沼市 刈田郡 柴田郡 伊具郡 亶理郡	塩竈市 多賀城市 富谷市 宮城郡 七ヶ浜町 利府町 黒川郡 大和町 大衡村	加美郡 石巻市 東松島市 宮城郡 松島町 黒川郡 大郷町 牡鹿郡	大崎市 大崎市松山総合支所管内 大崎市三本木総合支所管内 大崎市鹿島台総合支所管内 大崎市田尻総合支所管内 遠田郡 本吉郡



新選挙区	仙台市 青葉区 太白区	白石市 名取市 角田市 岩沼市 刈田郡 柴田郡 伊具郡 亶理郡	石巻市 塩竈市 多賀城市 東松島市 富谷市 宮城郡 黒川郡 牡鹿郡	加美郡 気仙沼市 登米市 栗原市 大崎市 遠田郡 本吉郡
	第1区	第3区	第4区	第5区

※第2区は選挙区の変更はありません。

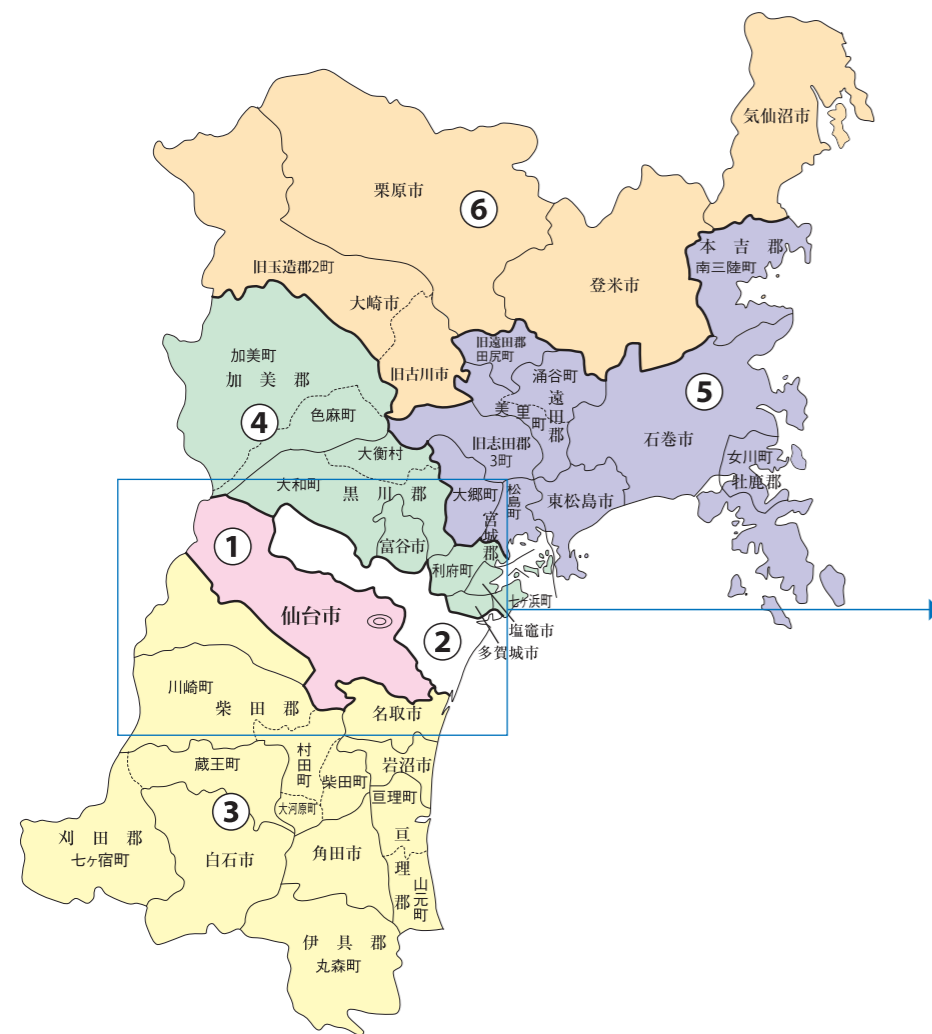


# 宮城県

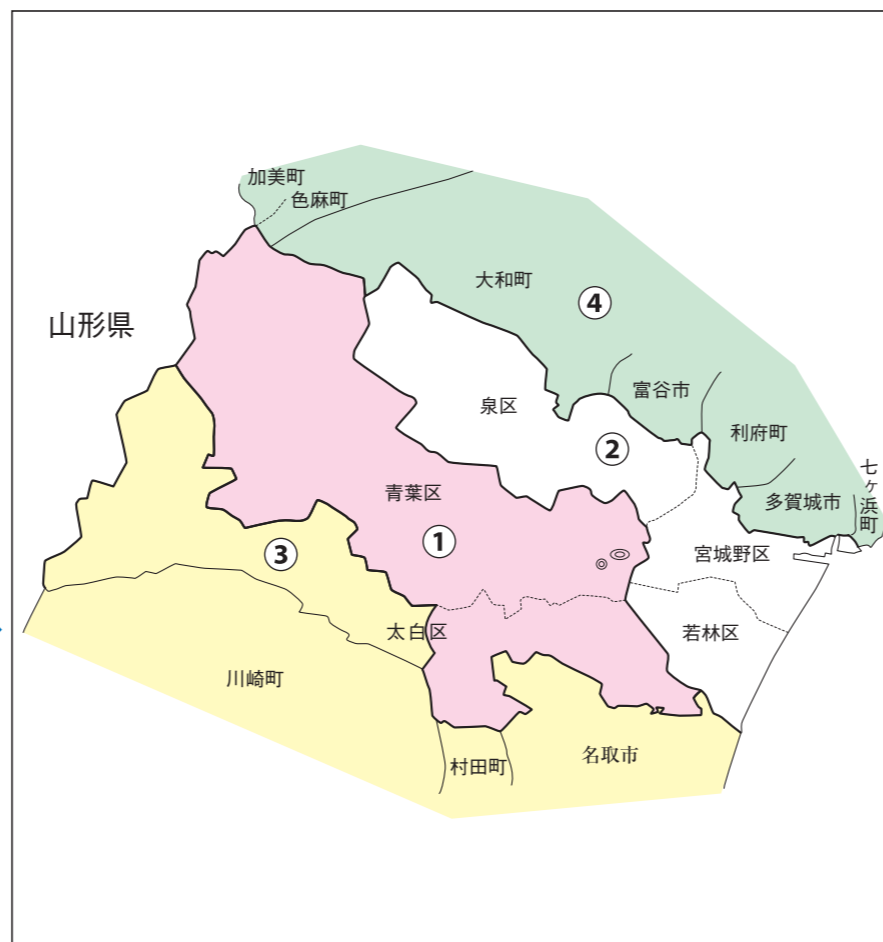
# 仙台市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

<全県図>

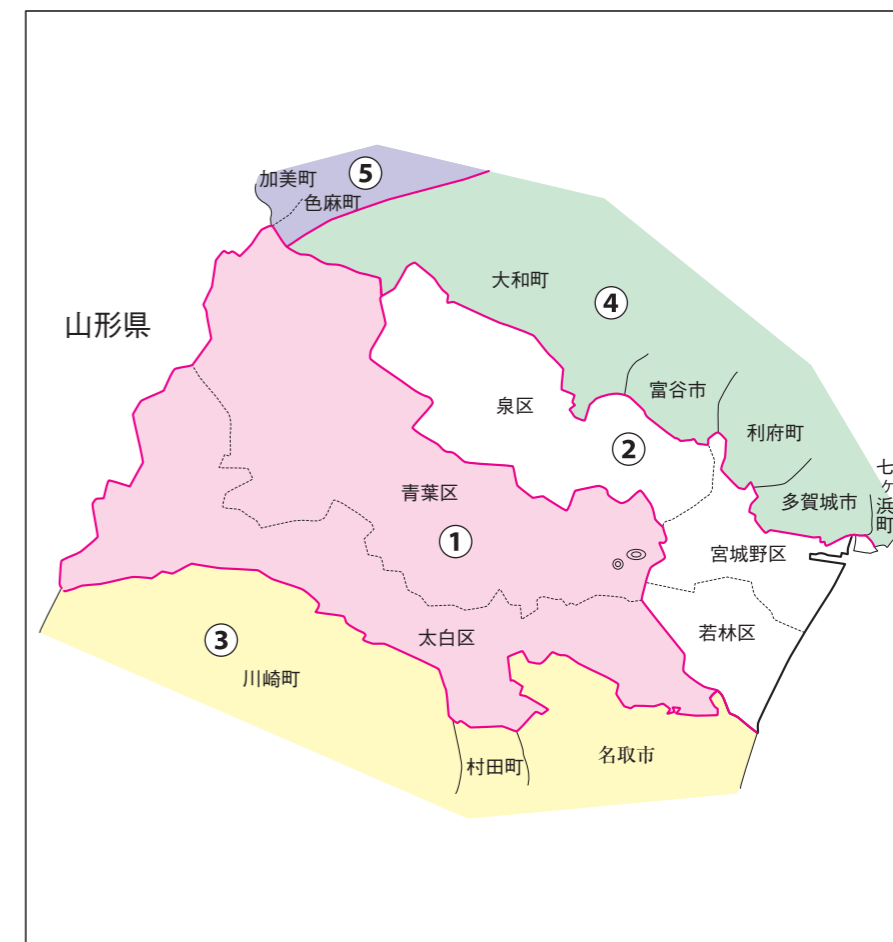


[改定前]



◎:県庁 ◎:市役所  
丸数字は選挙区番号

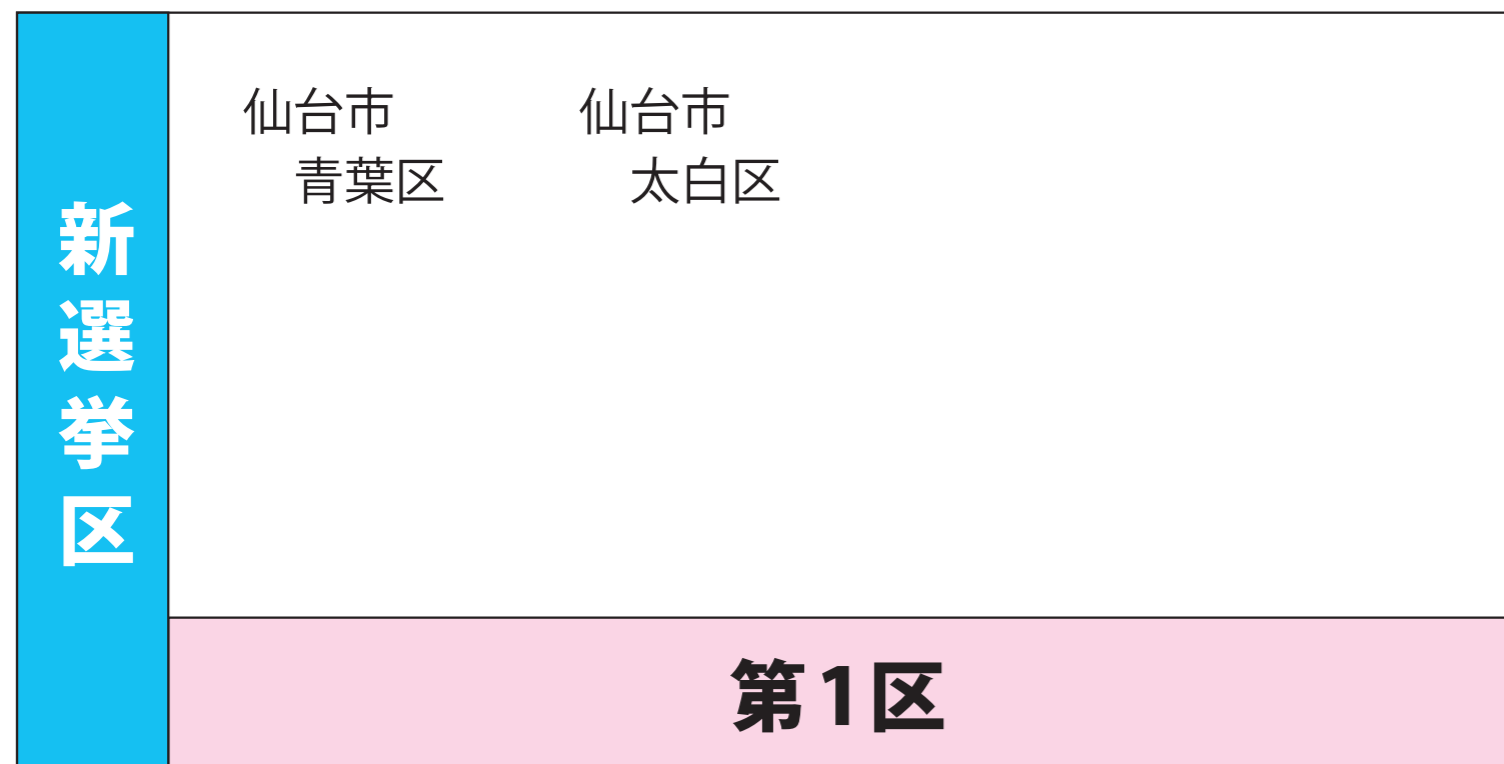
[改定後]



◎:県庁 ◎:市役所  
丸数字は選挙区番号

## お問い合わせは

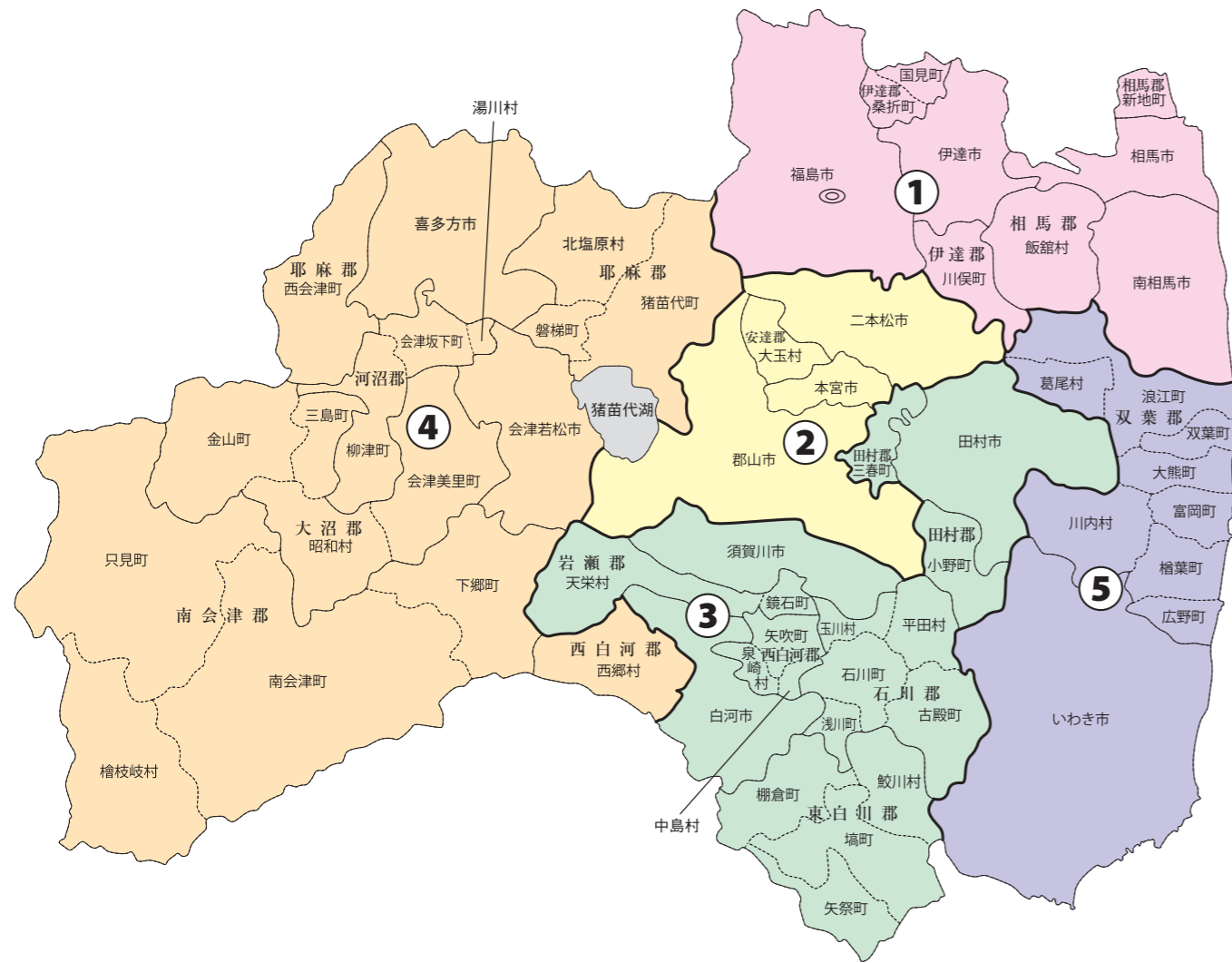
- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会



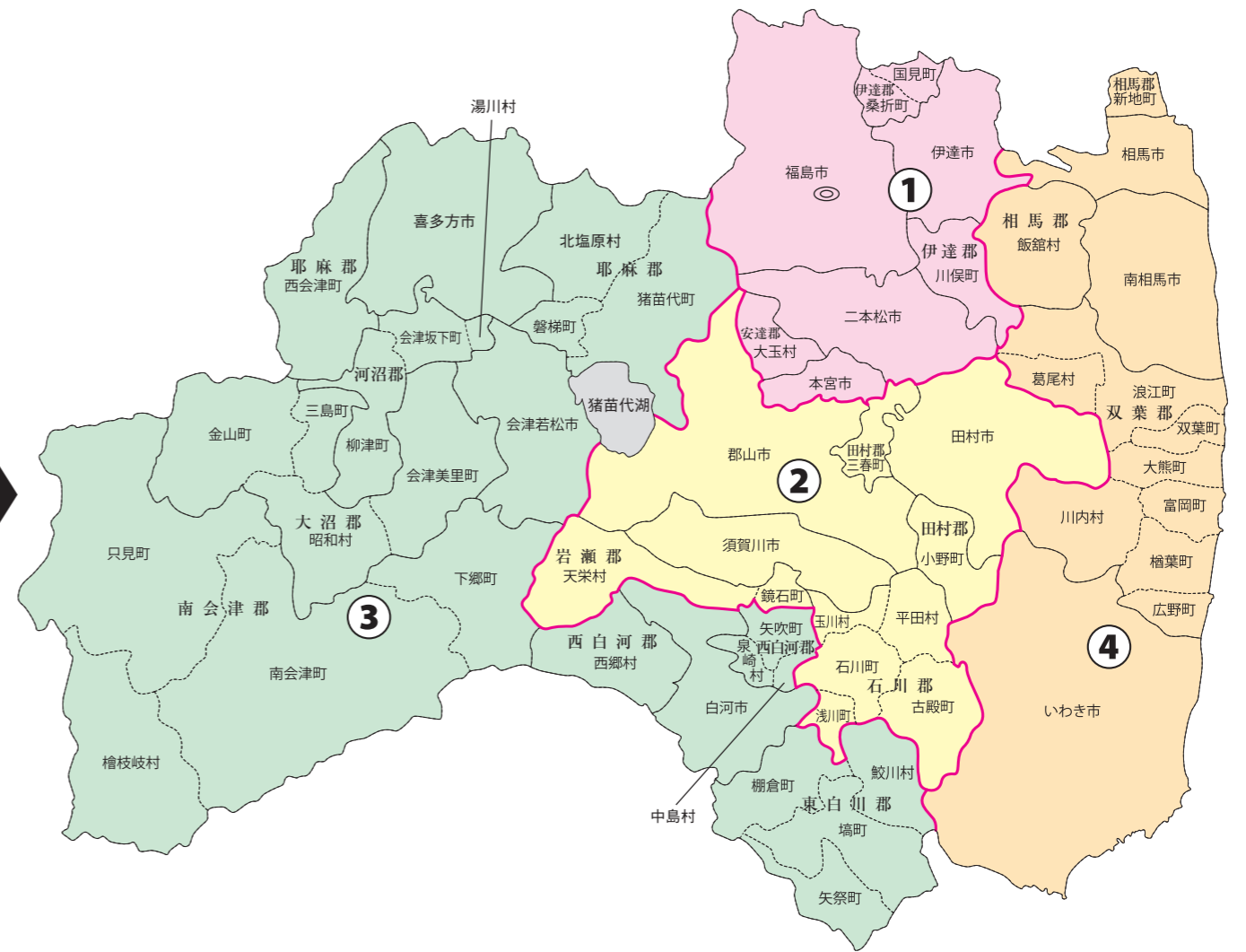
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 福島県

## [改定前]



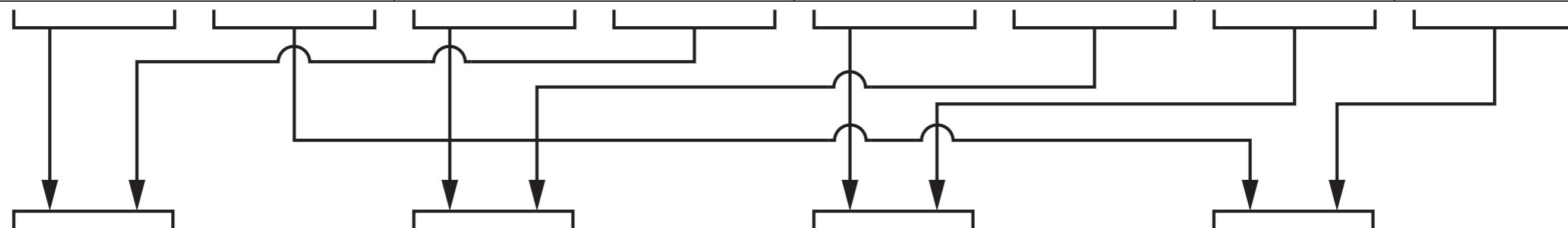
## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

旧選挙区	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	
	福島市 伊達市 伊達郡	相馬市 南相馬市 相馬郡	郡山市 二本松市 本宮市 安達郡	白河市 西白河郡 泉崎村 中島村 矢吹町 東白川郡	須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡	会津若松市 喜多方市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡 西郷村

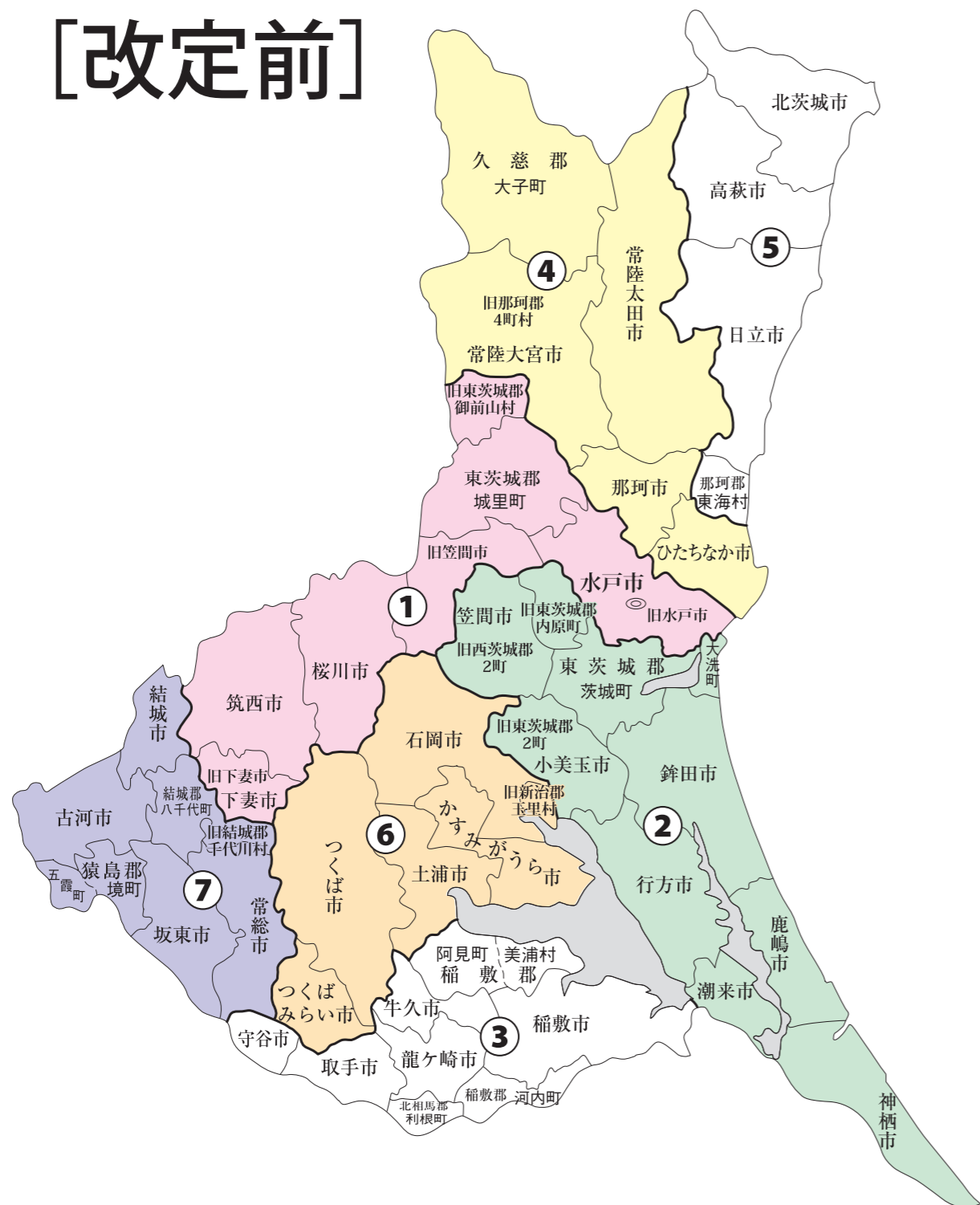


新選挙区	福島市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡	郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡	会津若松市 白河市 喜多方市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡 東白川郡	いわき市 相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡
	第1区	第2区	第3区	第4区

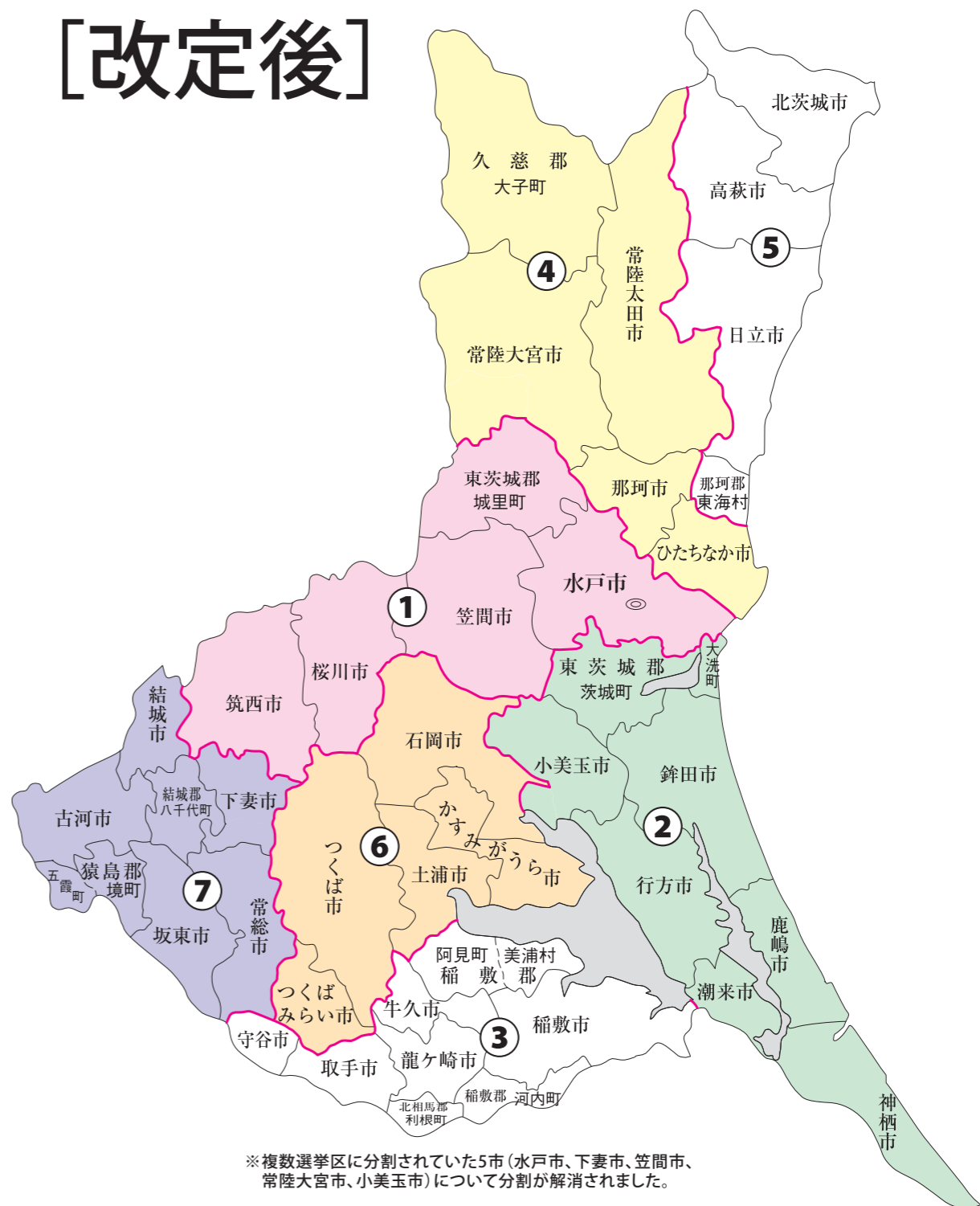
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 茨城県

## [改定前]



## [改定後]



※複数選挙区に分割されていた5市(水戸市、下妻市、笠間市、常陸大宮市、小美玉市)について分割が解消されました。

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

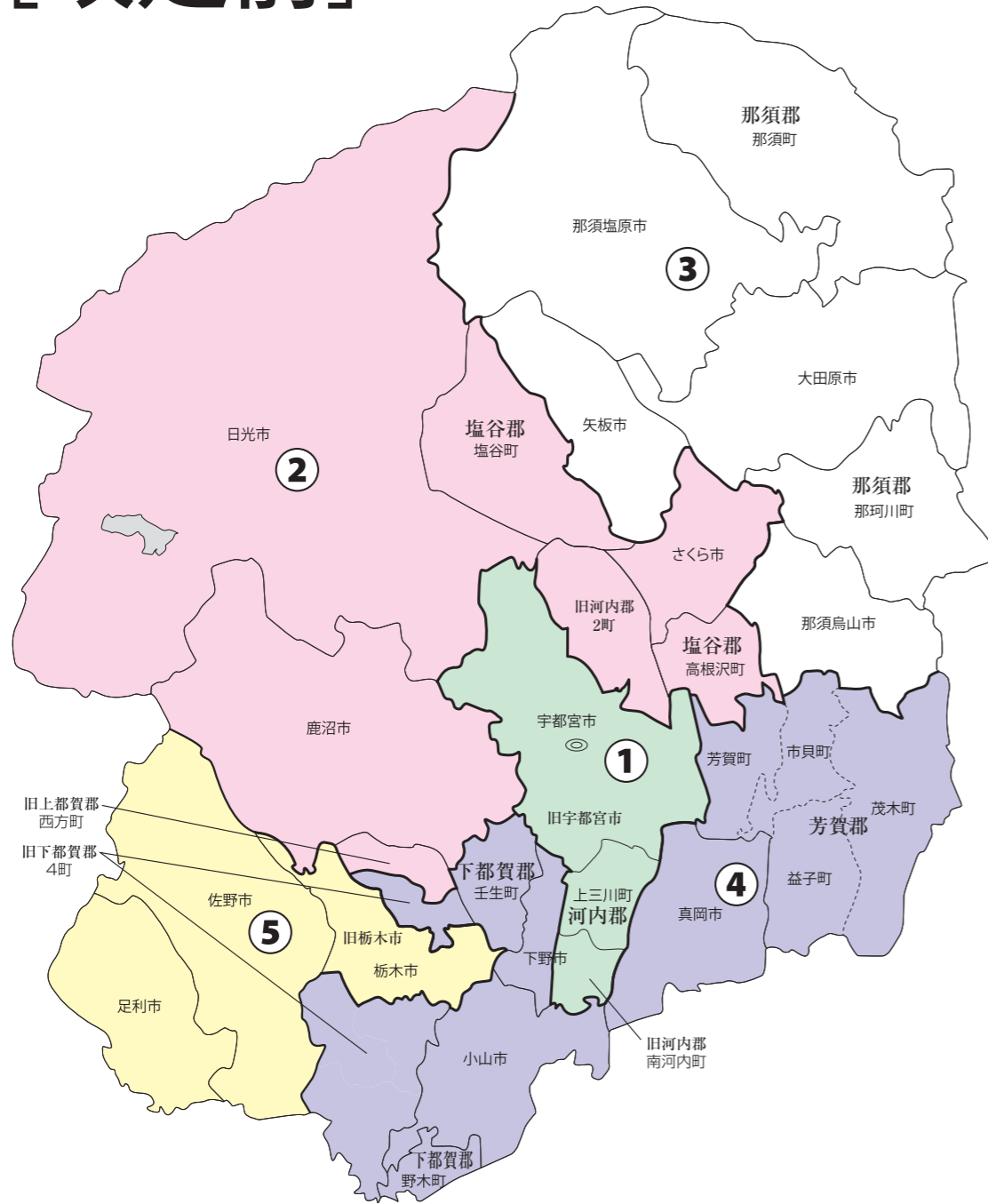
旧選挙区	第1区	第2区	第4区	第6区	第7区
	<p>水戸市 本庁管内 水戸市役所赤塚出張所管内 水戸市役所常澄出張所管内</p> <p>笠間市 笠間市役所笠間支所管内</p> <p>筑西市 桜川市 東茨城郡 城里町</p>	<p>下妻市 下妻、長塚、砂沼新田、坂本新田、大木新田、石の宮、堀籠、坂井、比毛、横根、平川戸、北大宝、大宝、大串、平沼、福田、下木戸、神明、若柳、下宮、数須、筑波島、下田、中郷、黒駒、江、平方、尻手、渋井、桐ヶ瀬、前河原、赤須、柴、半谷、大木、南原、上野、関本下、袋畑、古沢、小島、二本紀、今泉、中居指、新堀、加養、亀崎、樋橋、肘谷、山尻、谷田部、柳原、安食、高道祖、本城町1丁目～3丁目、小野子町1丁目、小野子町2丁目、本宿町1丁目、本宿町2丁目、田町1丁目、田町2丁目</p> <p>常陸大宮市 御前山支所管内</p>	<p>水戸市 第1区に属しない区域</p> <p>笠間市 第1区に属しない区域</p> <p>鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市 小美玉市 本庁管内 小美玉市役所 小川総合支所管内</p> <p>東茨城郡 茨城町 大洗町</p>	<p>常陸太田市 ひたちなか市 常陸大宮市 第1区に属しない区域</p> <p>那珂市 久慈郡</p>	<p>小美玉市 第2区に属しない区域</p> <p>土浦市 石岡市 つくば市 かすみがうら市 つくばみらい市</p>
新選挙区	<p>水戸市 笠間市 筑西市 桜川市 東茨城郡 城里町</p>	<p>鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市 小美玉市 東茨城郡 茨城町 大洗町</p>	<p>常陸太田市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 久慈郡</p>	<p>土浦市 石岡市 つくば市 かすみがうら市 つくばみらい市</p>	<p>古河市 結城市 下妻市 常総市 坂東市 結城郡 猿島郡</p>
	第1区	第2区	第4区	第6区	第7区

※第3区、第5区は選挙区の変更はありません。

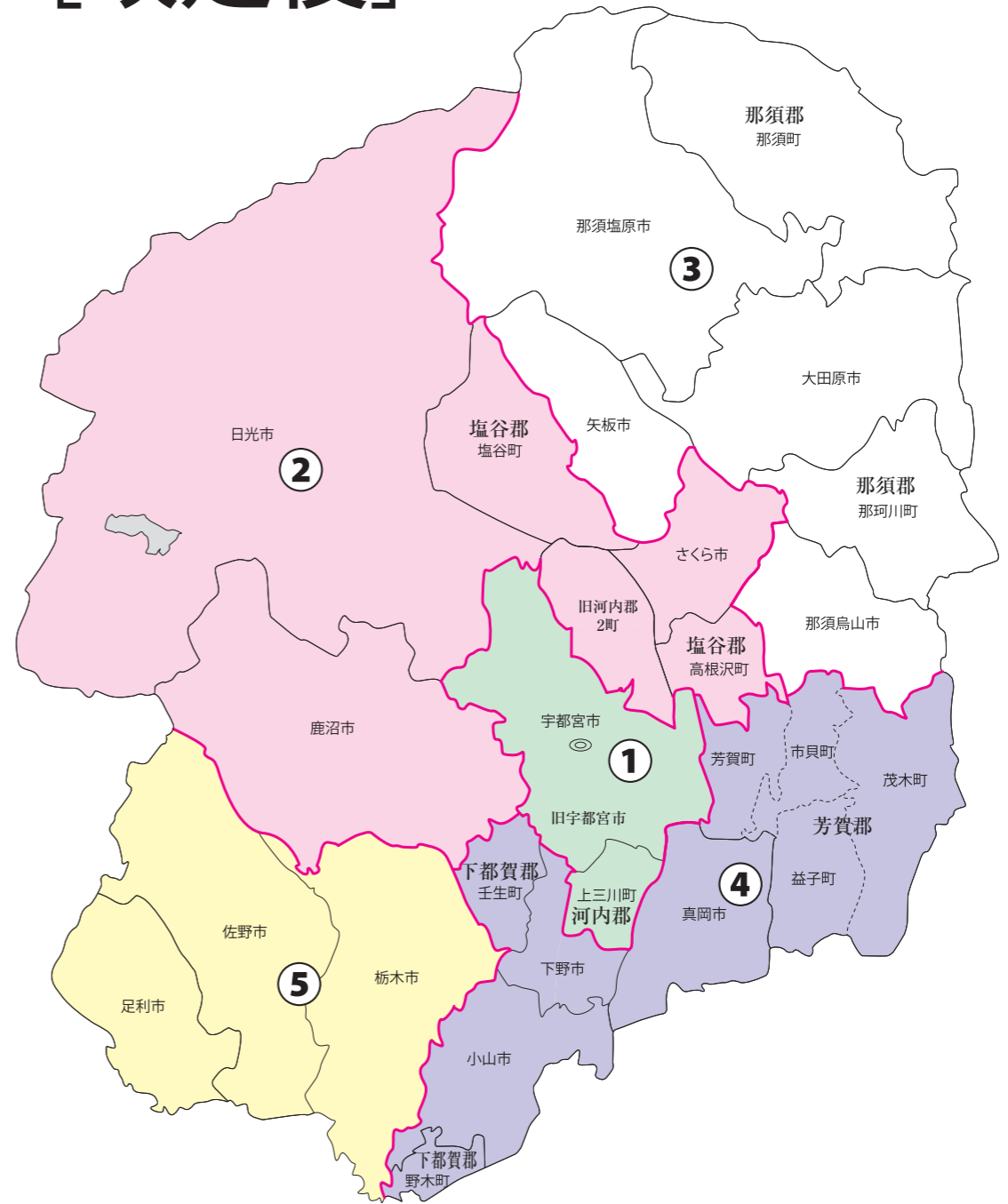
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 栃木県

## [改定前]



## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

		第1区	第2区	第4区	第5区		
旧選挙区	<b>宇都宮市</b> 本庁管内 宇都宮市平石地区市民センター管内 宇都宮市清原地区市民センター管内 宇都宮市横川地区市民センター管内 宇都宮市瑞穂野地区市民センター管内 宇都宮市城山地区市民センター管内 宇都宮市国本地区市民センター管内 宇都宮市富屋地区市民センター管内 宇都宮市豊郷地区市民センター管内 宇都宮市篠井地区市民センター管内 宇都宮市姿川地区市民センター管内 宇都宮市雀宮地区市民センター管内 宇都宮市役所宝木出張所管内 宇都宮市役所陽南出張所管内 河内郡	<b>下野市</b> 薬師寺、成田、町田、谷地 賀、下文狭、田中、仁良 川、本吉田、別当河原、下 吉田、磯部、中川島、上川 島、上吉田、三王山、絹 板、花田、下坪山、上坪 山、東根、祇園1丁目～5 丁目、緑1丁目～6丁目	<b>宇都宮市</b> 第1区に属しない区域 <b>鹿沼市</b> <b>日光市</b> <b>さくら市</b> <b>塩谷郡</b>	<b>栃木市</b> 栃木市役所西方 総合支所管内	<b>下野市</b> 第1区に属しない区域 <b>小山市</b> <b>真岡市</b> <b>芳賀郡</b> <b>下都賀郡</b>	<b>栃木市</b> 栃木市役所大平総合支所管内 栃木市役所藤岡総合支所管内 栃木市役所都賀総合支所管内 栃木市役所岩舟総合支所管内	<b>栃木市</b> 第2区及び第4区に 属しない区域 <b>足利市</b> <b>佐野市</b>
	新選挙区	<b>宇都宮市</b> 本庁管内 宇都宮市平石地区市民センター管内 宇都宮市清原地区市民センター管内 宇都宮市横川地区市民センター管内 宇都宮市瑞穂野地区市民センター管内 宇都宮市城山地区市民センター管内 宇都宮市国本地区市民センター管内 宇都宮市富屋地区市民センター管内 宇都宮市豊郷地区市民センター管内 宇都宮市篠井地区市民センター管内 宇都宮市姿川地区市民センター管内 宇都宮市雀宮地区市民センター管内 宇都宮市役所宝木出張所管内 宇都宮市役所陽南出張所管内 河内郡	<b>宇都宮市</b> 第1区に属しない区域 <b>鹿沼市</b> <b>日光市</b> <b>さくら市</b> <b>塩谷郡</b>	<b>宇都宮市</b> 第1区に属しない区域 <b>鹿沼市</b> <b>日光市</b> <b>さくら市</b> <b>塩谷郡</b>	<b>宇都宮市</b> 第1区に属しない区域 <b>鹿沼市</b> <b>日光市</b> <b>さくら市</b> <b>塩谷郡</b>	<b>下野市</b> <b>小山市</b> <b>真岡市</b> <b>芳賀郡</b> <b>下都賀郡</b>	<b>下野市</b> <b>小山市</b> <b>真岡市</b> <b>芳賀郡</b> <b>下都賀郡</b>
		第1区	第2区	第4区	第5区		

※第3区は選挙区の変更はありません。



衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 群馬県

## [改定前]

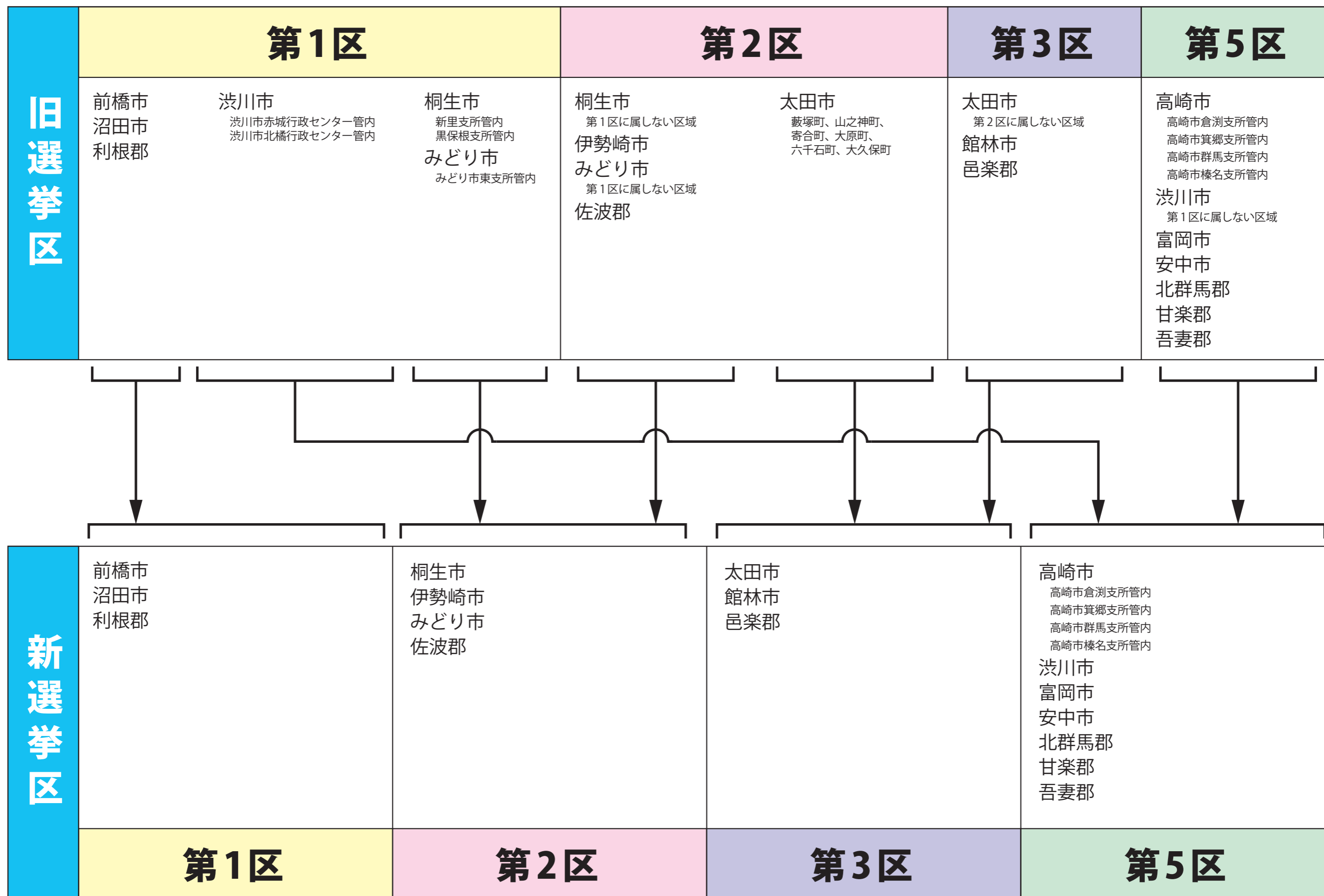


## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会



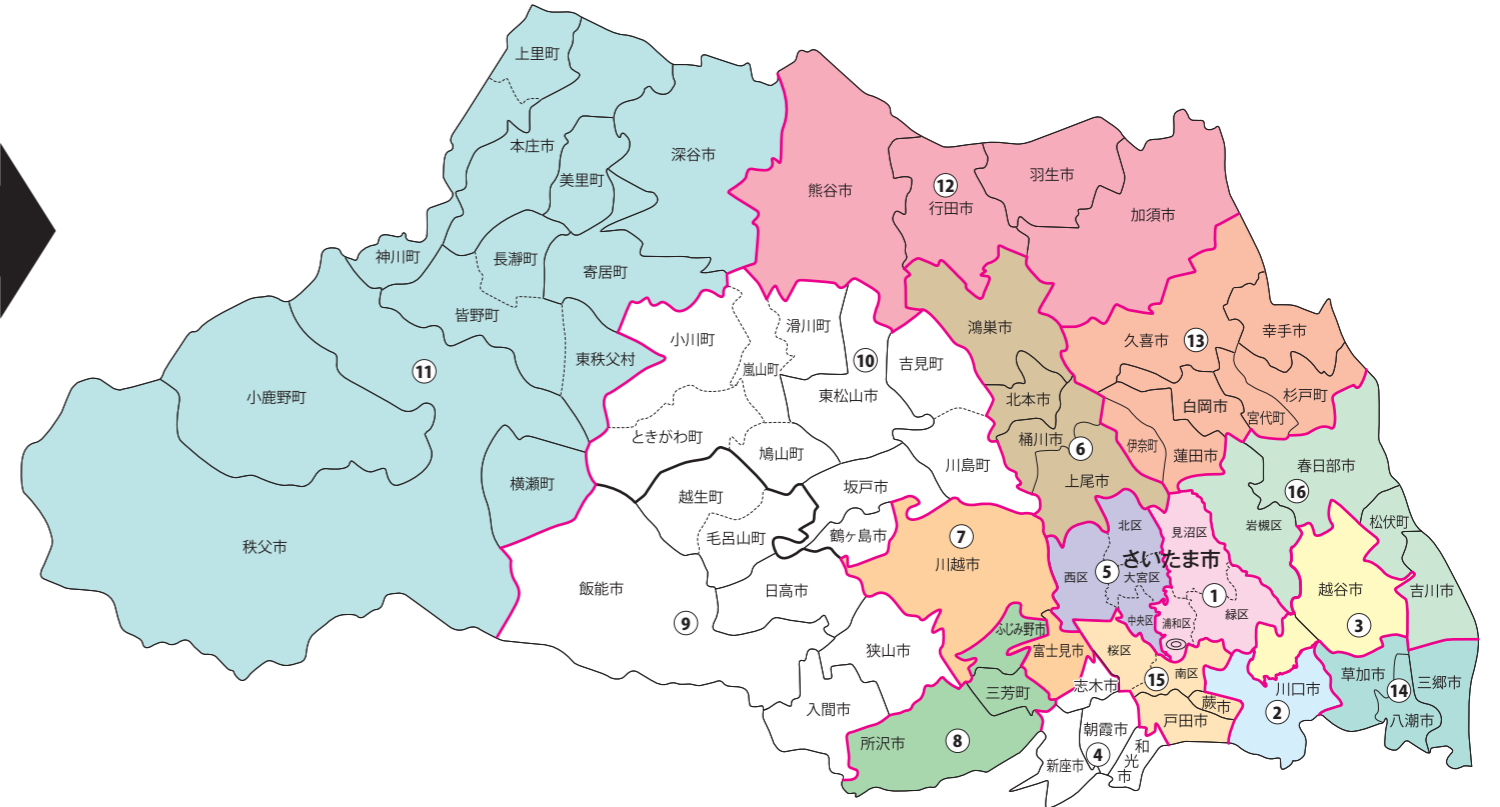
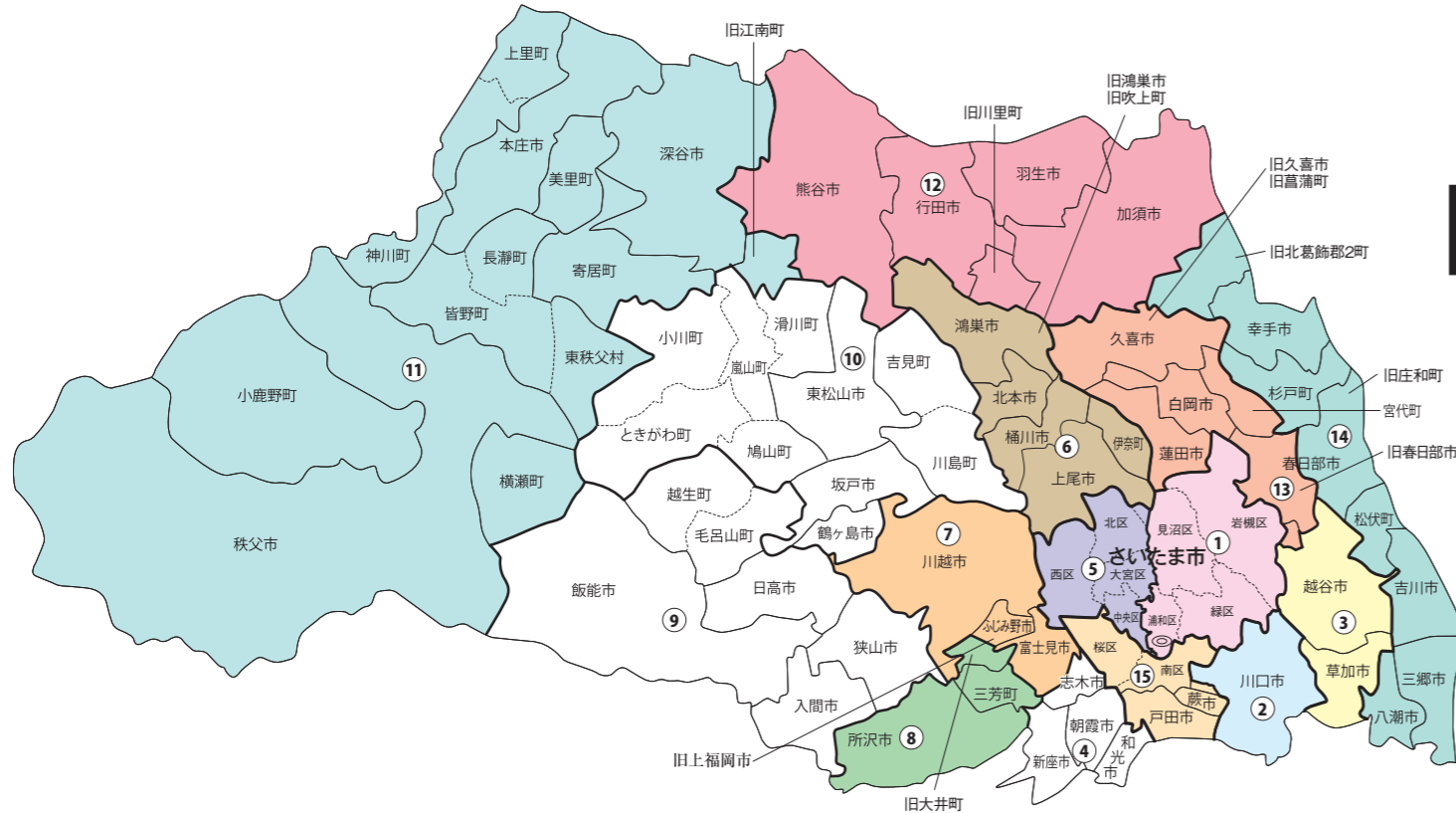
※第4区は選挙区の変更はありません。

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 埼玉県

## [改定前]

## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 新選挙区

第1区		第2区								
さいたま市 見沼区 浦和区 緑区	川口市 本庁管内 新郷支所管内 神根支所管内 大字安行領根岸(290番地から676番地まで、711番地、712番地)、大字安行領在家(113番地から116番地まで、226番地から282番地まで)、在家町、大字木曾呂(1313番地、1336番地、1341番地、1365番地、1369番地から1372番地まで、1392番地から1399番地まで、1409番地、1419番地から1427番地まで、1450番地、1459番地から1462番地まで、1467番地、1468番地、1473番地、1477番地から1479番地まで、1486番地から1488番地まで、1492番地から1524番地まで、1528番地から1560番地まで)、柳崎1丁目、柳崎4丁目、柳崎5丁目、北園町、柳根町、本前川3丁目 芝支所管内 安行支所管内(大字安行慈林(614番地から629番地まで)に属する区域を除く。) 鳩ヶ谷支所管内									
第3区	第5区	第6区	第7区	第8区	第11区	第12区	第13区	第14区	第15区	第16区
川口市 第2区に属しない区域 越谷市	さいたま市 西区 北区 大宮区 中央区	鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市	川越市 富士見市	所沢市 ふじみ野市 入間郡 三芳町	秩父市 本庄市 深谷市 秩父郡 児玉郡 大里郡	熊谷市 行田市 加須市 羽生市	久喜市 蓮田市 幸手市 白岡市 北足立郡 南埼玉郡 北葛飾郡 杉戸町	草加市 八潮市 三郷市	さいたま市 桜区 南区 蕨市 戸田市	さいたま市 岩槻区 春日部市 吉川市 北葛飾郡 松伏町

※第4区、第9区、第10区は選挙区の変更はありません。

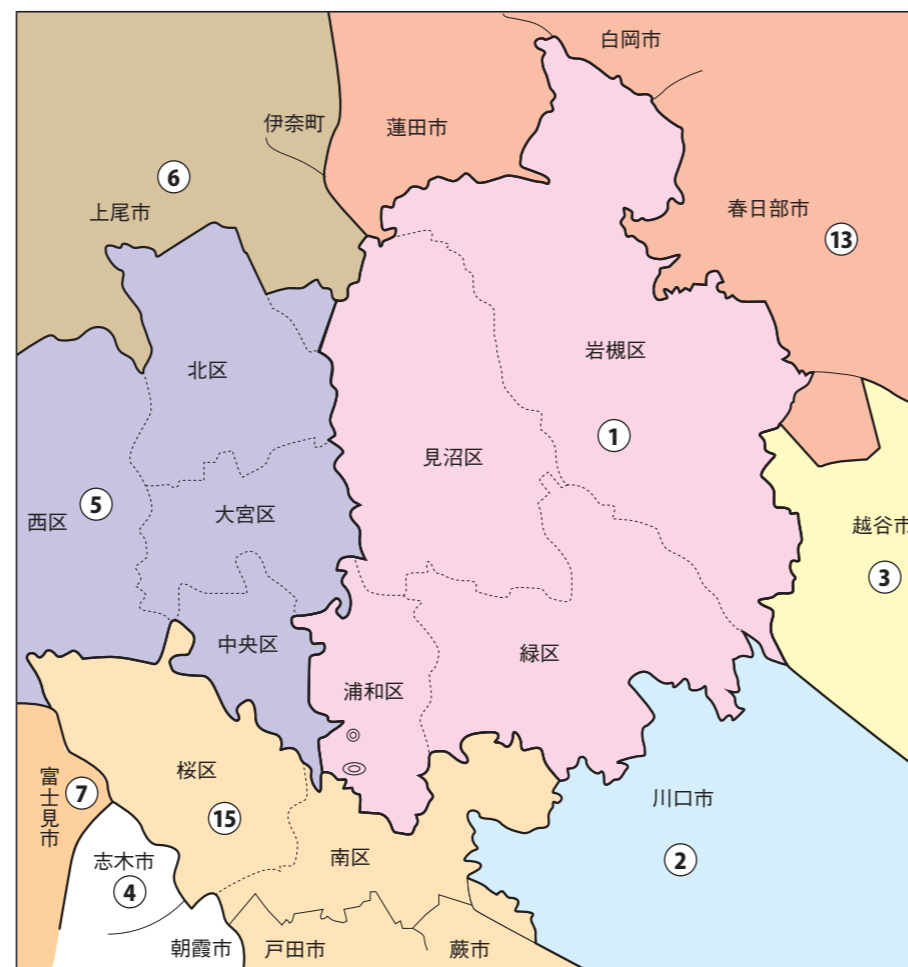
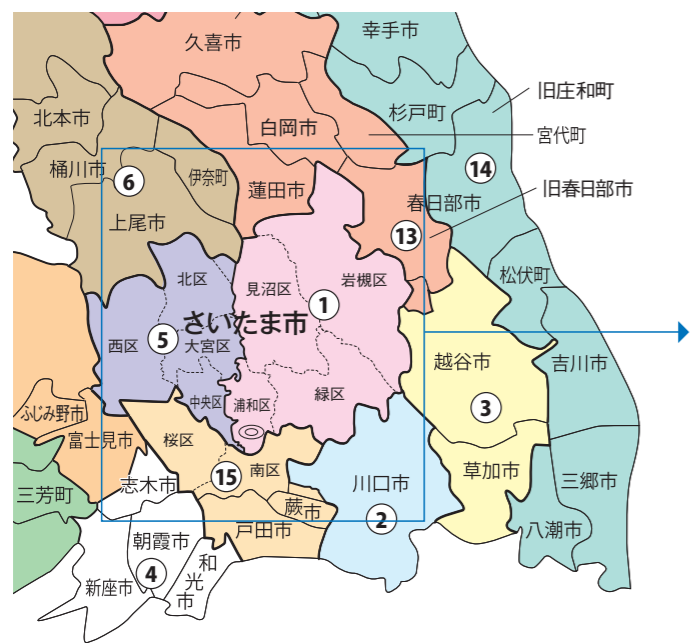
# 埼玉県

# さいたま市

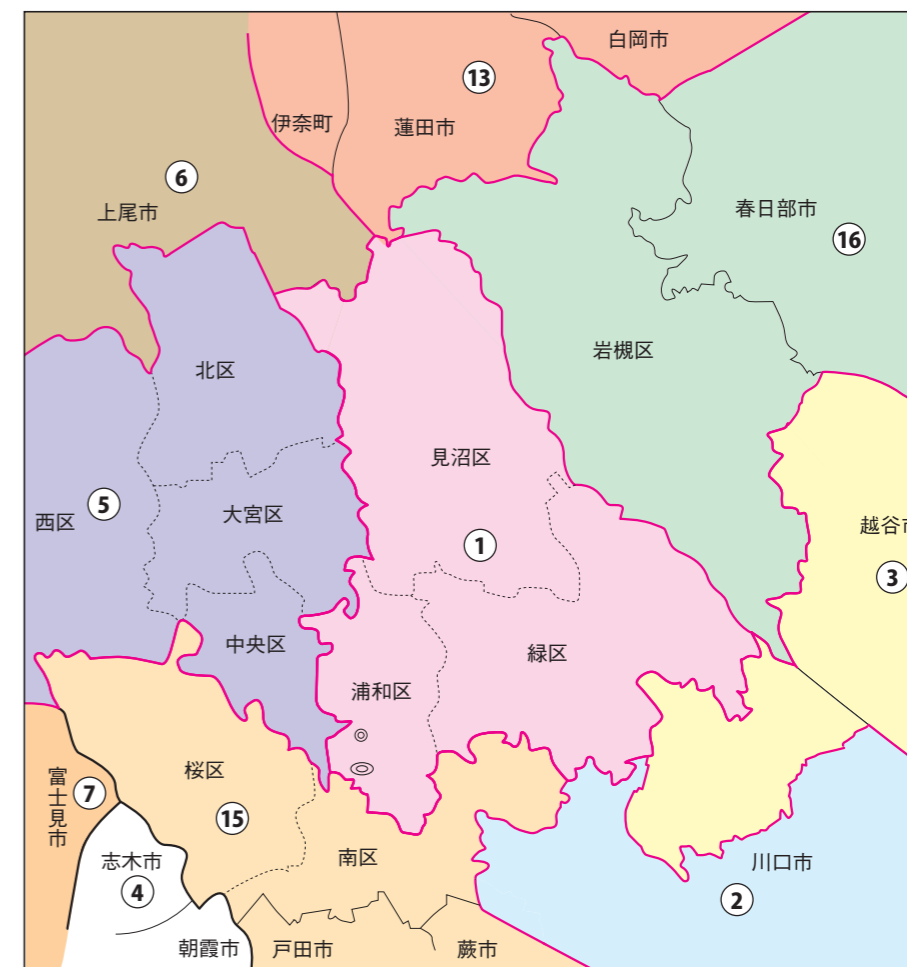
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



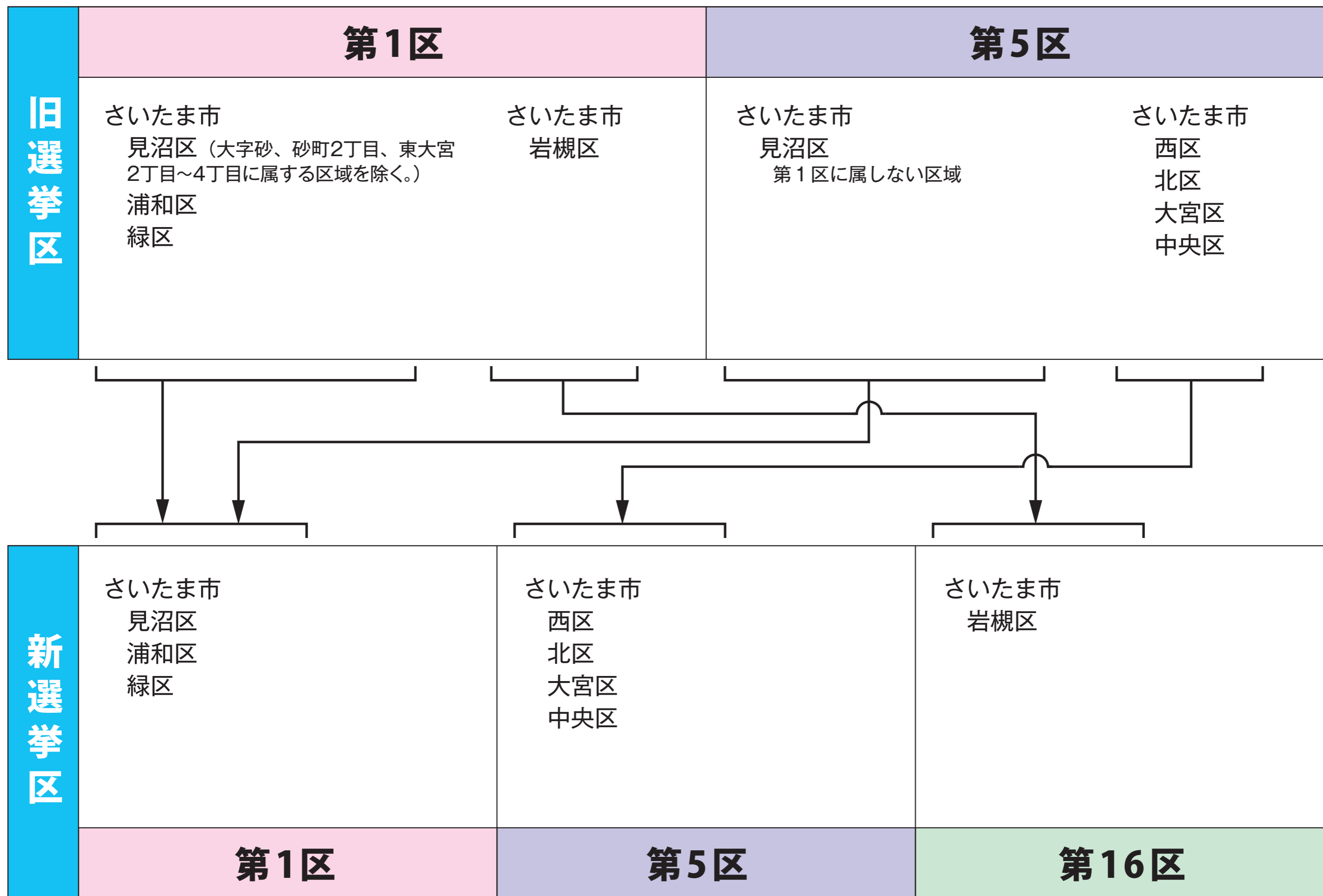
◎: 県庁   ◎: 市役所  
丸数字は選挙区番号



◎: 県庁   ◎: 市役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会



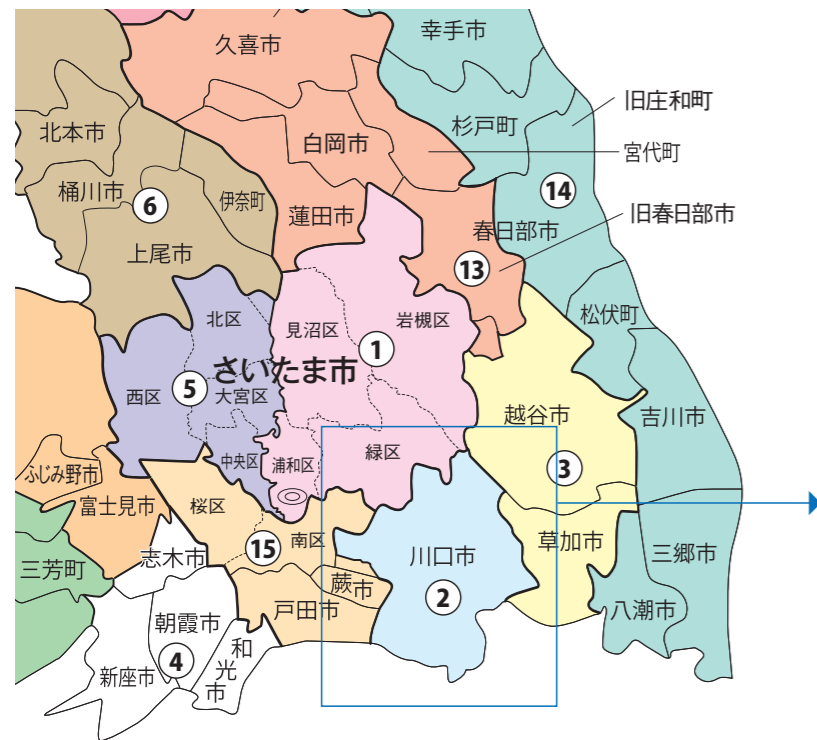
# 埼玉県

# 川口市

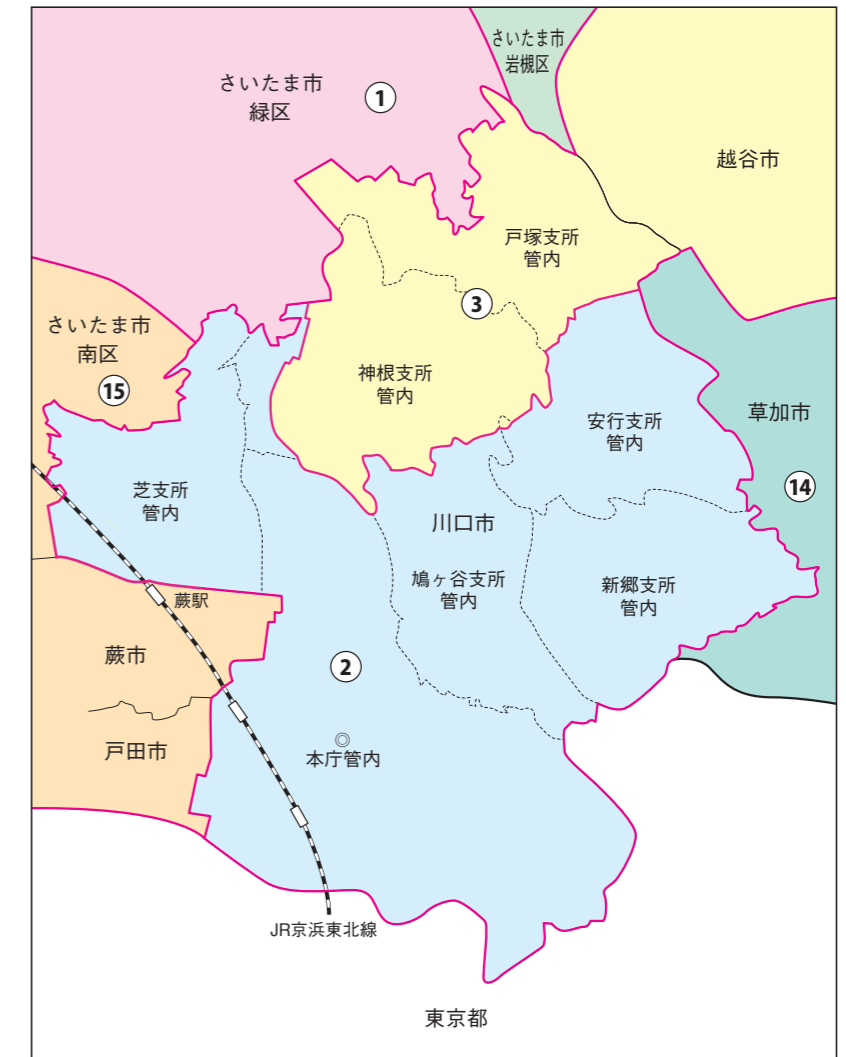
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



◎:市役所  
丸数字は選挙区番号



◎:市役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 川口市

## 第 2 区 の 区 域

本庁管内

新郷支所管内

神根支所管内

大字安行領根岸(290番地から676番地まで、711番地、712番地)、大字安行領在家(113番地から116番地まで、226番地から282番地まで)、在家町、大字木曾呂(1313番地、1336番地、1341番地、1365番地、1369番地から1372番地まで、1392番地から1399番地まで、1409番地、1419番地から1427番地まで、1450番地、1459番地から1462番地まで、1467番地、1468番地、1473番地、1477番地から1479番地まで、1486番地から1488番地まで、1492番地から1524番地まで、1528番地から1560番地まで)、柳崎1丁目、柳崎4丁目、柳崎5丁目、北園町、柳根町、本前川3丁目

芝支所管内

安行支所管内(大字安行慈林(614番地から629番地まで)に属する区域を除く。)

鳩ヶ谷支所管内

## 第 3 区 の 区 域

神根支所管内

大字安行領根岸(290番地から676番地まで、711番地、712番地を除く。)、大字安行領在家(113番地から116番地まで、226番地から282番地までを除く。)、大字道合、大字神戸、大字木曾呂(1313番地、1336番地、1341番地、1365番地、1369番地から1372番地まで、1392番地から1399番地まで、1409番地、1419番地から1427番地まで、1450番地、1459番地から1462番地まで、1467番地、1468番地、1473番地、1477番地から1479番地まで、1486番地から1488番地まで、1492番地から1524番地まで、1528番地から1560番地までを除く。)、大字源左衛門新田、大字東内野、大字石神、大字赤芝新田、大字赤山、大字新井宿、大字西新井宿

安行支所管内(大字安行慈林(614番地から629番地まで))

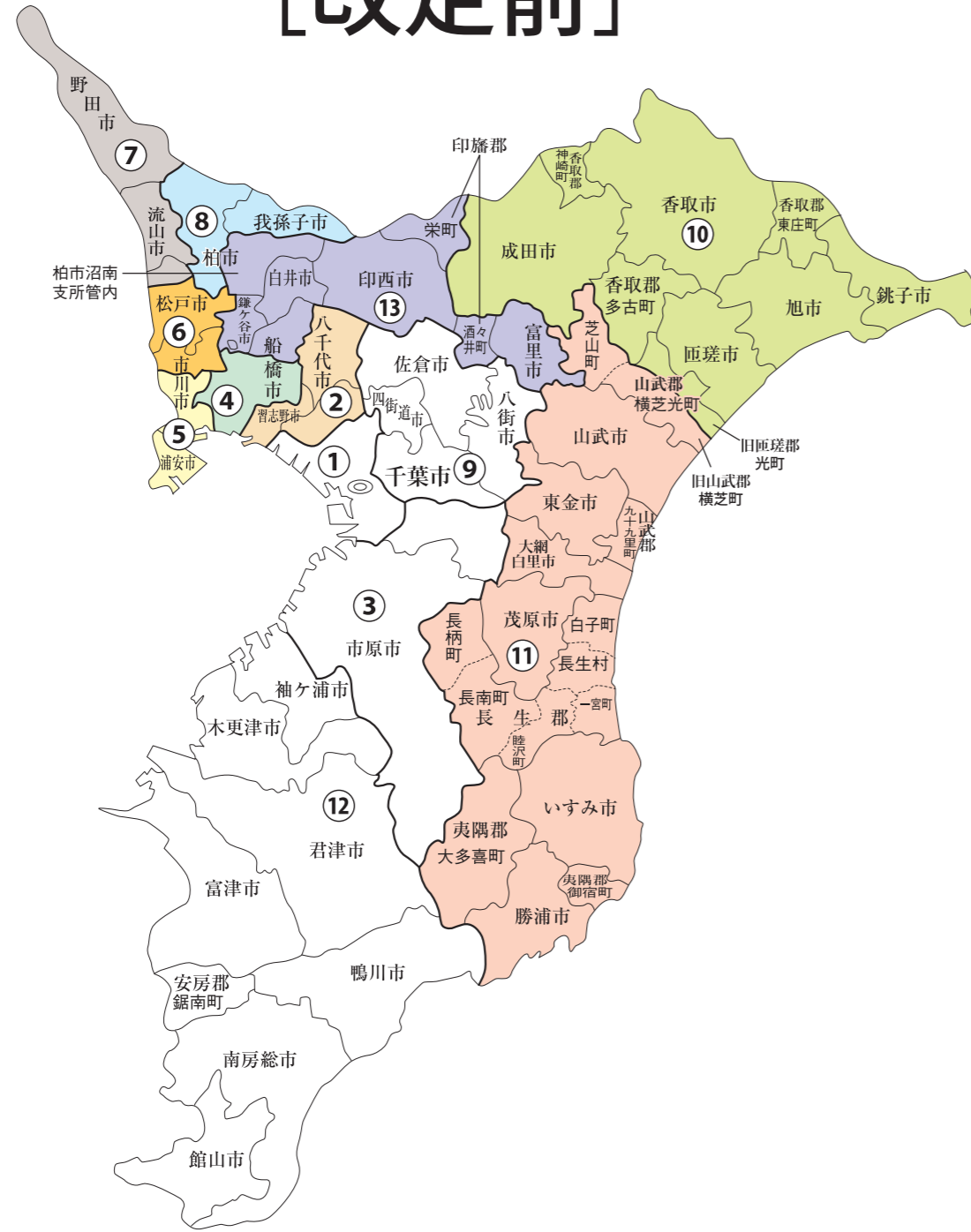
戸塚支所管内



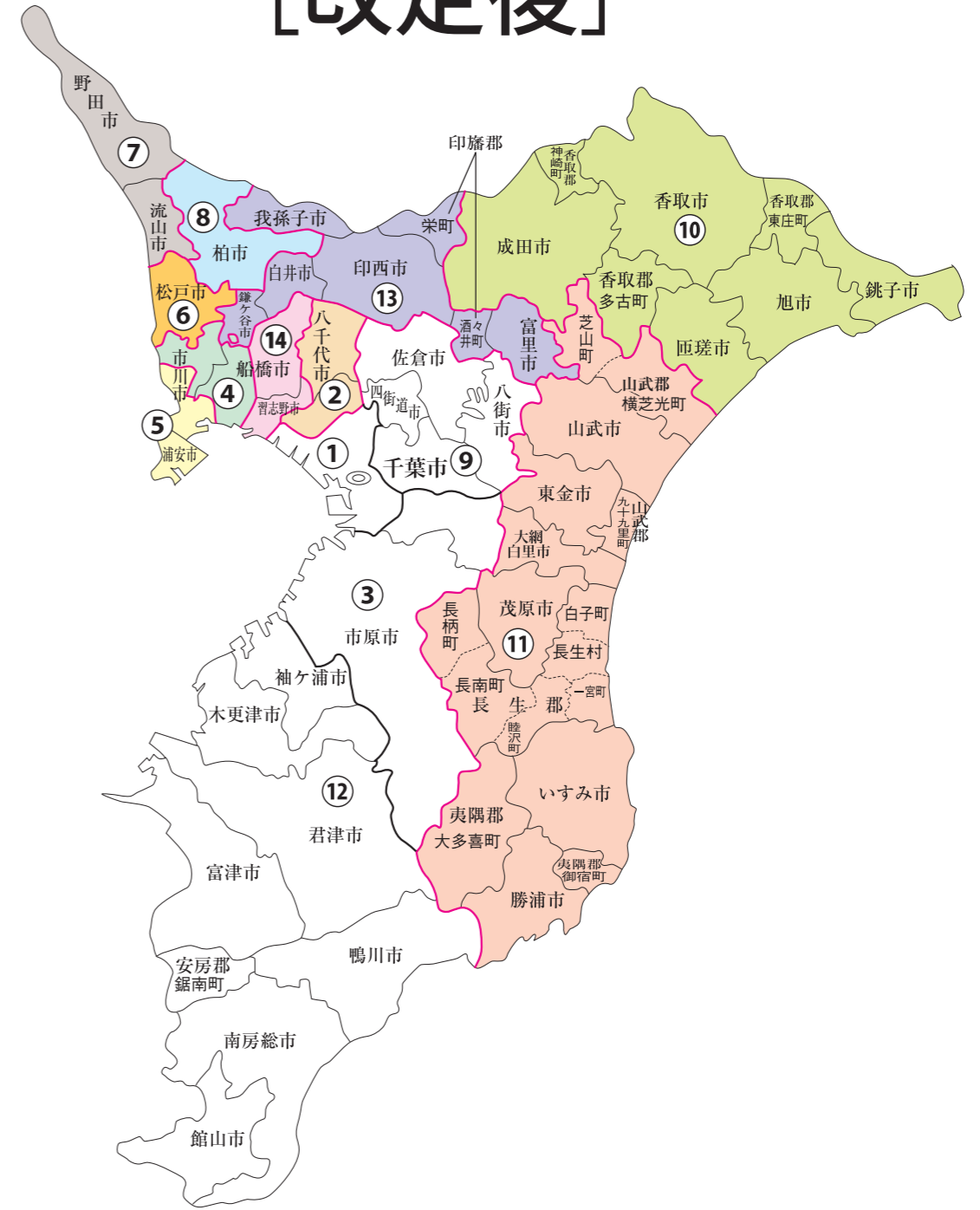
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 千葉県

## [改定前]



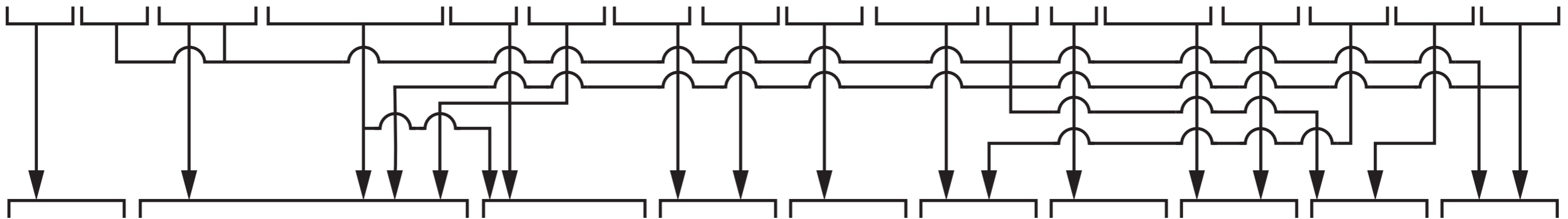
## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

旧選挙区	第2区	第4区	第5区	第6区	第7区	第8区	第10区	第11区	第13区					
	千葉市 花見川区 八千代市	習志野市 船橋市 本庁管内 船橋市二宮出張所管内 船橋市芝山出張所管内 船橋市高根台出張所管内 船橋市習志野台出張所管内 船橋市西船橋出張所管内 船橋市船橋駅前総合窓口センター管内(丸山1丁目～5丁目)に属する区域を除く。	市川市 本庁管内 市川1丁目～3丁目、市川南1丁目～5丁目、真間1丁目～3丁目、新田1丁目～5丁目、平田1丁目～4丁目、大洲1丁目～4丁目、大和田1丁目～5丁目、東大和田1丁目、東大和田2丁目、稲荷木1丁目～3丁目、八幡1丁目～6丁目、南八幡1丁目～5丁目、菅野1丁目～6丁目、東菅野1丁目～3丁目、鬼越1丁目、鬼越2丁目、鬼高1丁目～4丁目、高石神、中山1丁目～4丁目、若宮1丁目～3丁目、北方1丁目～3丁目、本北方1丁目～3丁目、北方町4丁目、東浜1丁目、田尻、田尻1丁目～5丁目、高谷、高谷1丁目～3丁目、高谷新町、原木、原木1丁目～4丁目、二俣、二俣1丁目、二俣2丁目、二俣新町、上妙典 行徳支所管内	市川市 第5区に属しない区域	松戸市 本庁管内 常盤平支所管内 六実支所管内 矢切支所管内 東部支所管内	松戸市 第6区に属しない区域	野田市 流山市	柏市 本庁管内 田中出張所管内 増尾出張所管内 富勢出張所管内 光ヶ丘出張所管内 豊四季台出張所管内 南部出張所管内 西原出張所管内 松葉出張所管内 藤心出張所管内 柏駅前行政サービスセンター管内	我孫子市	銚子市 成田市 旭市 匝瑳市 香取市 香取郡	山武郡 横芝光町 篠本、新井、宝米、市野原、二又、小川台、台、傍示戸、富下、虫生、小田部、母子、芝崎、芝崎南、宮川、谷中、目篠、上原、原方、木戸、尾垂イ、尾垂口、篠本根切	茂原市 東金市 勝浦市 山武市 いすみ市 大網白里市 山武郡 九十九里町 芝山町 横芝光町 第10区に属しない区域 長生郡 夷隅郡	柏市 第8区に属しない区域	鎌ヶ谷市 印西市 白井市 富里市 印旛郡



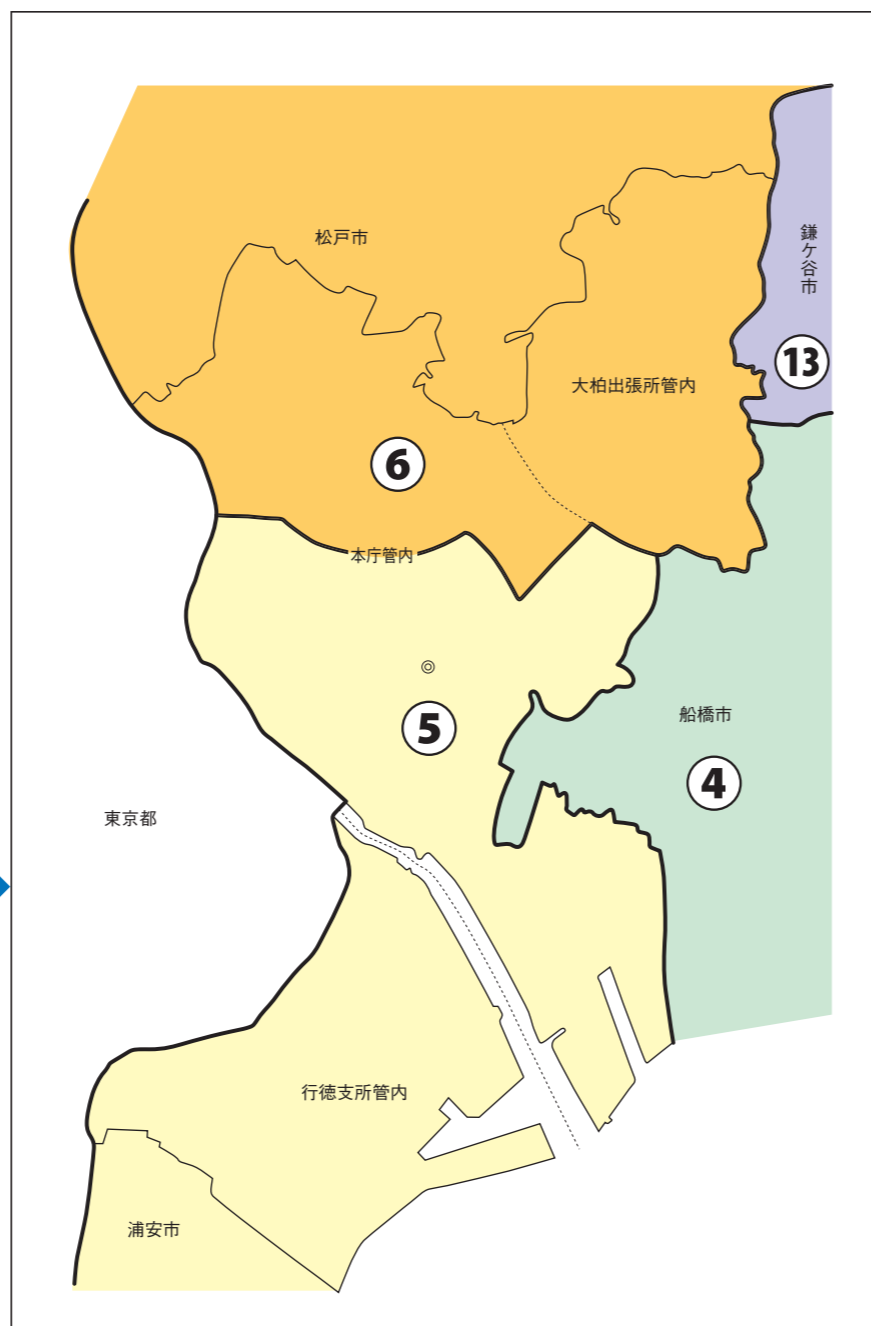
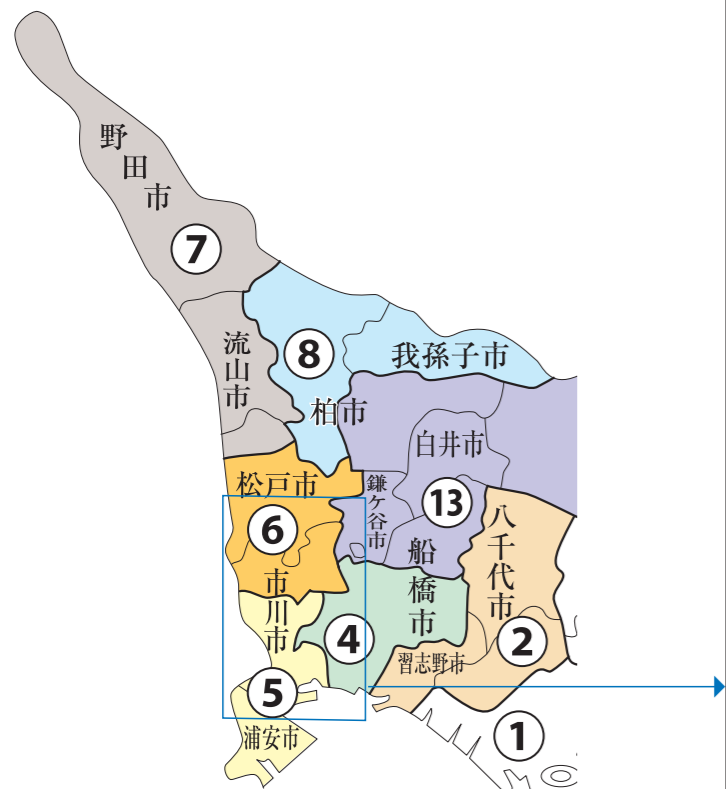
新選挙区	千葉市 花見川区 八千代市	市川市 本庁管内 国府台1丁目～6丁目、市川4丁目、真間4丁目、真間5丁目、東菅野4丁目、東菅野5丁目、宮久保1丁目～6丁目、鬼越1丁目、鬼越2丁目、鬼高1丁目～4丁目、高石神、中山1丁目～4丁目、若宮1丁目～3丁目、北方1丁目～3丁目、本北方1丁目～3丁目、北方町4丁目、国分1丁目～7丁目、中国分1丁目～5丁目、北国分1丁目～4丁目、須和田1丁目、須和田2丁目、稲越1丁目～3丁目、曾谷1丁目～8丁目、下貝塚1丁目～3丁目、東国分1丁目～3丁目、堀之内1丁目～5丁目 大柏出張所管内	市川市 第4区に属しない区域 浦安市	松戸市	野田市 流山市	柏市	銚子市 成田市 旭市 匝瑳市 香取市 香取郡	茂原市 東金市 勝浦市 山武市 いすみ市 大網白里市 山武郡 長生郡 夷隅郡	我孫子市 鎌ヶ谷市 印西市 白井市 富里市 印旛郡	船橋市 第4区に属しない区域 習志野市
	第2区	第4区	第5区	第6区	第7区	第8区	第10区	第11区	第13区	第14区

※第1区、3区、9区、12区は選挙区の変更はありません。

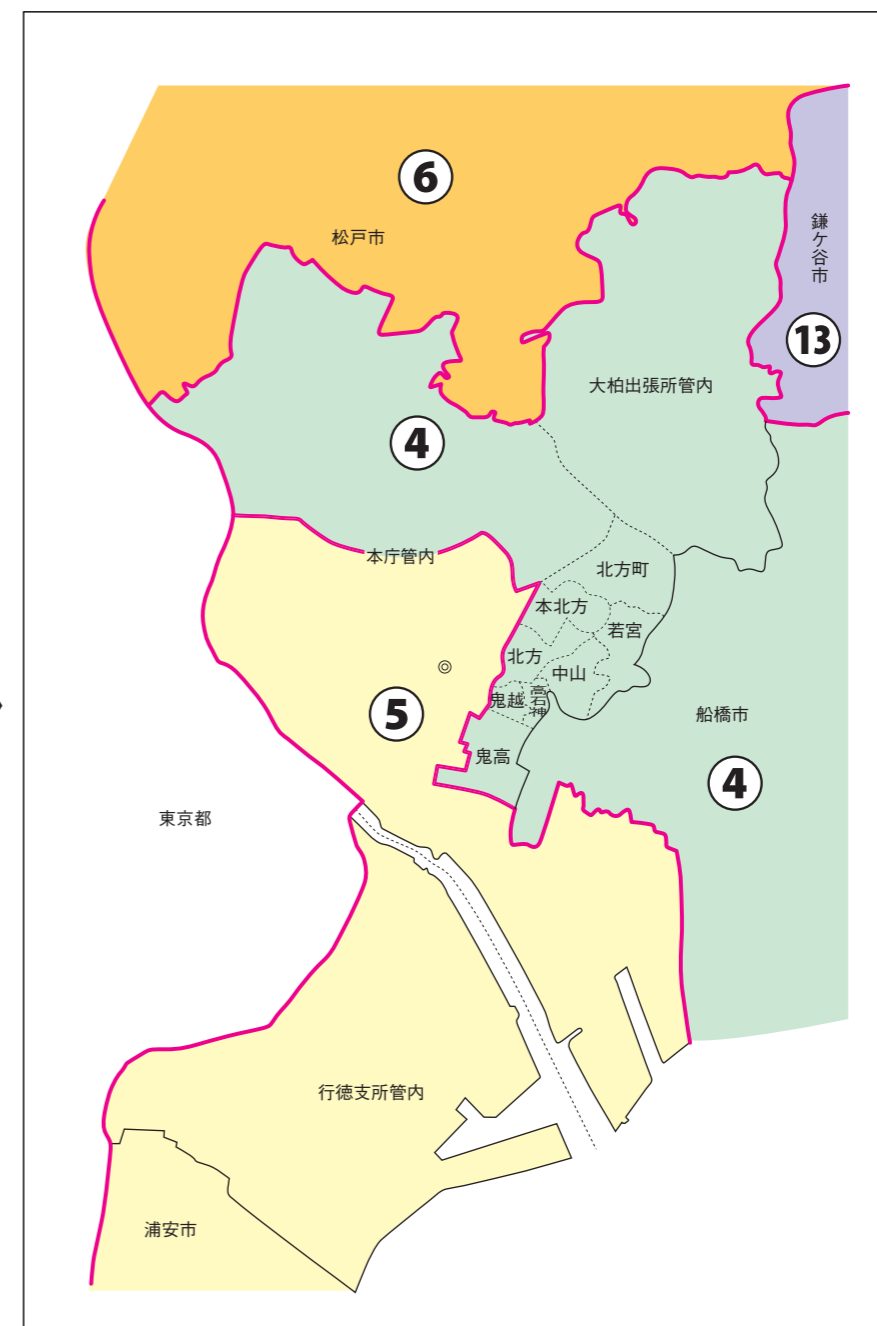
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

[改定前]

[改定後]



◎:市役所  
丸数字は選挙区番号



◎:市役所  
丸数字は選挙区番号

お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 市川市

## 第4区の区域

### 本庁管内

国府台1丁目～6丁目、市川4丁目、真間4丁目、真間5丁目、東菅野4丁目、東菅野5丁目、宮久保1丁目～6丁目、鬼越1丁目、鬼越2丁目、鬼高1丁目～4丁目、高石神、中山1丁目～4丁目、若宮1丁目～3丁目、北方1丁目～3丁目、本北方1丁目～3丁目、北方町4丁目、国分1丁目～7丁目、中国分1丁目～5丁目、北国分1丁目～4丁目、須和田1丁目、須和田2丁目、稲越1丁目～3丁目、曾谷1丁目～8丁目、下貝塚1丁目～3丁目、東国分1丁目～3丁目、堀之内1丁目～5丁目

### 大柏出張所管内

## 第5区の区域

### 本庁管内

市川1丁目～3丁目、市川南1丁目～5丁目、真間1丁目～3丁目、新田1丁目～5丁目、平田1丁目～4丁目、大洲1丁目～4丁目、大和田1丁目～5丁目、東大和田1丁目、東大和田2丁目、稲荷木1丁目～3丁目、八幡1丁目～6丁目、南八幡1丁目～5丁目、菅野1丁目～6丁目、東菅野1丁目～3丁目、東浜1丁目、田尻、田尻1丁目～5丁目、高谷、高谷1丁目～3丁目、高谷新町、原木、原木1丁目～4丁目、二俣、二俣1丁目、二俣2丁目、二俣新町、上妙典

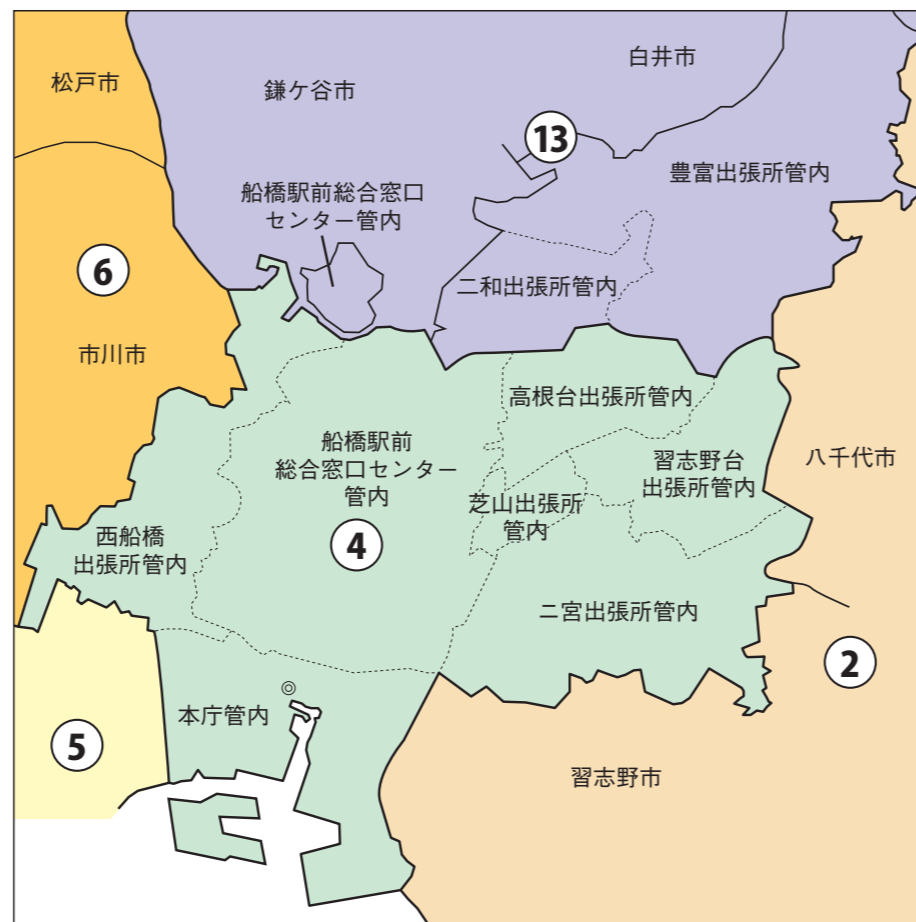
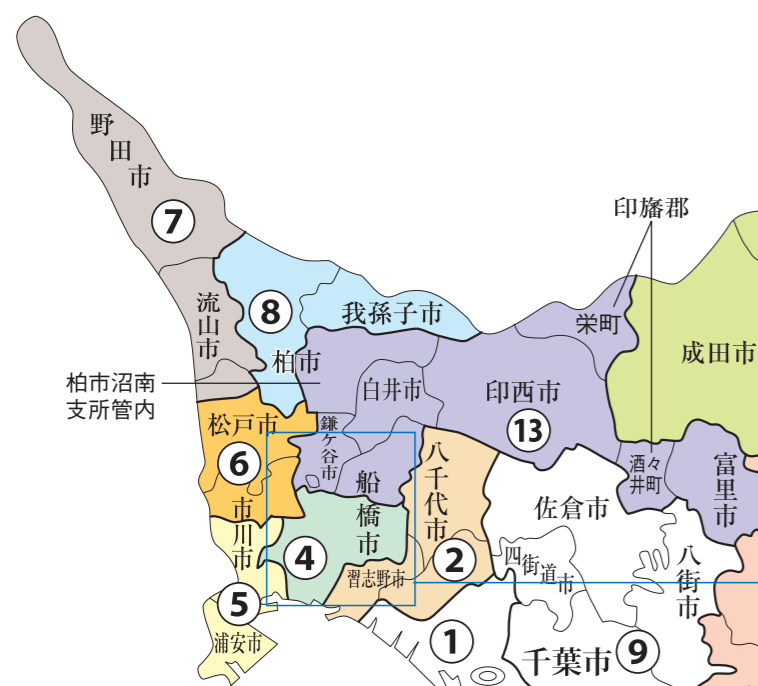
### 行徳支所管内

# 船橋市

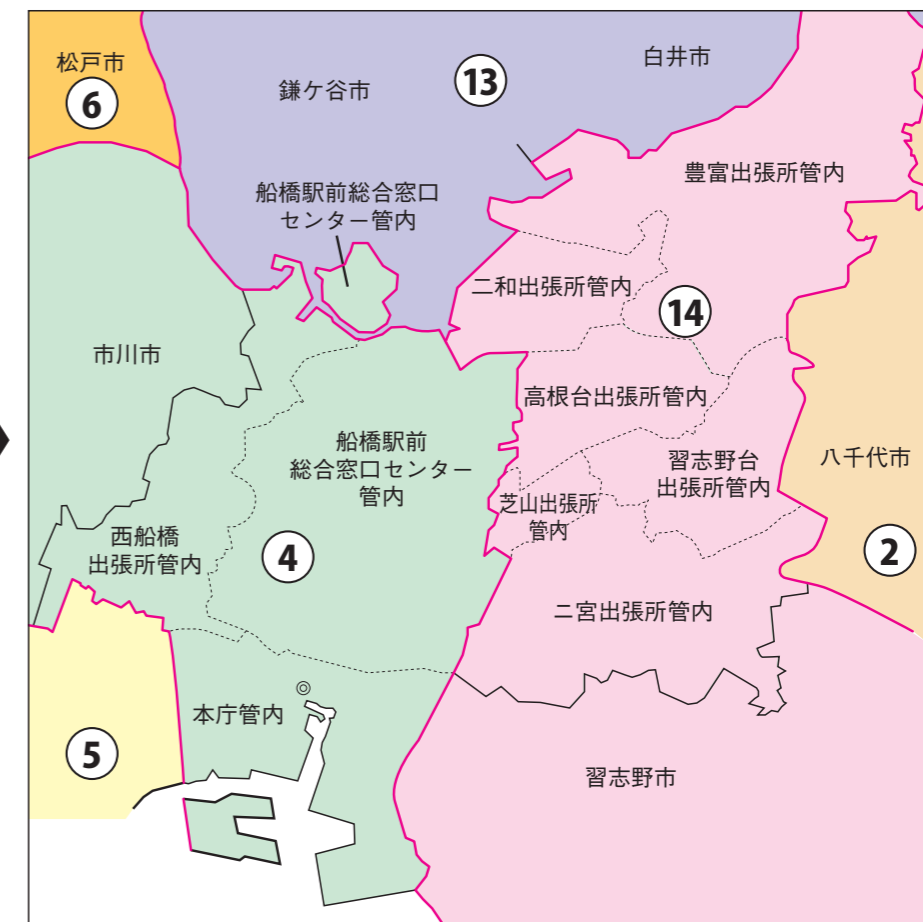
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



◎:市役所  
丸数字は選挙区番号



◎:市役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 船橋市

## 第4区の区域

本庁管内

船橋市西船橋出張所管内

船橋市船橋駅前総合窓口センター管内

## 第14区の区域

船橋市二宮出張所管内

船橋市芝山出張所管内

船橋市高根台出張所管内

船橋市習志野台出張所管内

船橋市豊富出張所管内

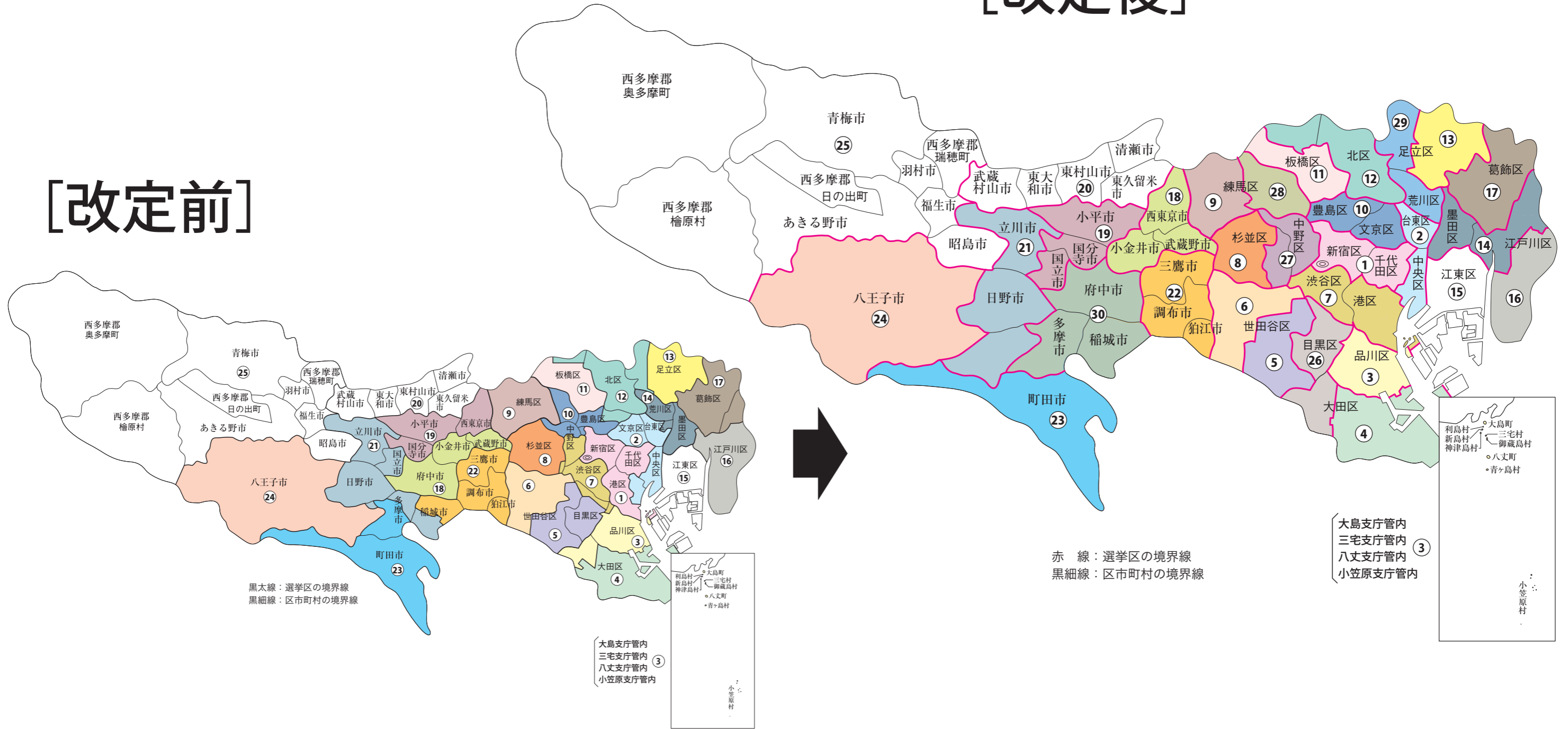
船橋市二和出張所管内

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 東京都

## [改定後]

## [改定前]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 新選挙区

新選挙区												
第1区	第2区	第3区	第4区			第5区	第6区	第7区	第8区			
千代田区 新宿区	中央区 台東区	品川区 東京都大島支庁管内 東京都三宅支庁管内 東京都八丈支庁管内 東京都小笠原支庁管内	大田区 大田区大森東特別出張所管内 大田区大森西特別出張所管内 大田区入新井特別出張所管内 大田区馬込特別出張所管内 大田区池上特別出張所管内 大田区新井宿特別出張所管内 大田区久が原特別出張所管内(池上3丁目に属する区域に限る。) 大田区糀谷特別出張所管内 大田区羽田特別出張所管内 大田区六郷特別出張所管内 大田区矢口特別出張所管内(矢口2丁目(1番、13番、14番、27番、28番)及び矢口3丁目(1番、8番)に属する区域に限る。) 大田区蒲田西特別出張所管内 大田区蒲田東特別出張所管内			世田谷区 池尻まちづくりセンター管内 太子堂まちづくりセンター管内 若林まちづくりセンター管内 上町まちづくりセンター管内 下馬まちづくりセンター管内 上馬まちづくりセンター管内 代沢まちづくりセンター管内 奥沢まちづくりセンター管内 九品仏まちづくりセンター管内 等々力まちづくりセンター管内 上野毛まちづくりセンター管内 用賀まちづくりセンター管内 二子玉川まちづくりセンター管内 深沢まちづくりセンター管内	世田谷区 第5区に属しない区域	港区 渋谷区	杉並区 下高井戸1丁目～5丁目、永福1丁目(2番から44番まで)、永福2丁目～4丁目、浜山1丁目～4丁目、大宮2丁目(5番から18番まで)、高円寺南2丁目～4丁目、高円寺北2丁目～4丁目、阿佐谷南1丁目～3丁目、阿佐谷北1丁目～6丁目、天沼1丁目～3丁目、本天沼1丁目～3丁目、成田西1丁目～4丁目、成田東1丁目～5丁目、荻窪1丁目～5丁目、南荻窪1丁目～4丁目、上荻1丁目～4丁目、西荻南1丁目～4丁目、西荻北1丁目～5丁目、今川1丁目～4丁目、清水1丁目～3丁目、桃井1丁目～4丁目、井草1丁目～5丁目、下井草1丁目～5丁目、上井草1丁目～4丁目、善福寺1丁目～4丁目、松庵1丁目～3丁目、宮前1丁目～5丁目、久我山1丁目～5丁目、高井戸東1丁目～4丁目、高井戸西1丁目～3丁目、上高井戸1丁目～3丁目			
第9区			第10区	第11区			第12区	第13区			第14区	
練馬区 貫井4丁目(28番、29番4号、29番8号から29番22号まで、30番9号、30番10号、44番から46番まで、47番18号から47番48号まで、47番50号から47番52号まで)、高松6丁目、土支田1丁目～4丁目、富士見台1丁目、富士見台2丁目、富士見台3丁目(20番6号から20番10号まで、38番から46番まで、47番5号から47番7号まで、55番6号から55番17号まで、56番から63番まで)、富士見台4丁目、南田中1丁目～5丁目、高野台1丁目～5丁目、谷原2丁目～6丁目、三原台1丁目～3丁目、石神井町1丁目～8丁目、石神井台1丁目～8丁目、下石神井1丁目～6丁目、東大泉1丁目～7丁目、西大泉町、西大泉1丁目～6丁目、南大泉1丁目～6丁目、大泉町1丁目～6丁目、大泉学園町1丁目～9丁目、関町北1丁目～5丁目、関町南1丁目～4丁目、上石神井南町、立野町、上石神井1丁目～4丁目、関町東1丁目、関町東2丁目			文京区 豊島区	板橋区 本庁管内 板橋1丁目～4丁目、加賀1丁目、加賀2丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、柴町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口1丁目、大谷口2丁目、向原1丁目～3丁目、小茂根1丁目～5丁目、常盤台1丁目～4丁目、南常盤台1丁目、南常盤台2丁目、東新町1丁目、東新町2丁目、上板橋1丁目～3丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村1丁目～3丁目、坂下1丁目(1番から26番まで、28番)、東坂下1丁目、小豆沢1丁目～4丁目、西台1丁目～4丁目、中台1丁目～3丁目、若木1丁目～3丁目、前野町1丁目～6丁目、三園2丁目、東山町、桜川1丁目～3丁目 東京都板橋区赤塚支所管内			北区 板橋区 第11区に属しない区域	足立区 青井1丁目～6丁目、足立1丁目～4丁目、綾瀬1丁目～7丁目、梅島1丁目～3丁目、梅田1丁目～8丁目、大谷田1丁目～5丁目、加平1丁目～3丁目、北加平町、栗原1丁目、栗原2丁目、弘道1丁目、弘道2丁目、佐野1丁目、佐野2丁目、島根1丁目～4丁目、神明1丁目～3丁目、神明南1丁目、神明南2丁目、関原1丁目～3丁目、千住1丁目～5丁目、千住曙町、千住旭町、千住東1丁目、千住東2丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木1丁目、千住桜木2丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町1丁目～3丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、竹の塚1丁目～7丁目、辰沼1丁目、辰沼2丁目、中央本町1丁目～5丁目、東和1丁目～5丁目、中川1丁目～5丁目、西綾瀬1丁目～4丁目、西新井栄町1丁目、西新井栄町2丁目、西加平1丁目、西加平2丁目、西保木間1丁目～4丁目、花畑1丁目～8丁目、東綾瀬1丁目～3丁目、東保木間1丁目、東保木間2丁目、東六月町、一ツ家1丁目～4丁目、日ノ出町、平野1丁目～3丁目、保木間1丁目～5丁目、保塚町、南花畑1丁目～5丁目、六木1丁目～4丁目、谷中1丁目～5丁目、柳原1丁目、柳原2丁目、六月1丁目～3丁目、六町1丁目～4丁目			墨田区 江戸川区 本庁管内 中央4丁目、松島1丁目～4丁目、東小松川1丁目～4丁目、西小松川町、興宮町、上一色1丁目～3丁目、本一色1丁目～3丁目 江戸川区小松川事務所管内 江戸川区小岩事務所管内	
第16区	第17区	第18区	第19区	第21区	第22区	第23区	第24区	第26区	第27区	第28区	第29区	第30区
江戸川区 第14区に属しない区域	葛飾区	武蔵野市 小金井市 西東京市	小平市 国分寺市 国立市	八王子市 下柚木、下柚木2丁目、下柚木3丁目、上柚木、上柚木2丁目、上柚木3丁目、中山(519番地、523番地から526番地まで、819番地から830番地まで、842番地、875番地から878番地まで、880番地から1148番地まで、1156番地、1219番地及び1221番地を除く。)、越野、南陽台1丁目～3丁目、堀之内、堀之内2丁目、堀之内3丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鎌水(339番地から345番地まで、364番地から371番地まで及び396番地を除く。)、鎌水2丁目、南大沢1丁目～5丁目、松木、別所1丁目、別所2丁目 立川市 日野市	三鷹市 調布市 狛江市	町田市	八王子市 第21区に属しない区域	目黒区 大田区 第4区に属しない区域	中野区 杉並区 第8区に属しない区域	練馬区 第9区に属しない区域	荒川区 足立区 第13区に属しない区域	府中市 多摩市 稲城市

※第15区、第20区、第25区は選挙区の変更はありません。



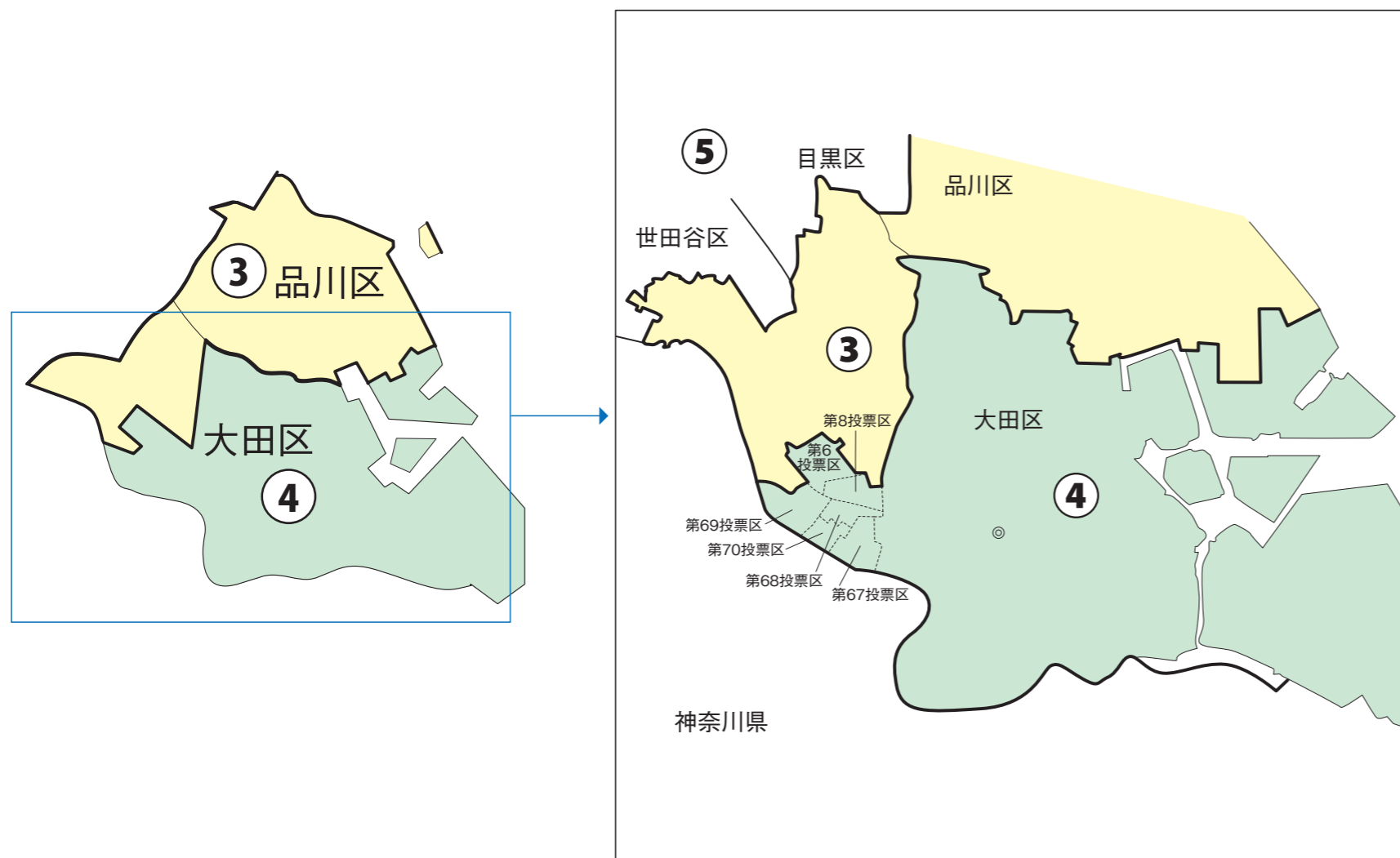
# 東京都

# 大田区

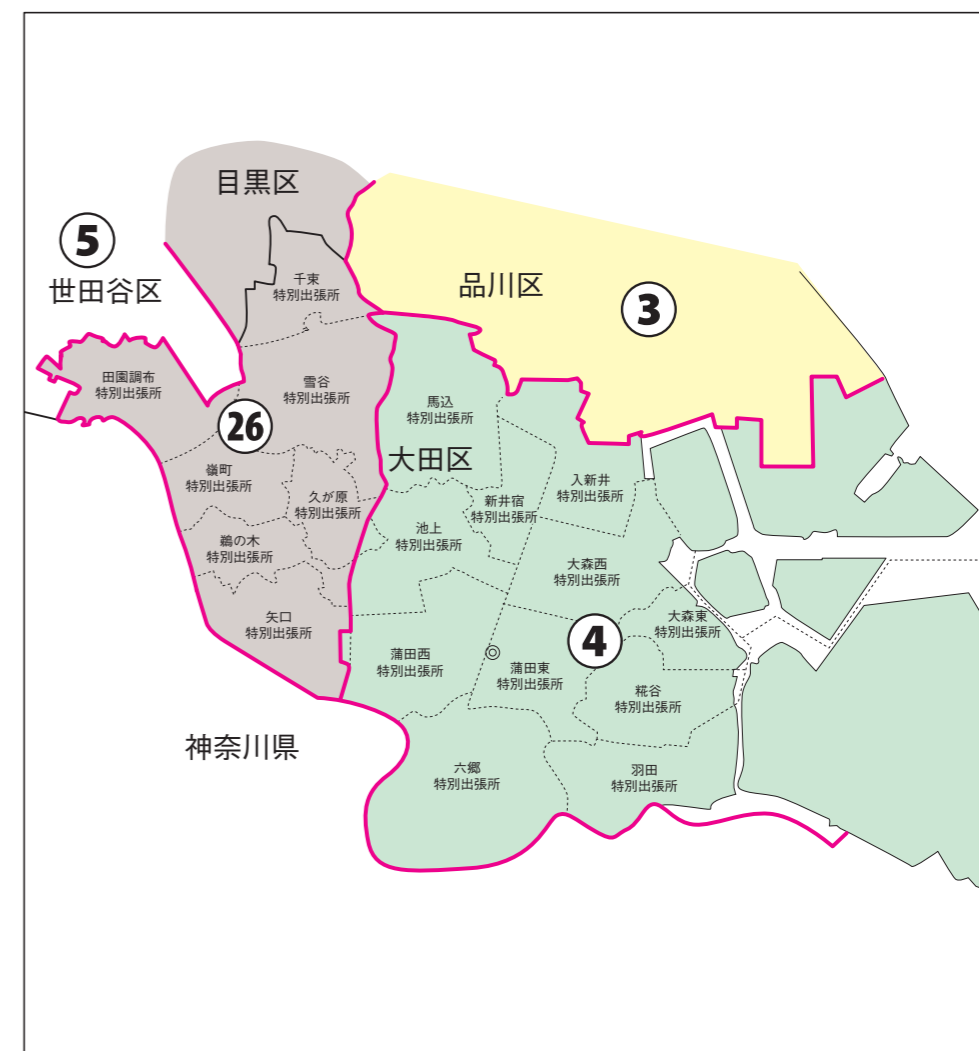
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



◎:区役所  
丸数字は選挙区番号



◎:区役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 大田区

## 第4区の区域

大田区大森東特別出張所管内  
大田区大森西特別出張所管内  
大田区入新井特別出張所管内  
大田区馬込特別出張所管内  
大田区池上特別出張所管内  
大田区新井宿特別出張所管内  
大田区久が原特別出張所管内(池上3丁目に属する区域に限る。)

大田区糀谷特別出張所管内  
大田区羽田特別出張所管内  
大田区六郷特別出張所管内  
大田区矢口特別出張所管内(矢口2丁目(1番、13番、14番、27番、28番)及び矢口3丁目(1番、8番)に属する区域に限る。)  
大田区蒲田西特別出張所管内  
大田区蒲田東特別出張所管内

## 第26区の区域

大田区嶺町特別出張所管内  
大田区田園調布特別出張所管内  
大田区鶉の木特別出張所管内  
大田区久が原特別出張所管内(池上3丁目に属する区域を除く。)  
大田区雪谷特別出張所管内  
大田区千束特別出張所管内  
大田区矢口特別出張所管内(矢口2丁目(1番、13番、14番、27番、28番)及び矢口3丁目(1番、8番)に属する区域を除く。)

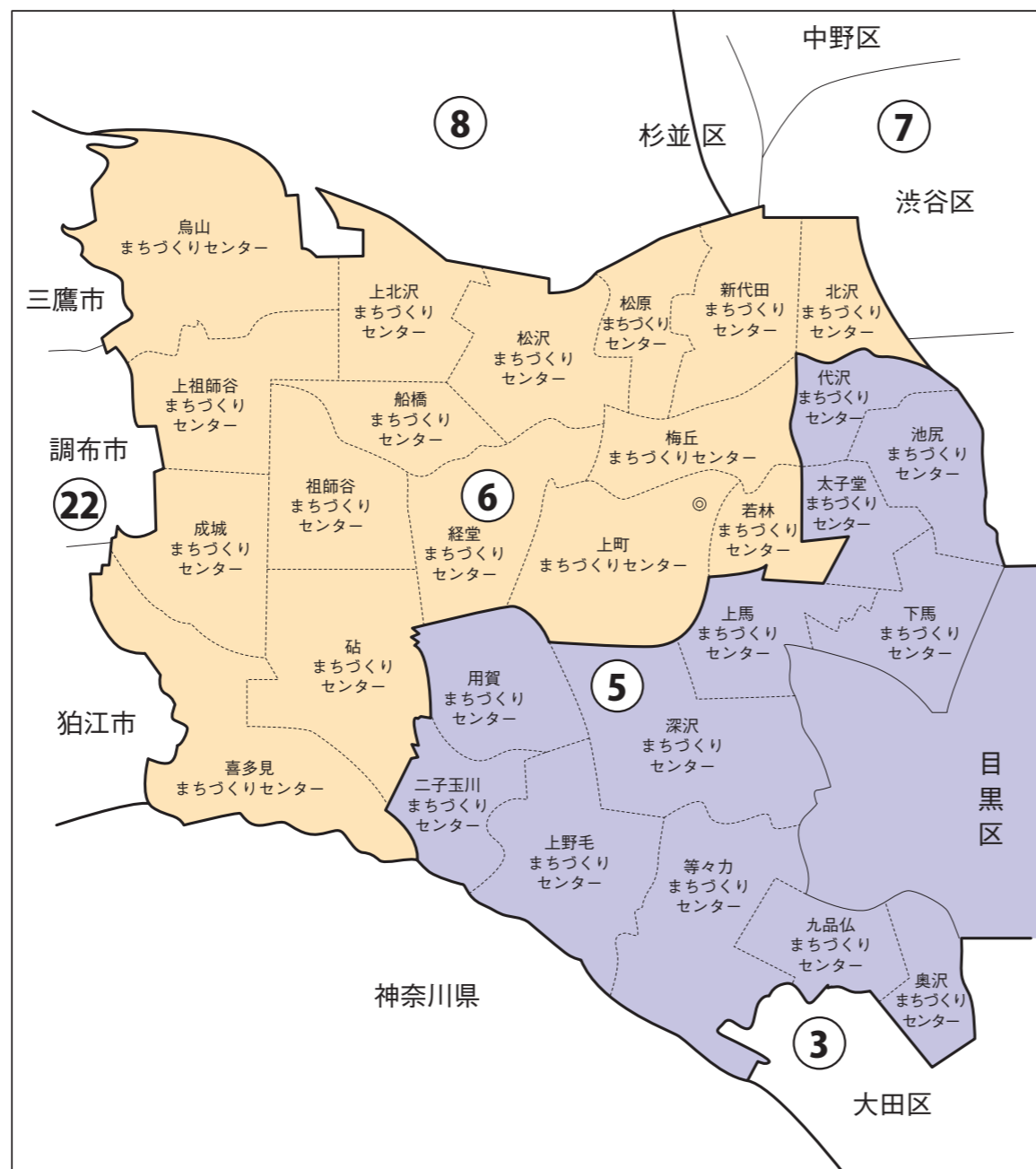
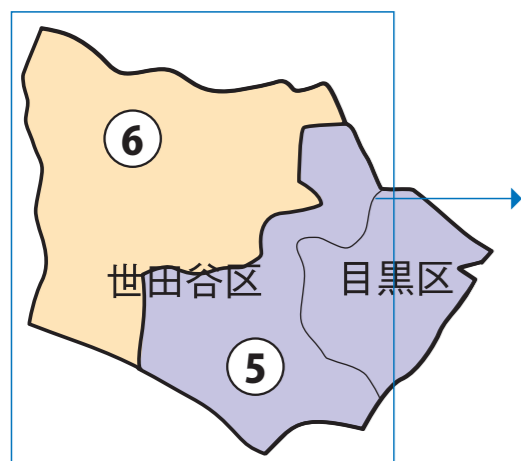
# 東京都

# 世田谷区

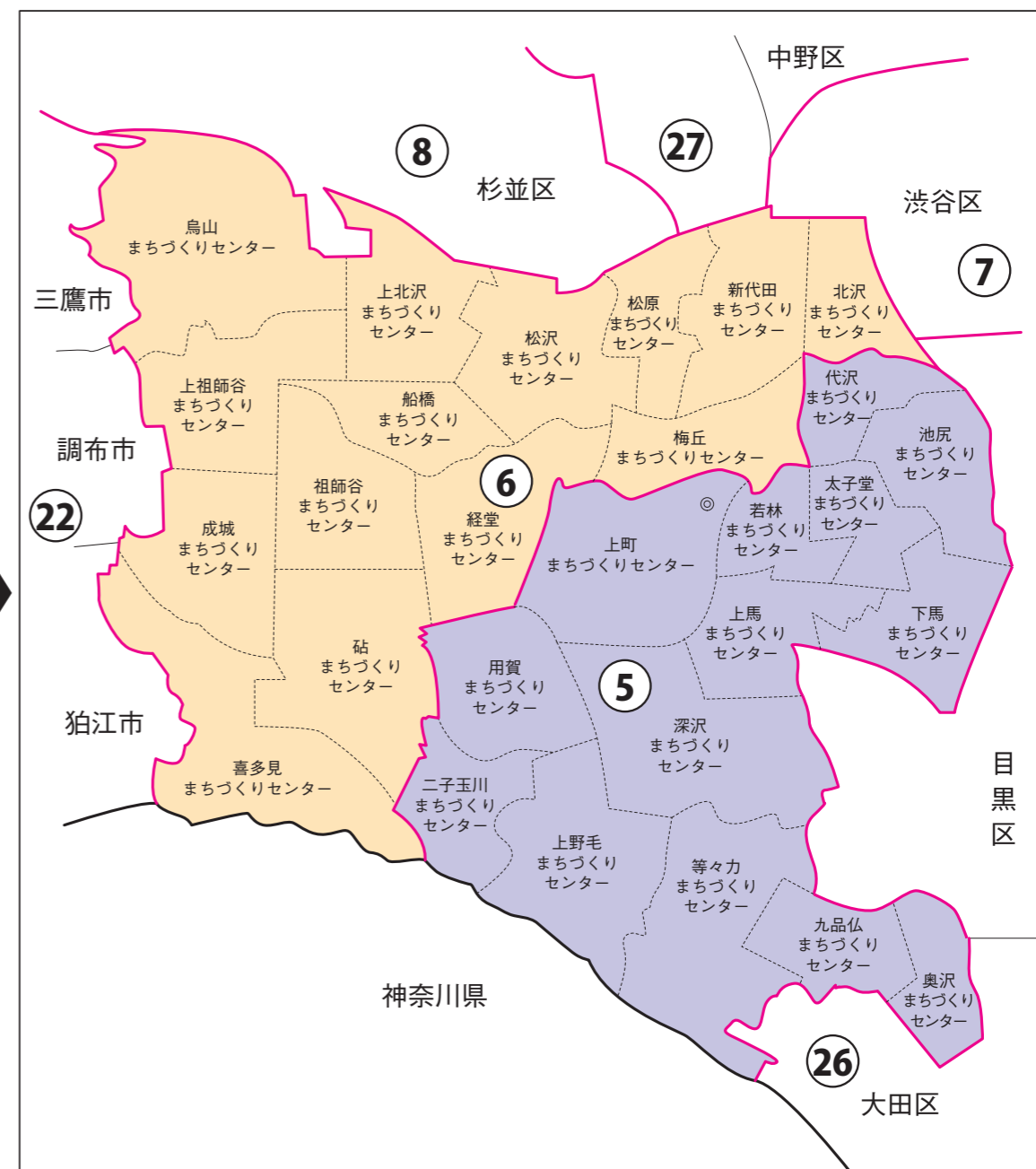
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



◎:区役所  
丸数字は選挙区番号



◎:区役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 世田谷区

## 第5区の区域

池尻まちづくりセンター管内 (池尻1丁目～3丁目、池尻4丁目 (1番～32番)、三宿1丁目、三宿2丁目)

太子堂まちづくりセンター管内 (太子堂1丁目～5丁目、三軒茶屋1丁目)

若林まちづくりセンター管内 (若林1丁目～5丁目、三軒茶屋2丁目)

上町まちづくりセンター管内 (世田谷1丁目～4丁目、桜1丁目～3丁目、弦巻1丁目～5丁目)

下馬まちづくりセンター管内 (下馬1丁目～6丁目、野沢1丁目～4丁目)

上馬まちづくりセンター管内 (上馬1丁目～5丁目、駒沢1丁目、駒沢2丁目)

代沢まちづくりセンター管内 (代沢1丁目～5丁目、池尻4丁目 (33番～39番))

奥沢まちづくりセンター管内 (東玉川1丁目、東玉川2丁目、奥沢1丁目～3丁目)

九品仏まちづくりセンター管内 (玉川田園調布1丁目、玉川田園調布2丁目、奥沢4丁目～8丁目)

等々力まちづくりセンター管内 (玉堤1丁目、玉堤2丁目、等々力1丁目～8丁目、尾山台1丁目～3丁目)

上野毛まちづくりセンター管内 (上野毛1丁目～4丁目、野毛1丁目～3丁目、中町1丁目～5丁目)

用賀まちづくりセンター管内 (上用賀1丁目～6丁目、用賀1丁目～4丁目、玉川台1丁目、玉川台2丁目)

二子玉川まちづくりセンター管内 (玉川1丁目～4丁目、瀬田1丁目～5丁目)

深沢まちづくりセンター管内 (駒沢3丁目～5丁目、駒沢公園、新町1丁目～3丁目、桜新町1丁目、桜新町2丁目、深沢1丁目～8丁目)

## 第6区の区域

経堂まちづくりセンター管内 (宮坂1丁目～3丁目、桜丘1丁目～5丁目、経堂1丁目～5丁目)

梅丘まちづくりセンター管内 (代田1丁目～3丁目、梅丘1丁目～3丁目、豪徳寺1丁目、豪徳寺2丁目)

新代田まちづくりセンター管内 (代田4丁目～6丁目、羽根木1丁目、羽根木2丁目、大原1丁目、大原2丁目)

北沢まちづくりセンター管内 (北沢1丁目～5丁目)

松原まちづくりセンター管内 (松原1丁目～6丁目)

松沢まちづくりセンター管内 (赤堤1丁目～5丁目、桜上水1丁目～5丁目)

祖師谷まちづくりセンター管内 (祖師谷1丁目～6丁目、千歳台1丁目、千歳台2丁目)

成城まちづくりセンター管内 (成城1丁目～9丁目)

船橋まちづくりセンター管内 (船橋1丁目～7丁目、千歳台3丁目～6丁目)

喜多見まちづくりセンター管内 (喜多見1丁目～9丁目、宇奈根1丁目～3丁目、鎌田1丁目～4丁目)

砧まちづくりセンター管内 (岡本1丁目～3丁目、大蔵1丁目～6丁目、砧1丁目～8丁目、砧公園)

上北沢まちづくりセンター管内 (上北沢1丁目～5丁目、八幡山1丁目～3丁目)

上祖師谷まちづくりセンター管内 (上祖師谷1丁目～7丁目、粕谷1丁目～4丁目)

烏山まちづくりセンター管内 (給田1丁目～5丁目、南烏山1丁目～6丁目、北烏山1丁目～9丁目)

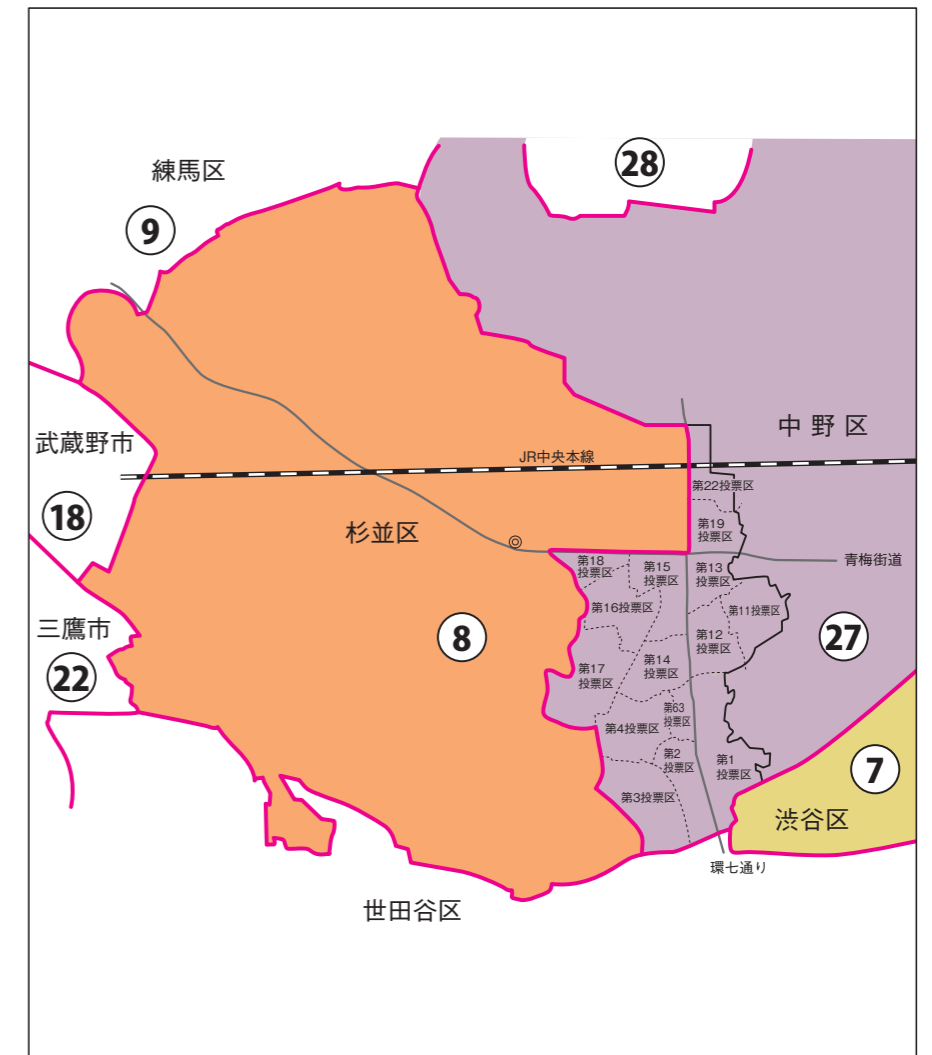
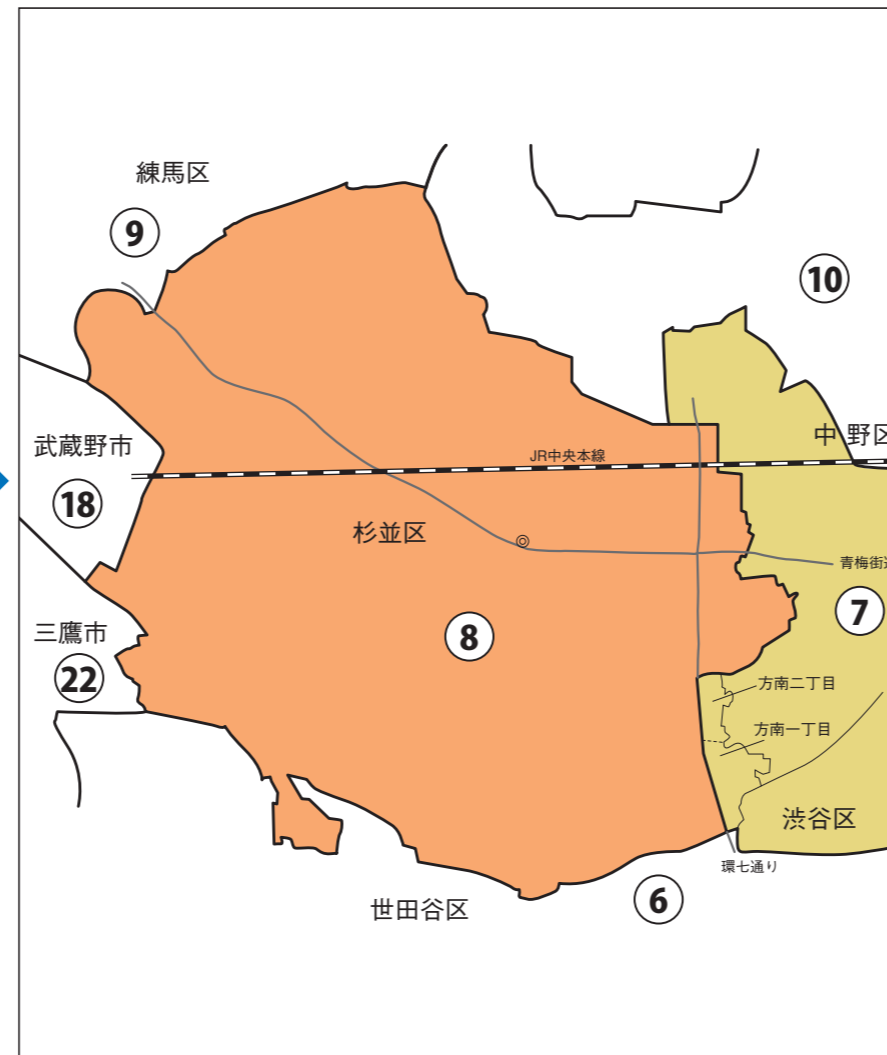
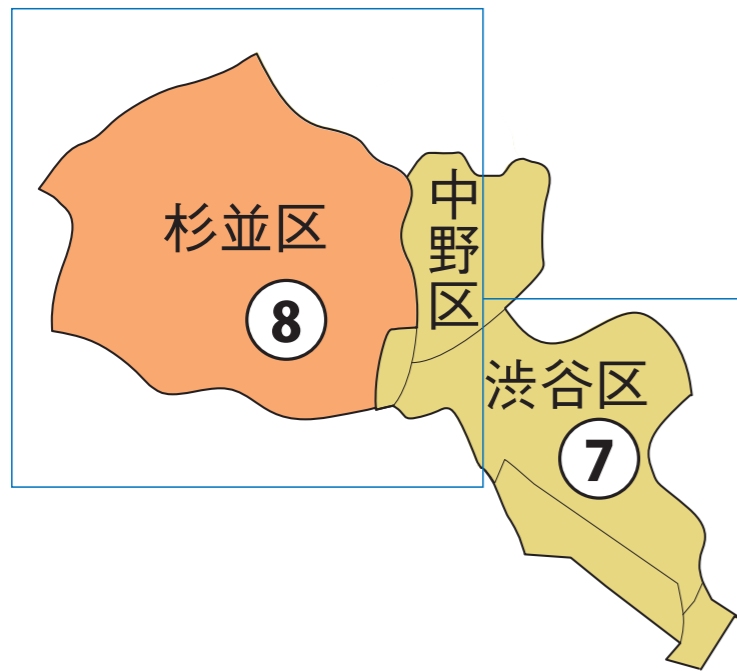
# 東京都

# 杉並区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



◎:区役所  
丸数字は選挙区番号

◎:区役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 杉並区

## 第 8 区 の 区 域

下高井戸1丁目～5丁目、永福1丁目(2番から44番まで)、永福2丁目～4丁目、浜田山1丁目～4丁目、大宮2丁目(5番から18番まで)、高円寺南2丁目～4丁目、高円寺北2丁目～4丁目、阿佐谷南1丁目～3丁目、阿佐谷北1丁目～6丁目、天沼1丁目～3丁目、本天沼1丁目～3丁目、成田西1丁目～4丁目、成田東1丁目～5丁目、荻窪1丁目～5丁目、南荻窪1丁目～4丁目、上荻1丁目～4丁目、西荻南1丁目～4丁目、西荻北1丁目～5丁目、今川1丁目～4丁目、清水1丁目～3丁目、桃井1丁目～4丁目、井草1丁目～5丁目、下井草1丁目～5丁目、上井草1丁目～4丁目、善福寺1丁目～4丁目、松庵1丁目～3丁目、宮前1丁目～5丁目、久我山1丁目～5丁目、高井戸東1丁目～4丁目、高井戸西1丁目～3丁目、上高井戸1丁目～3丁目

## 第 27 区 の 区 域

方南1丁目、方南2丁目、和泉1丁目～4丁目、永福1丁目(1番)、和田1丁目～3丁目、堀ノ内1丁目～3丁目、松ノ木1丁目～3丁目、大宮1丁目、大宮2丁目(1番から4番まで、19番から27番まで)、梅里1丁目、梅里2丁目、高円寺南1丁目、高円寺南5丁目、高円寺北1丁目

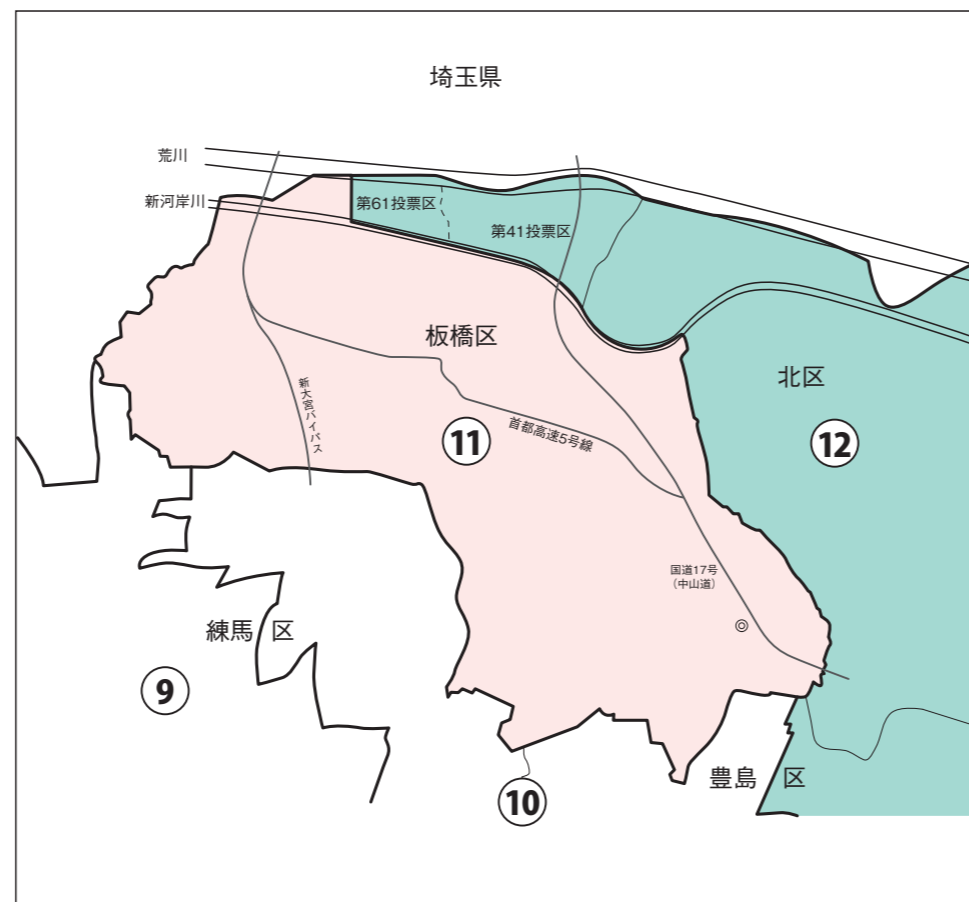
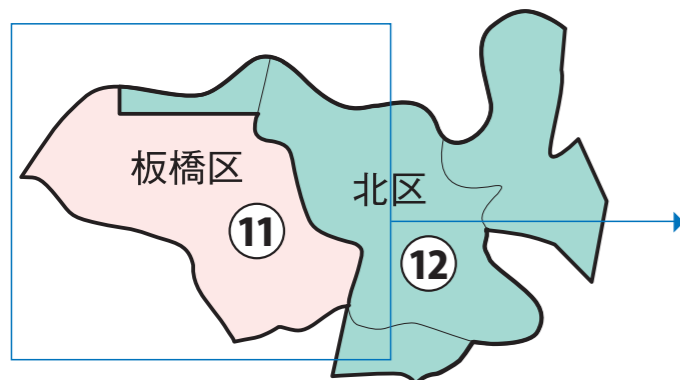
東京都

板橋区

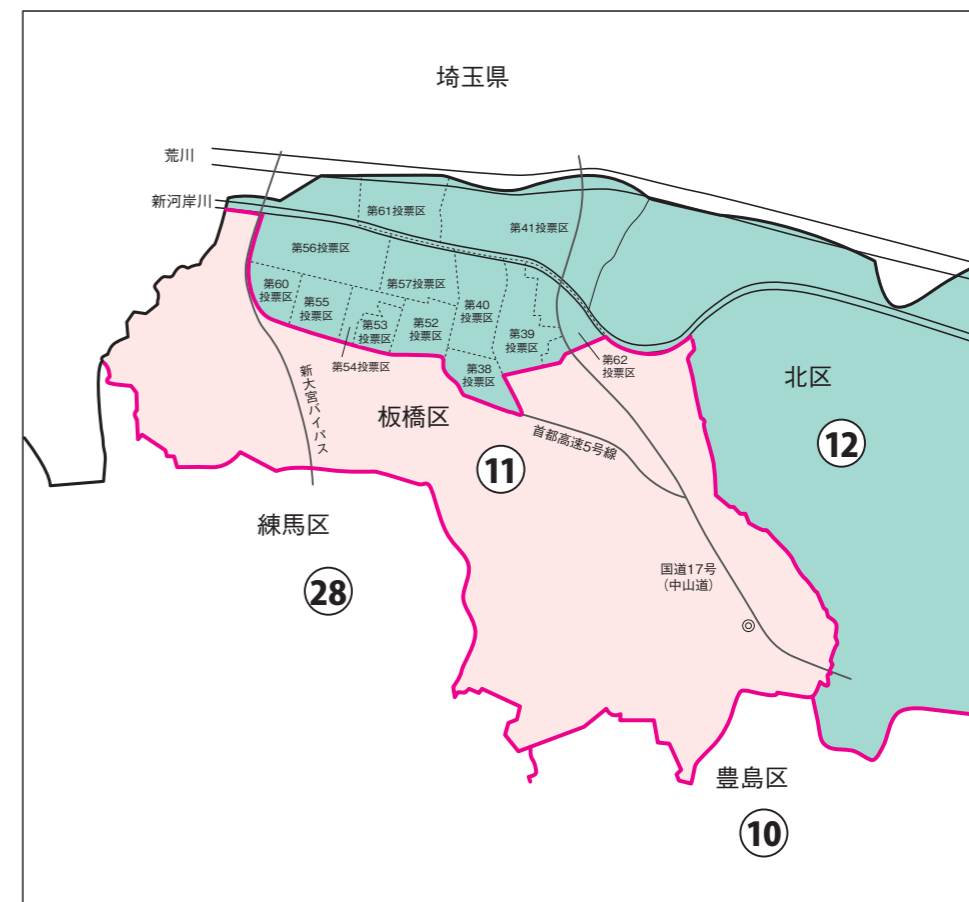
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

[改定前]

[改定後]



◎:区役所  
丸数字は選挙区番号



◎:区役所  
丸数字は選挙区番号

お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 板橋区

## 第11区の区域

### 本庁管内

板橋1丁目～4丁目、加賀1丁目、加賀2丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稻荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口1丁目、大谷口2丁目、向原1丁目～3丁目、小茂根1丁目～5丁目、常盤台1丁目～4丁目、南常盤台1丁目、南常盤台2丁目、東新町1丁目、東新町2丁目、上板橋1丁目～3丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村1丁目～3丁目、坂下1丁目(1番から26番まで、28番)、東坂下1丁目、小豆沢1丁目～4丁目、西台1丁目～4丁目(赤塚支所管内を除く)、中台1丁目～3丁目、若木1丁目～3丁目、前野町1丁目～6丁目、三園2丁目、東山町、桜川1丁目～3丁目

### 東京都板橋区赤塚支所管内

西台2丁目(30番5号から30番16号まで、31番から40番まで)、西台3丁目(47番、55番から57番まで)、徳丸1丁目～8丁目、四葉1丁目、四葉2丁目、大門、赤塚1丁目～8丁目、赤塚新町1丁目～3丁目、成増1丁目～5丁目、三園1丁目

## 第12区の区域

### 本庁管内

坂下1丁目(27番、29番から41番まで)、坂下2丁目、坂下3丁目、東坂下2丁目、蓮根1丁目～3丁目、相生町、高島平1丁目～9丁目、新河岸1丁目～3丁目、舟渡1丁目～4丁目



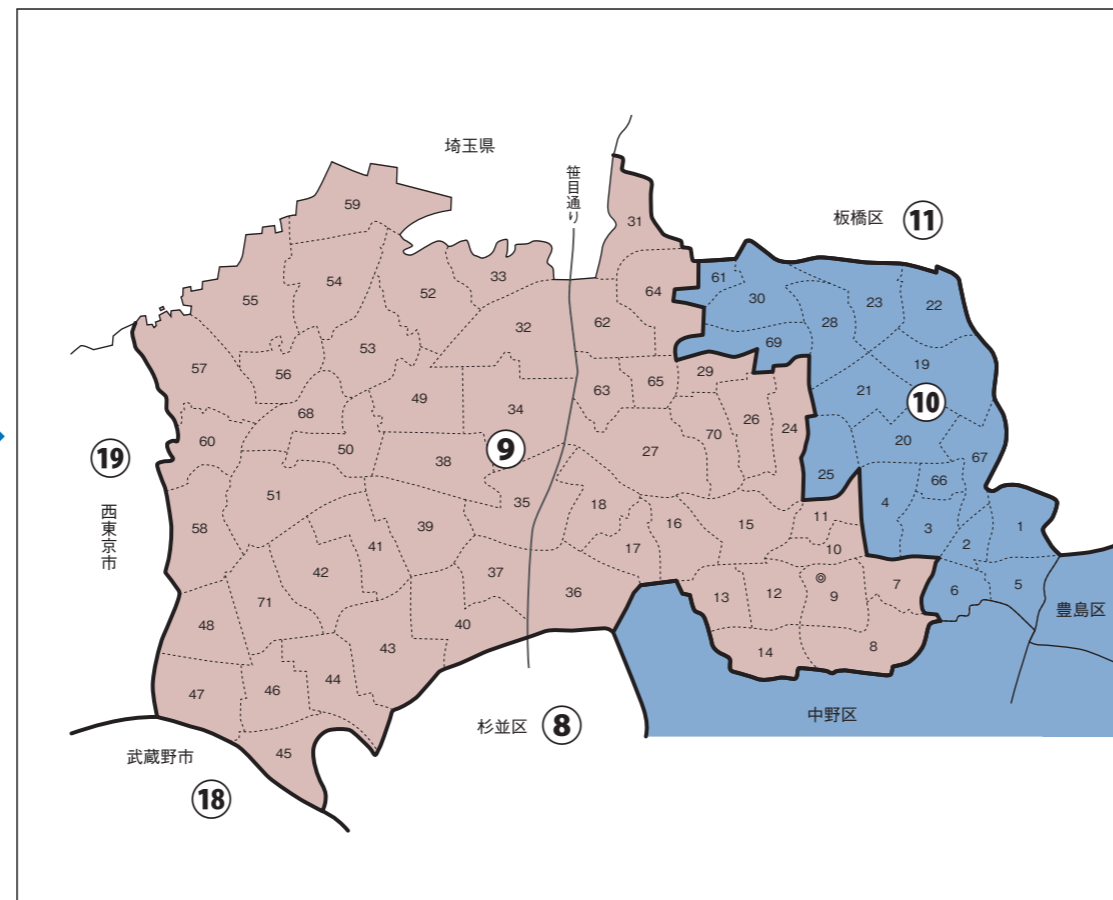
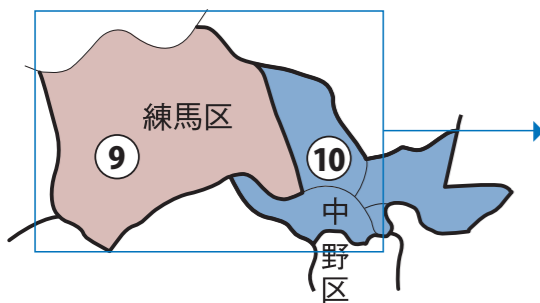
# 東京都

# 練馬区

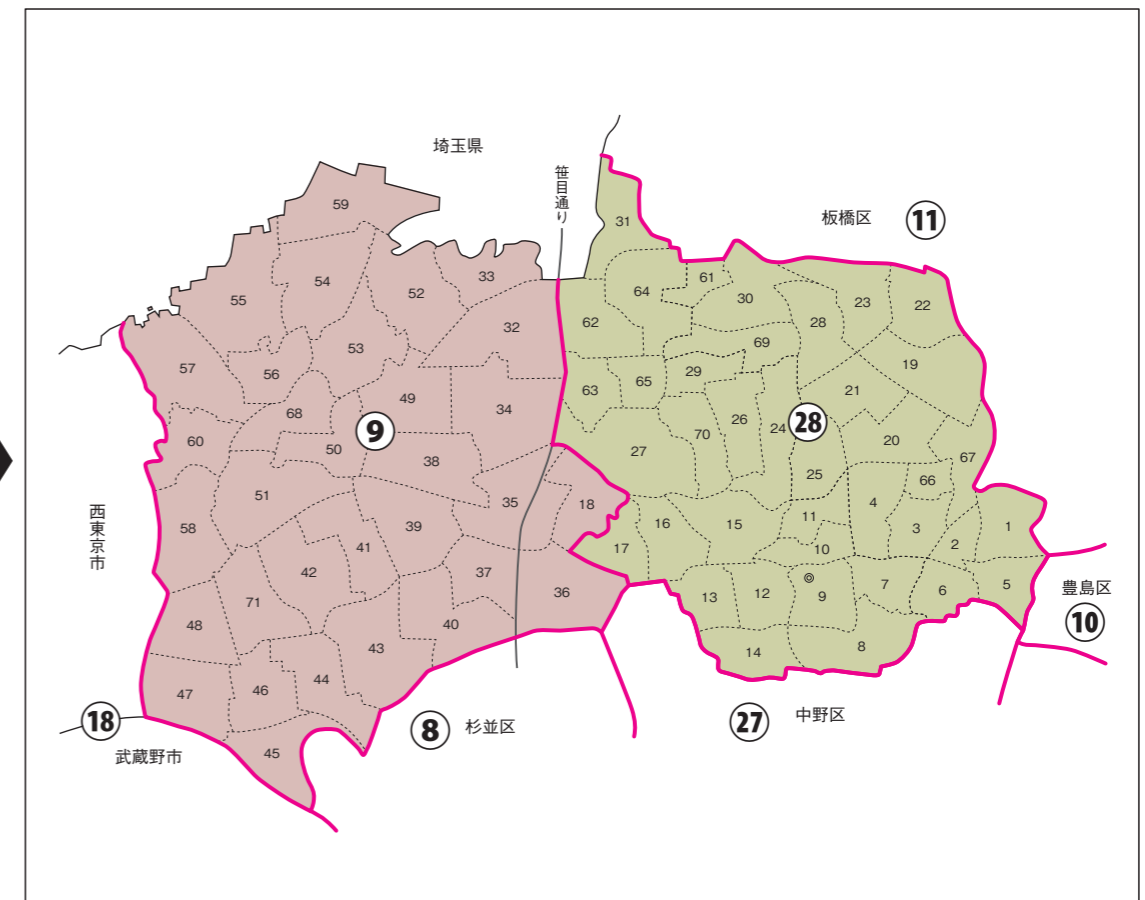
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



◎:区役所  
丸数字は選挙区番号、その他の数字は投票区番号



◎:区役所  
丸数字は選挙区番号、その他の数字は投票区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 練馬区

## 第9区の区域

貫井4丁目(28番、29番4号、29番8号から29番22号まで、30番9号、30番10号、44番から46番まで、47番18号から47番48号まで、47番50号から47番52号まで)、高松6丁目、土支田1丁目~4丁目、富士見台1丁目、富士見台2丁目、富士見台3丁目(20番6号から20番10号まで、38番から46番まで、47番5号から47番7号まで、55番6号から55番17号まで、56番から63番まで)、富士見台4丁目、南田中1丁目~5丁目、高野台1丁目~5丁目、谷原2丁目~6丁目、三原台1丁目~3丁目、石神井町1丁目~8丁目、石神井台1丁目~8丁目、下石神井1丁目~6丁目、東大泉1丁目~7丁目、西大泉町、西大泉1丁目~6丁目、南大泉1丁目~6丁目、大泉町1丁目~6丁目、大泉学園町1丁目~9丁目、関町北1丁目~5丁目、関町南1丁目~4丁目、上石神井南町、立野町、上石神井1丁目~4丁目、関町東1丁目、関町東2丁目

## 第28区の区域

旭丘1丁目、旭丘2丁目、小竹町1丁目、小竹町2丁目、栄町、羽沢1丁目~3丁目、豊玉上1丁目、豊玉上2丁目、豊玉中1丁目~4丁目、豊玉南1丁目~3丁目、豊玉北1丁目~6丁目、中村1丁目~3丁目、中村南1丁目~3丁目、中村北1丁目~4丁目、桜台1丁目~6丁目、練馬1丁目~4丁目、向山1丁目~4丁目、貫井1丁目~3丁目、貫井4丁目(28番、29番4号、29番8号から29番22号まで、30番9号、30番10号、44番から46番まで、47番18号から47番48号まで、47番50号から47番52号までを除く。)、貫井5丁目、錦1丁目、錦2丁目、氷川台1丁目~4丁目、平和台1丁目~4丁目、早宮1丁目~4丁目、春日町1丁目~6丁目、高松1丁目~5丁目、北町1丁目~8丁目、田柄1丁目~5丁目、光が丘1丁目~7丁目、旭町1丁目~3丁目、富士見台3丁目(20番6号から20番10号まで、38番から46番まで、47番5号から47番7号まで、55番6号から55番17号まで、56番から63番までを除く。)、谷原1丁目

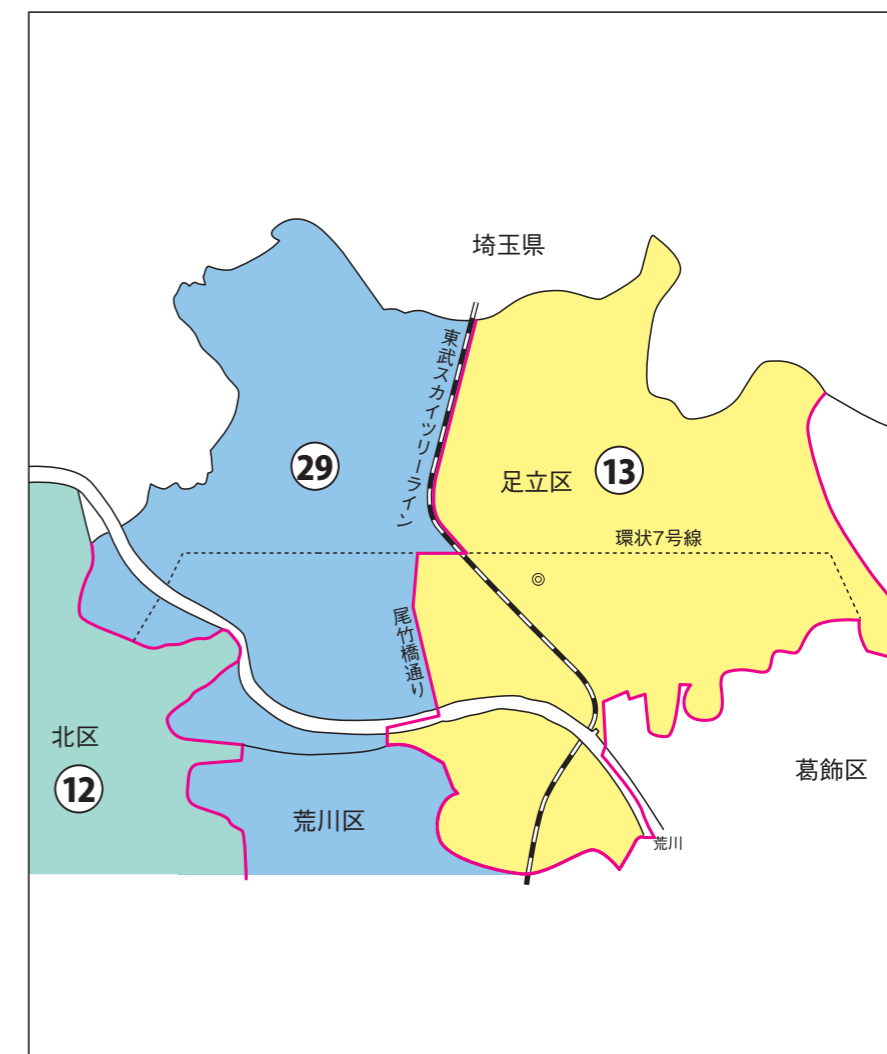
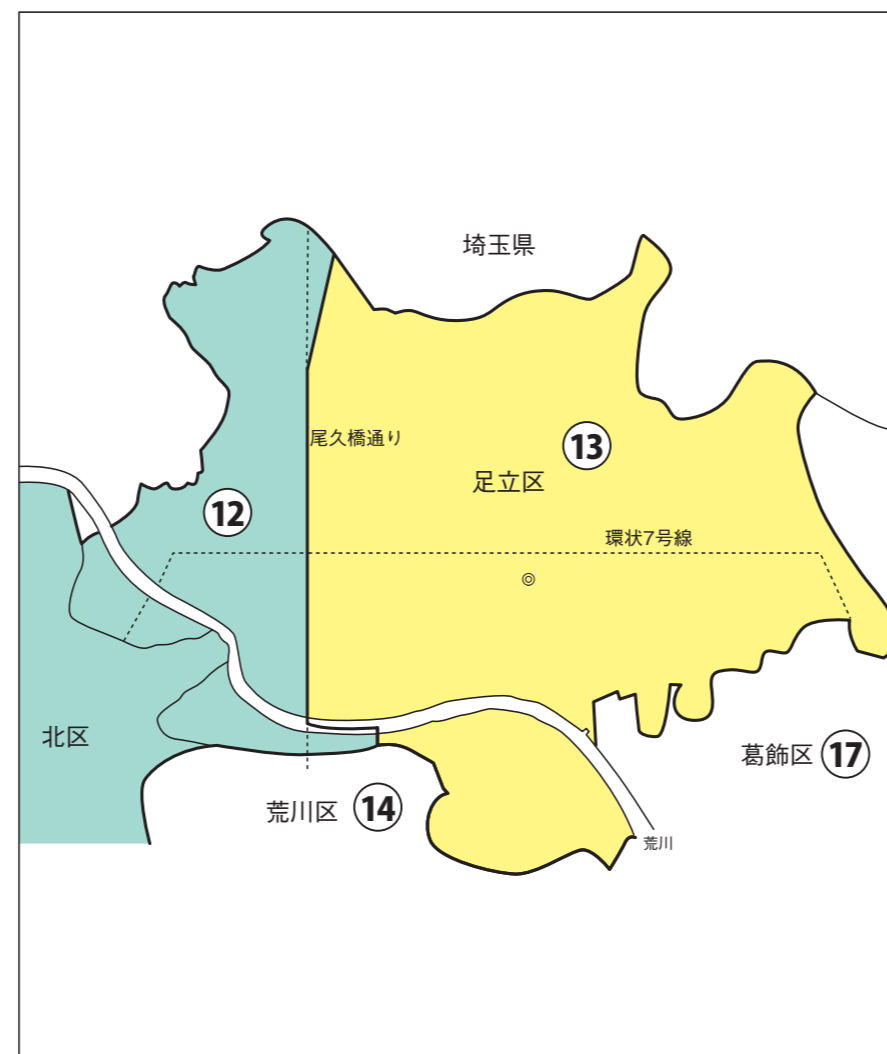
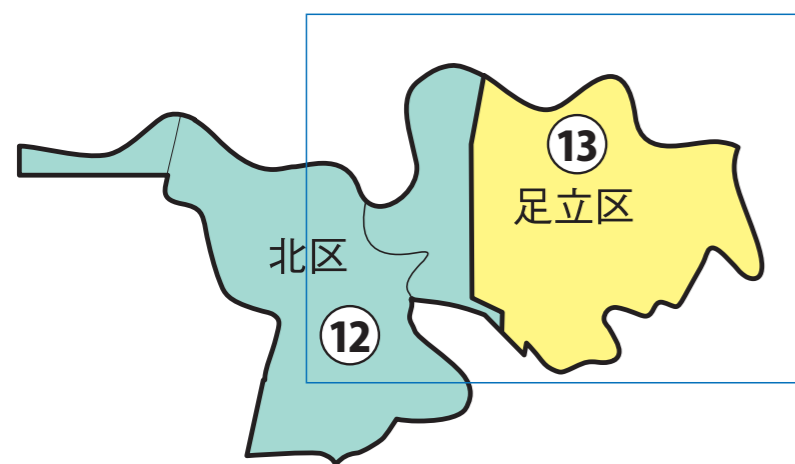
# 東京都

# 足立区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



◎: 区役所  
丸数字は選挙区番号

◎: 区役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 足立区

## 第13区の区域

青井1丁目～6丁目、足立1丁目～4丁目、綾瀬1丁目～7丁目、梅島1丁目～3丁目、梅田1丁目～8丁目、大谷田1丁目～5丁目、加平1丁目～3丁目、北加平町、栗原1丁目、栗原2丁目、弘道1丁目、弘道2丁目、佐野1丁目、佐野2丁目、島根1丁目～4丁目、神明1丁目～3丁目、神明南1丁目、神明南2丁目、関原1丁目～3丁目、千住1丁目～5丁目、千住曙町、千住旭町、千住東1丁目、千住東2丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木1丁目、千住桜木2丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町1丁目～3丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、竹の塚1丁目～7丁目、辰沼1丁目、辰沼2丁目、中央本町1丁目～5丁目、東和1丁目～5丁目、中川1丁目～5丁目、西綾瀬1丁目～4丁目、西新井栄町1丁目、西新井栄町2丁目、西加平1丁目、西加平2丁目、西保木間1丁目～4丁目、花畑1丁目～8丁目、東綾瀬1丁目～3丁目、東保木間1丁目、東保木間2丁目、東六月町、一ツ家1丁目～4丁目、日ノ出町、平野1丁目～3丁目、保木間1丁目～5丁目、保塚町、南花畑1丁目～5丁目、六木1丁目～4丁目、谷中1丁目～5丁目、柳原1丁目、柳原2丁目、六月1丁目～3丁目、六町1丁目～4丁目

## 第29区の区域

伊興1丁目～5丁目、伊興本町1丁目、伊興本町2丁目、入谷1丁目～9丁目、入谷町、扇1丁目～3丁目、興野1丁目、興野2丁目、小台1丁目、小台2丁目、加賀1丁目、加賀2丁目、栗原3丁目、栗原4丁目、江北1丁目～7丁目、古千谷1丁目、古千谷2丁目、古千谷本町1丁目～4丁目、皿沼1丁目～3丁目、鹿浜1丁目～8丁目、新田1丁目～3丁目、椿1丁目、椿2丁目、舎人1丁目～6丁目、舎人公園、舎人町、西新井1丁目～7丁目、西新井栄町3丁目、西新井本町1丁目～5丁目、西伊興1丁目～4丁目、西伊興町、西竹の塚1丁目、西竹の塚2丁目、東伊興1丁目～4丁目、堀之内1丁目、堀之内2丁目、宮城1丁目、宮城2丁目、本木1丁目、本木2丁目、本木東町、本木西町、本木南町、本木北町、谷在家1丁目～谷在家3丁目

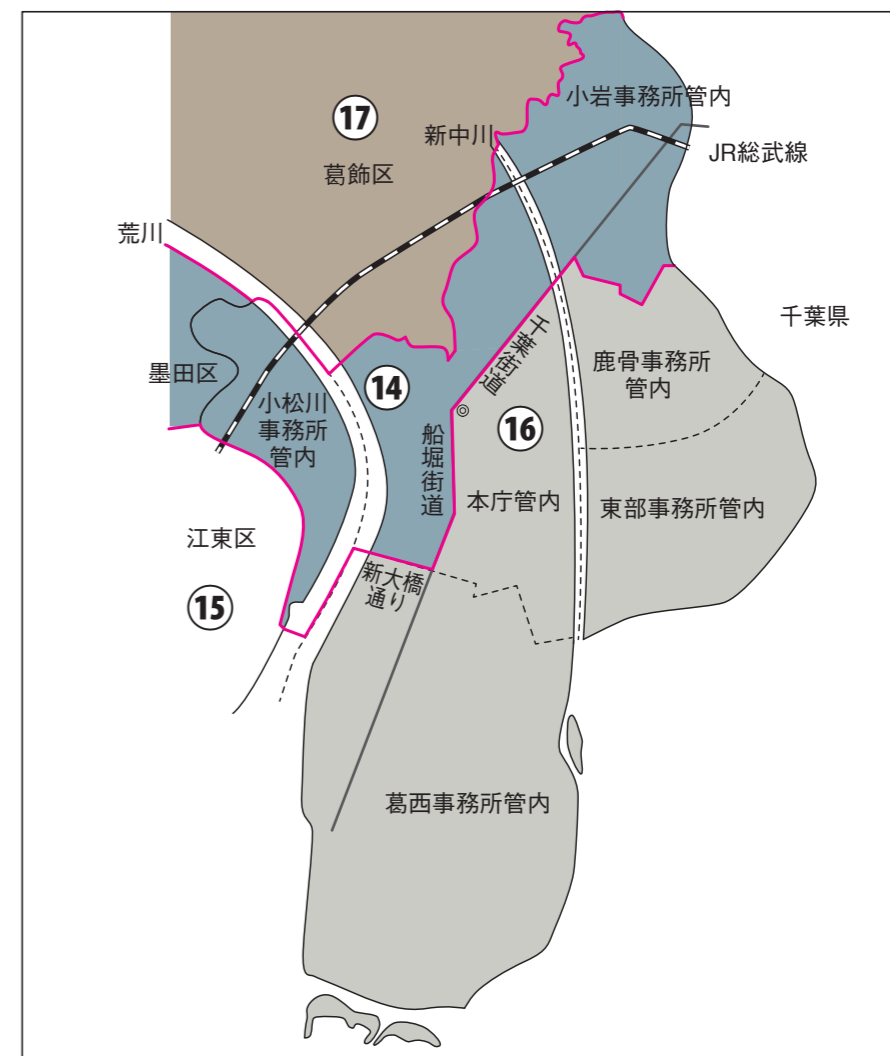
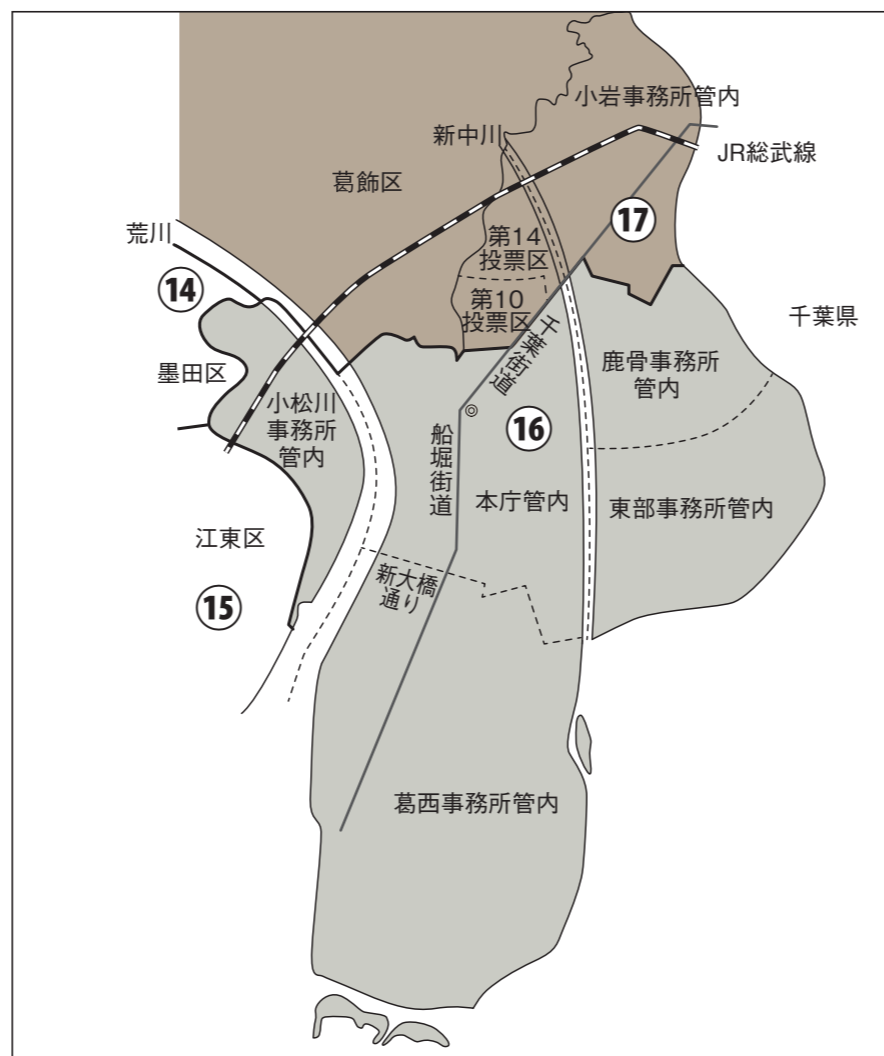
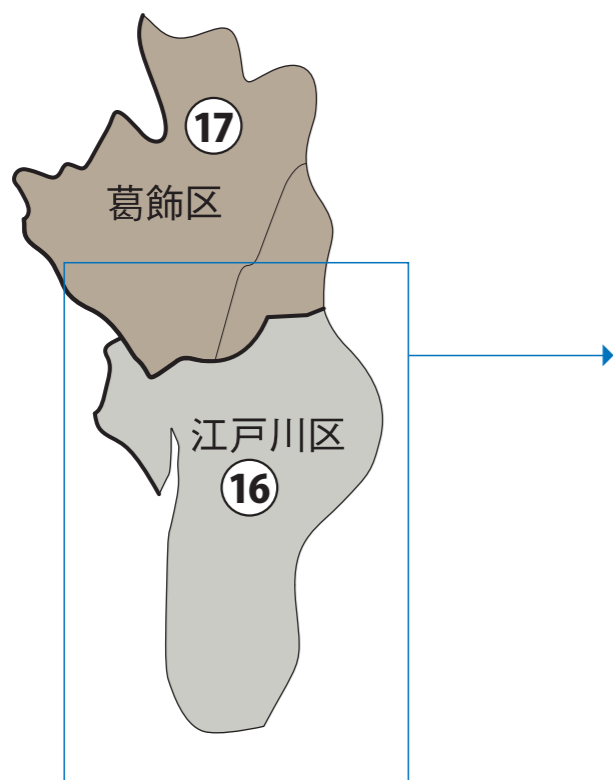
東京都

江戸川区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

[改定前]

[改定後]



◎:区役所  
丸数字は選挙区番号

◎:区役所  
丸数字は選挙区番号

お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 江戸川区

## 第14区の区域

本庁管内

中央4丁目、松島1丁目～4丁目、東小松川1丁目～4丁目、西小松川町、興宮町、上一色1丁目～3丁目、本一色1丁目～3丁目

江戸川区小松川事務所管内

江戸川区小岩事務所管内

## 第16区の区域

本庁管内

中央1丁目～3丁目、松江1丁目～7丁目、大杉1丁目～5丁目、西一之江1丁目～4丁目、春江町4丁目、一之江1丁目～8丁目、西瑞江4丁目、江戸川4丁目、松本1丁目、松本2丁目

江戸川区葛西事務所管内

江戸川区東部事務所管内

江戸川区鹿骨事務所管内

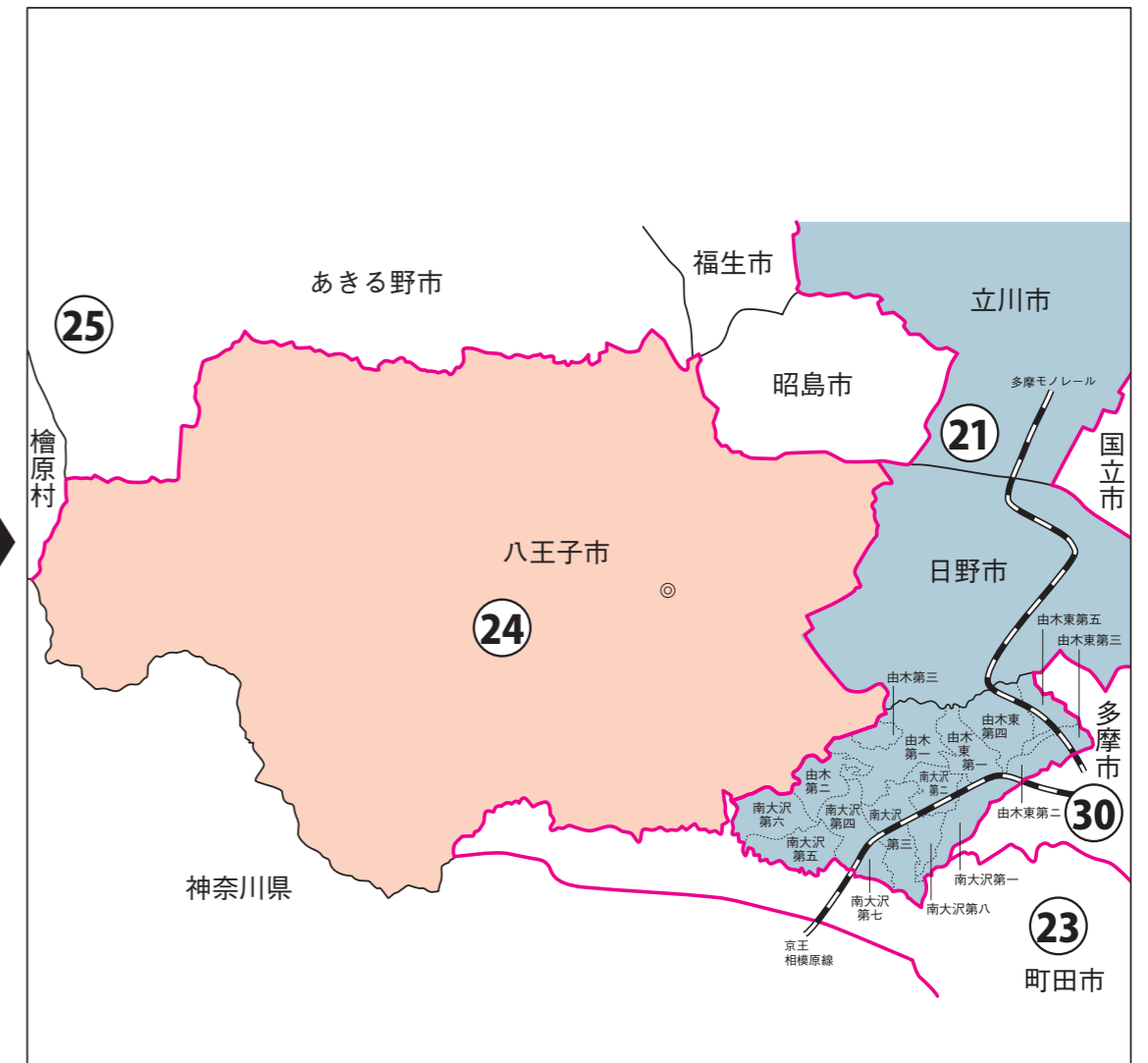
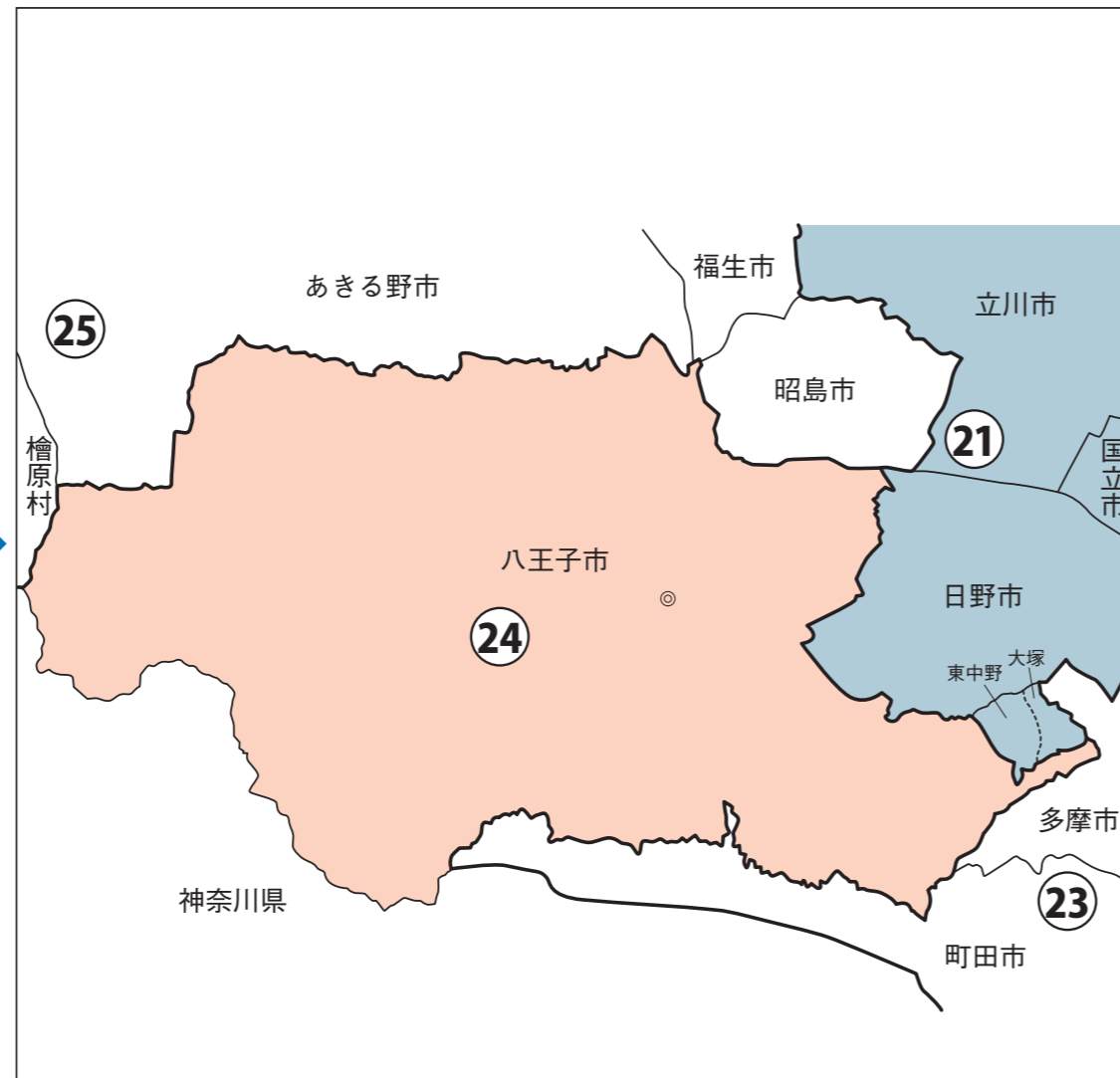
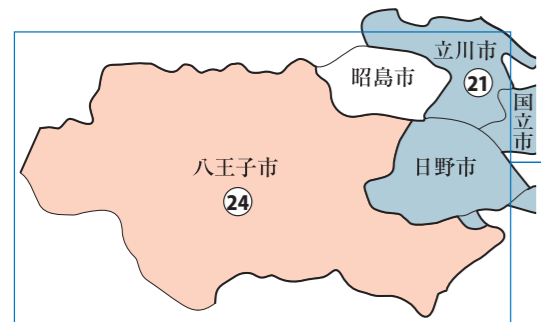
# 東京都

# 八王子市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 八王子市

## 第21区の区域

下柚木、下柚木2丁目、下柚木3丁目、上柚木、上柚木2丁目、上柚木3丁目、中山(519番地、523番地から526番地まで、819番地から830番地まで、842番地、875番地から878番地まで、880番地から1148番地まで、1156番地、1219番地及び1221番地を除く。)、越野、南陽台1丁目～3丁目、堀之内、堀之内2丁目、堀之内3丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鑓水(339番地から345番地まで、364番地から371番地まで及び396番地を除く。)、鑓水2丁目、南大沢1丁目～5丁目、松木、別所1丁目、別所2丁目

## 第24区の区域

横山町、八日町、八幡町、八木町、追分町、千人町1丁目～4丁目、日吉町、元本郷町1丁目～4丁目、平岡町、本郷町、大横町、本町、元横山町1丁目～3丁目、田町、新町、明神町1丁目～4丁目、子安町1丁目～4丁目、東町、旭町、三崎町、中町、南町、寺町、万町、上野町、天神町、南新町、小門町、台町1丁目～4丁目、中野町、暁町1丁目～3丁目、中野山王1丁目～3丁目、中野上町1丁目～5丁目、大和田町1丁目～7丁目、富士見町、緑町、清川町、東浅川町、初沢町、高尾町、南浅川町、西浅川町、裏高尾町、廿里町、中山(519番地、523番地から526番地まで、819番地から830番地まで、842番地、875番地から878番地まで、880番地から1148番地まで、1156番地、1219番地及び1221番地に限る。)、鑓水(339番地から345番地まで、364番地から371番地まで及び396番地に限る。)、並木町、散田町1丁目～5丁目、山田町、めじろ台1丁目～4丁目、長房町、城山手1丁目、城山手2丁目、狭間町、櫛田町、館町、寺田町、大船町、大楽寺町、上壱分方町、諏訪町、四谷町、叶谷町、泉町、横川町、式分方町、川町、元八王子町1丁目～3丁目、下恩方町、上恩方町、西寺方町、小津町、川口町、上川町、犬目町、檜原町、美山町、尾崎町、左入町、滝山町1丁目、滝山町2丁目、梅坪町、谷野町、みつい台1丁目、みつい台2丁目、丹木町1丁目～3丁目、加住町1丁目、加住町2丁目、宮下町、戸吹町、高月町、小比企町、片倉町、西片倉1丁目～3丁目、宇津貫町、みなみ野1丁目～6丁目、兵衛1丁目、兵衛2丁目、七国1丁目～6丁目、北野町、打越町、北野台1丁目～5丁目、長沼町、絹ヶ丘1丁目～3丁目、高倉町、石川町、宇津木町、平町、小宮町、久保山町1丁目、久保山町2丁目、大谷町、丸山町

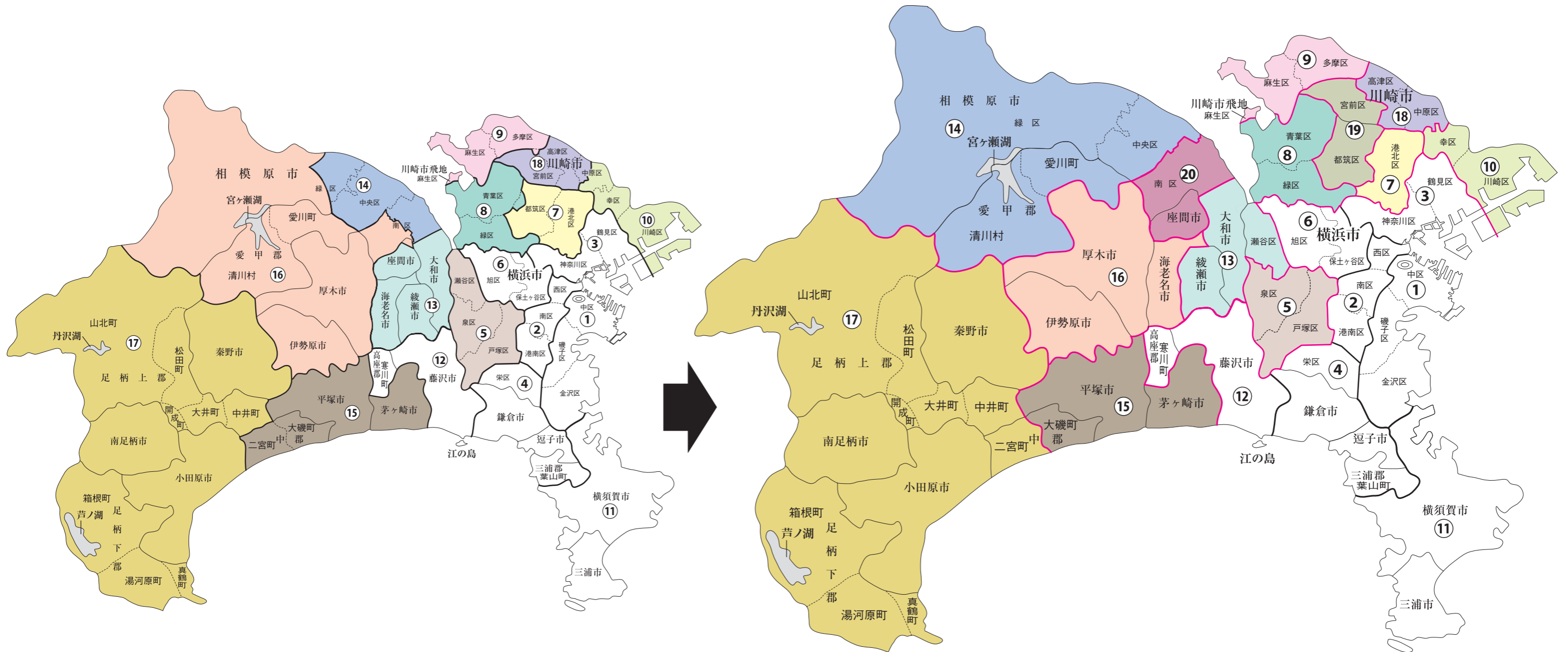


衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 神奈川県

## [改定前]

## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

## 新選挙区

第5区	第7区	第8区	第9区	第10区	第13区	第14区
横浜市 戸塚区 泉区	横浜市 港北区	横浜市 緑区 青葉区	川崎市 多摩区 麻生区	川崎市 川崎区 幸区	横浜市 瀬谷区 大和市 綾瀬市	相模原市 緑区 中央区 愛甲郡
第15区	第16区	第17区	第18区	第19区	第20区	
平塚市 茅ヶ崎市 中郡 大磯町	厚木市 伊勢原市 海老名市	小田原市 秦野市 南足柄市 中郡 二宮町 足柄上郡 足柄下郡	川崎市 中原区 高津区	横浜市 都筑区 川崎市 宮前区	相模原市 南区 座間市	

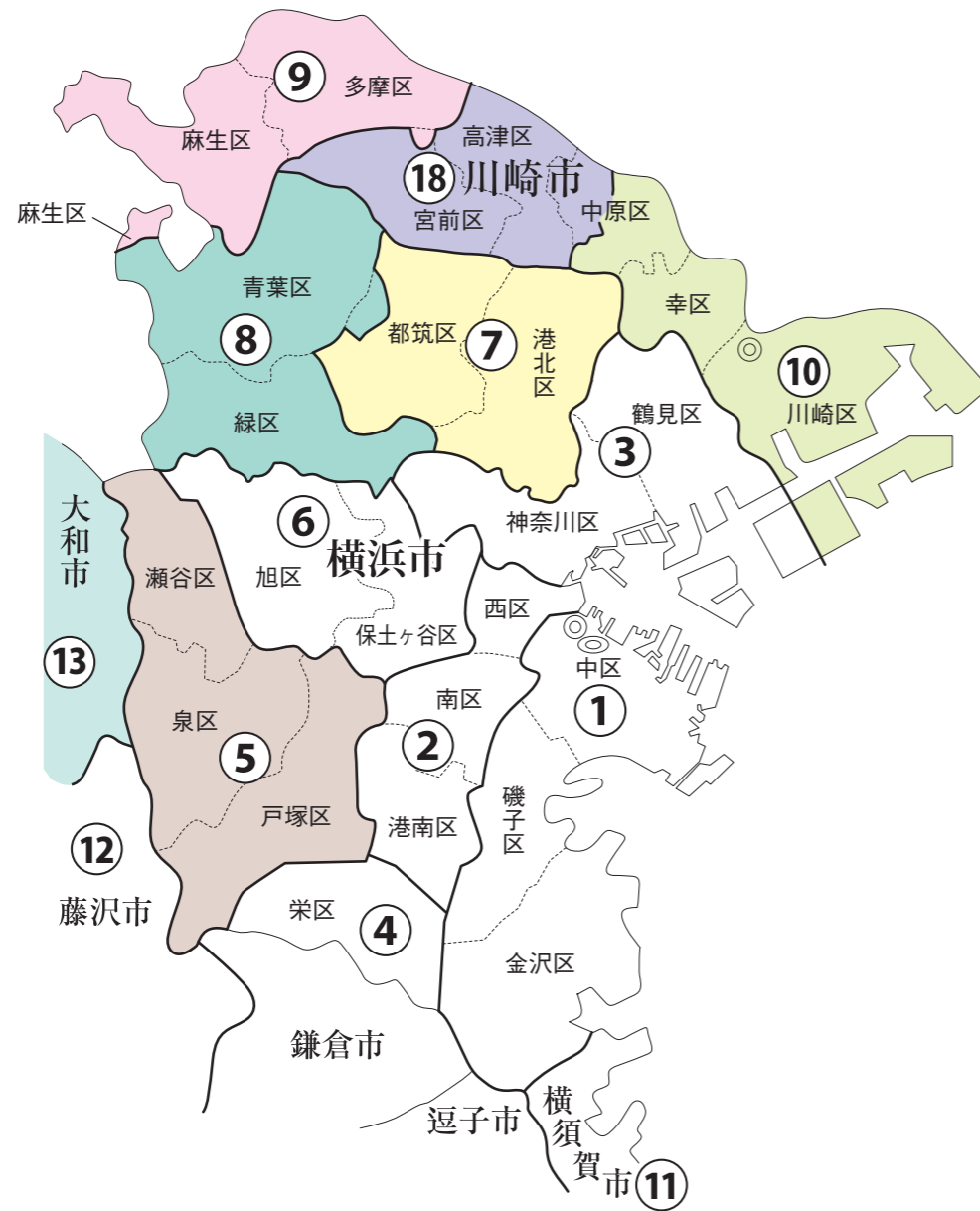
※第1区～4区、6区、11区、12区は選挙区の変更はありません。

# 神奈川県

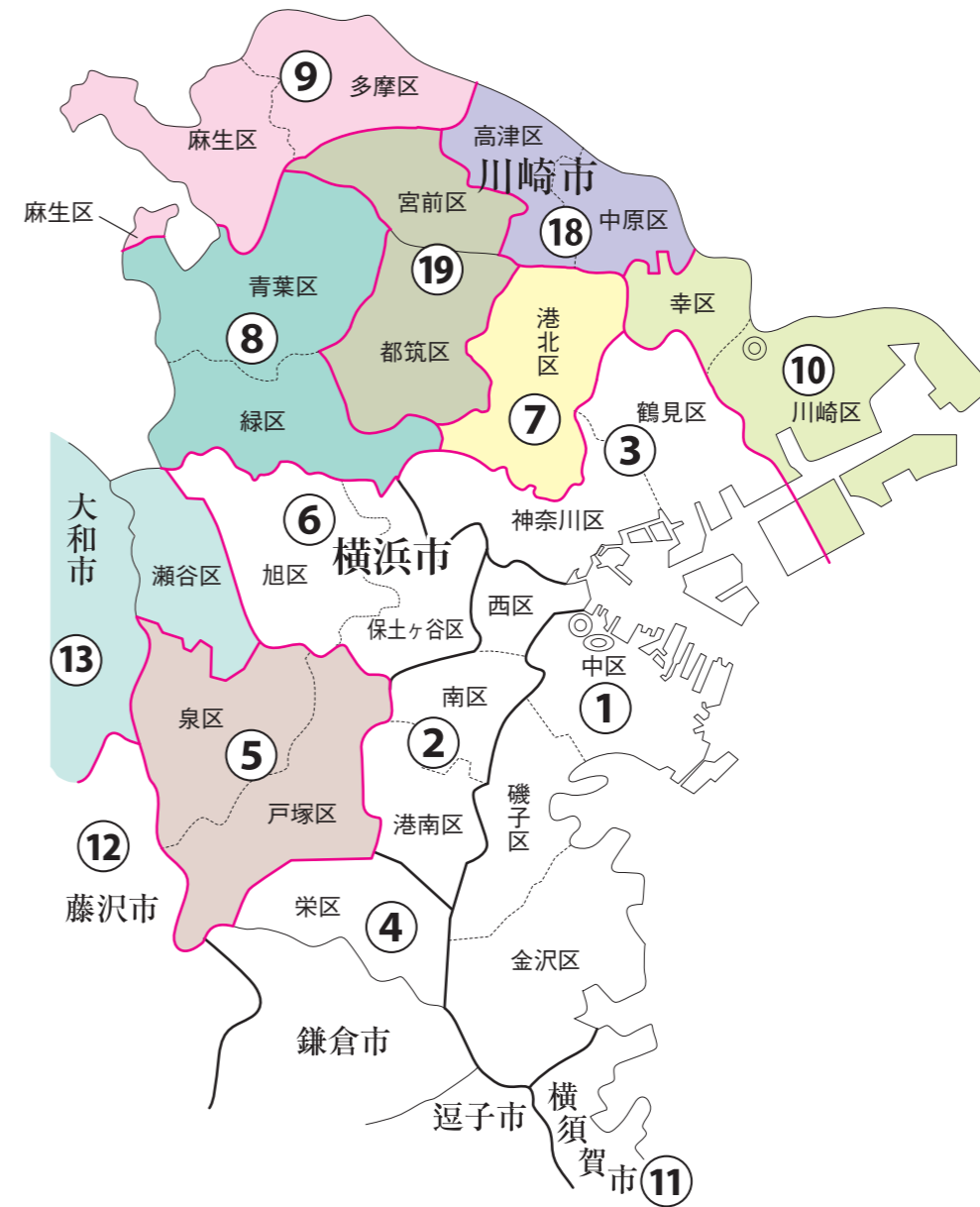
# 横浜市・川崎市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]



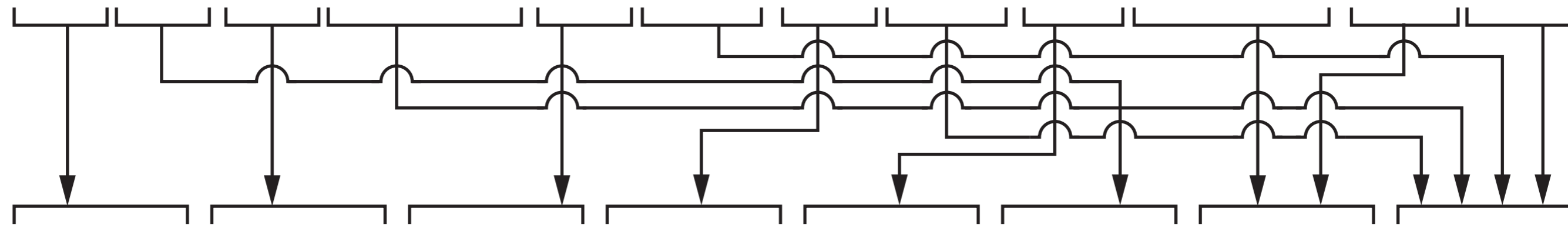
## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

<b>旧選挙区</b>	<b>第5区</b>	<b>第7区</b>	<b>第8区</b>	<b>第9区</b>	<b>第10区</b>	<b>第18区</b>	
	横浜市 戸塚区 横浜市 泉区 横浜市 瀬谷区	横浜市 港北区 横浜市 都筑区 <small>あゆみが丘、池辺町、牛久保町、牛久保1丁目～3丁目、牛久保西1丁目～4丁目、牛久保東1丁目～3丁目、大熊町、大榎町、大榎西、折本町、加賀原1丁目、加賀原2丁目、勝田町、勝田南1丁目、勝田南2丁目、川向町、川和台、川和町、北山田1丁目～7丁目、葛が谷、佐江戸町、桜並木、新栄町、すみれが丘、高山、茅ヶ崎町、茅ヶ崎中央、茅ヶ崎東1丁目～5丁目、茅ヶ崎南1丁目～5丁目、中川1丁目～8丁目、中川中央1丁目、中川中央2丁目、長坂、仲町台1丁目～5丁目、二の丸、早淵1丁目～3丁目、東方町、東山田町、東山田1丁目～4丁目、平台、富士見が丘、南山田町、南山田1丁目～3丁目、見花山</small>	横浜市 緑区 横浜市 青葉区	横浜市 都筑区 <small>第7区に属しない区域</small>	川崎市 多摩区 川崎市 麻生区 川崎市 宮前区 <small>神木本町1丁目～5丁目</small>	川崎市 川崎区 川崎市 幸区 川崎市 中原区 <small>新丸子町、新丸子東1丁目～3丁目、丸子通1丁目、丸子通2丁目、上丸子山王町1丁目、上丸子山王町2丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉町1丁目～3丁目、小杉御殿町1丁目、小杉御殿町2丁目、小杉陣屋町1丁目、小杉陣屋町2丁目、等々力、木月1丁目～4丁目、西加瀬、木月祇園町、木月伊勢町、木月大町、木月住吉町、苅宿、大倉町、市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南町、今井西町、井田1丁目～3丁目、井田中ノ町、上平間、田尻町、北谷町、中丸子、下沼部、上丸子、小杉</small>	川崎市 中原区 <small>第10区に属しない区域</small> 高津区



<b>新選挙区</b>	横浜市 戸塚区 横浜市 泉区	横浜市 港北区	横浜市 緑区 横浜市 青葉区	川崎市 多摩区 川崎市 麻生区	川崎市 川崎区 川崎市 幸区	横浜市 瀬谷区 (大和市) (綾瀬市)	川崎市 中原区 高津区	横浜市 都筑区 川崎市 宮前区
	<b>第5区</b>	<b>第7区</b>	<b>第8区</b>	<b>第9区</b>	<b>第10区</b>	<b>第13区</b>	<b>第18区</b>	<b>第19区</b>

※旧第13区:大和市、海老名市、座間市(相模が丘1丁目から6丁目を除く)、綾瀬市

※新第19区:新設

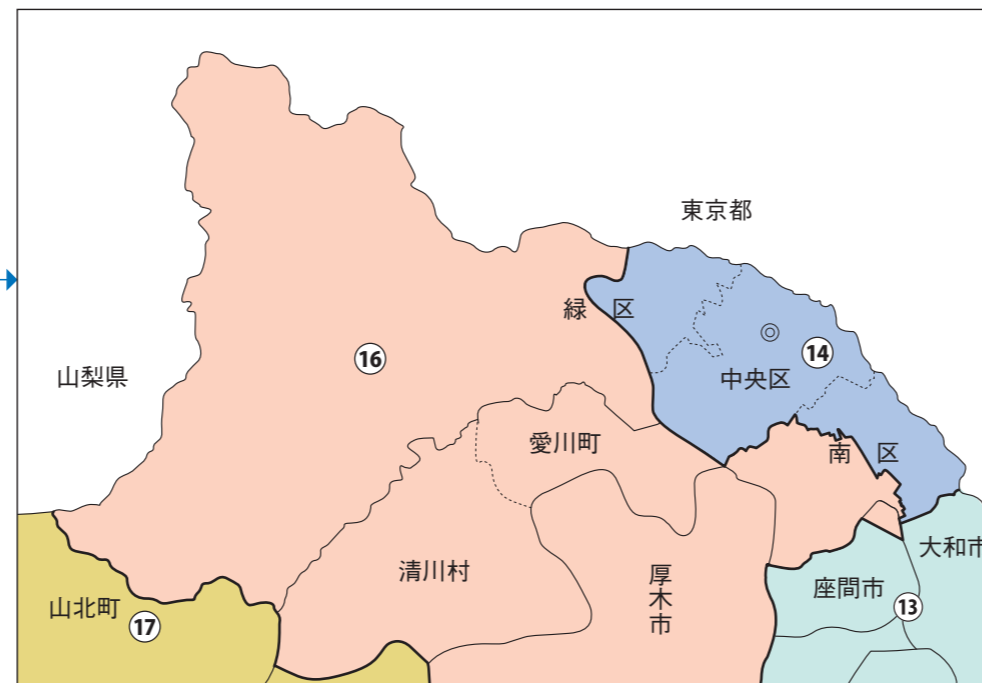
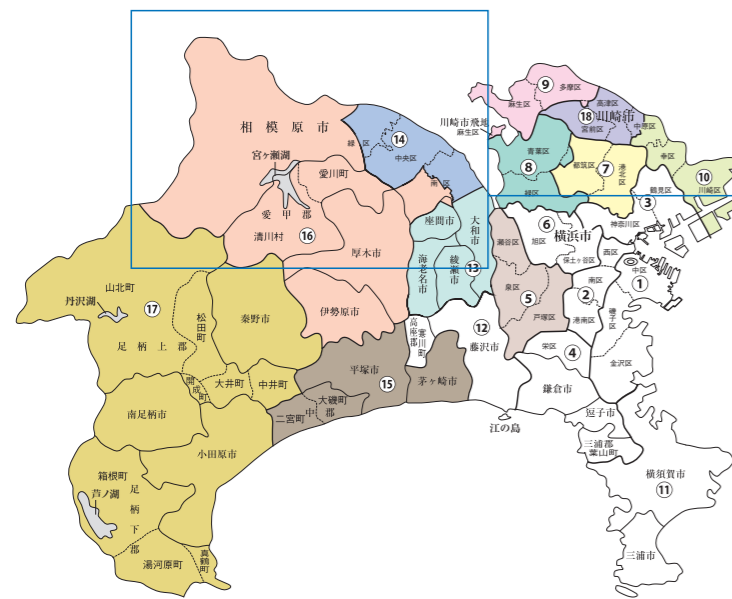
# 神奈川県

# 相模原市

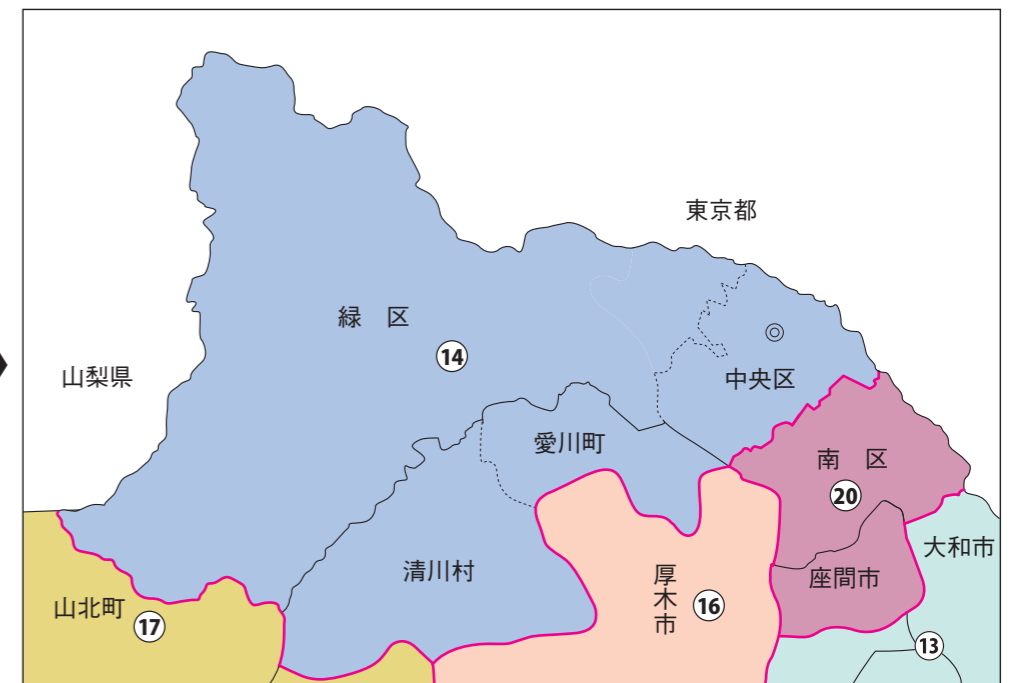
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



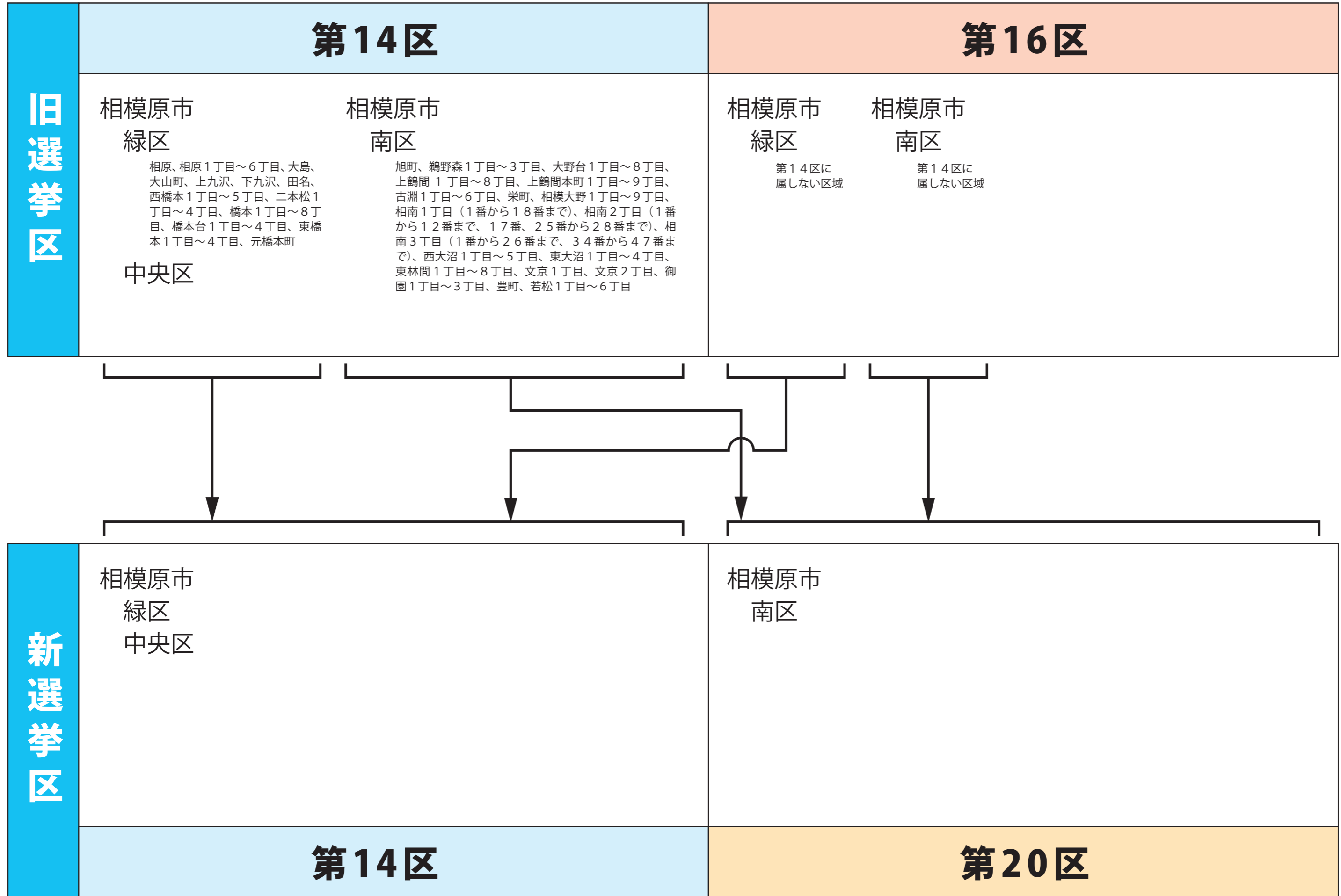
◎:市役所  
丸数字は選挙区番号



◎:市役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

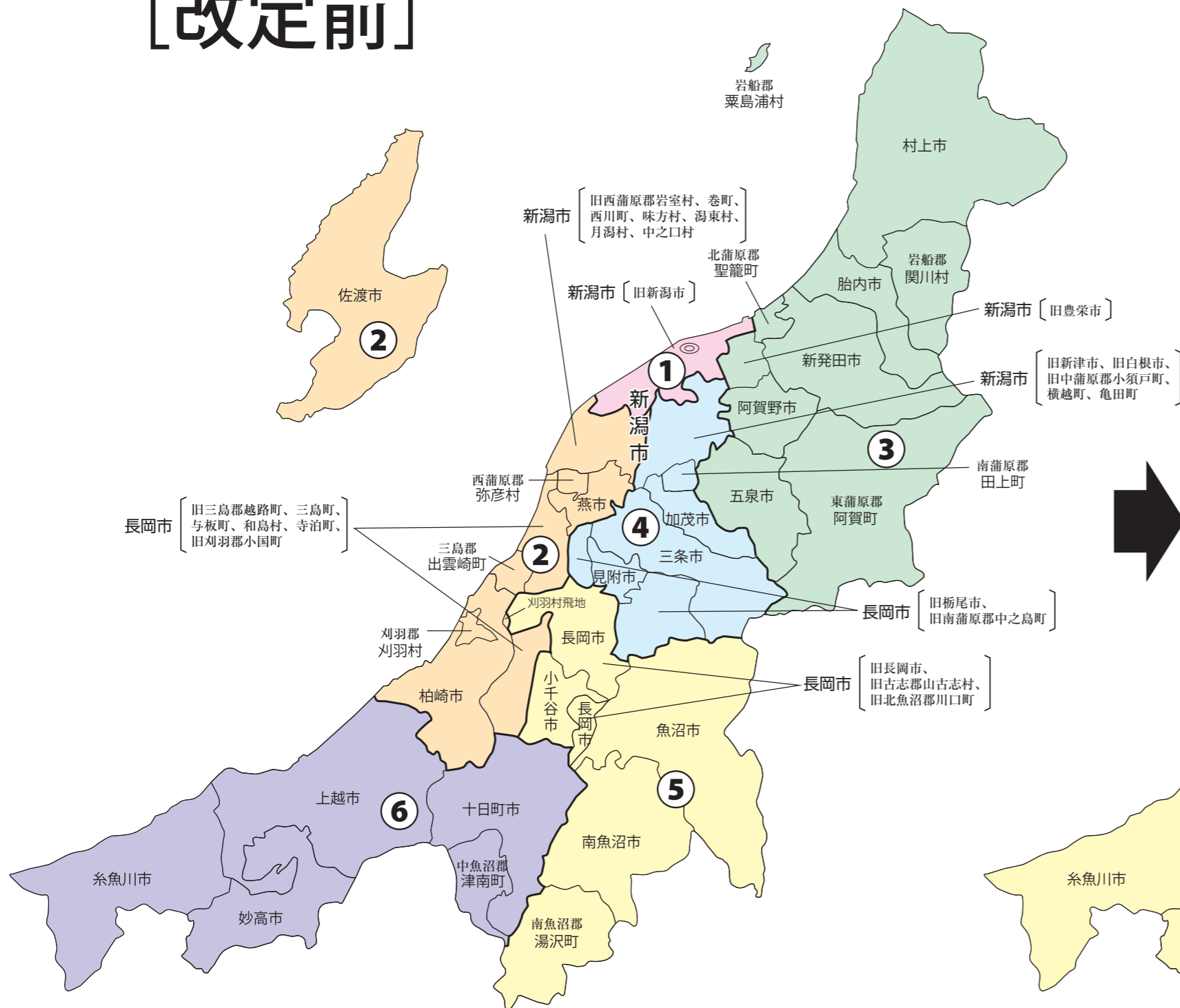
- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会



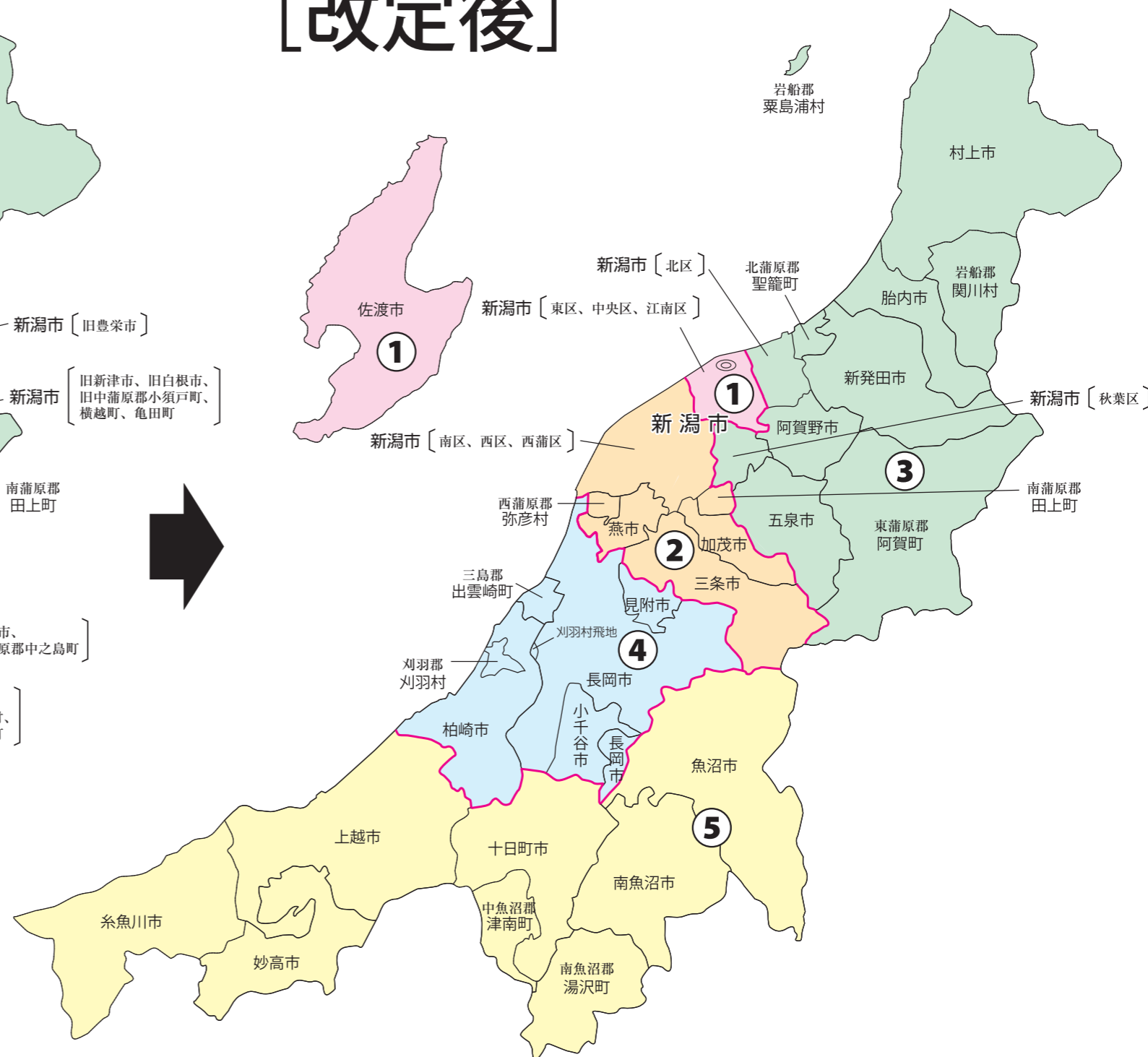
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 新潟県

## [改定前]



## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 新潟県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区			
旧選挙区	<p><b>新潟市</b> 東区 本庁管内 東区役所石山出張所管内(亀田中島4丁目に属する区域を除く。)</p> <p><b>中央区</b> 本庁管内 中央区役所東出張所管内 中央区役所南出張所管内(鶴ノ子及び亀田早通に属する区域を除く。)</p> <p><b>江南区</b> 本庁管内 天野、天野1丁目~3丁目、粟山、姥ヶ山、江口、大淵、祖父興野、嘉木、嘉瀬、上和田、北山、久蔵興野、蔵岡、酒屋町、笹山、三百地、鐘木、清五郎、曾川、楚川、曾野木1丁目、曾野木2丁目、太右工門新田、俵柳、直り山、長湯、中野山、鍋湯新田、西野、西山、花ノ牧、平賀、細山、舞湯、松山、丸湯新田、丸山、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、山二ツ、両川1丁目、両川2丁目、和田、割野</p>	<p><b>新潟市</b> 南区 本庁管内(天野に属する区域に限る。)</p> <p><b>西区</b> 本庁管内 西区役所西出張所管内(四ツ郷屋及び與兵衛野新田に属する区域を除く。)</p> <p>西区役所黒崎出張所管内</p>	<p><b>新潟市</b> 北区 本庁管内(細山に属する区域に限る。)</p> <p>北区役所北出張所管内(すみれ野4丁目に属する区域を除く。)</p>	<p>佐渡市</p> <p><b>新潟市</b> 南区 南区役所味方出張所管内 南区役所月湯出張所管内</p> <p><b>西区</b> 第1区に属しない区域</p> <p><b>西蒲区</b> 燕市 西蒲原郡 弥彦村</p>	<p><b>長岡市</b> 本庁管内(西津町に属する区域のうち、平成17年3月31日において三島郡越路町の区域であった区域に限る。)</p> <p>長岡市越路支所管内 長岡市三島支所管内 長岡市小国支所管内 長岡市和島支所管内 長岡市寺泊支所管内 長岡市与板支所管内</p> <p><b>柏崎市</b> 三島郡 出雲崎町 刈羽郡 刈羽村</p>	<p><b>新潟市</b> 北区 本庁管内(細山、小杉、十二前及び横越に属する区域を除く。)</p> <p>北区役所北出張所管内(すみれ野4丁目に属する区域に限る。)</p> <p><b>新発田市</b> 村上市 五泉市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 聖籠町 東蒲原郡 阿賀町 岩船郡 関川村 粟島浦村</p>	<p><b>新潟市</b> 東区 第1区に属しない区域</p> <p><b>中央区</b> 第1区に属しない区域</p> <p><b>江南区</b> 第1区に属しない区域</p> <p><b>新潟市</b> 南区 第1区及び第2区に属しない区域</p> <p><b>三条市</b> 加茂市 南蒲原郡 田上町</p> <p><b>新潟市</b> 北区 第1区及び第3区に属しない区域</p> <p><b>秋葉区</b></p> <p><b>長岡市</b> 長岡市中之島支所管内(押切川原町に属する区域のうち、平成17年3月31日において長岡市の区域であった区域を除く。)</p> <p>長岡市栃尾支所管内 見附市</p>	<p><b>長岡市</b> 第2区及び第4区に属しない区域</p> <p>小千谷市</p> <p><b>魚沼市</b> 南魚沼市 南魚沼郡 湯沢町</p>	<p>十日町市 糸魚川市 妙高市 上越市 中魚沼郡 津南町</p>

新選挙区	<p>新潟市 東区 中央区 江南区 佐渡市</p>	<p>新潟市 南区 西区 西蒲区 三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 弥彦村 南蒲原郡 田上町</p>	<p>新潟市 北区 秋葉区 新発田市 村上市 五泉市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 聖籠町 東蒲原郡 阿賀町</p> <p>岩船郡 関川村 粟島浦村</p>	<p>長岡市 柏崎市 小千谷市 見附市 三島郡 出雲崎町 刈羽郡 刈羽村</p>	<p>十日町市 糸魚川市 妙高市 上越市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 湯沢町 中魚沼郡 津南町</p>
	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区



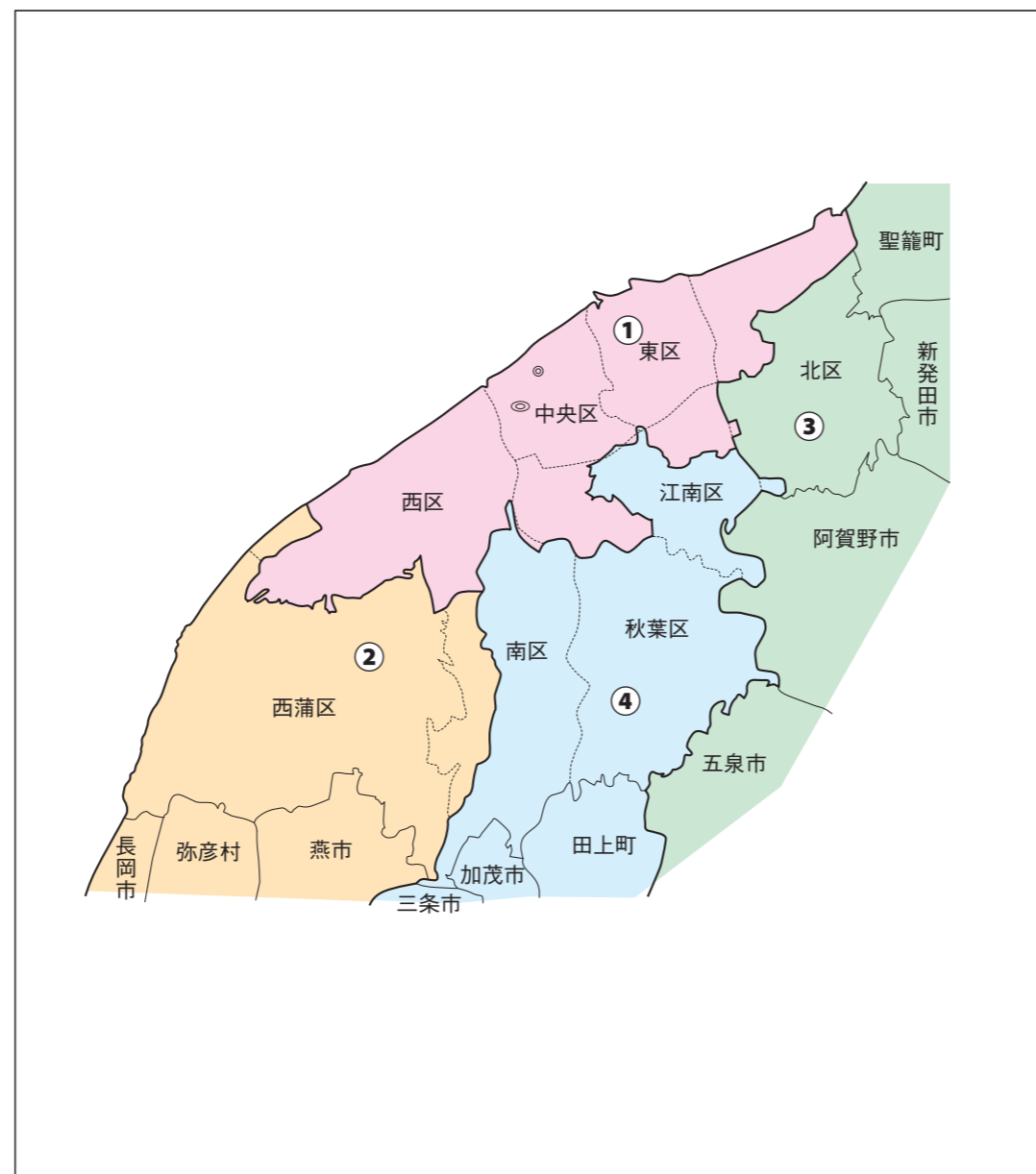
# 新潟県

# 新潟市

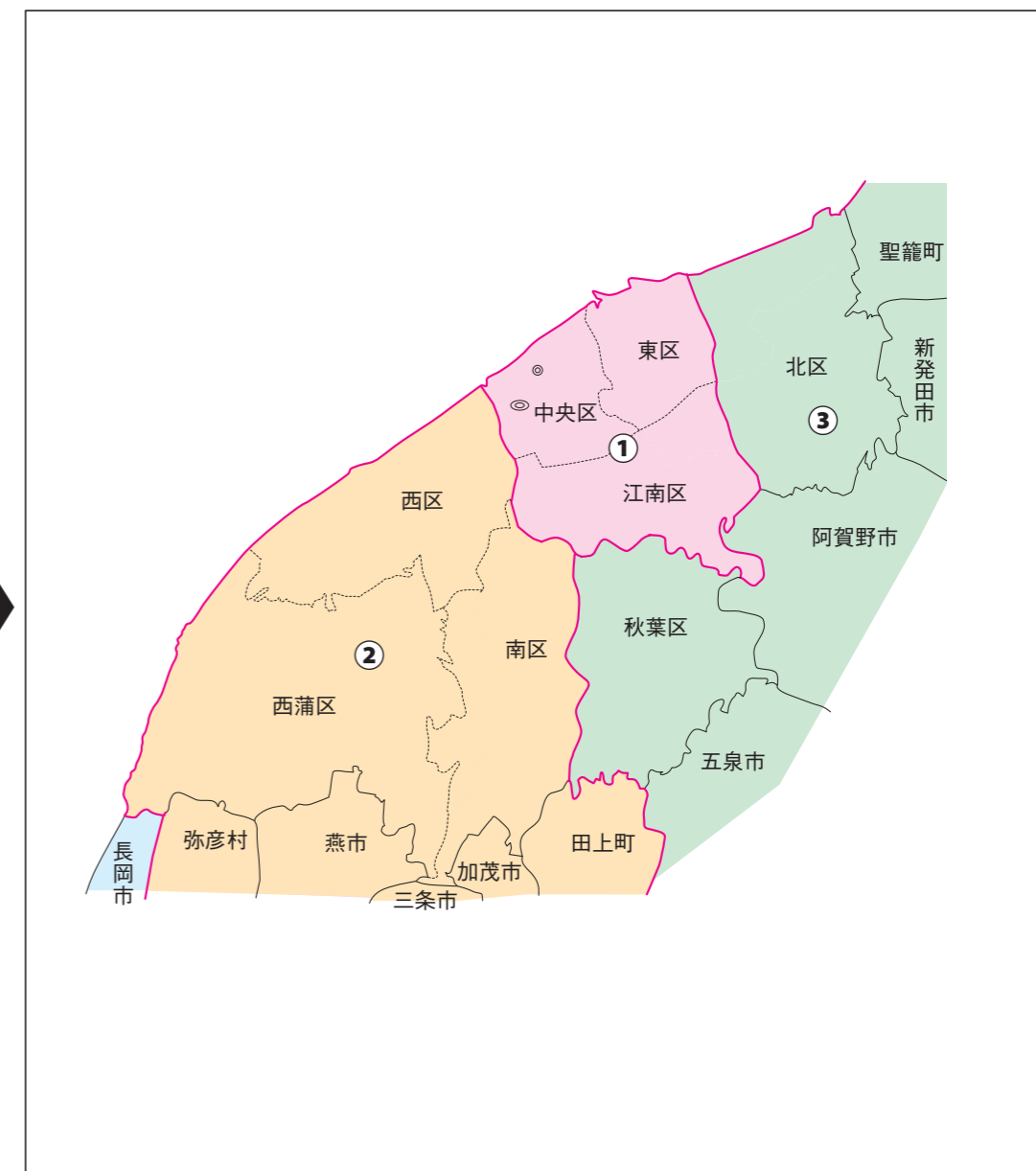
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



◎: 県庁 ◎: 市役所  
丸数字は選挙区番号

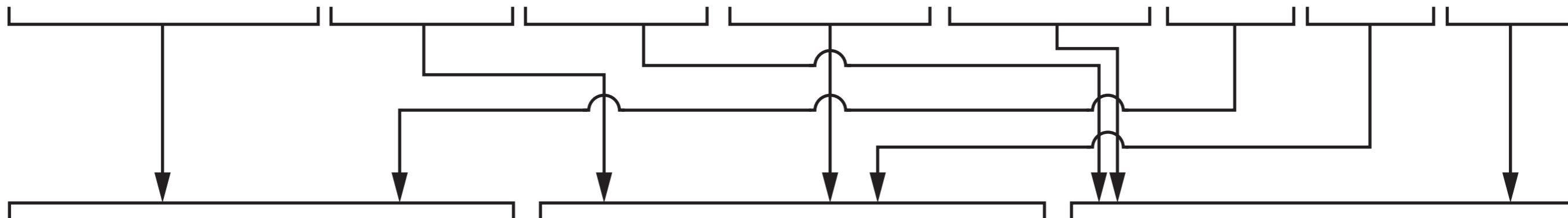


◎: 県庁 ◎: 市役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 新潟県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

		第1区		第2区	第3区	第4区		
旧選挙区	新潟市 東区 本庁管内 東区役所石山出張所管内(亀田中島4丁目に属する区域を除く。)	新潟市 南区 本庁管内(天野に属する区域に限る。)	新潟市 北区 本庁管内(細山に属する区域に限る。)	新潟市 南区 南区役所味方出張所管内 南区役所月潟出張所管内	新潟市 北区 本庁管内(細山、小杉、十二前及び横越に属する区域を除く。)	新潟市 東区 第1区に属しない区域	新潟市 南区 第1区及び第2区に属しない区域	新潟市 北区 第1区及び第3区に属しない区域
	中央区 本庁管内 中央区役所東出張所管内 中央区役所南出張所管内(鶉ノ子及び亀田早通に属する区域を除く。)	西区 本庁管内 西区役所西出張所管内(四ツ郷屋及び與兵衛野新田に属する区域を除く。)	北区役所北出張所管内(すみれ野4丁目に属する区域を除く。)	西区 第1区に属しない区域	北区役所北出張所管内(すみれ野4丁目に属する区域に限る。)	中央区 第1区に属しない区域	江南区 第1区に属しない区域	秋葉区
	江南区 本庁管内 天野、天野1丁目～3丁目、粟山、姥ヶ山、江口、大淵、祖父興野、嘉木、嘉瀬、上和田、北山、久蔵興野、蔵岡、酒屋町、笹山、三百地、鐘木、清五郎、曾川、楚川、曾野木1丁目、曾野木2丁目、太右工門新田、俵柳、直り山、長潟、中野山、鍋潟新田、西野、西山、花ノ牧、平賀、細山、舞潟、松山、丸潟新田、丸山、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、山二ツ、両川1丁目、両川2丁目、和田、割野							

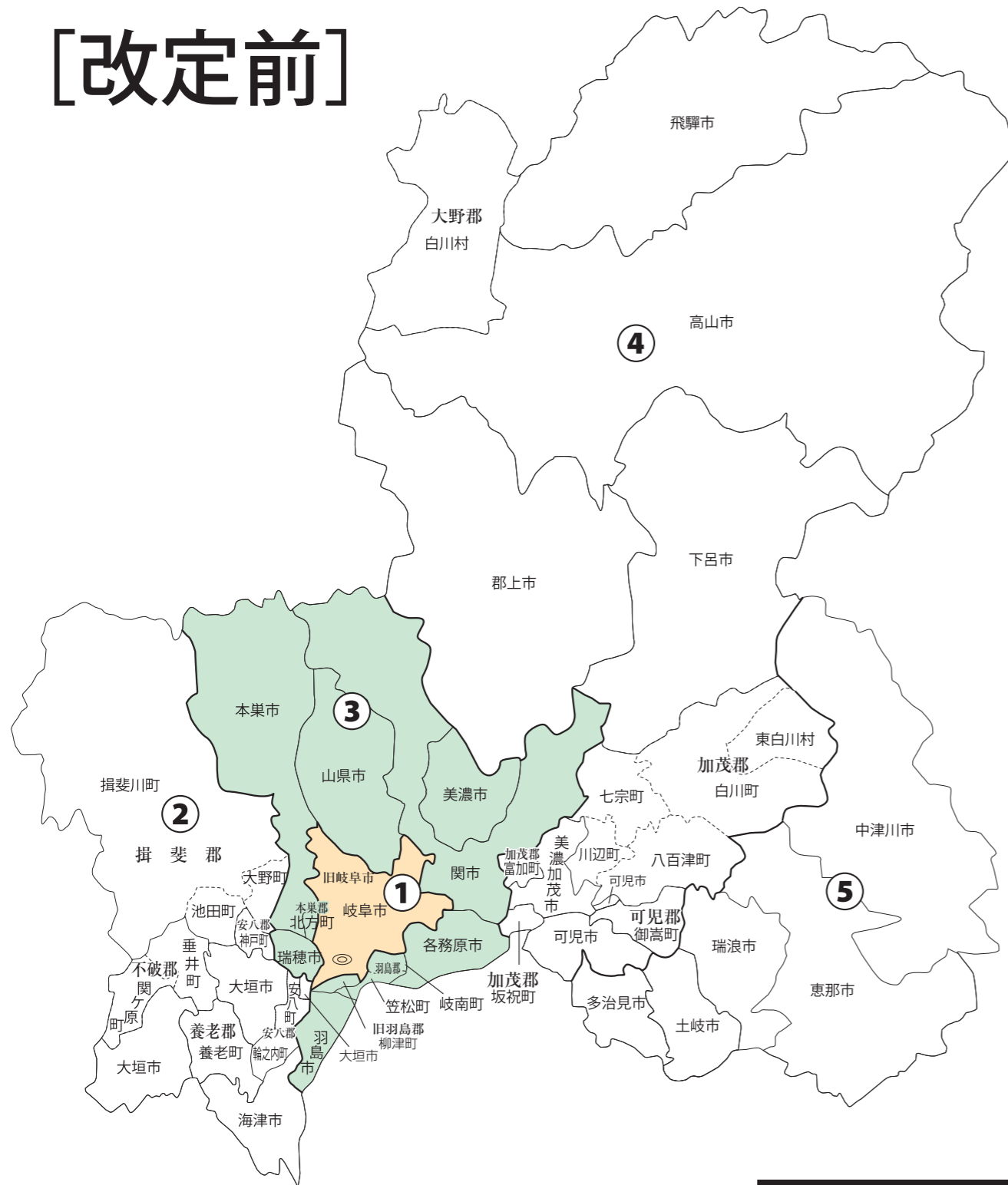


新選挙区	新潟市 東区 中央区 江南区	新潟市 南区 西区 西蒲区	新潟市 北区 秋葉区
	第1区	第2区	第3区

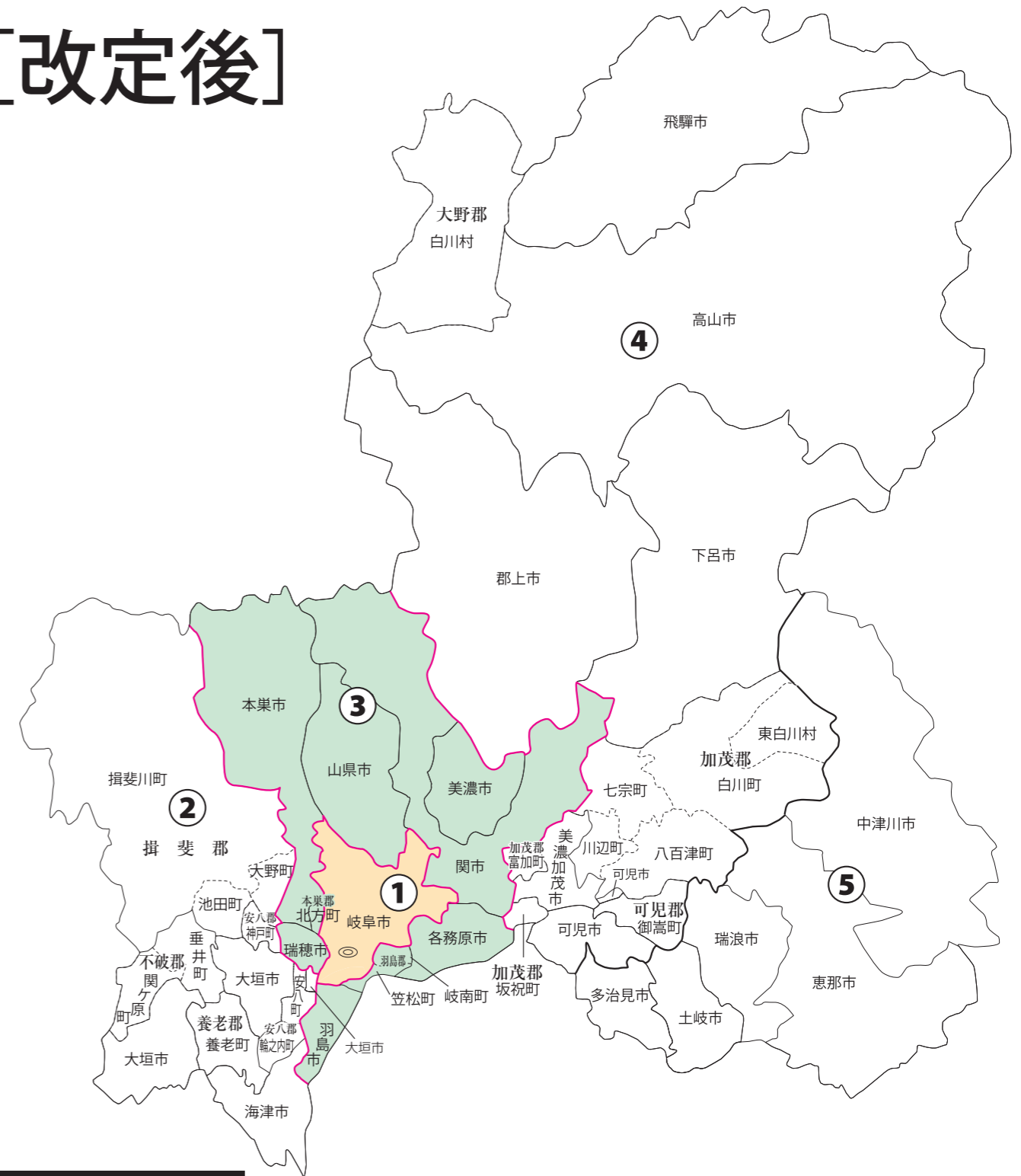
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 岐阜県

## [改定前]

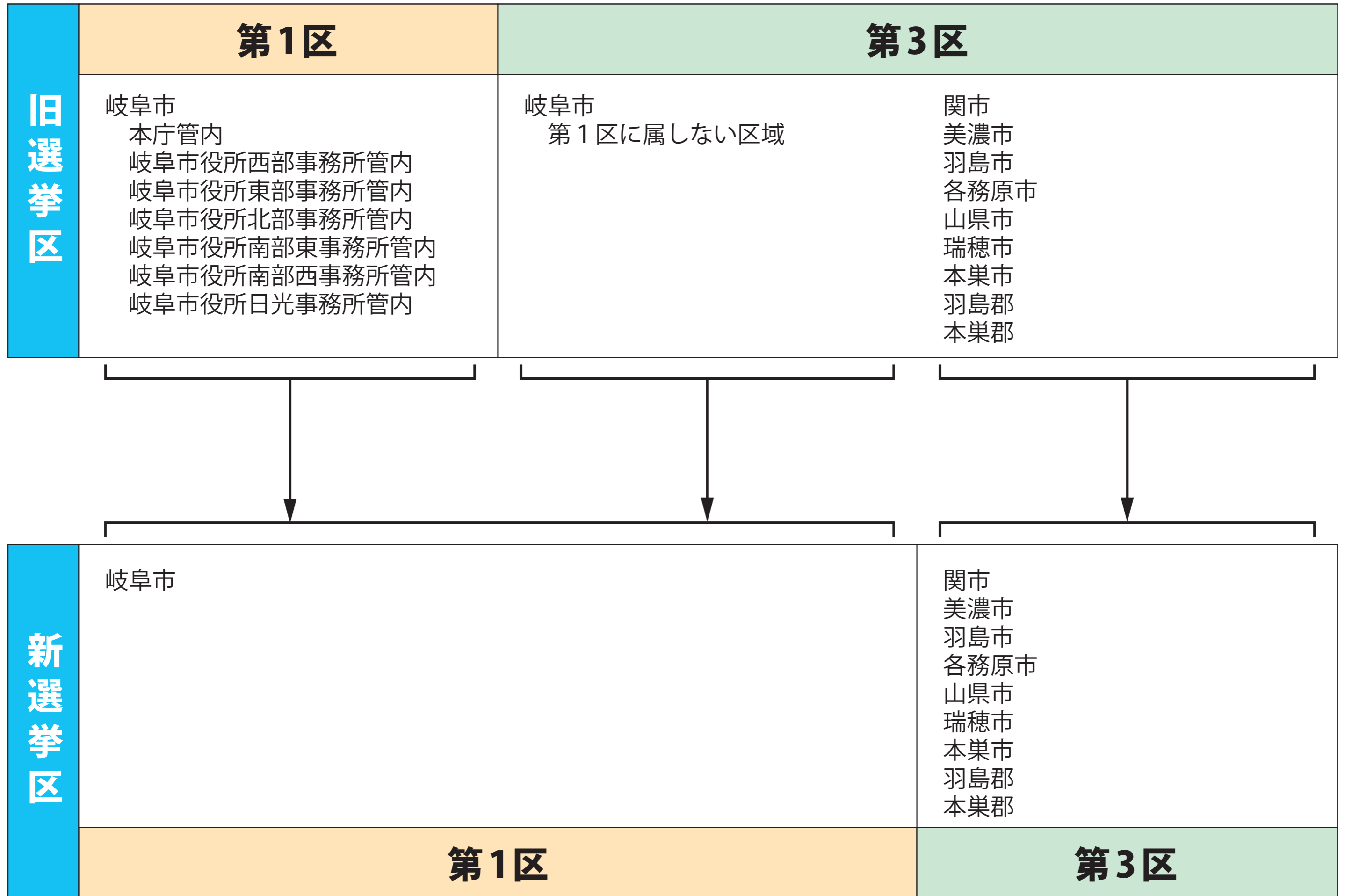


## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

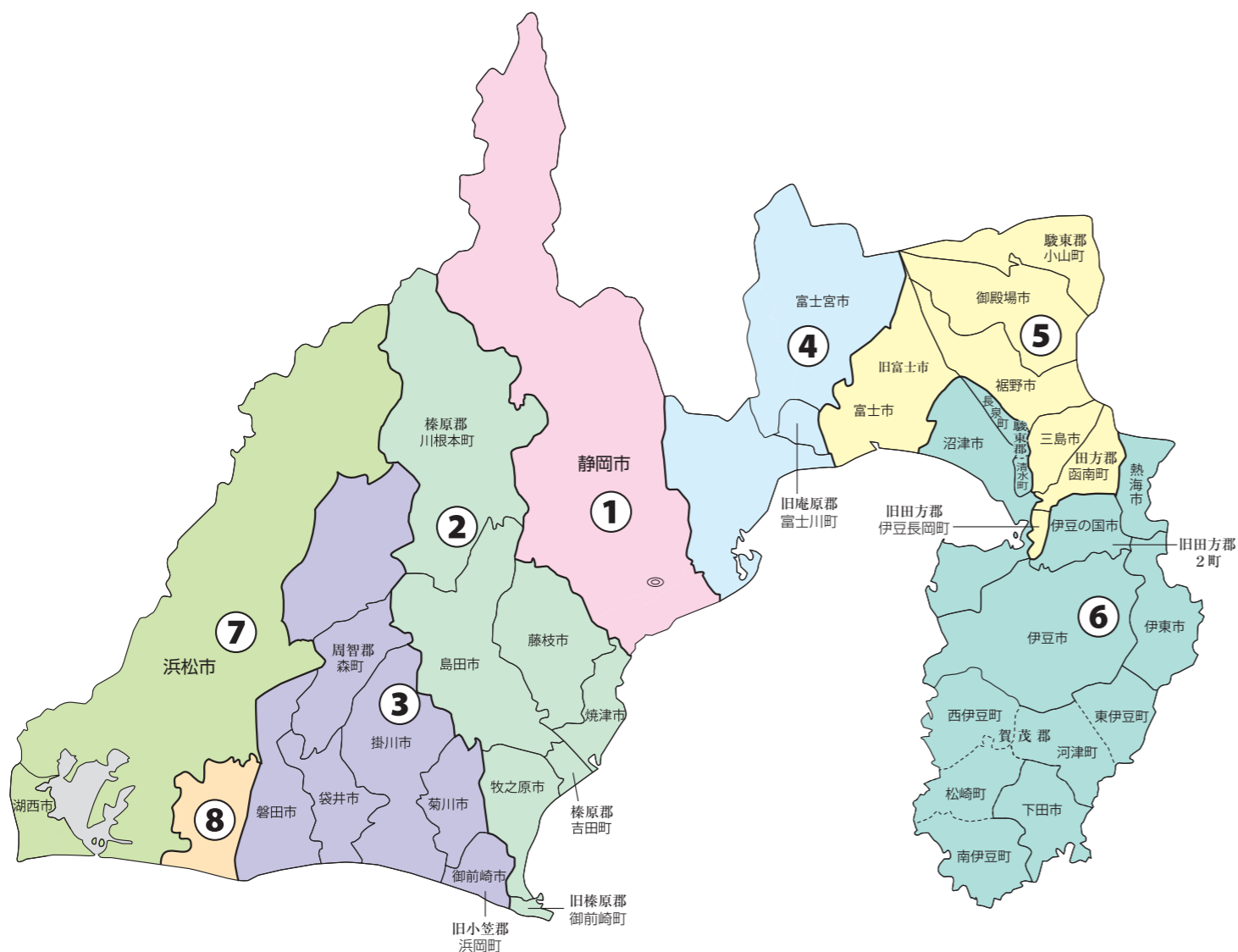


※第2区、第4区、第5区は選挙区の変更はありません。

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

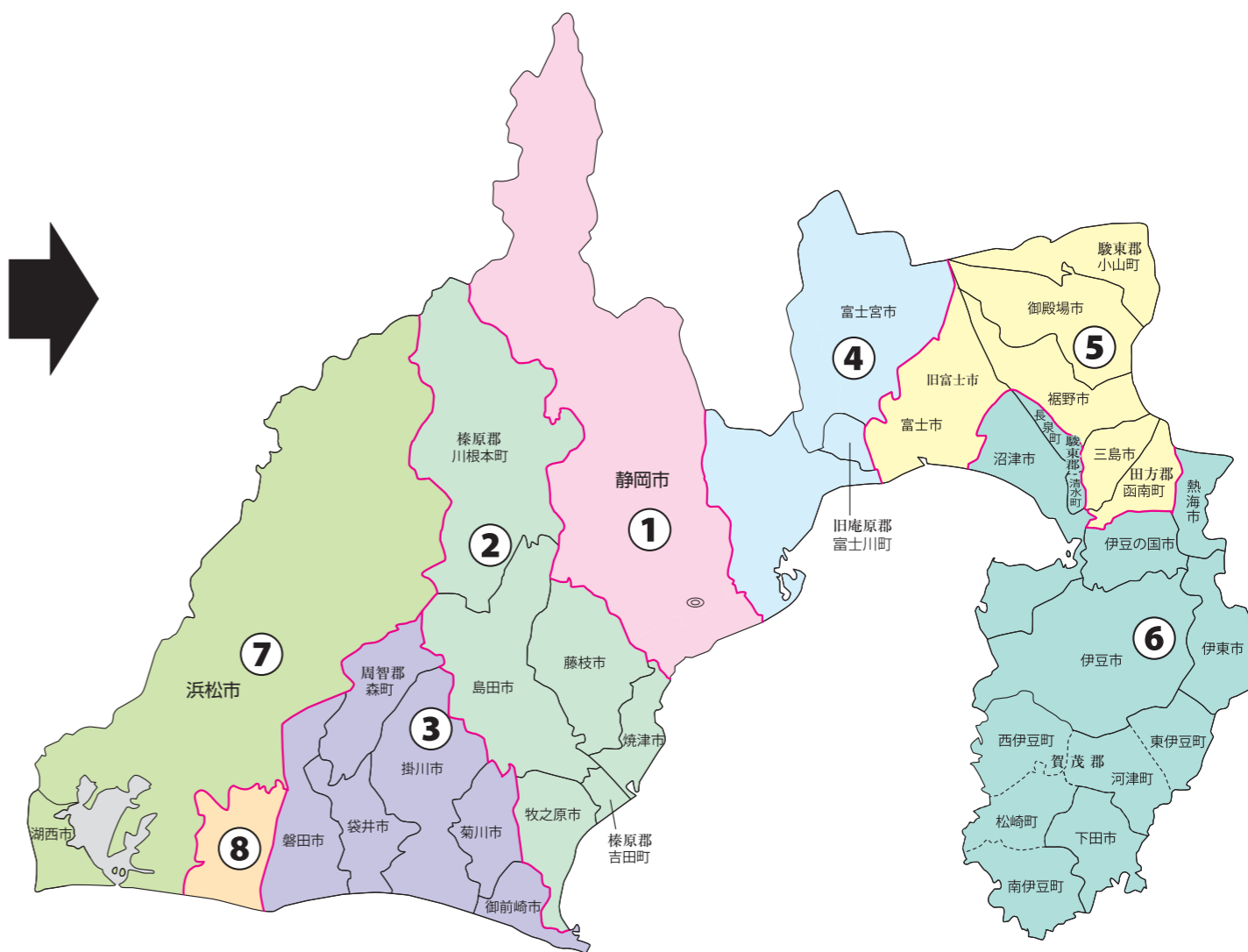
# 静岡県

## [改定前]



◎: 県庁、丸数字は選挙区番号

## [改定後]



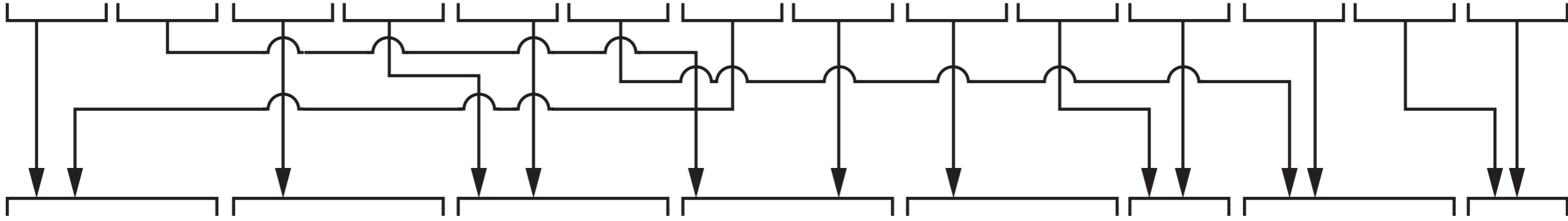
◎: 県庁、丸数字は選挙区番号

※複数選挙区に分割されていた8市区(静岡市葵区・駿河区・清水区、浜松市中区・南区・天竜区、御前崎市、伊豆の国市)について分割が解消されました。

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	第7区	第8区					
旧選挙区	静岡市 葵区 本庁管内(瀬名川3丁目(5番25号及び5番50号から5番59号まで)に属する区域を除く。) 葵区役所井川支所管内 駿河区 本庁管内(谷田に属する区域のうち、平成15年3月31日において清水市の区域であった区域を除く。) 駿河区役所長田支所管内	静岡市 清水区 本庁管内(楠(694番地1及び694番地3)に属する区域に限る。)	島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡	磐田市 掛川市 袋井市 御前崎市 第2区に属しない区域 菊川市 周智郡	浜松市 天竜区 春野町領家、春野町堀之内、春野町胡桃平、春野町和泉平、春野町砂川、春野町大時、春野町長蔵寺、春野町石打松下、春野町田黒、春野町筏戸大上、春野町五和、春野町越木平、春野町田河内、春野町牧野、春野町花島、春野町杉、春野町川上、春野町宮川、春野町気田、春野町豊岡、春野町石切、春野町小俣京丸	静岡市 葵区 第1区に属しない区域 駿河区 第1区に属しない区域	静岡市 清水区 第1区に属しない区域 富士宮市 富士市 木島、岩淵、中之郷、南松野、北松野、中野台1丁目、中野台2丁目	三島市 富士市 第4区に属しない区域 御殿場市 裾野市 田方郡 駿東郡 小山町	伊豆の国市 本庁管内	沼津市 熱海市 伊東市 下田市 伊豆市 伊豆の国市 第5区に属しない区域 賀茂郡 駿東郡 清水町 長泉町	浜松市 西区 北区 浜北区 天竜区 第3区に属しない区域 湖西市	浜松市 中区 (西丘町及び花川町に属する区域に限る。) 南区 (高塚町、増楽町、若林町及び東若林町に属する区域に限る。)	浜松市 中区 第7区に属しない区域 東区 南区 第7区に属しない区域



新選挙区	静岡市 葵区 駿河区	島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡	磐田市 掛川市 袋井市 御前崎市 菊川市 周智郡	静岡市 清水区 富士宮市 富士市 木島、岩淵、中之郷、南松野、北松野、中野台1丁目、中野台2丁目	三島市 富士市 第4区に属しない区域 御殿場市 裾野市 田方郡 駿東郡 小山町	沼津市 熱海市 伊東市 下田市 伊豆市 伊豆の国市 賀茂郡 駿東郡 清水町 長泉町	浜松市 西区 北区 浜北区 天竜区 湖西市	浜松市 中区 東区 南区
	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	第7区	第8区

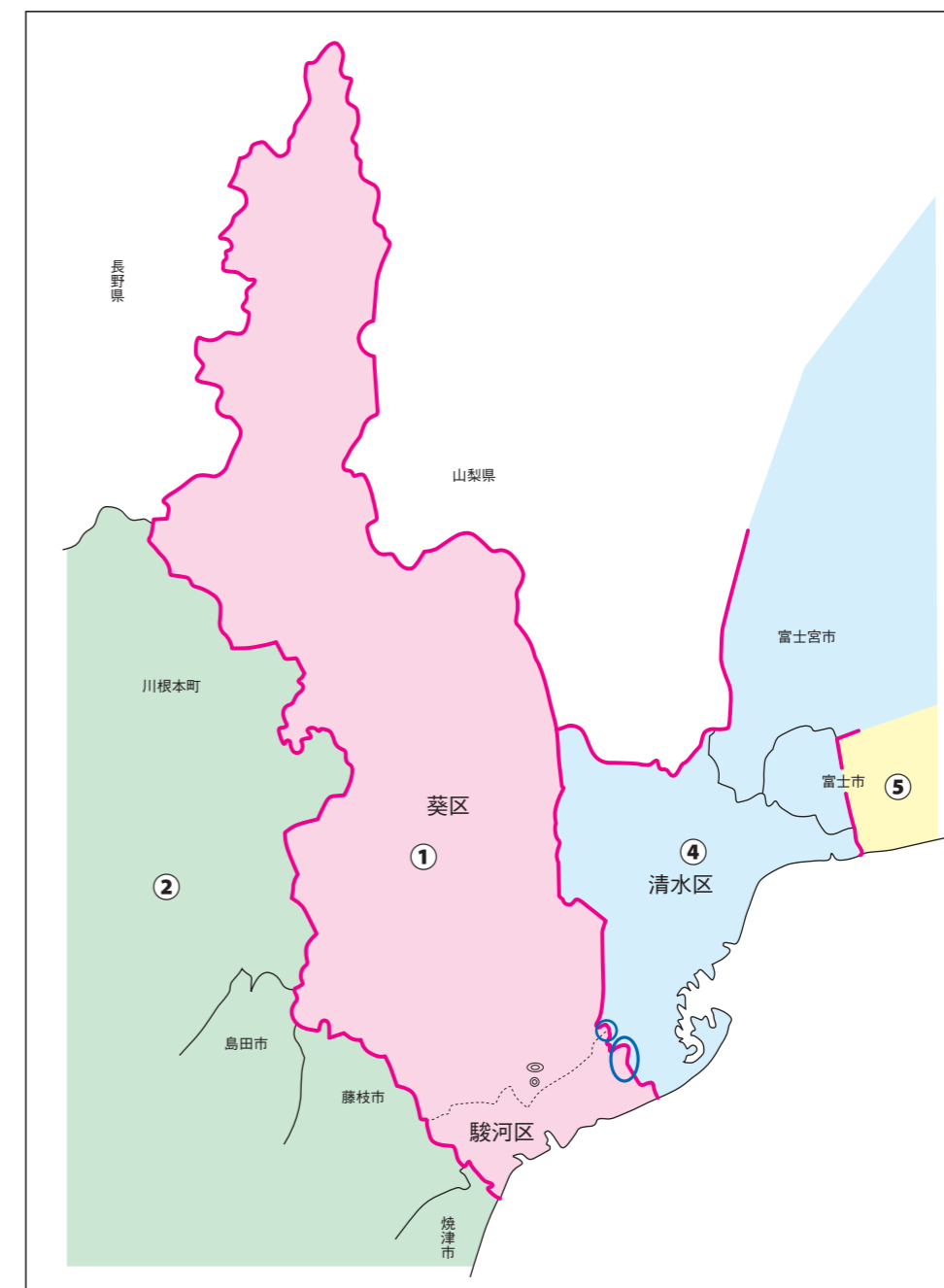
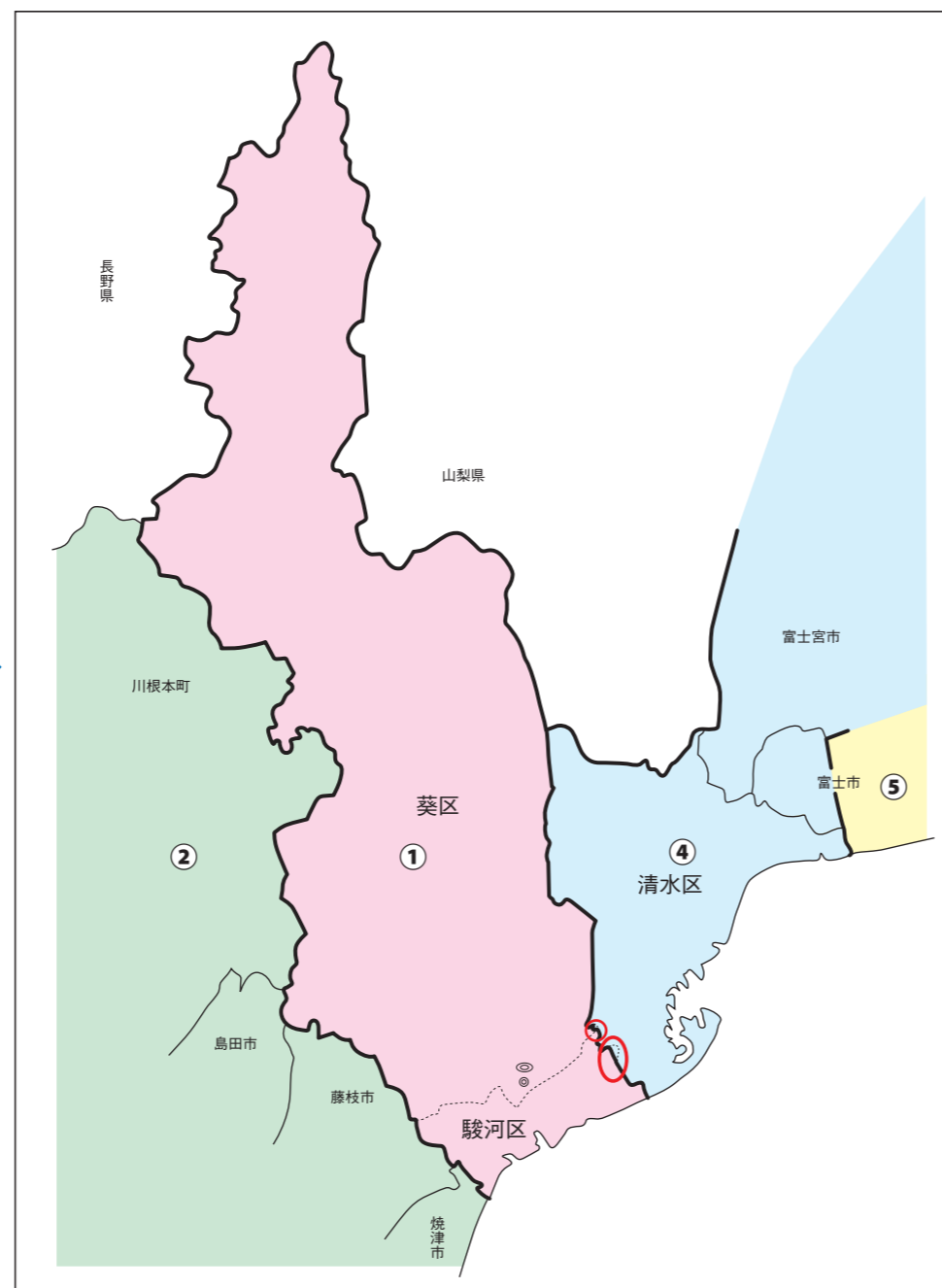
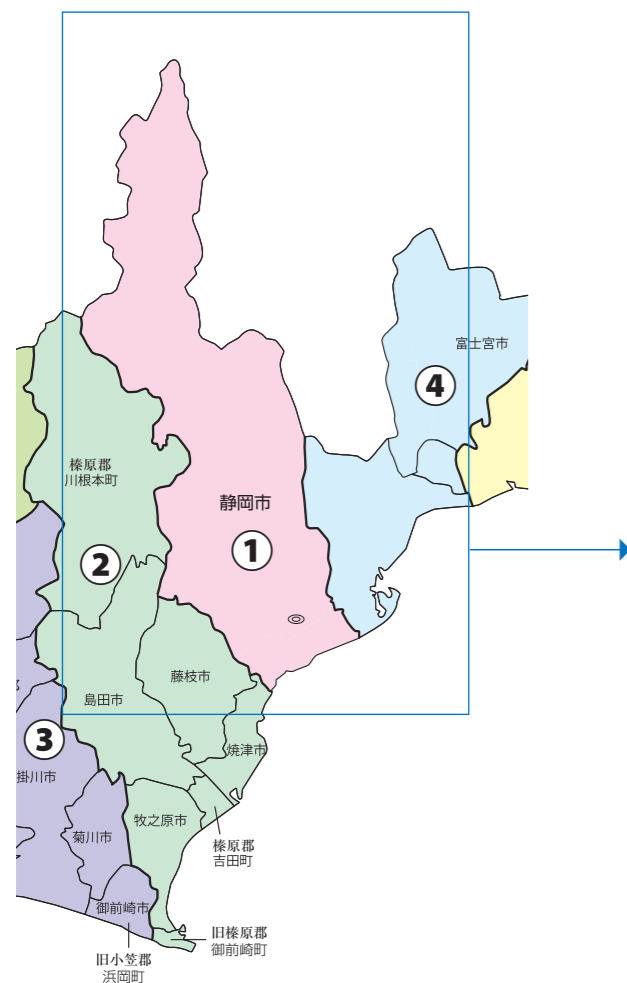
# 静岡県

# 静岡市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



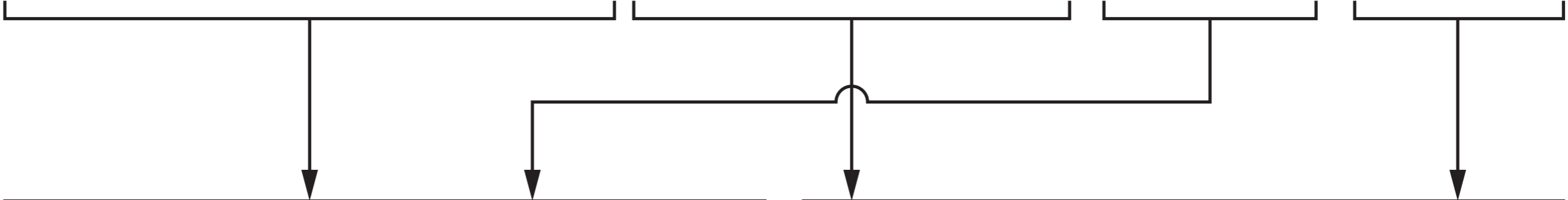
◎: 県庁 ◎: 市役所  
丸数字は選挙区番号

◎: 県庁 ◎: 市役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

<b>旧選挙区</b>	<b>第1区</b>	<b>第4区</b>
	静岡市 葵区 本庁管内（瀬名川3丁目（5番25号及び5番50号から5番59号まで）に属する区域を除く。） 葵区役所井川支所管内 駿河区 本庁管内（谷田に属する区域のうち、平成15年3月31日において清水市の区域であった区域を除く。） 駿河区役所長田支所管内	静岡市 清水区 本庁管内（楠（694番地1及び694番地3）に属する区域に限る。）



<b>新選挙区</b>	静岡市 葵区 駿河区	静岡市 清水区
	<b>第1区</b>	<b>第4区</b>



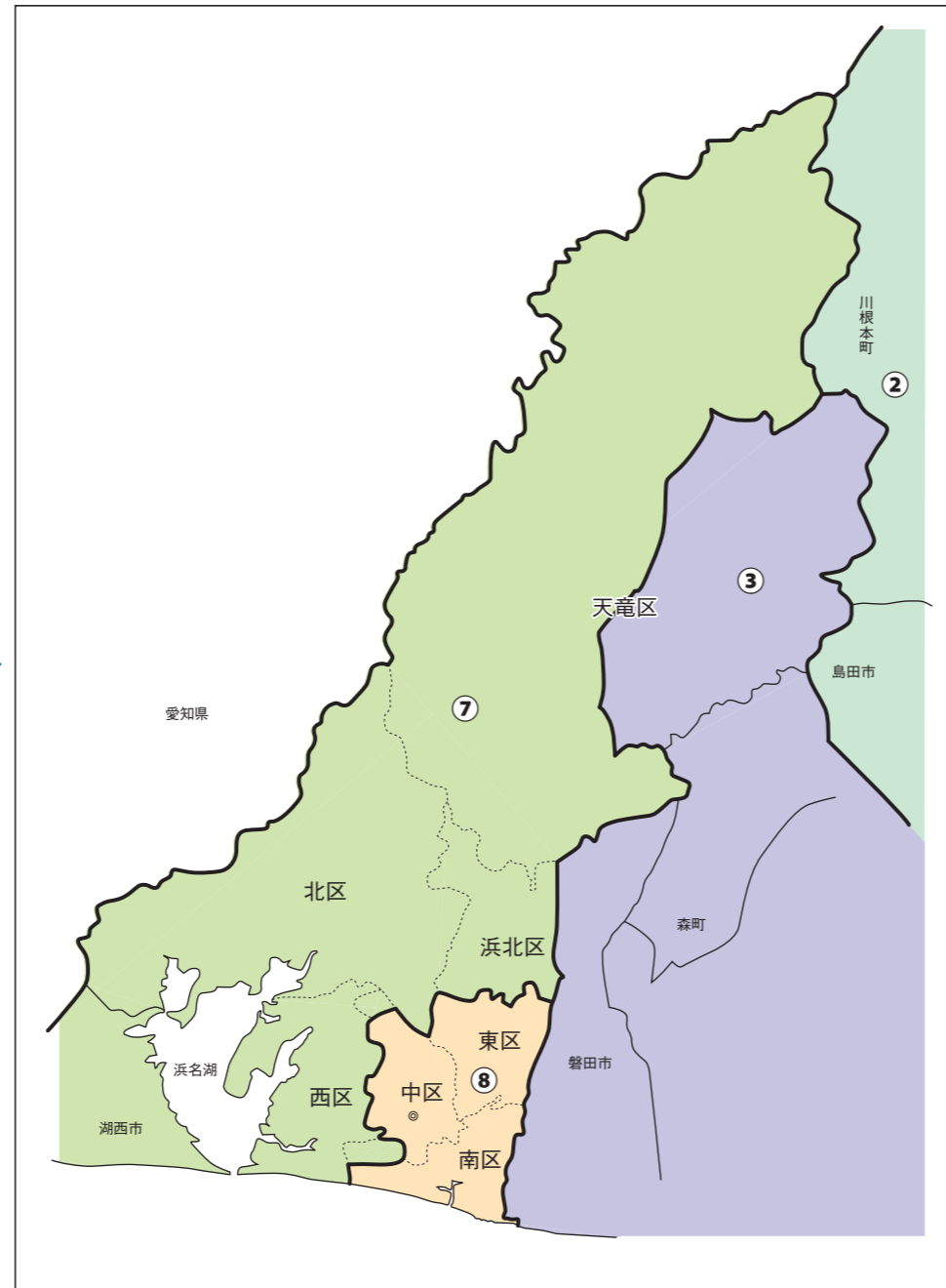
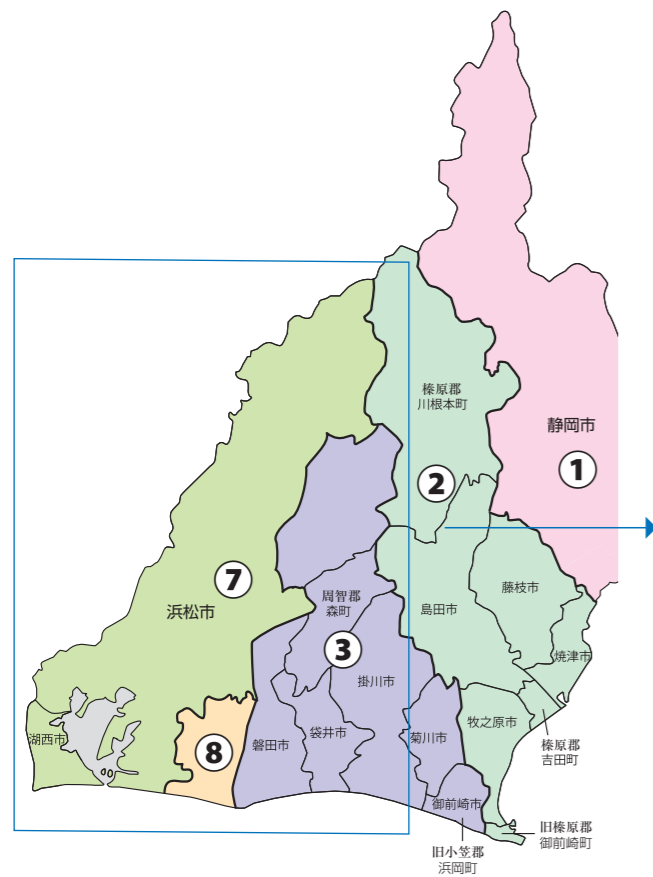
静岡県

浜松市

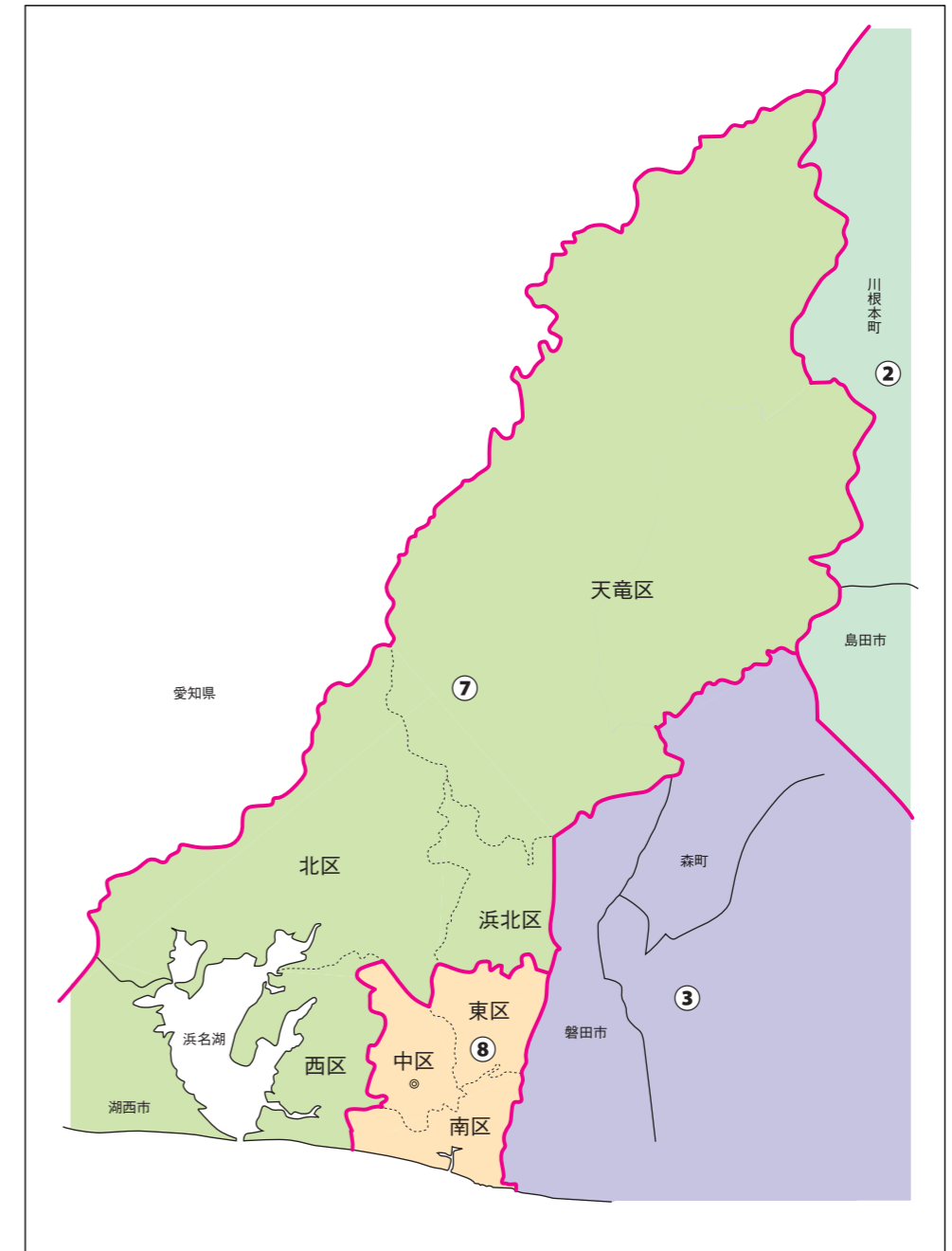
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

[改定前]

[改定後]



◎:市役所  
丸数字は選挙区番号

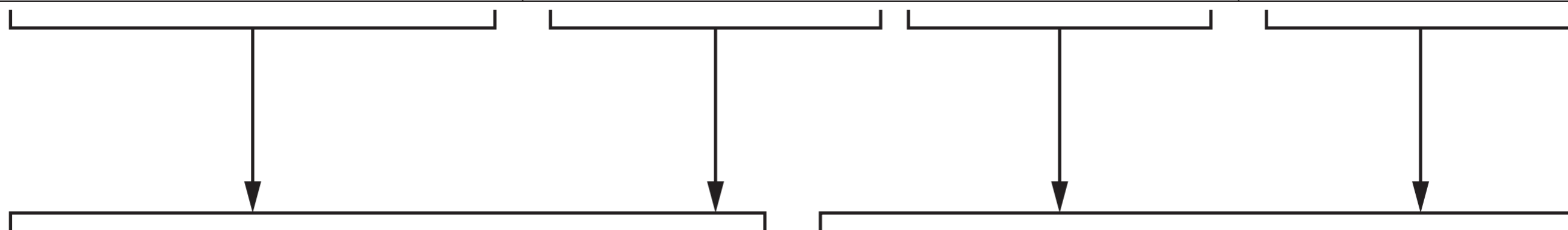


◎:市役所  
丸数字は選挙区番号

お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

	第3区	第7区	第8区	
旧選挙区	浜松市 天竜区 春野町領家、春野町堀之内、春野町胡桃平、春野町和泉平、春野町砂川、春野町大時、春野町長蔵寺、春野町石打松下、春野町田黒、春野町筏戸大上、春野町五和、春野町越木平、春野町田河内、春野町牧野、春野町花島、春野町杉、春野町川上、春野町宮川、春野町気田、春野町豊岡、春野町石切、春野町小俣京丸	浜松市 西区 北区 浜北区 天竜区 第3区に属しない区域	浜松市 中区 (西丘町及び花川町に属する区域に限る。) 南区 (高塚町、増楽町、若林町及び東若林町に属する区域に限る。)	浜松市 中区 第7区に属しない区域 東区 南区 第7区に属しない区域

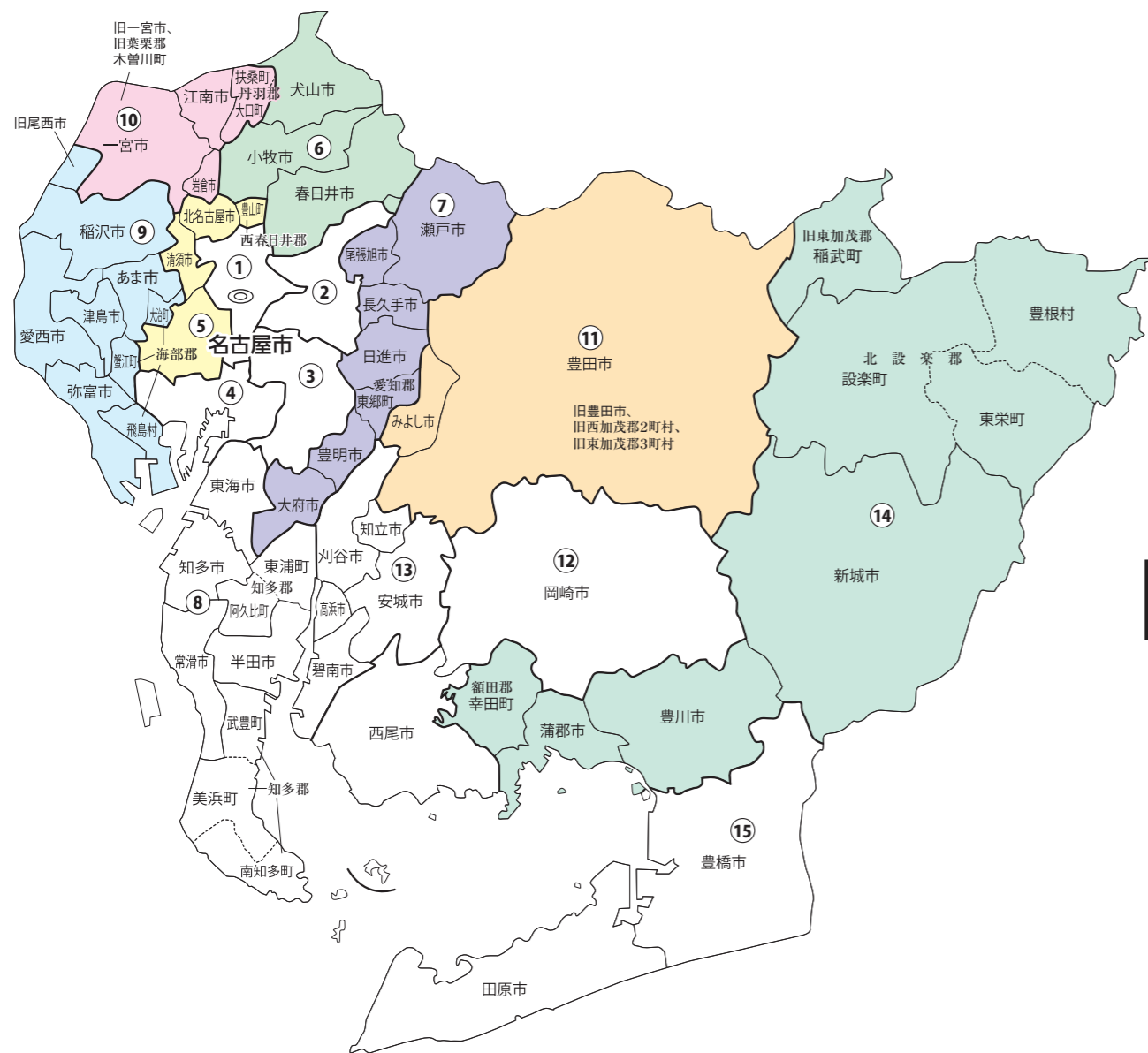


新選挙区	浜松市 西区 北区 浜北区 天竜区	浜松市 中区 東区 南区
	第7区	第8区

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 愛知県

## [改定前]



## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

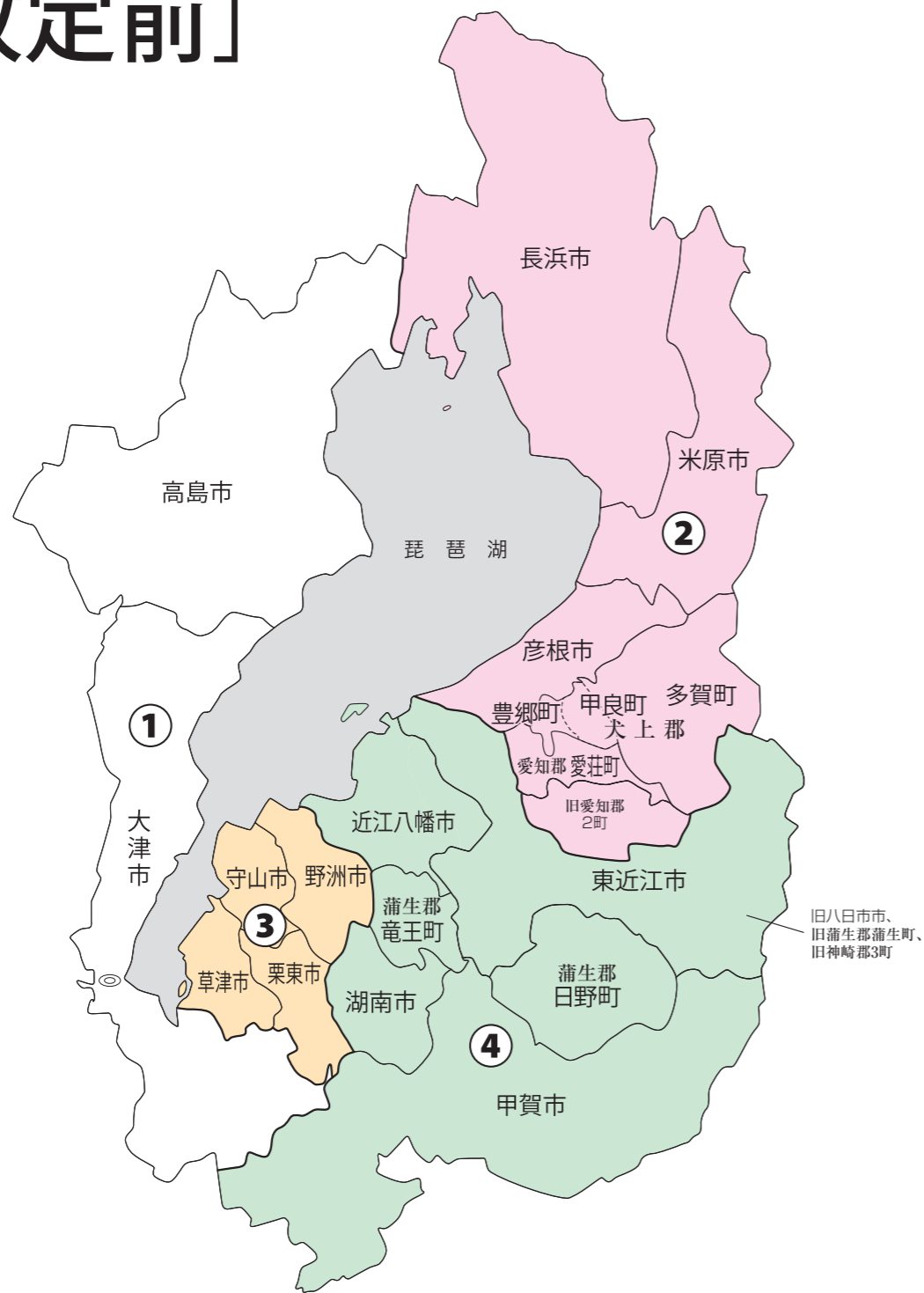
旧選挙区	第5区	第6区	第7区	第9区	第10区	第11区	第14区							
	名古屋市 中村区 中川区 清須市	北名古屋市 西春日井郡	瀬戸市 <small>瀬戸市役所水野支所管内 川平町、本郷町(10番 から1048番までに 限る。)、十軒町、鹿乗 町、内田町1丁目、内田 町2丁目、北みずの坂 1丁目~3丁目</small> 春日井市	犬山市 小牧市	瀬戸市 <small>第6区に 属しない区域</small>	大府市 尾張旭市 豊明市 日進市 長久手市 愛知県	津島市 稲沢市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡	一宮市 <small>本庁管内 起、開明、上祖父江、北今、小信 中島、三条、玉野、富田、西五城、 西中野、西中野番外、西萩原、蓮 池、東五城、東加賀野井、明地、 祐久、篭屋1丁目~5丁目</small>	一宮市 <small>第9区に 属しない区域</small> 岩倉市	江南市 丹羽郡	豊田市 旭地域自治区 足助地域自治区 小原地域自治区 上郷地域自治区 拳母地域自治区 猿投地域自治区 下山地域自治区 高岡地域自治区 高橋地域自治区 藤岡地域自治区 松平地域自治区 みよし市	豊田市 <small>第11区に 属しない区域</small>	豊川市 蒲郡市 新城市 額田郡 北設楽郡	
新選挙区	名古屋市 中村区 中川区 清須市	瀬戸市 春日井市	大府市 尾張旭市 豊明市 日進市 長久手市 愛知県	津島市 稲沢市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡	一宮市 岩倉市	豊田市 みよし市	豊川市 蒲郡市 新城市 額田郡 北設楽郡	犬山市 江南市 小牧市 北名古屋市 西春日井郡 丹羽郡						
	第5区	第6区	第7区	第9区	第10区	第11区	第14区	第16区						

※第1区~第4区、第8区、第12区、第13区、第15区は選挙区の変更はありません。

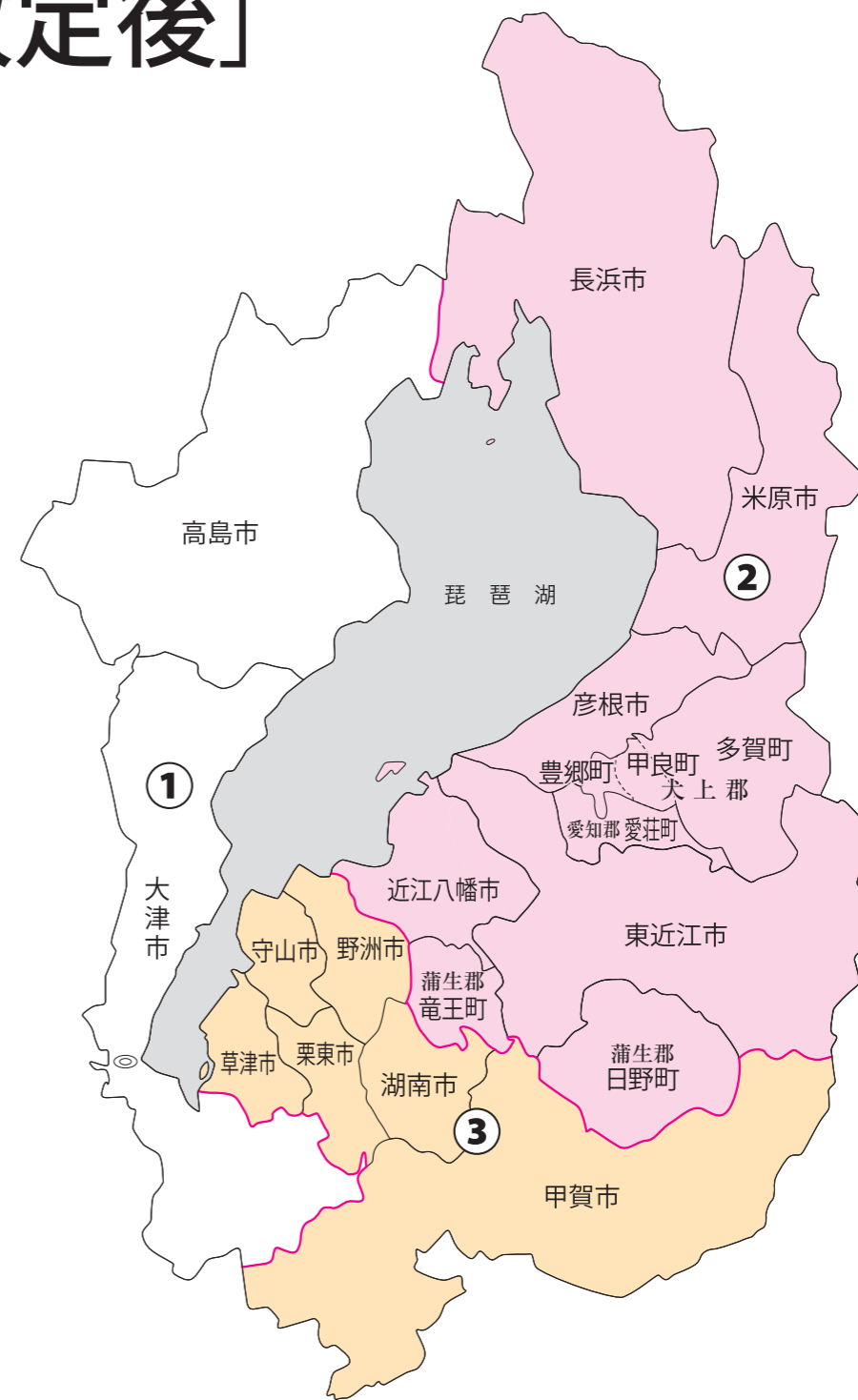
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 滋賀県

## [改定前]

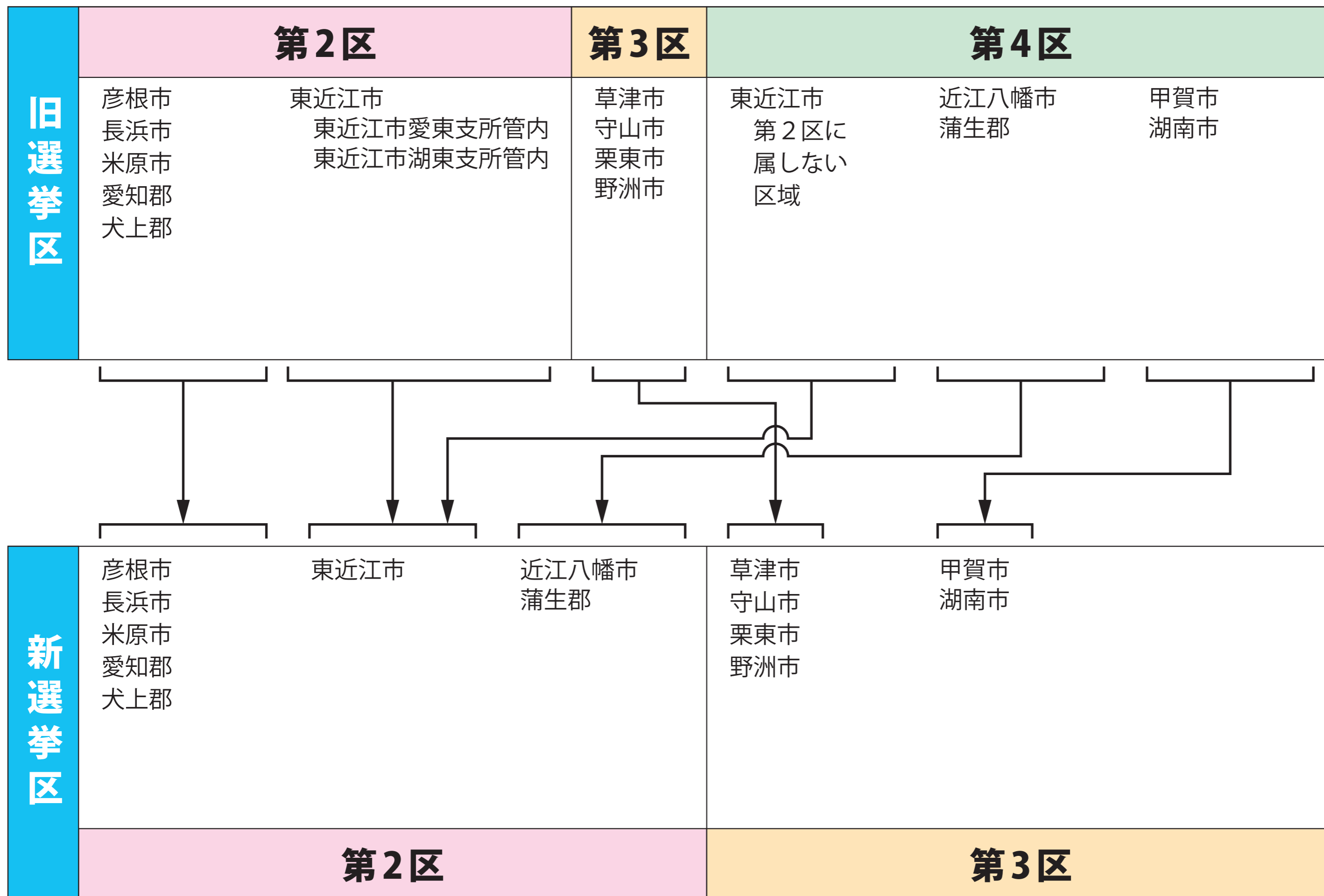


## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

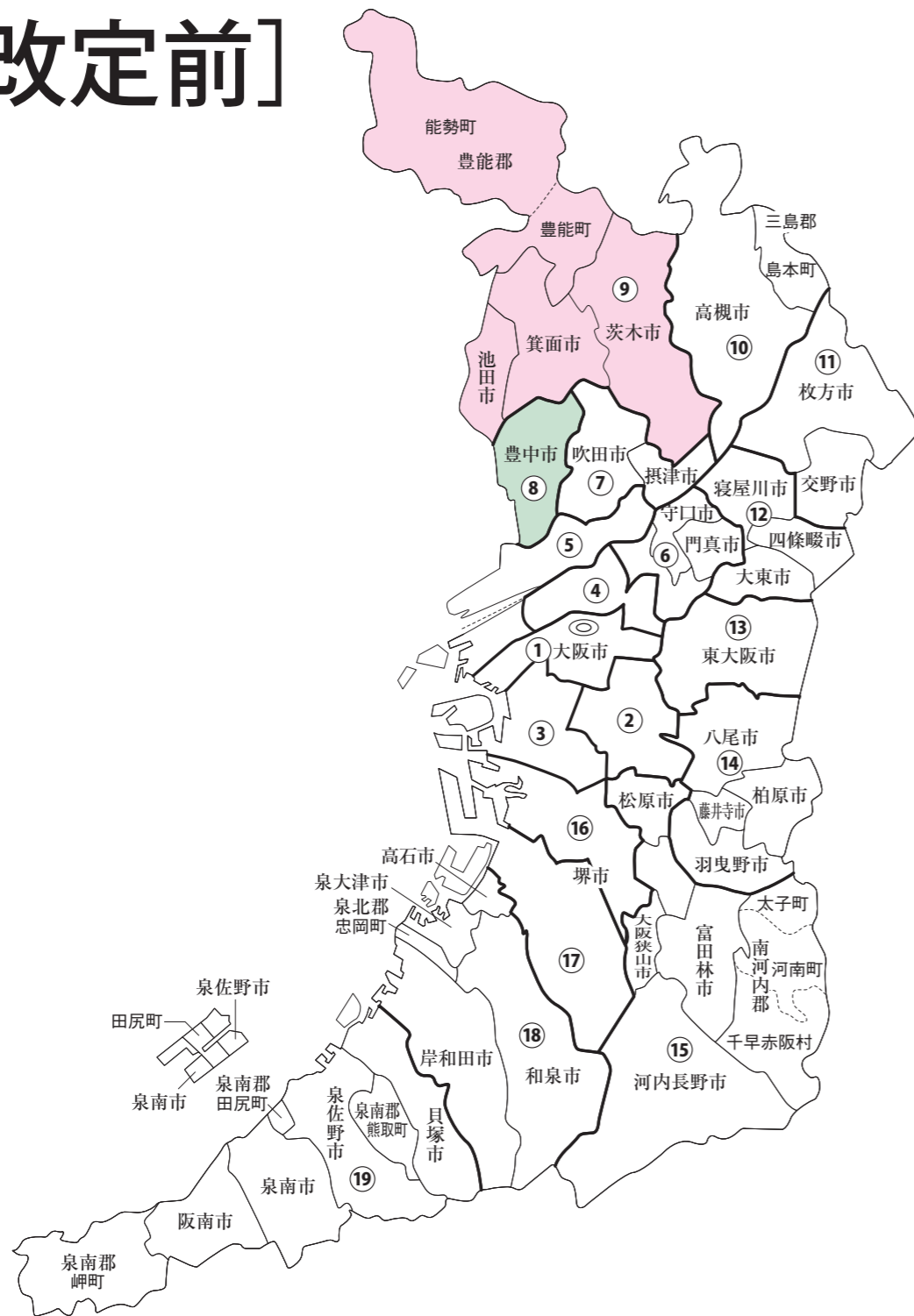


※第1区は選挙区の変更はありません。

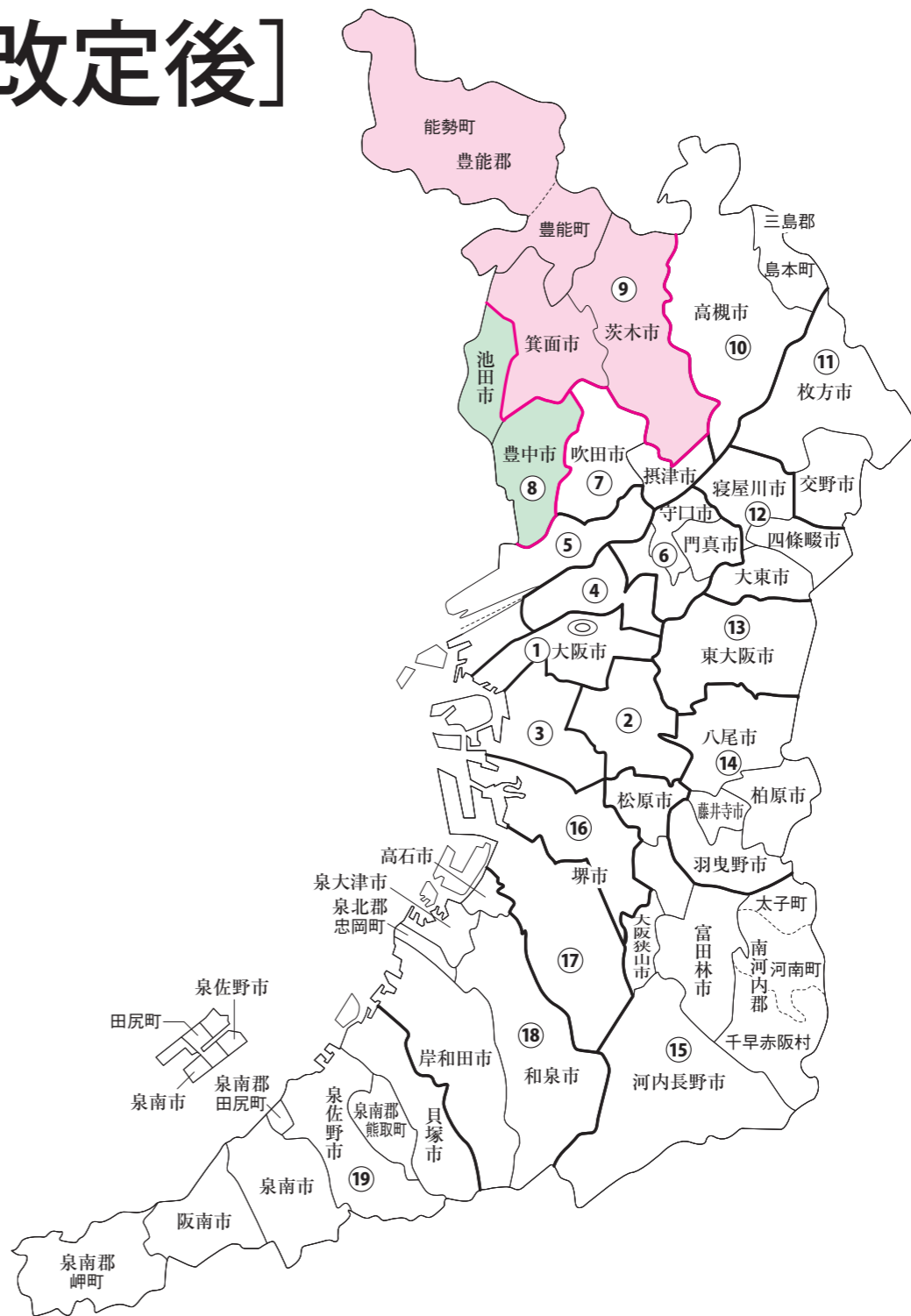
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 大阪府

## [改定前]

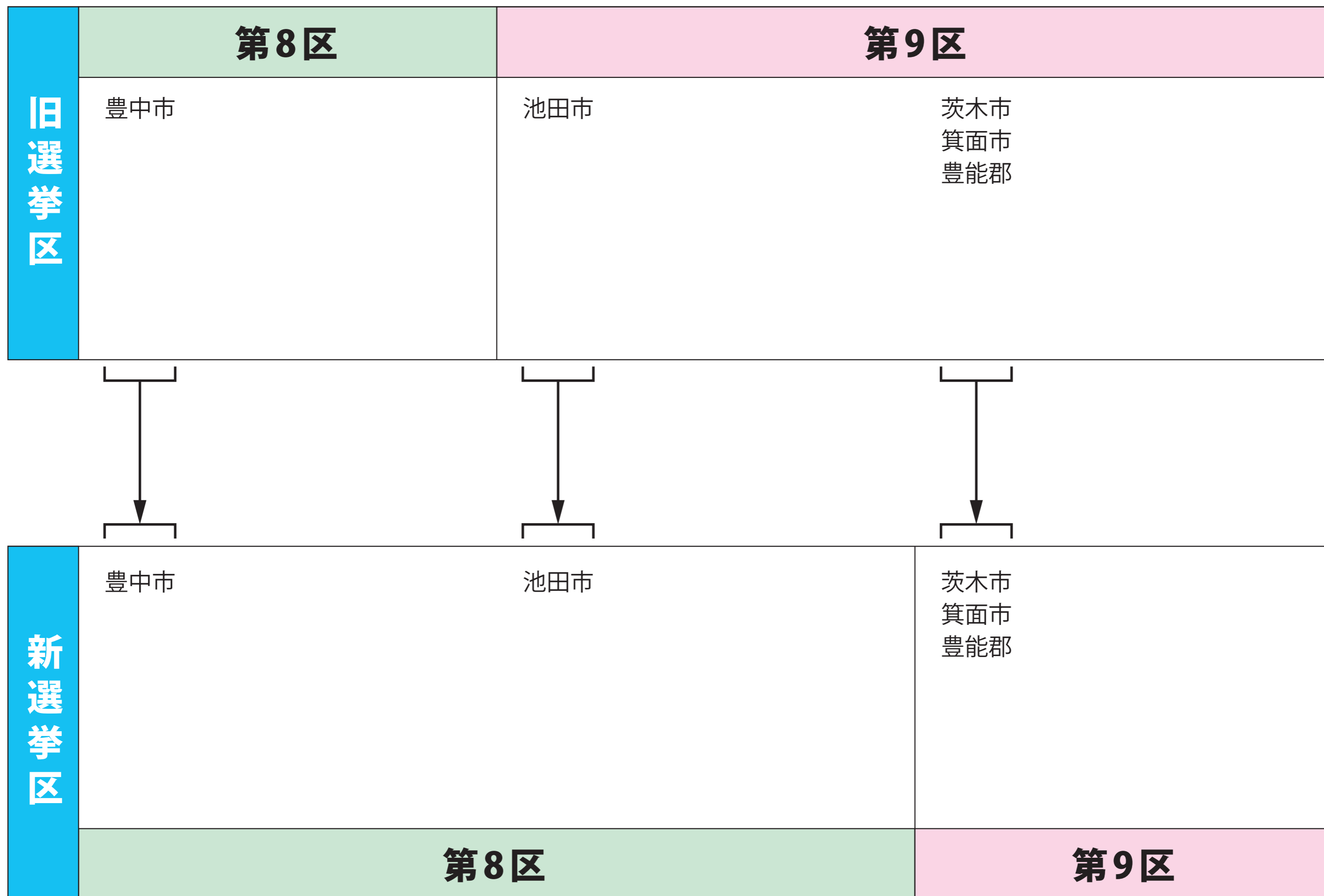


## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会



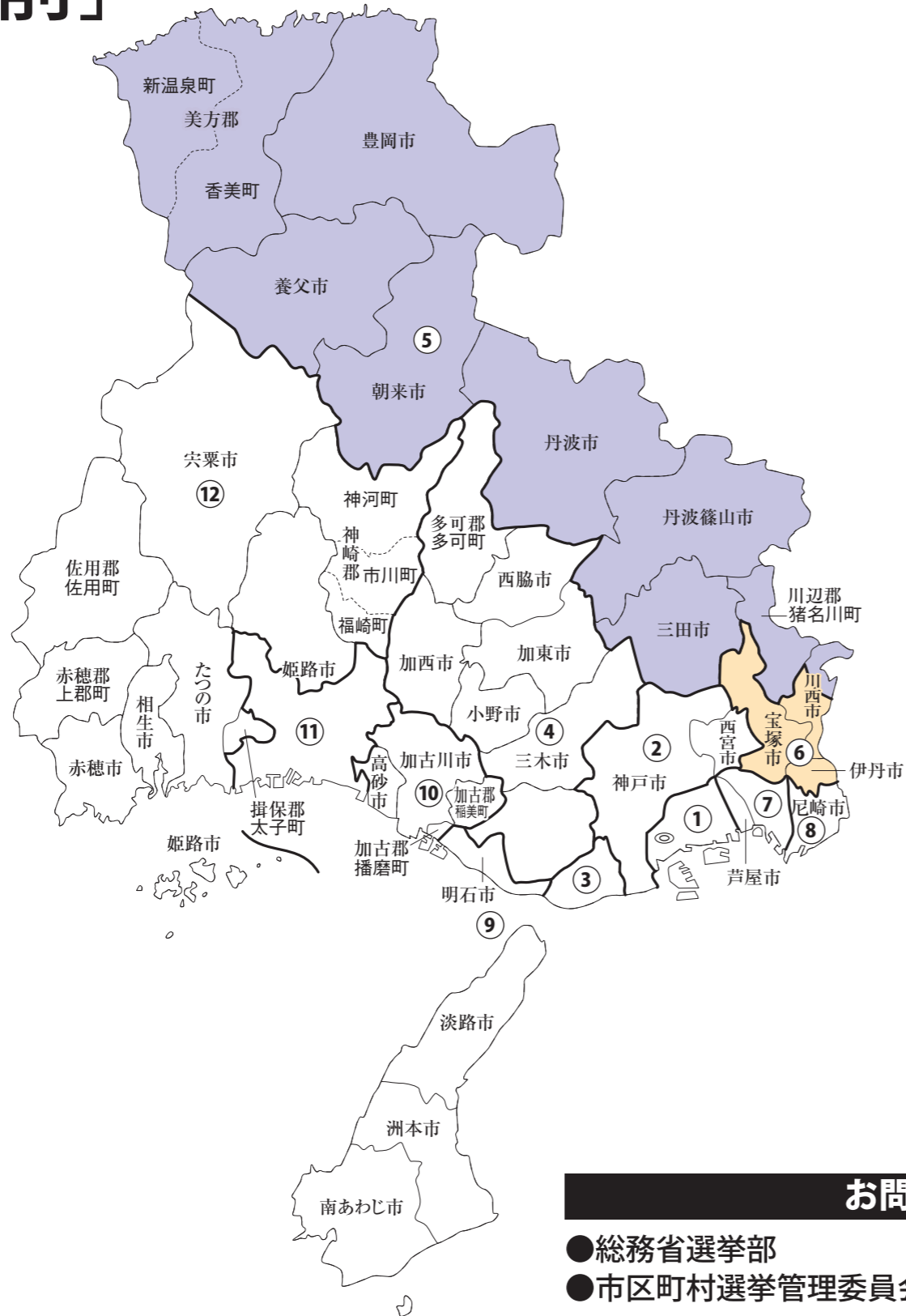
※第1区～第7区、第10区～第19区は選挙区の変更はありません。



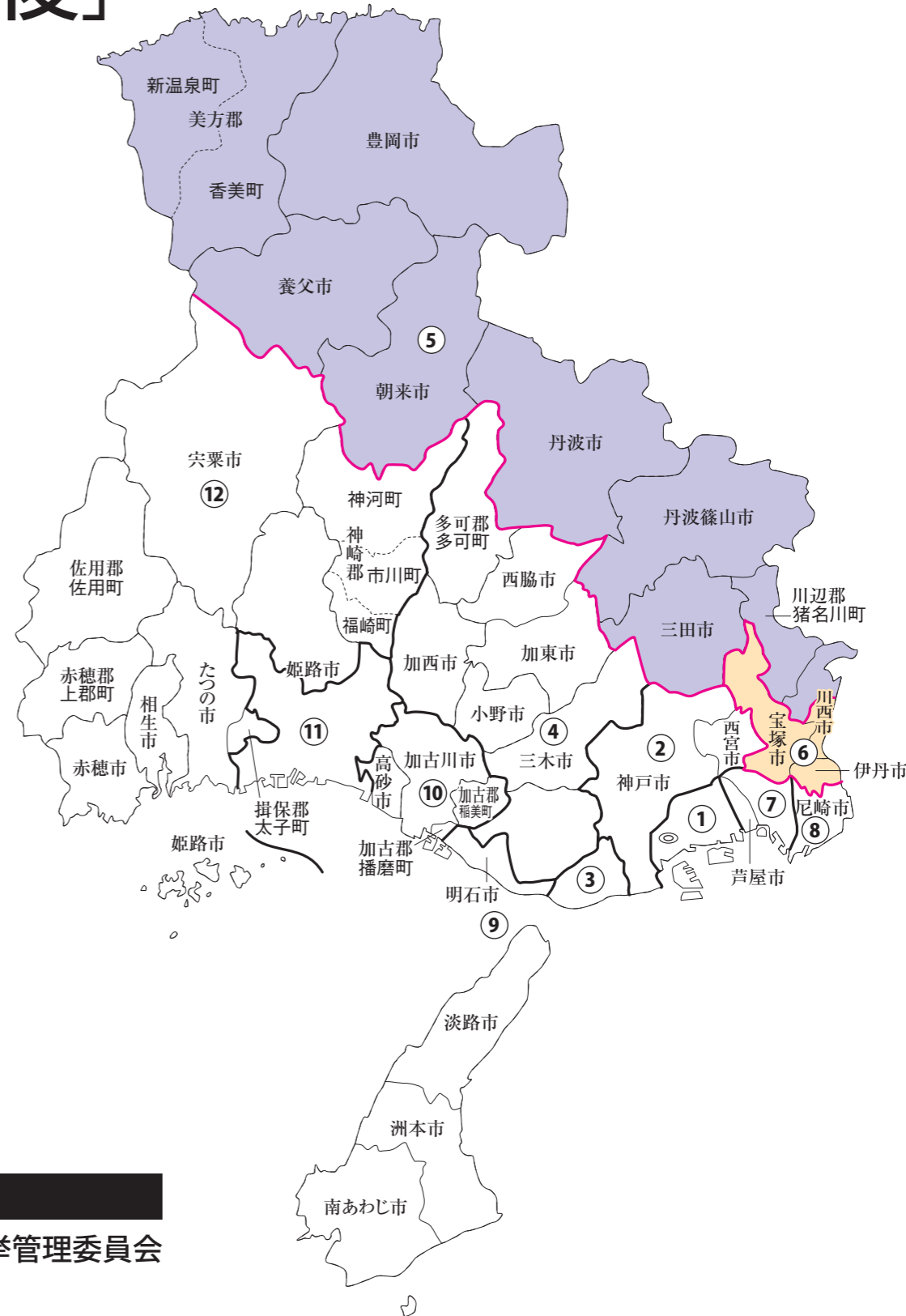
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 兵庫県

## [改定前]

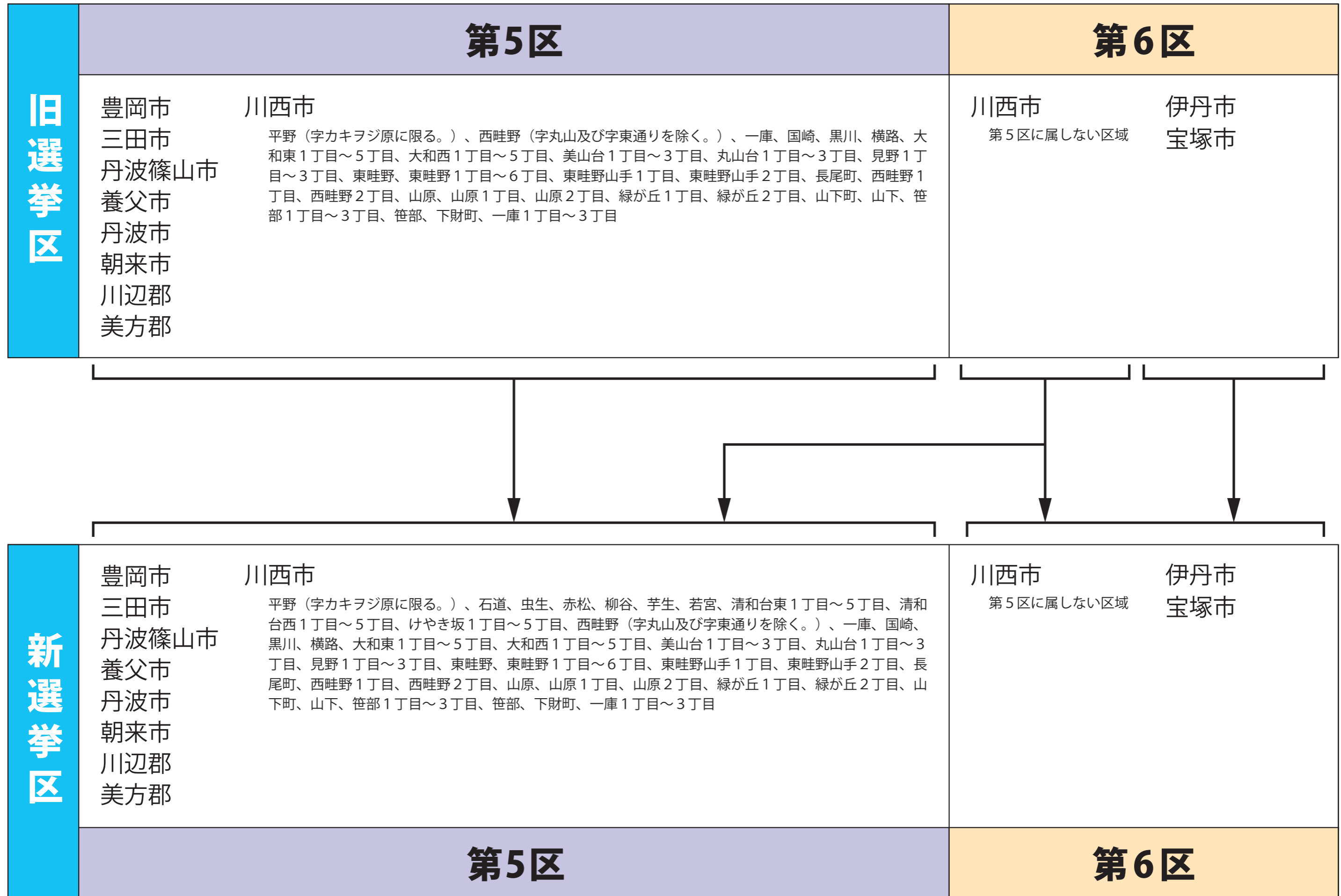


## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会



※第1区～第4区、第7区～第12区は選挙区の変更はありません。

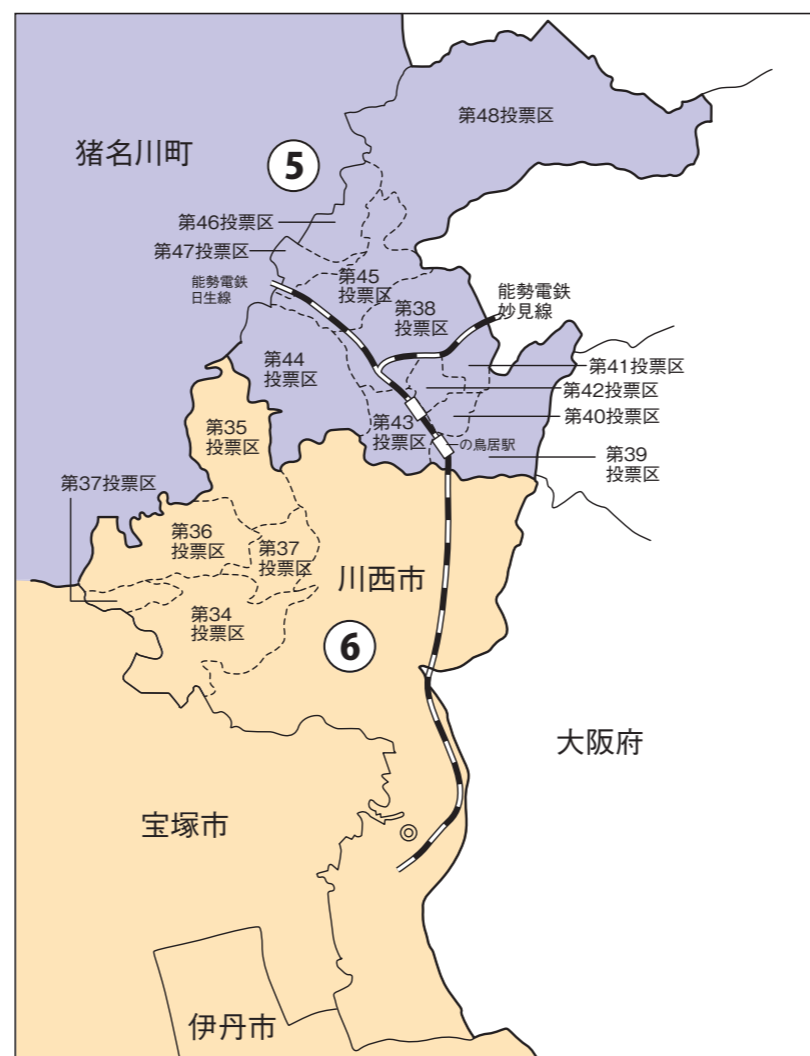
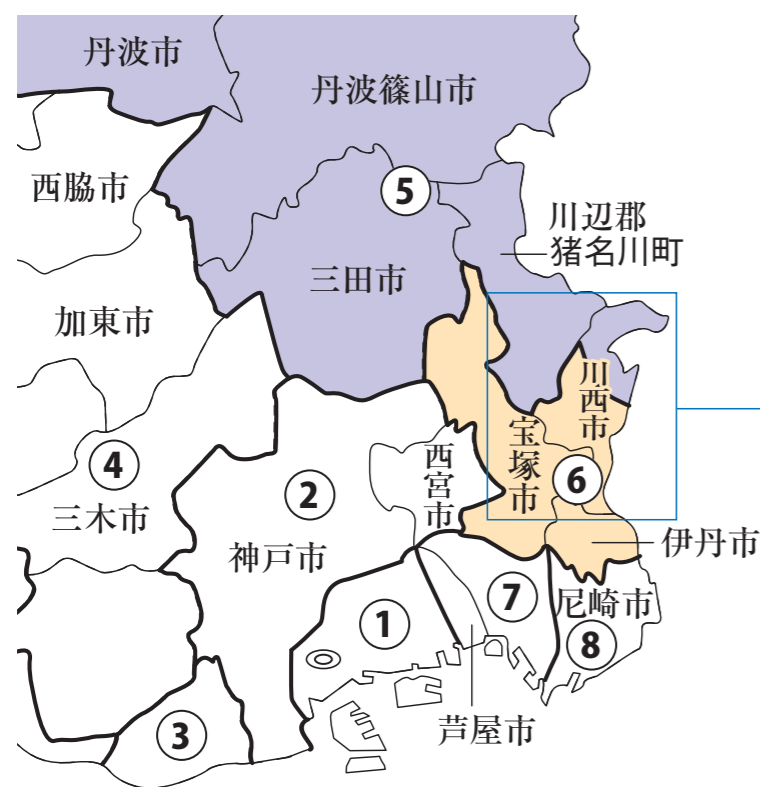
# 兵庫県

# 川西市

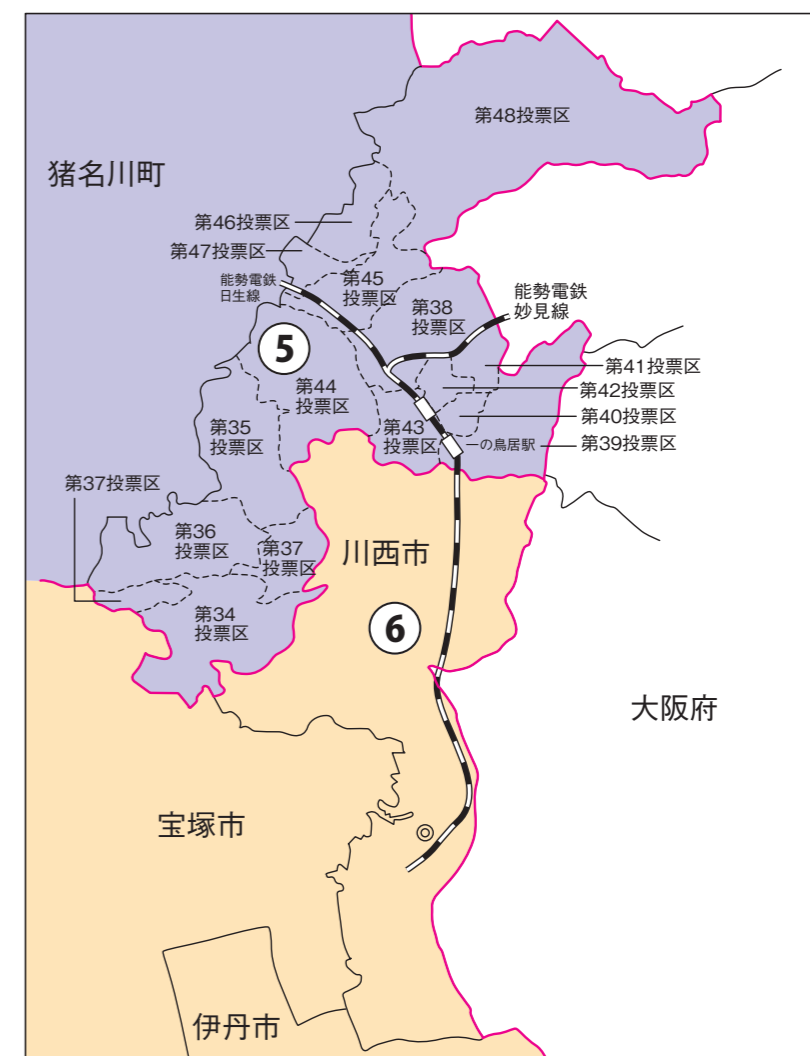
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



◎: 市役所  
丸数字は選挙区番号



◎: 市役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 川西市

## 第5区の区域

平野(字カキヲジ原に限る。)、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東1丁目～5丁目、清和台西1丁目～5丁目、けやき坂1丁目～5丁目、西畦野(字丸山及び字東通りを除く。)、一庫、国崎、黒川、横路、大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目、美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目、見野1丁目～3丁目、東畦野、東畦野1丁目～6丁目、東畦野山手1丁目、東畦野山手2丁目、長尾町、西畦野1丁目、西畦野2丁目、山原、山原1丁目、山原2丁目、緑が丘1丁目、緑が丘2丁目、山下町、山下、笹部1丁目～3丁目、笹部、下財町、一庫1丁目～3丁目

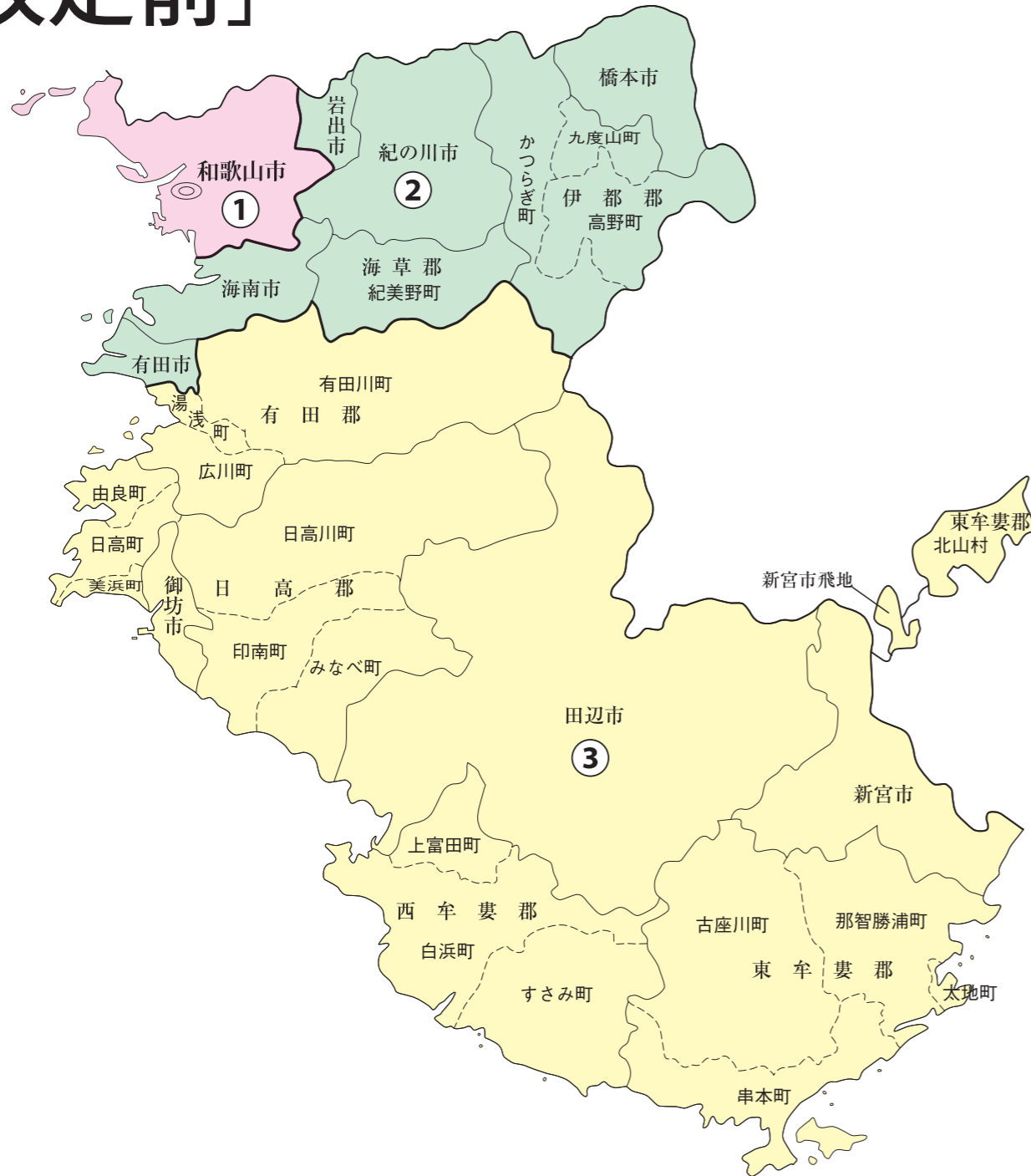
## 第6区の区域

中央町、小花1丁目、小花2丁目、小戸1丁目～3丁目、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、滝山町、鶯の森町、萩原1丁目～3丁目、火打1丁目、火打2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目、霞ヶ丘2丁目、日高町、栄町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目、花屋敷2丁目、寺畑1丁目、寺畑2丁目、栄根1丁目、栄根2丁目、南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目、下加茂1丁目、下加茂2丁目、久代1丁目～6丁目、東久代1丁目、東久代2丁目、萩原台東1丁目、萩原台東2丁目、萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、新田1丁目～3丁目、新田、平野1丁目～3丁目、多田桜木1丁目、多田桜木2丁目、東多田1丁目～3丁目、鼓が滝1丁目～3丁目、矢問1丁目～3丁目、矢問東町、西多田1丁目、西多田2丁目、錦松台、多田院1丁目、多田院2丁目、多田院多田所町、多田院西1丁目、多田院西2丁目、満願寺町、満願寺、平野(字カキヲジ原を除く。)、東多田、西多田、多田院、緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、水明台1丁目～4丁目、湯山台1丁目、湯山台2丁目、鶯台1丁目、鶯台2丁目、南野坂1丁目、南野坂2丁目、西畦野(字丸山及び字東通り)、清流台

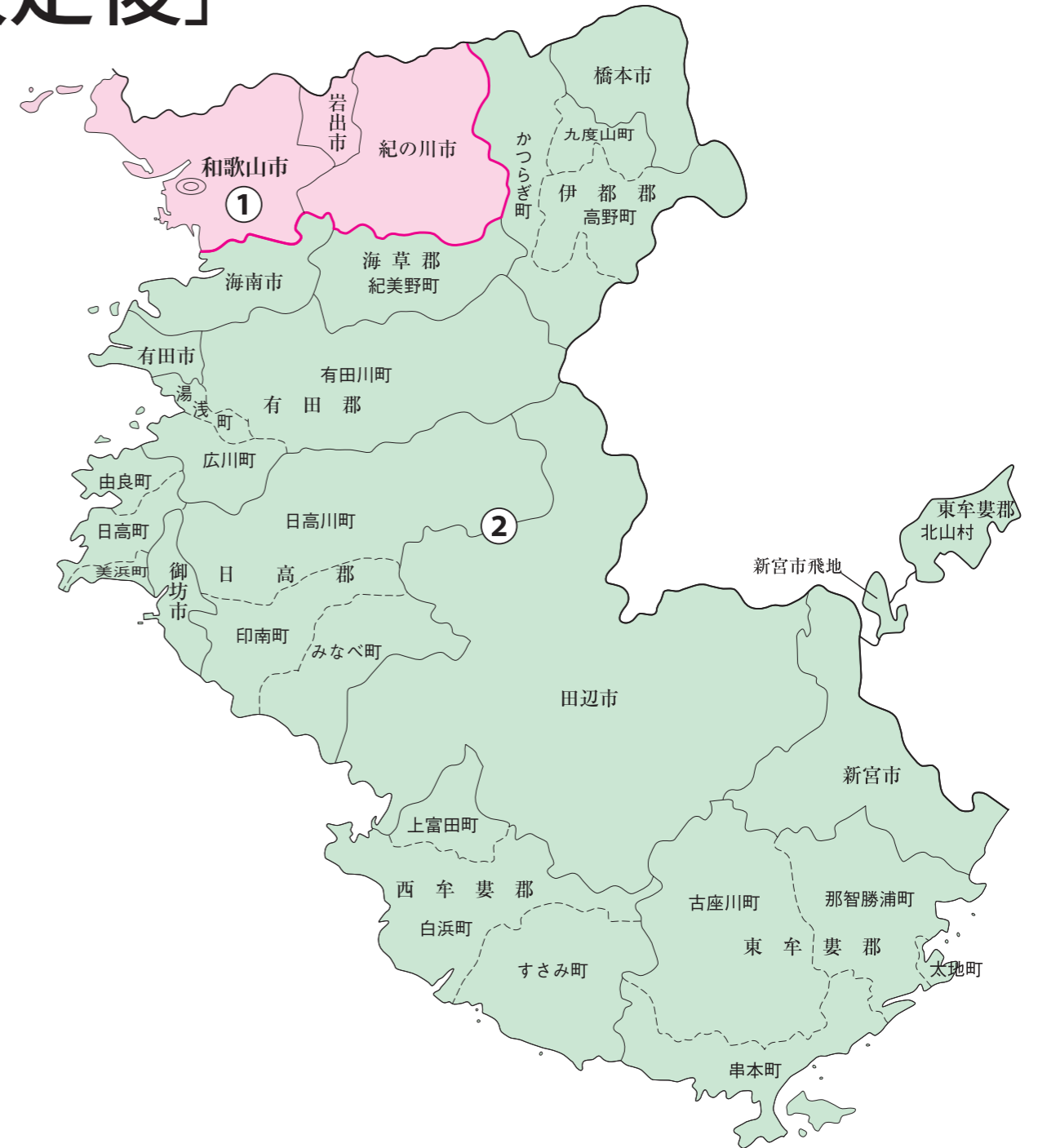
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 和歌山県

## [改定前]



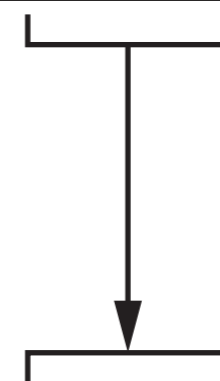
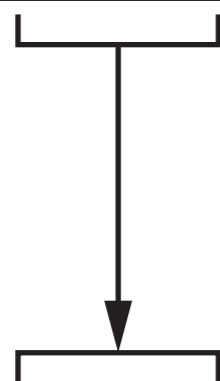
## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

	第1区	第2区	第3区
旧選挙区	和歌山市	紀の川市 岩出市 海南市 橋本市 有田市 海草郡 伊都郡	御坊市 田辺市 新宮市 有田郡 日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡

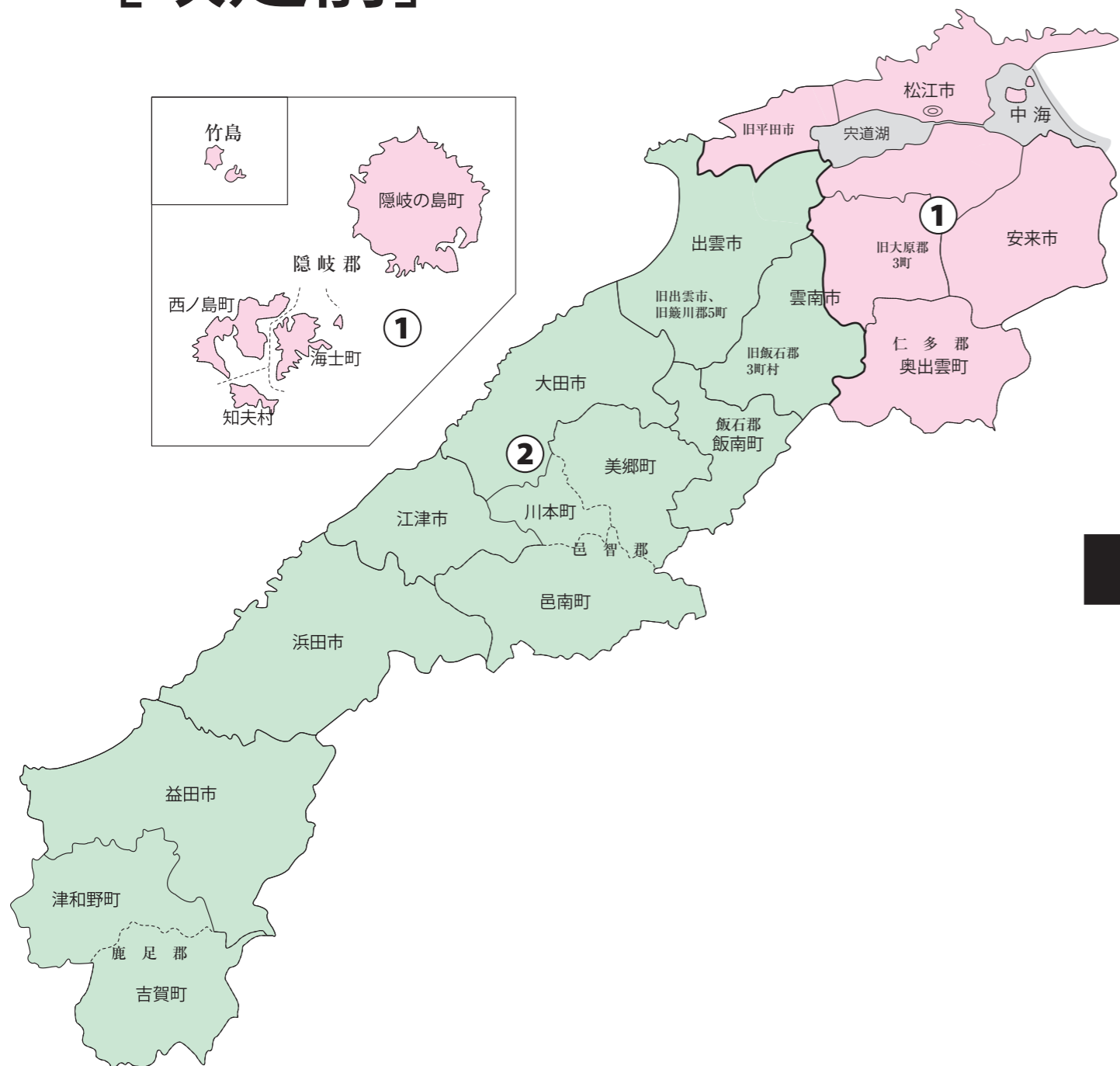


新選挙区	和歌山市	紀の川市 岩出市	海南市 橋本市 有田市 海草郡 伊都郡	御坊市 田辺市 新宮市 有田郡 日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡
	第1区		第2区	

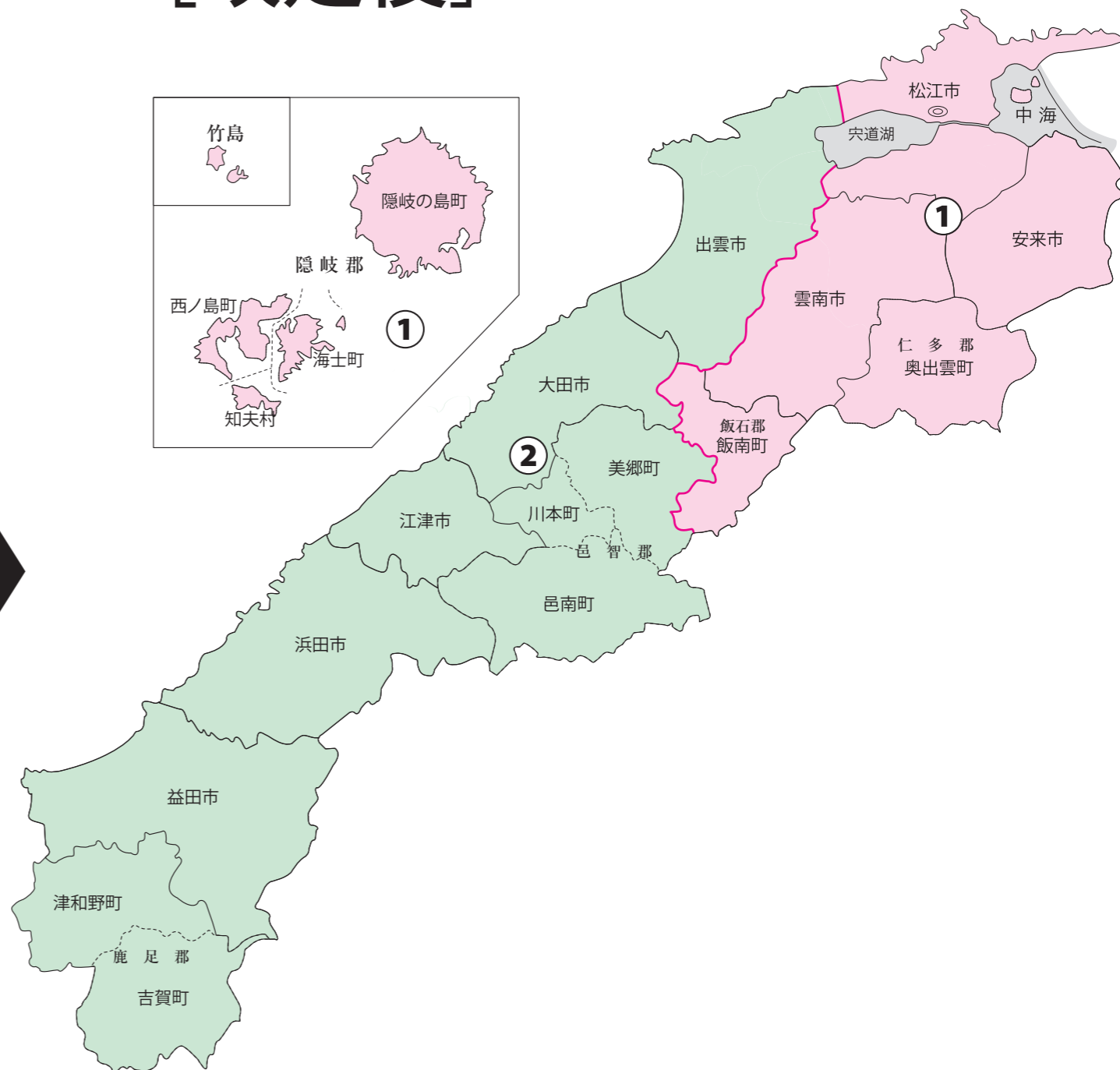
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 島根県

## [改定前]

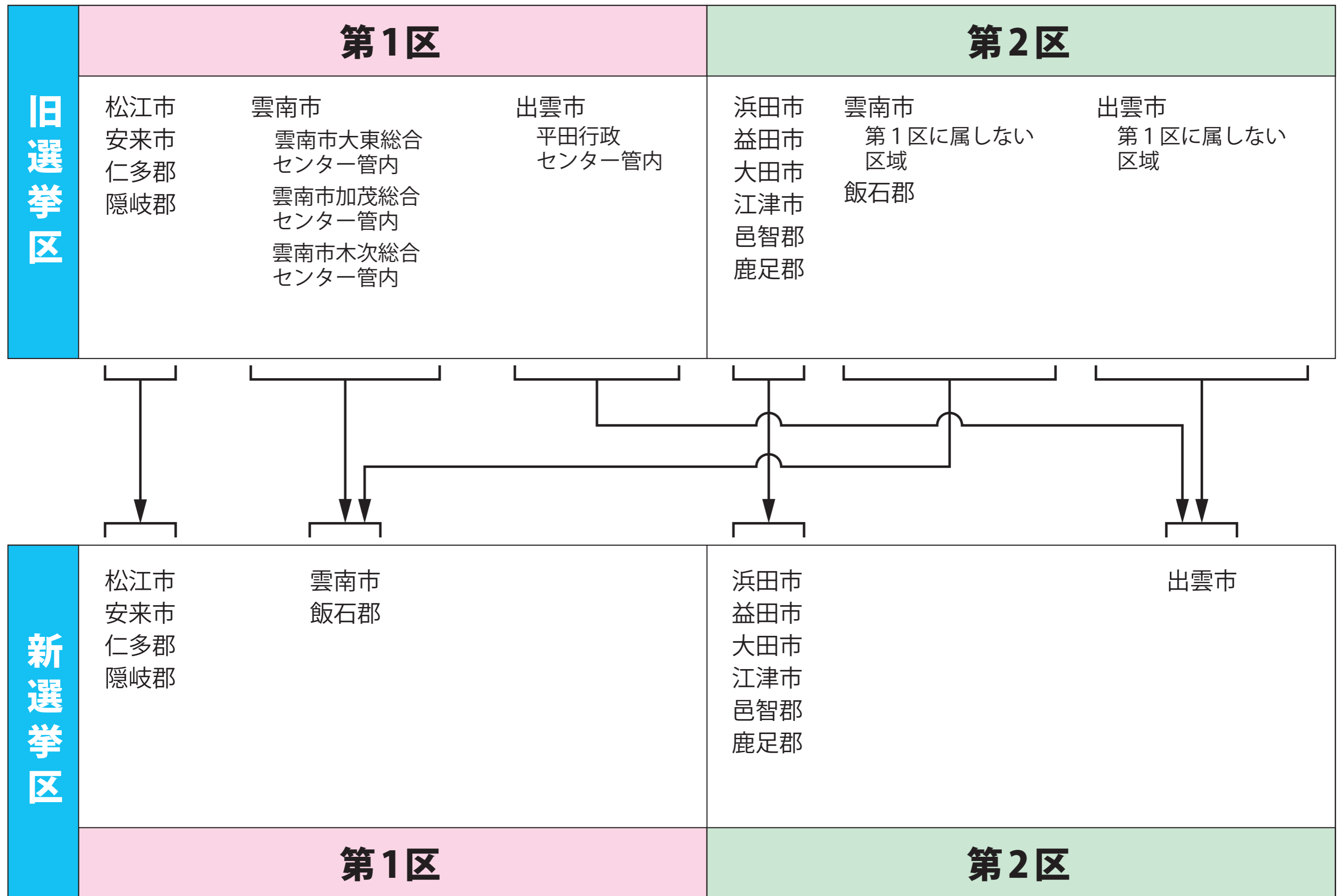


## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

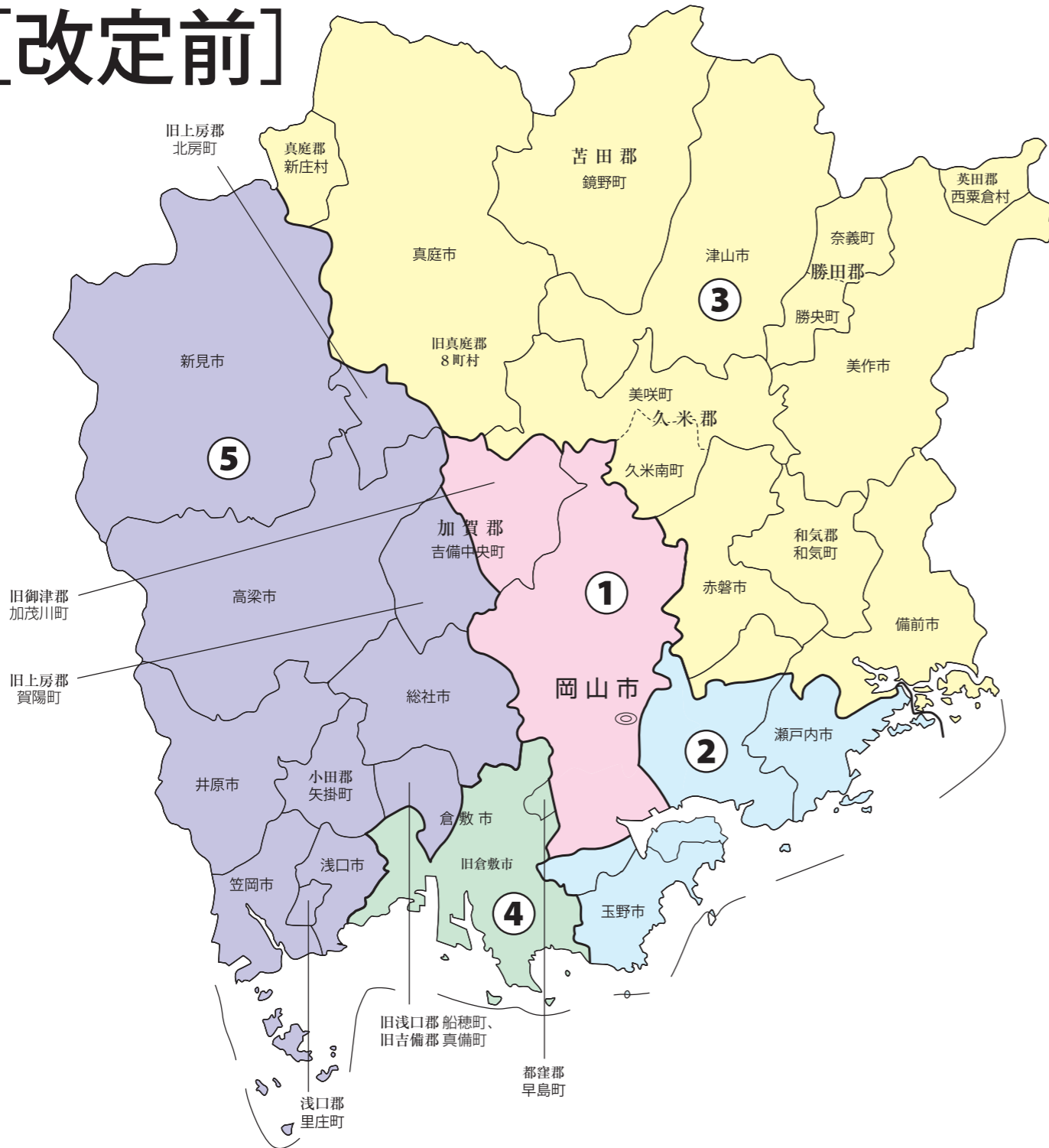




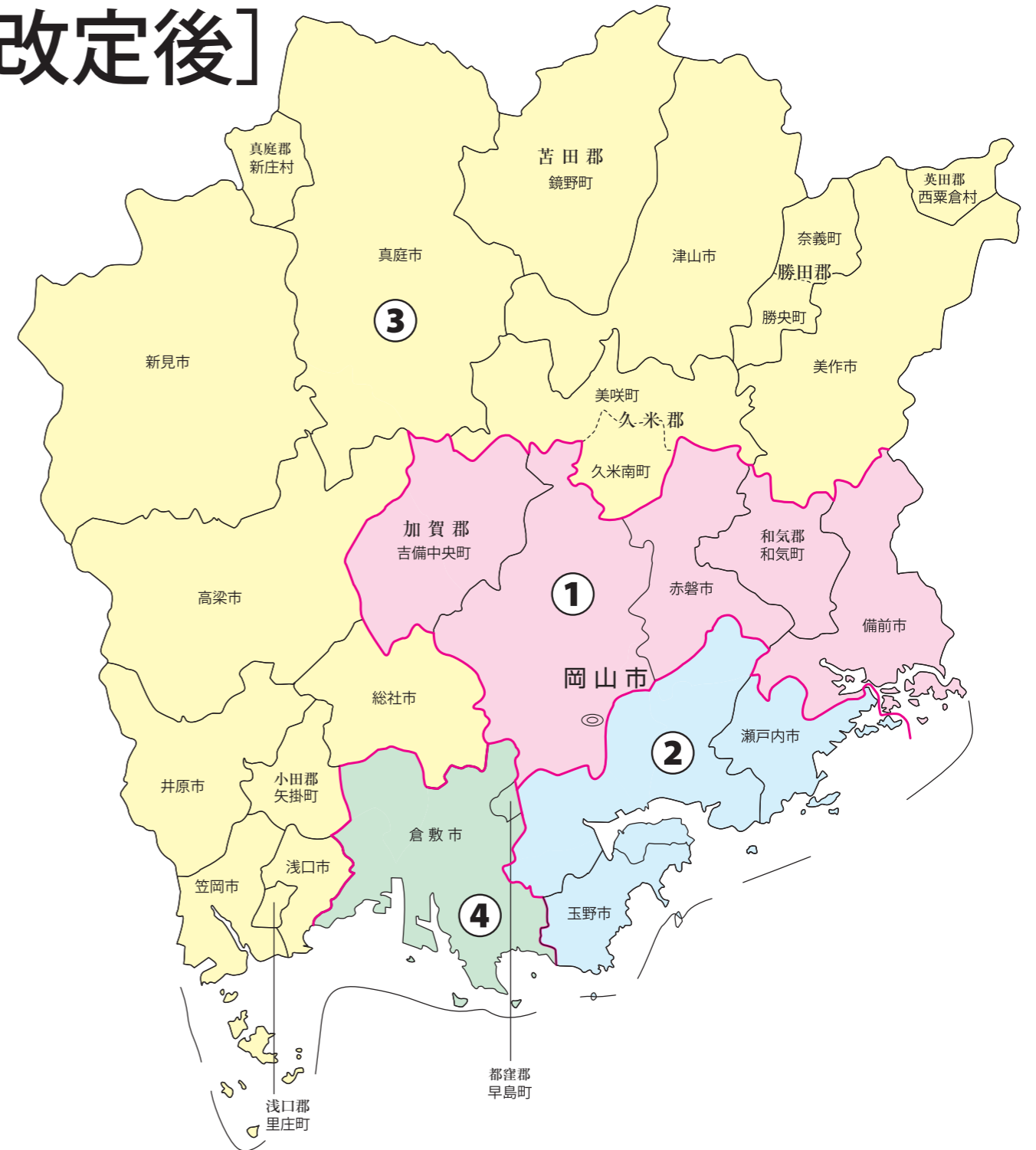
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 岡山県

## [改定前]

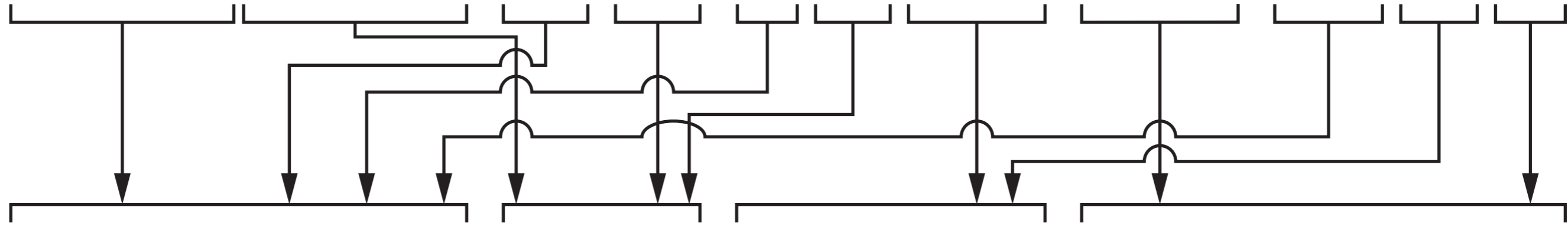
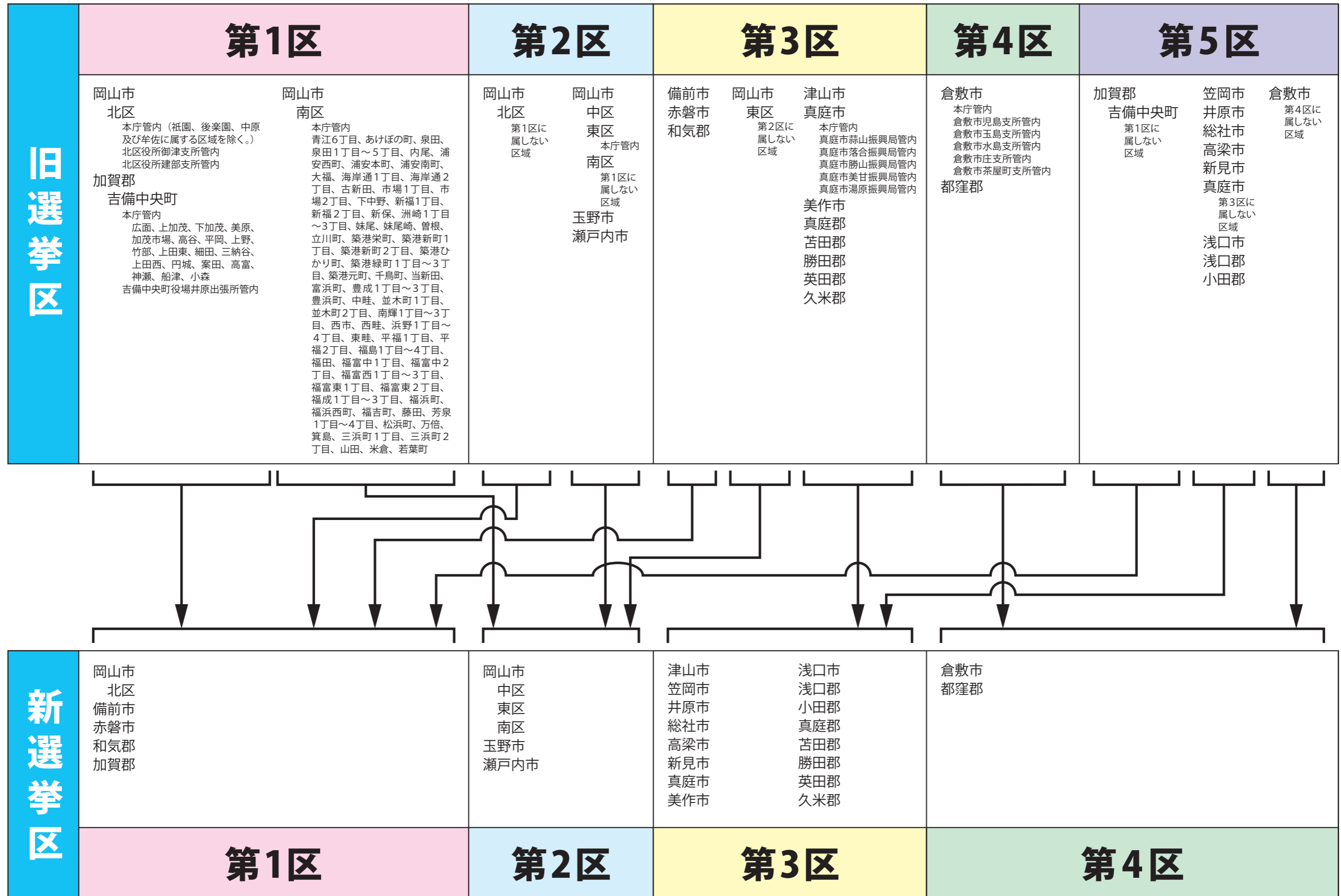


## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会



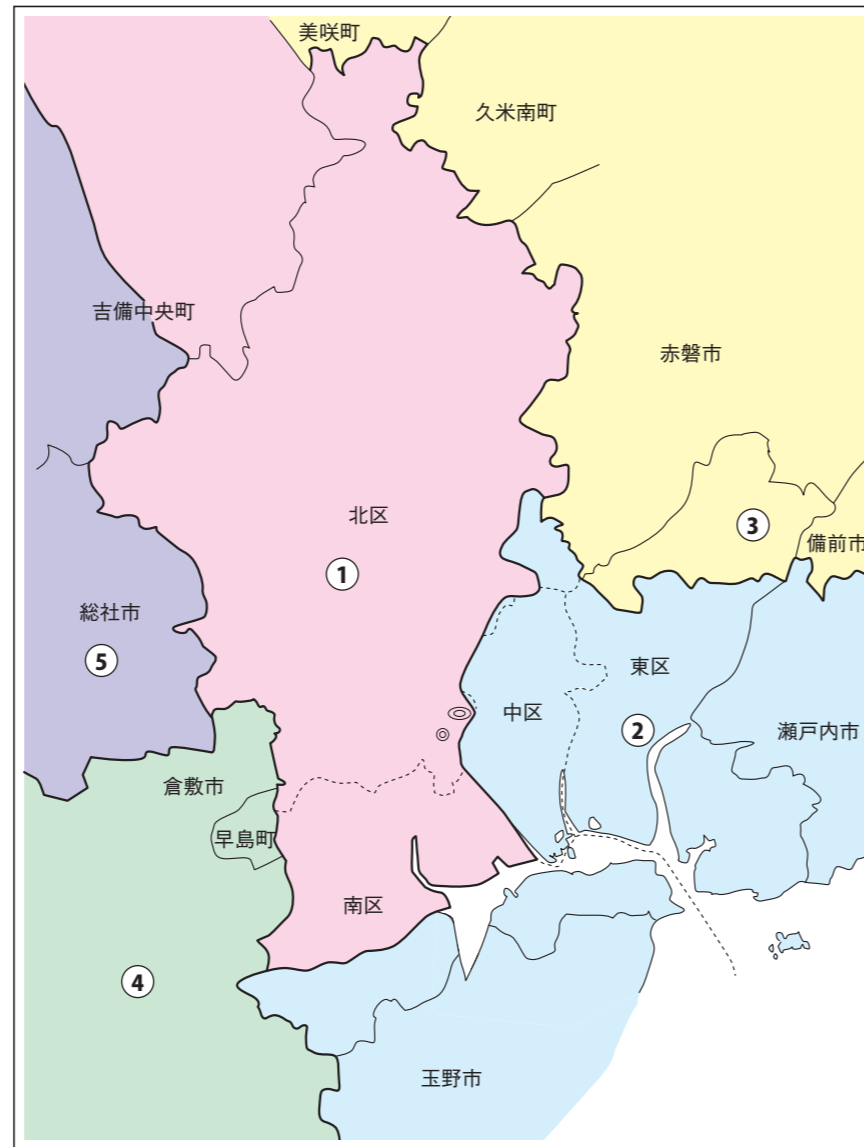
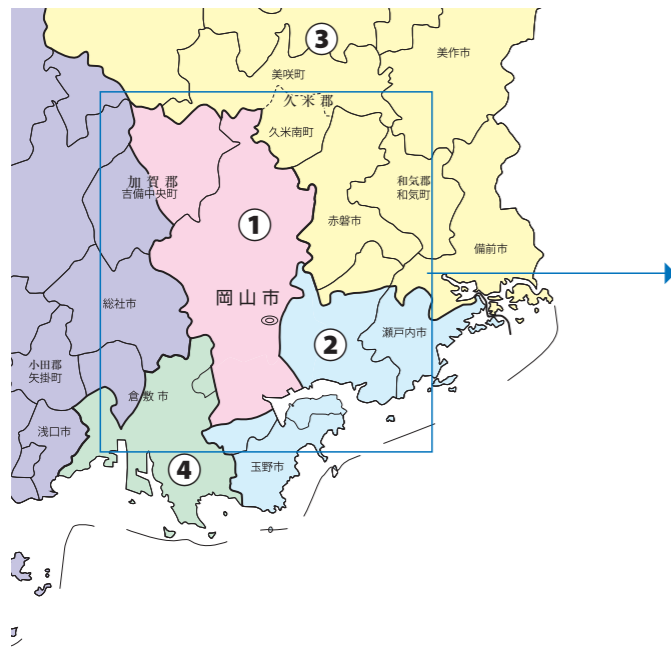
# 岡山県

# 岡山市

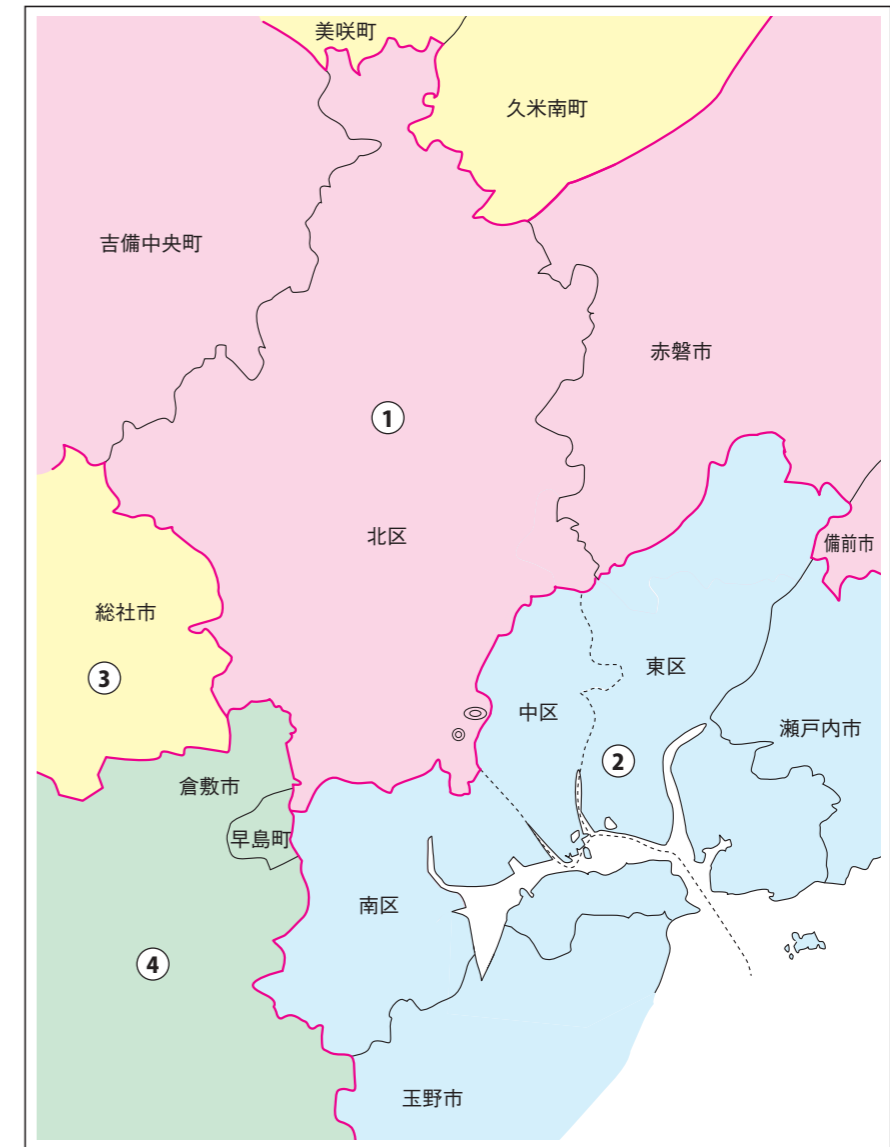
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



◎:県庁 ◎:市役所  
丸数字は選挙区番号

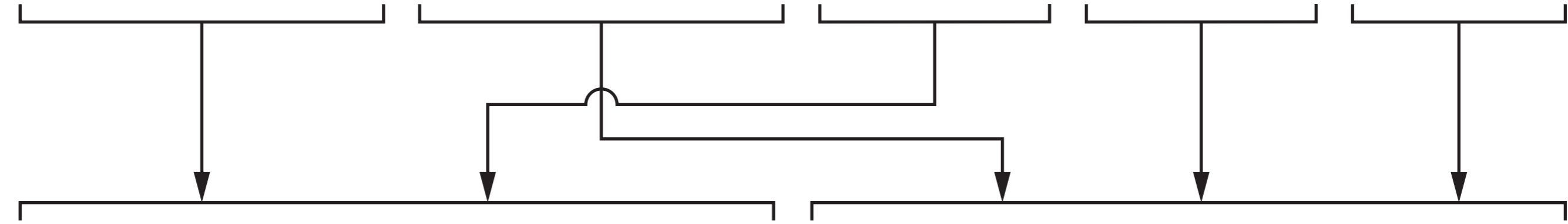


◎:県庁 ◎:市役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

		第1区	第2区	第3区	
旧選挙区	<p>岡山市 北区</p> <p>本庁管内（祇園、後楽園、中原及び牟佐に属する区域を除く。） 北区役所御津支所管内 北区役所建部支所管内</p>	<p>岡山市 南区</p> <p>本庁管内 青江6丁目、あけぼの町、泉田、泉田1丁目～5丁目、内尾、浦安西町、浦安本町、浦安南町、大福、海岸通1丁目、海岸通2丁目、古新田、市場1丁目、市場2丁目、下中野、新福1丁目、新福2丁目、新保、洲崎1丁目～3丁目、妹尾、妹尾崎、曾根、立川町、築港栄町、築港新町1丁目、築港新町2丁目、築港ひかり町、築港緑町1丁目～3丁目、築港元町、千鳥町、当新田、富浜町、豊成1丁目～3丁目、豊浜町、中畦、並木町1丁目、並木町2丁目、南輝1丁目～3丁目、西市、西畦、浜野1丁目～4丁目、東畦、平福1丁目、平福2丁目、福島1丁目～4丁目、福田、福富中1丁目、福富中2丁目、福富西1丁目～3丁目、福富東1丁目、福富東2丁目、福成1丁目～3丁目、福浜町、福浜西町、福吉町、藤田、芳泉1丁目～4丁目、松浜町、万倍、箕島、三浜町1丁目、三浜町2丁目、山田、米倉、若葉町</p>	<p>岡山市 北区</p> <p>第1区に属しない区域</p>	<p>岡山市 中区 東区 南区</p> <p>本庁管内 第1区に属しない区域</p>	<p>岡山市 東区</p> <p>第2区に属しない区域</p>
	新選挙区	<p>岡山市 北区</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">第1区</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">第2区</p>	

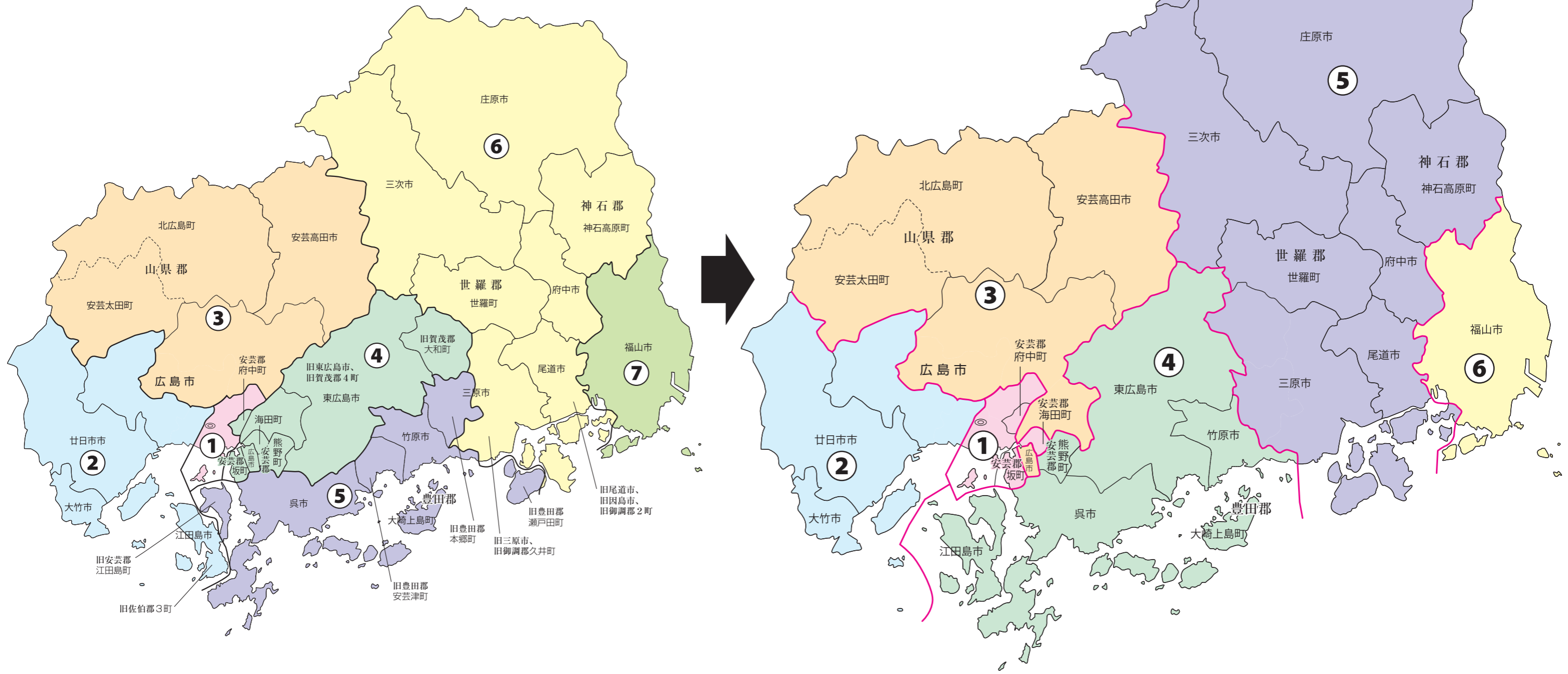


衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 広島県

## [改定前]

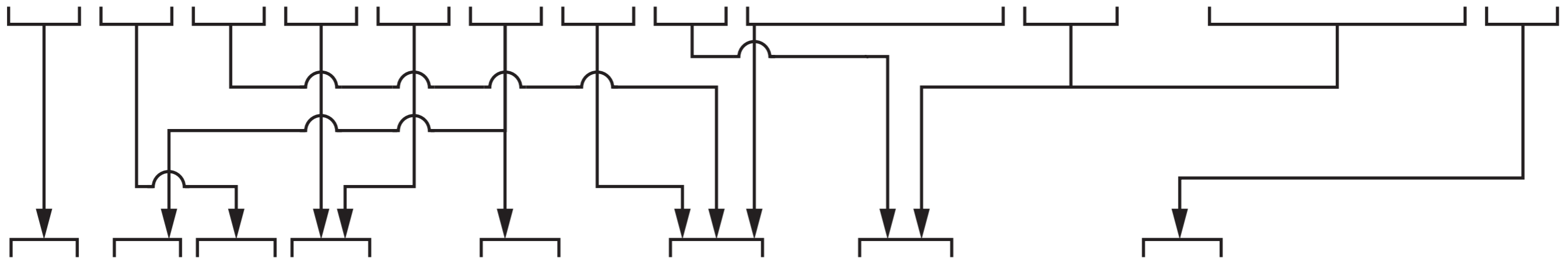
## [改定後]



**お問い合わせは**

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

旧選挙区	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	第7区
	広島市 中区 東区 南区	広島市 西区 佐伯区 大竹市 廿日市市	江田島市 本庁管内 江田島市能美 市民センター 管内 江田島市沖美 市民センター 管内 江田島市深江 連絡所管内 江田島市柿浦 連絡所管内	広島市 安佐南区 安佐北区 安芸高田市 山県郡	広島市 安芸区 安芸郡 東広島市 本庁管内 東広島市八本松 出張所管内 東広島市志和 出張所管内 東広島市高屋 出張所管内 東広島市黒瀬 支所管内 東広島市福富 支所管内 東広島市豊栄 支所管内 東広島市河内 支所管内	呉市 竹原市 東広島市 第4区に属しない区域 江田島市 第2区に属しない区域 豊田郡 三原市 三原市大和 支所管内 三原市 三原市本郷 支所管内 尾道市 尾道市役所 瀬戸田支所 管内	三原市 第4区及び第5区に属しない区域 尾道市 第5区に属しない区域 府中市 三次市 庄原市 世羅郡 神石郡



新選挙区	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区
	広島市 中区 東区 南区	安芸郡 府中町 海田町 坂町	広島市 西区 佐伯区 大竹市 廿日市市	広島市 安佐南区 安佐北区 安芸区 安芸高田市 山県郡	安芸郡 熊野町	呉市 竹原市 東広島市 江田島市 豊田郡

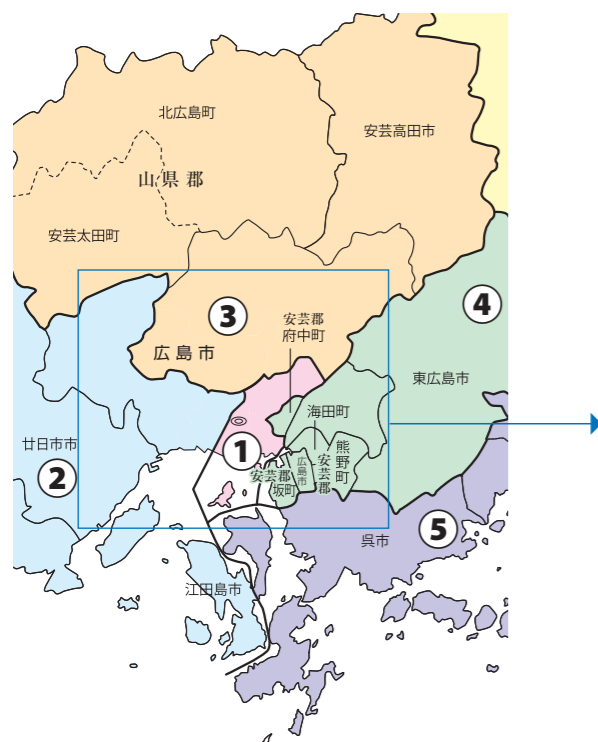
# 広島県

# 広島市

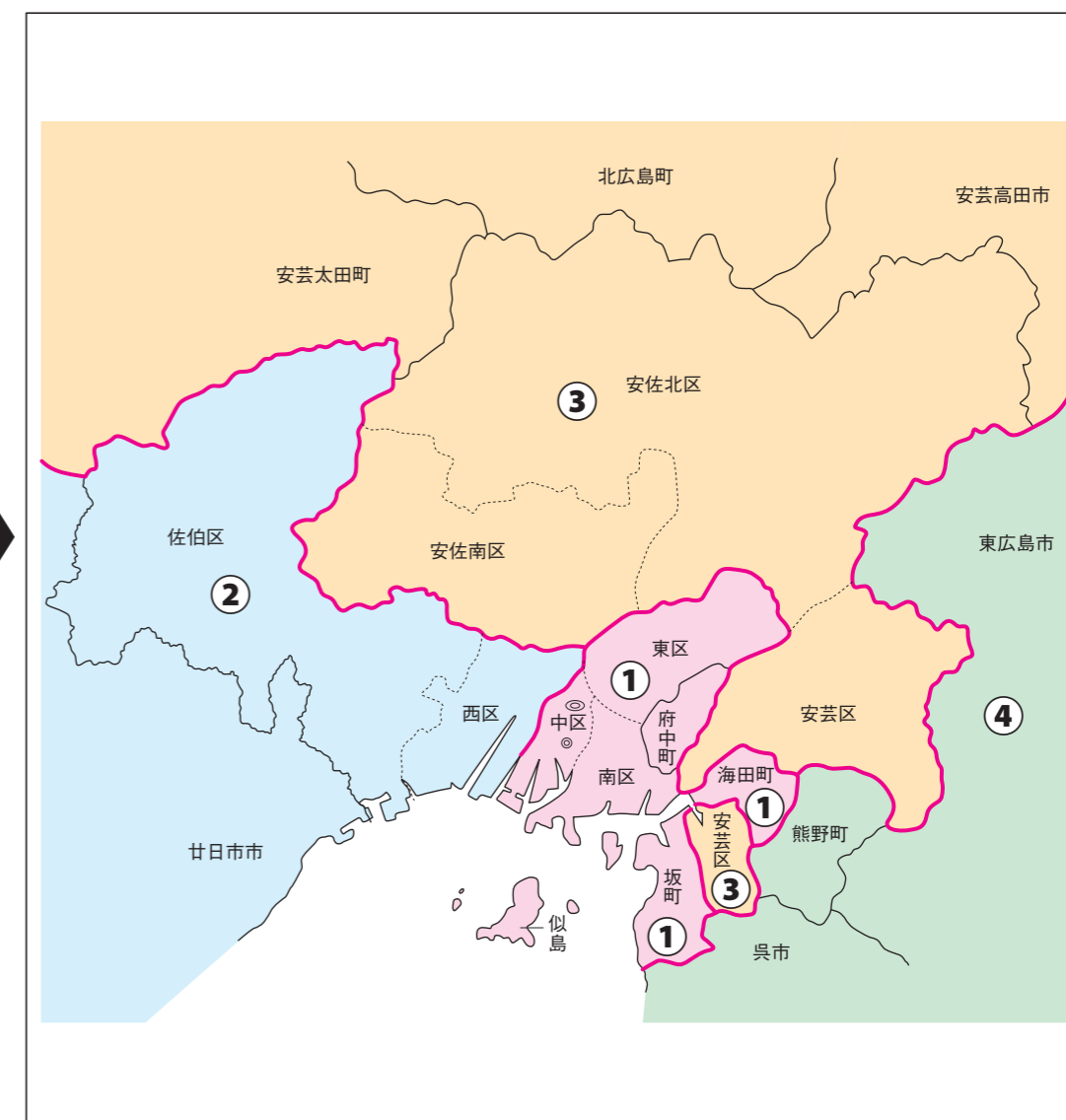
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



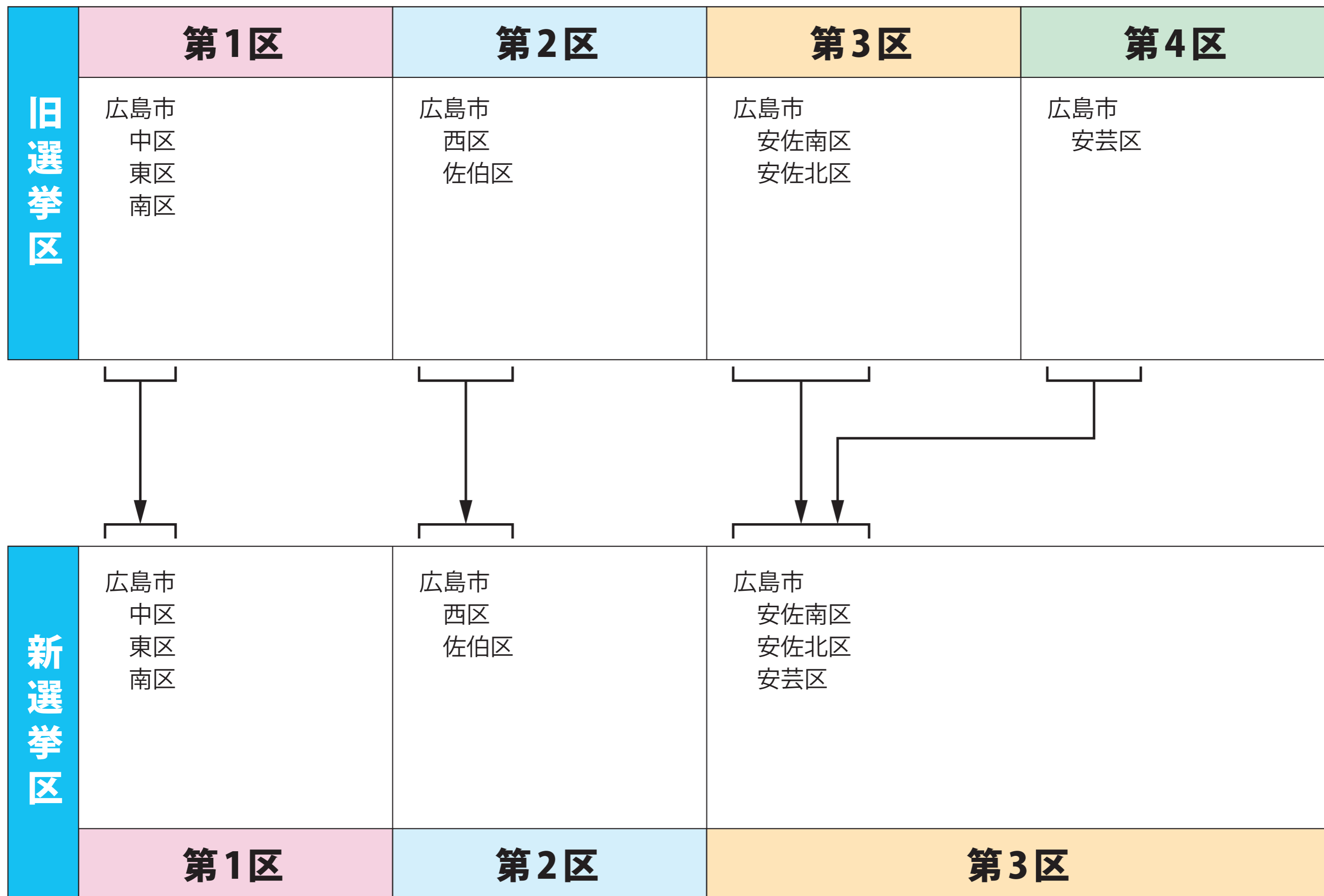
◎:県庁 ◎:市役所  
丸数字は選挙区番号



◎:県庁 ◎:市役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会



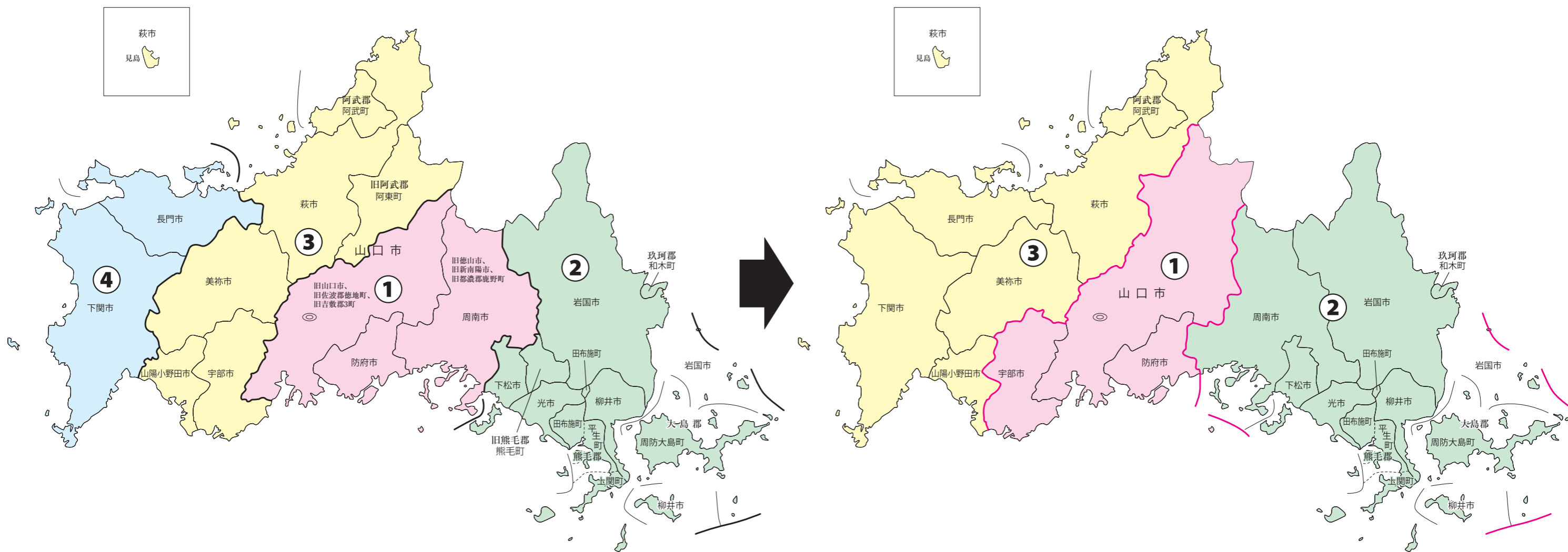


衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 山口県

## [改定前]

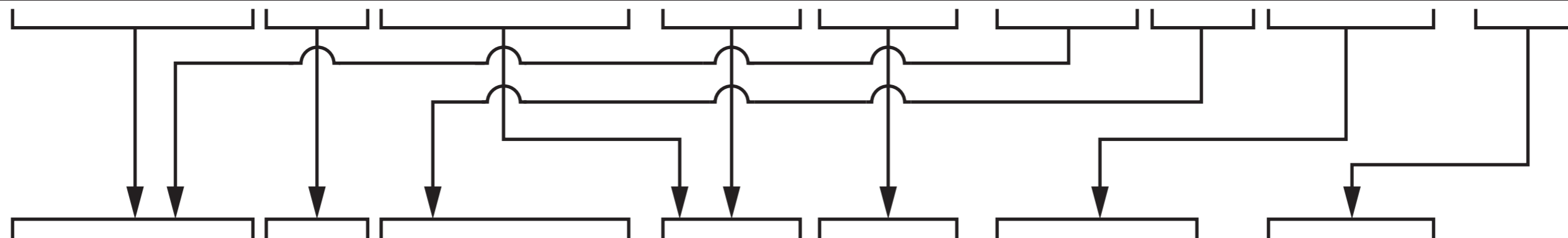
## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

<b>旧選挙区</b>	<b>第1区</b>	<b>第2区</b>	<b>第3区</b>	<b>第4区</b>
	<p>山口市 山口市山口総合支所管内 山口市小郡総合支所管内 山口市秋穂総合支所管内 山口市阿知須総合支所管内 山口市徳地総合支所管内</p> <p>防府市</p> <p>周南市 本庁管内 周南市新南陽総合支所管内 周南市鹿野総合支所管内 周南市櫛浜支所管内 周南市鼓南支所管内 周南市久米支所管内 周南市菊川支所管内 周南市夜市支所管内 周南市戸田支所管内 周南市湯野支所管内 周南市大津島支所管内 周南市向道支所管内 周南市長穂支所管内 周南市須々万支所管内 周南市中須支所管内 周南市須金支所管内</p>	<p>周南市 第1区に属しない区域</p> <p>下松市 岩国市 光市 柳井市 大島郡 玖珂郡 熊毛郡</p>	<p>山口市 第1区に属しない区域</p> <p>宇部市</p> <p>萩市 美祢市 山陽小野田市 阿武郡</p>	<p>下関市 長門市</p>

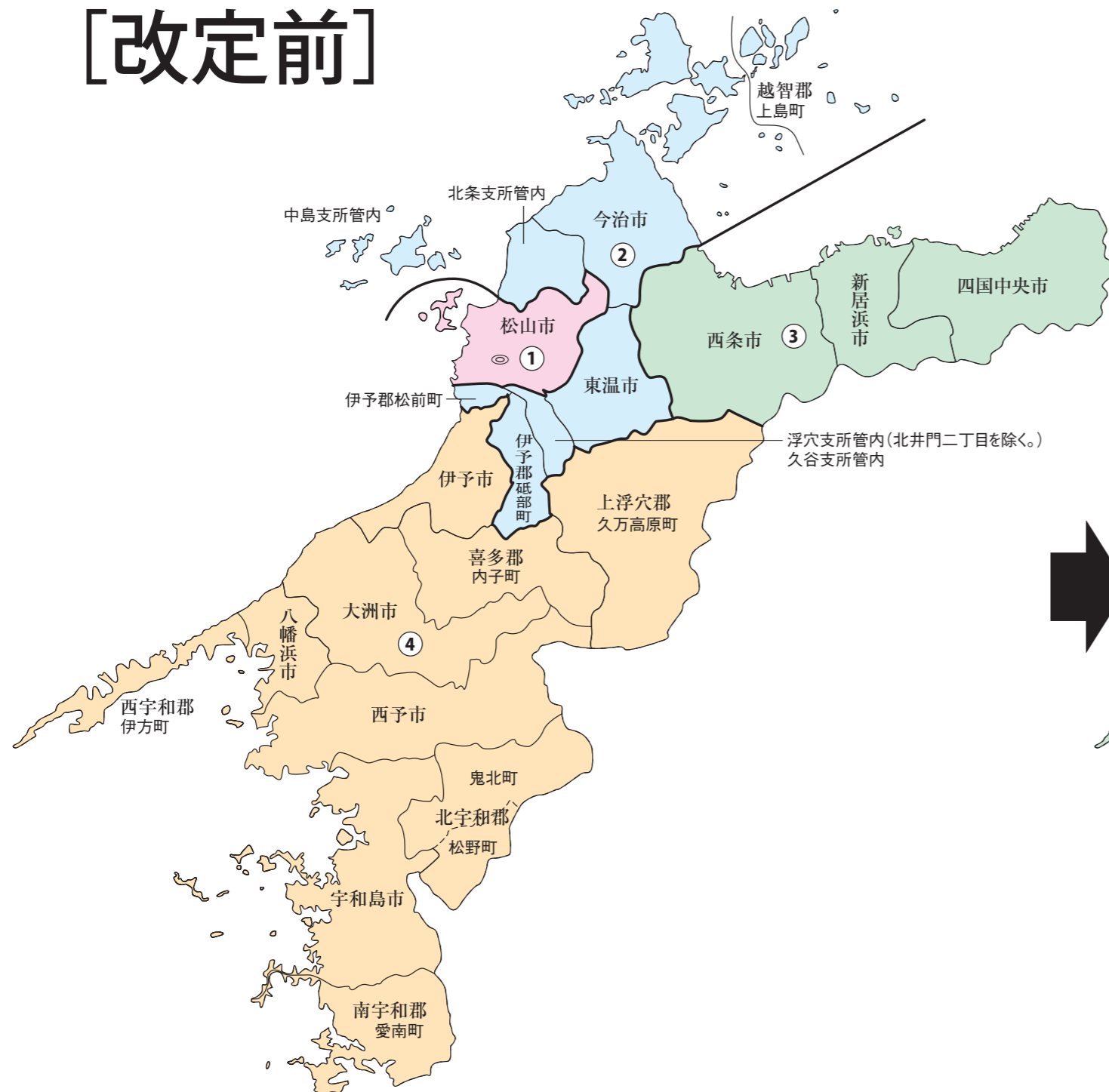


<b>新選挙区</b>	<p>山口市</p> <p>防府市</p> <p>宇部市</p>	<p>周南市</p> <p>下松市 岩国市 光市 柳井市 大島郡 玖珂郡 熊毛郡</p>	<p>萩市 美祢市 山陽小野田市 阿武郡</p> <p>下関市 長門市</p>
	<b>第1区</b>	<b>第2区</b>	<b>第3区</b>

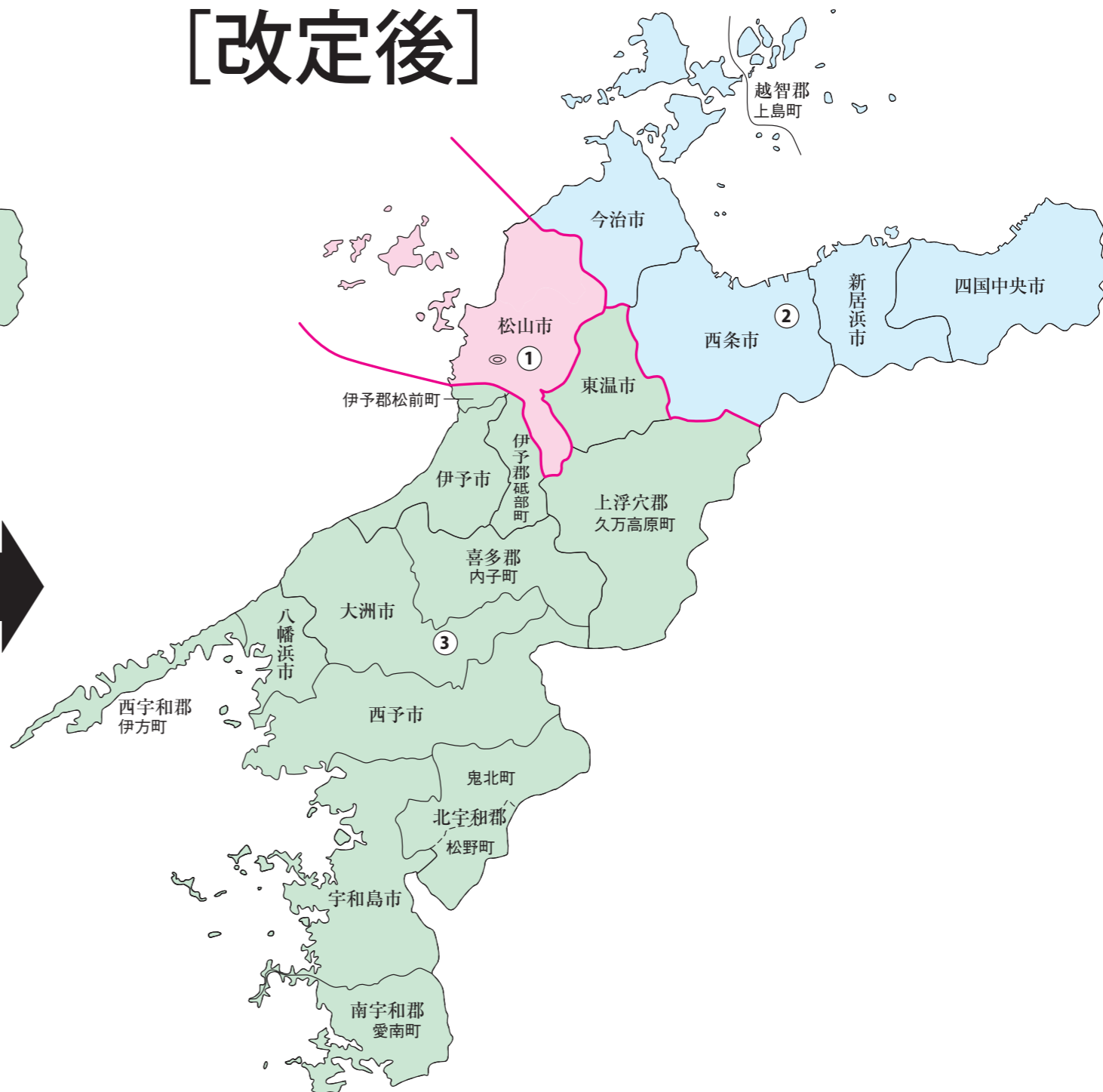
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 愛媛県

## [改定前]



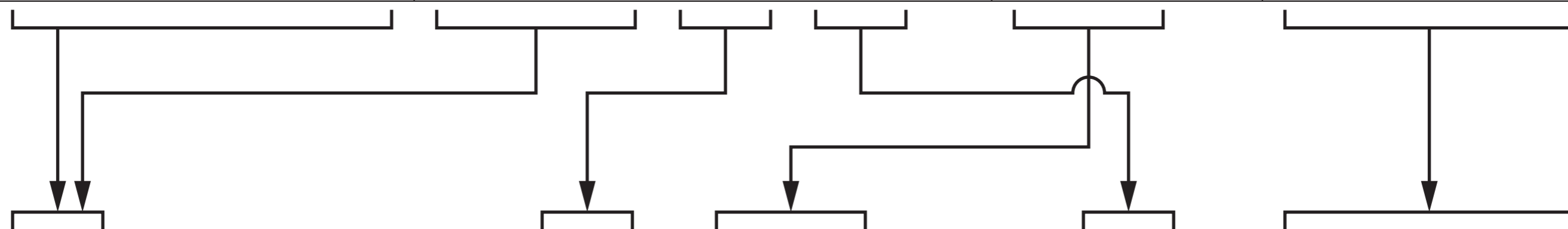
## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

旧選挙区	第1区	第2区	第3区	第4区		
	松山市 本庁管内 桑原支所管内 道後支所管内 味生支所管内 生石支所管内 垣生支所管内 三津浜支所管内 久枝支所管内 潮見支所管内 和気支所管内 堀江支所管内	余土支所管内 興居島支所管内 久米支所管内 湯山支所管内 伊台支所管内 五明支所管内 小野支所管内 浮穴支所管内 (北井門2丁目に 属する区域に限る。) 石井支所管内	松山市 第1区に 属しない区域	今治市 越智郡 東温市 伊予郡	新居浜市 西条市 四国中央市	宇和島市 八幡浜市 大洲市 伊予市 西予市 上浮穴郡 喜多郡 西宇和郡

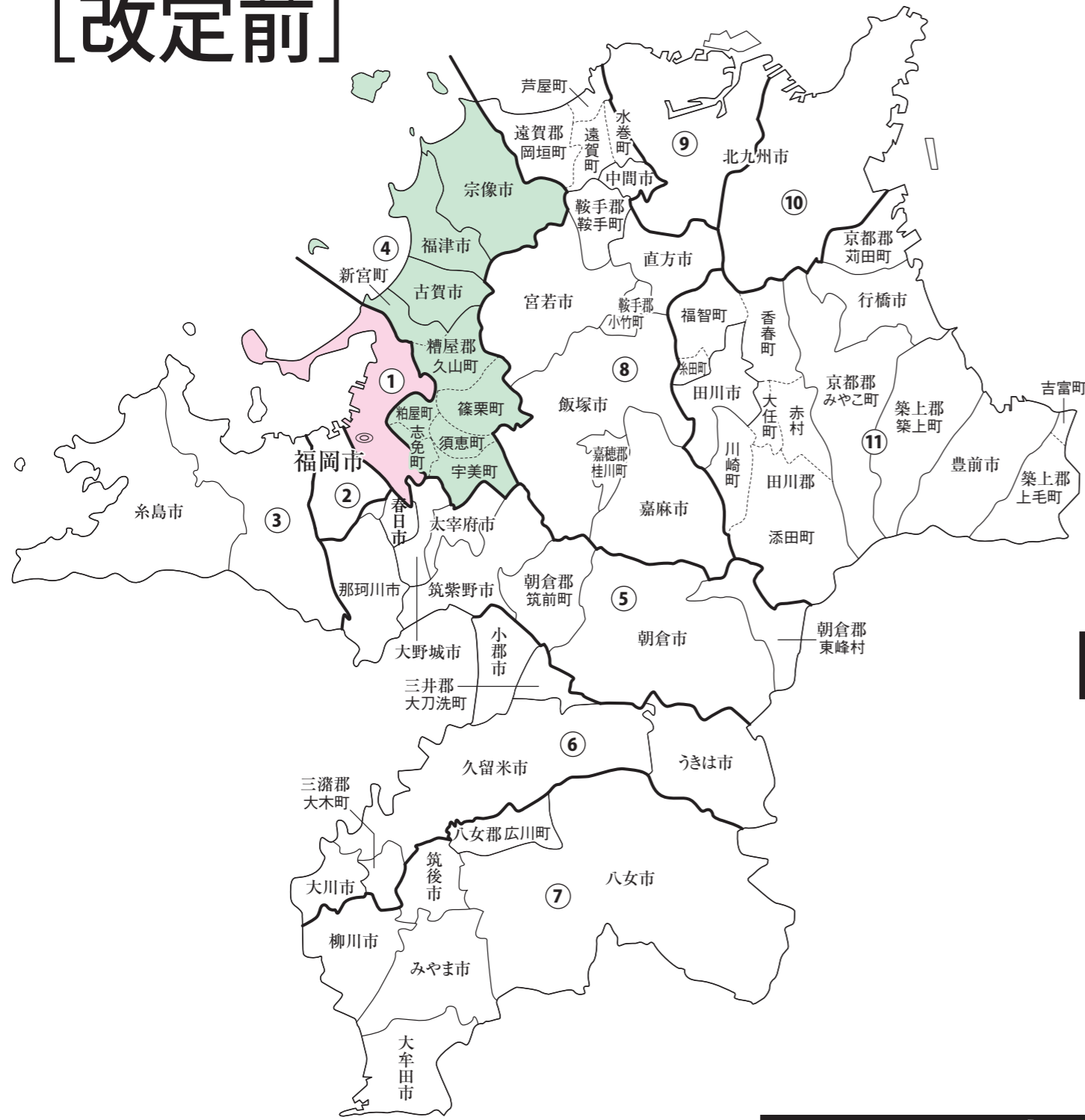


新選挙区	第1区	第2区	第3区	
	松山市	今治市 越智郡	新居浜市 西条市 四国中央市	東温市 伊予郡 宇和島市 八幡浜市 大洲市 伊予市 西予市 上浮穴郡 喜多郡 西宇和郡

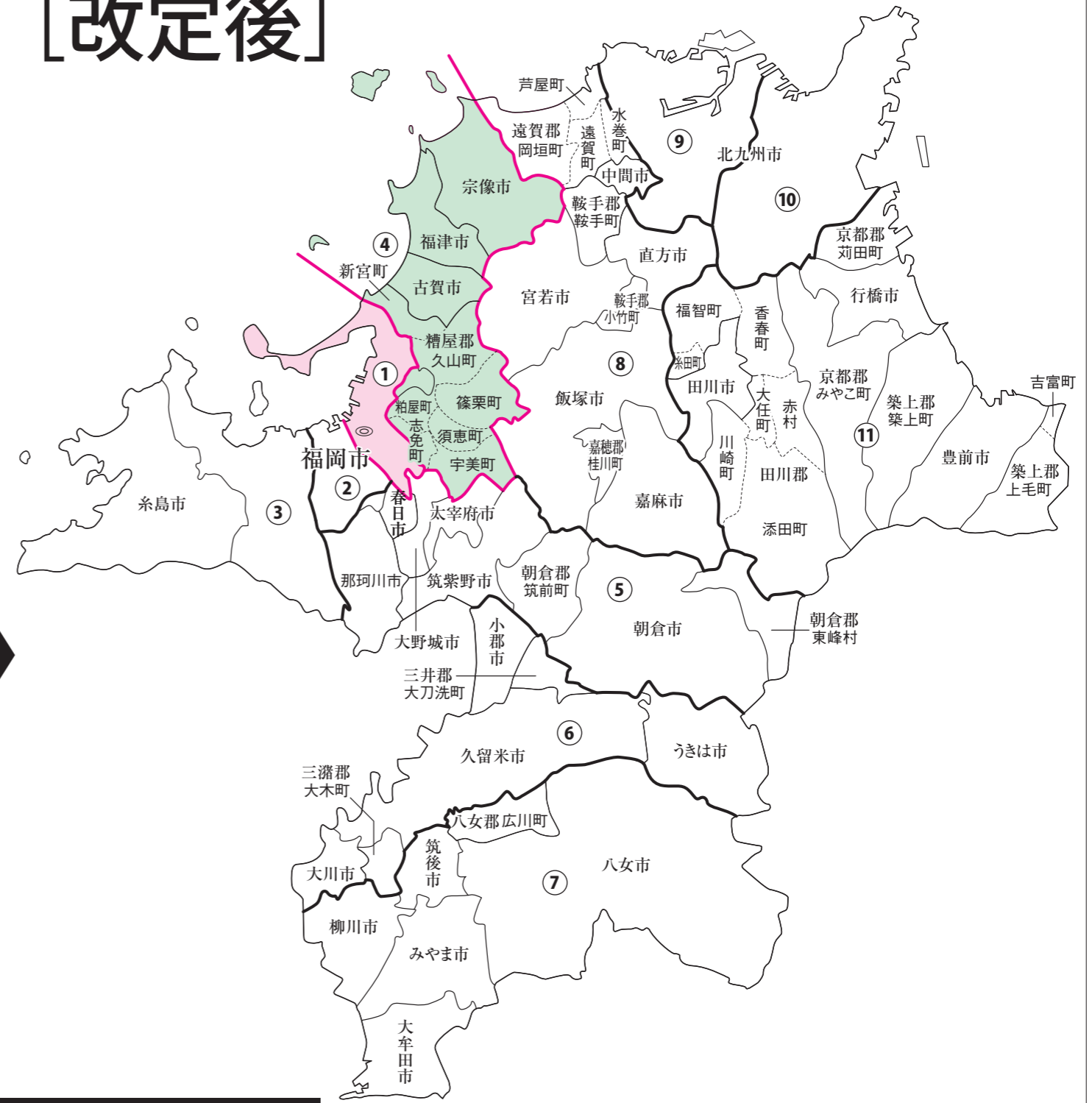
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 福岡県

## [改定前]

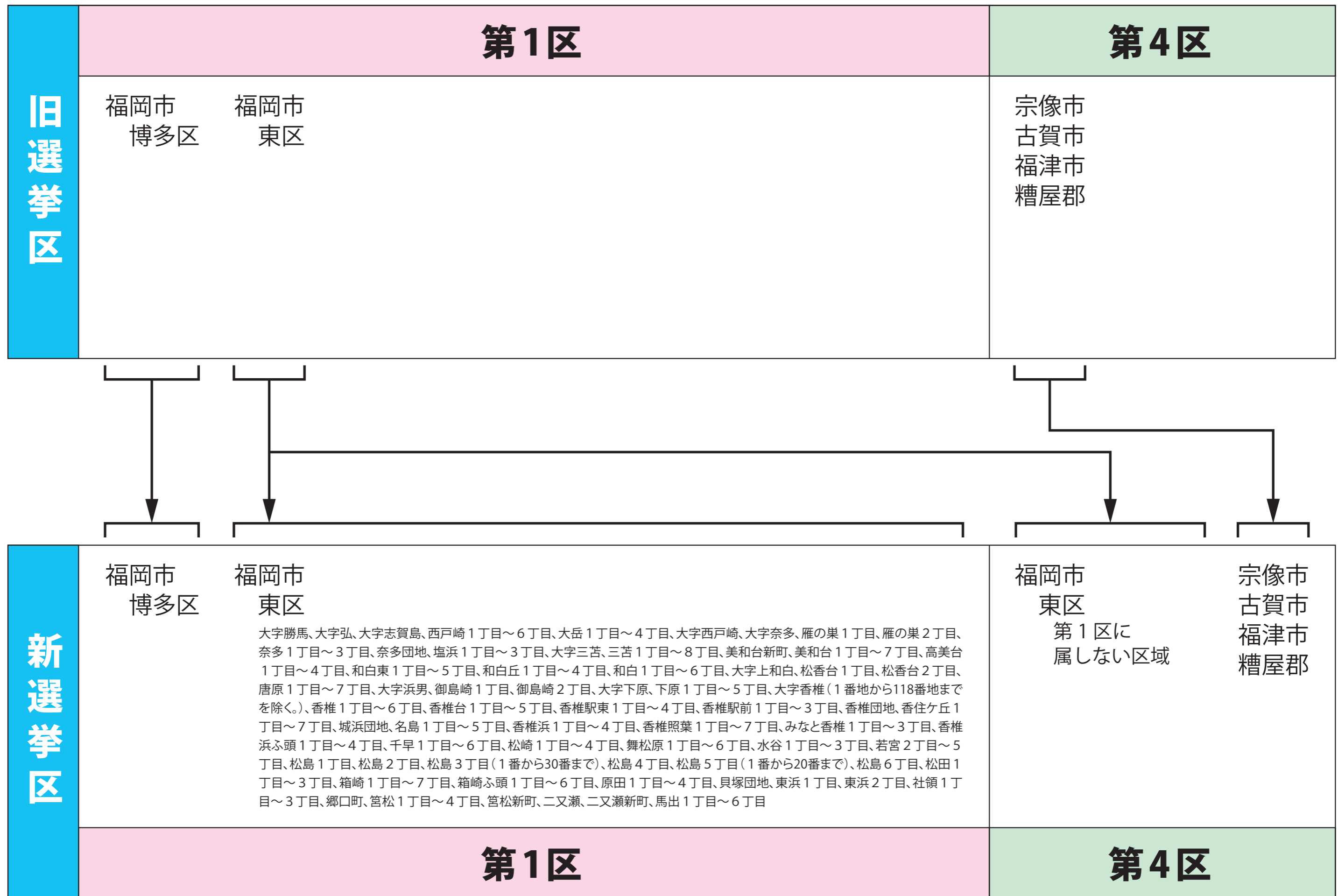


## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会



※第2区、第3区、第5区～第11区は選挙区の変更はありません。

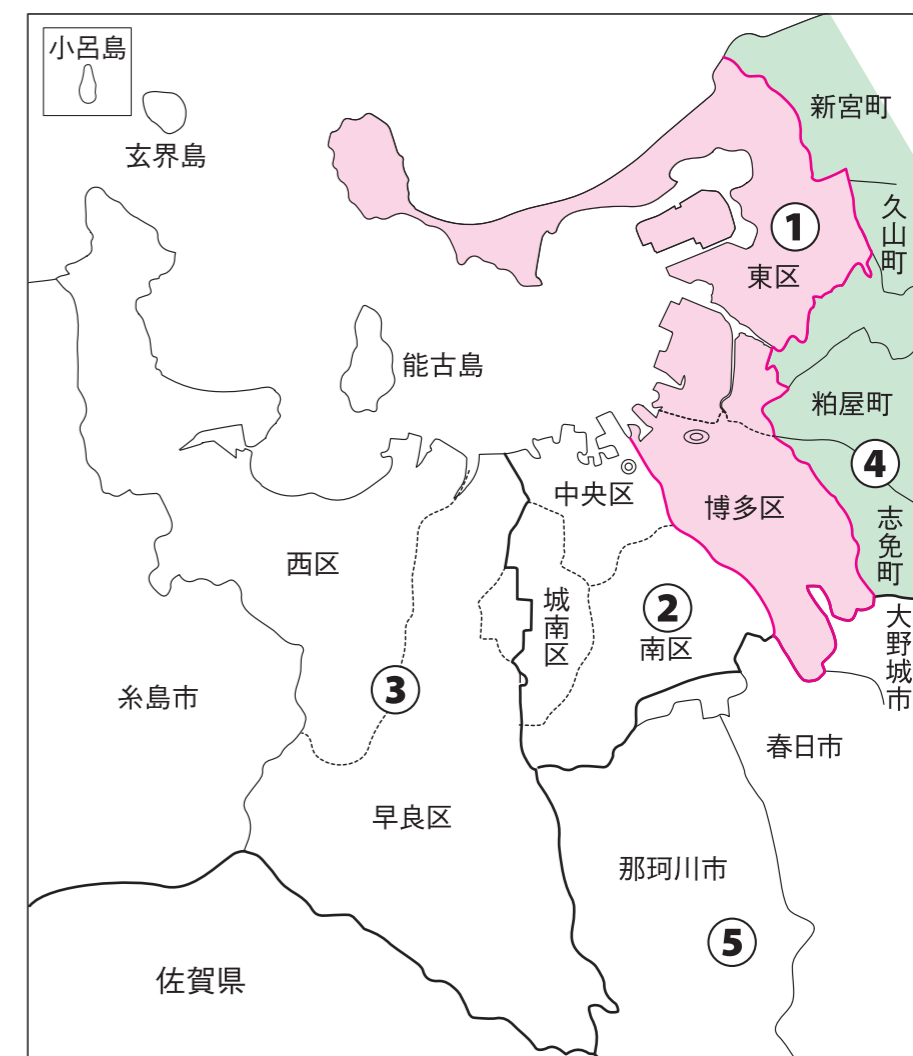
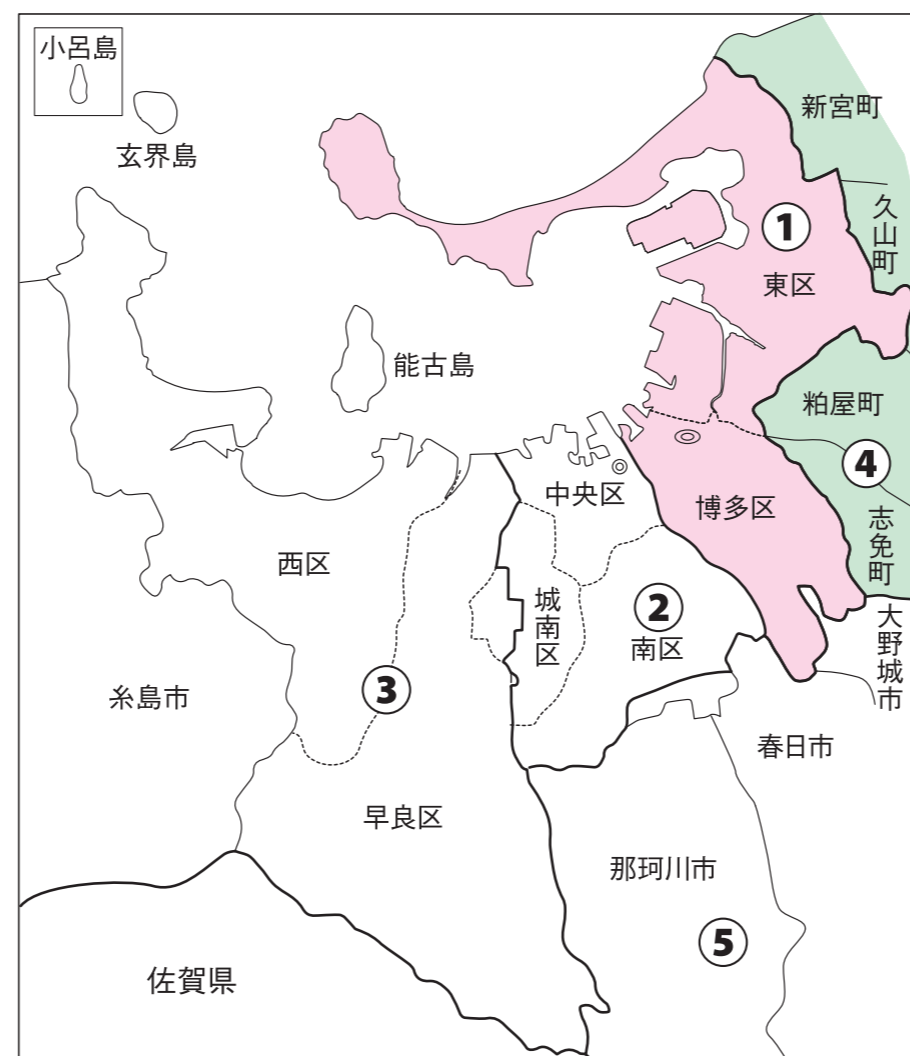
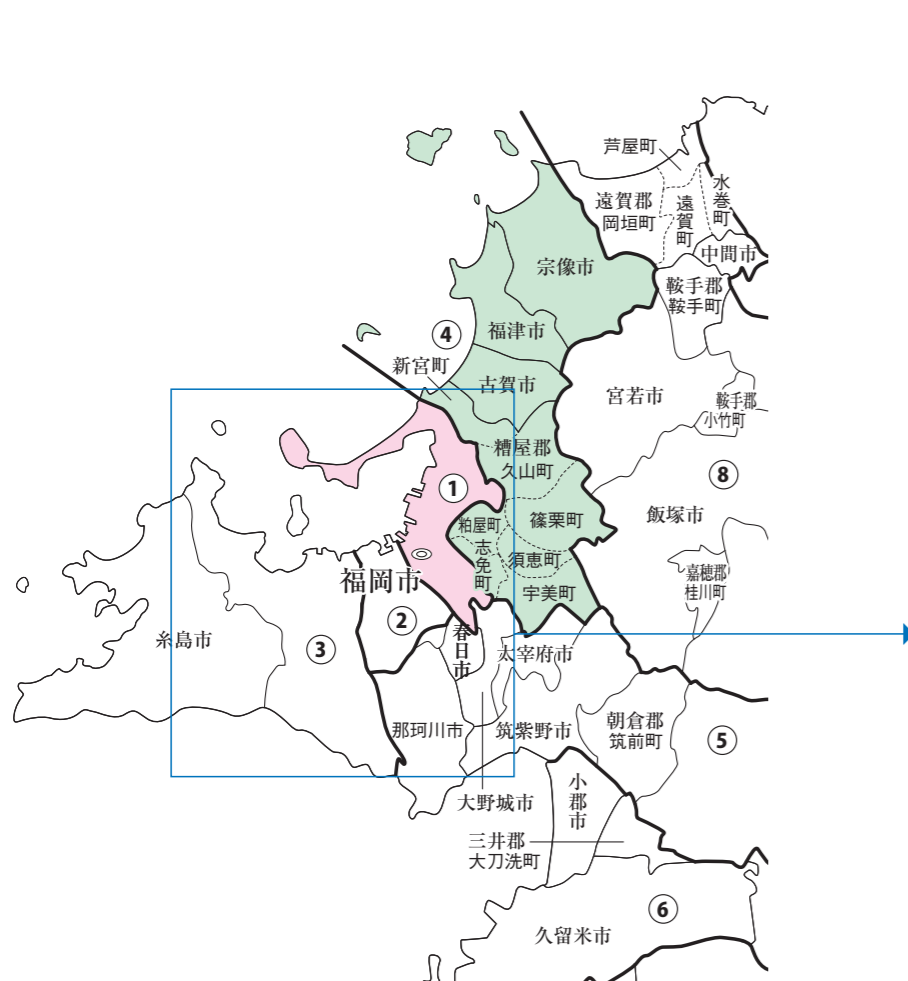
# 福岡県

# 福岡市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



◎: 県庁 ◎: 市役所  
丸数字は選挙区番号

◎: 県庁 ◎: 市役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

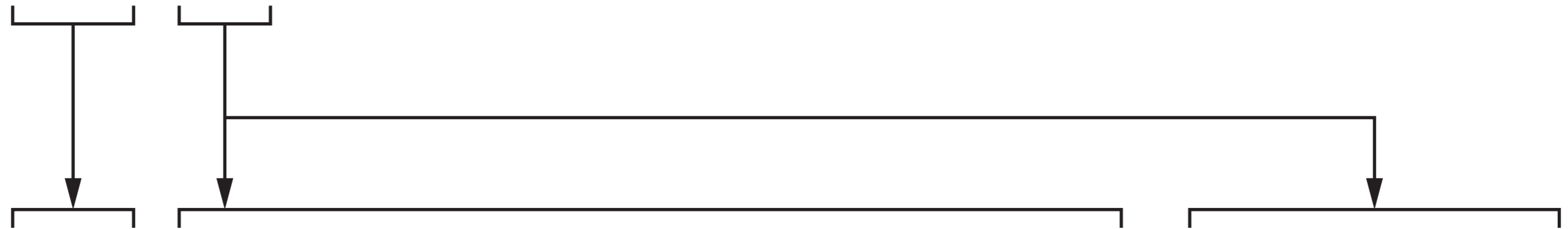
- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 第1区

旧選挙区

福岡市  
博多区

福岡市  
東区



新選挙区

福岡市  
博多区

福岡市  
東区

大字勝馬、大字弘、大字志賀島、西戸崎1丁目～6丁目、大岳1丁目～4丁目、大字西戸崎、大字奈多、雁の巣1丁目、雁の巣2丁目、奈多1丁目～3丁目、奈多団地、塩浜1丁目～3丁目、大字三苫、三苫1丁目～8丁目、美和台新町、美和台1丁目～7丁目、高美台1丁目～4丁目、和白東1丁目～5丁目、和白丘1丁目～4丁目、和白1丁目～6丁目、大字上和白、松香台1丁目、松香台2丁目、唐原1丁目～7丁目、大字浜男、御島崎1丁目、御島崎2丁目、大字下原、下原1丁目～5丁目、大字香椎(1番地から118番地までを除く。)、香椎1丁目～6丁目、香椎台1丁目～5丁目、香椎駅東1丁目～4丁目、香椎駅前1丁目～3丁目、香椎団地、香住ヶ丘1丁目～7丁目、城浜団地、名島1丁目～5丁目、香椎浜1丁目～4丁目、香椎照葉1丁目～7丁目、みなと香椎1丁目～3丁目、香椎浜ふ頭1丁目～4丁目、千早1丁目～6丁目、松崎1丁目～4丁目、舞松原1丁目～6丁目、水谷1丁目～3丁目、若宮2丁目～5丁目、松島1丁目、松島2丁目、松島3丁目(1番から30番まで)、松島4丁目、松島5丁目(1番から20番まで)、松島6丁目、松田1丁目～3丁目、箱崎1丁目～7丁目、箱崎ふ頭1丁目～6丁目、原田1丁目～4丁目、貝塚団地、東浜1丁目、東浜2丁目、社領1丁目～3丁目、郷口町、筥松1丁目～4丁目、筥松新町、二又瀬、二又瀬新町、馬出1丁目～6丁目

福岡市  
東区

[多々良第一投票区、多々良第二投票区、八田投票区、青葉第一投票区、青葉第二投票区に属する区域]  
大字香椎(1番から118番まで)、蒲田1丁目～5丁目、大字名子、みどりが丘1丁目～3丁目、名子1丁目～3丁目、青葉1丁目～7丁目、土井1丁目～4丁目、八田1丁目～4丁目、多々良1丁目、多々良2丁目、若宮1丁目、多の津1丁目～5丁目、松島3丁目(31番から35番まで)、松島5丁目(21番から29番まで)

# 第1区

# 第4区



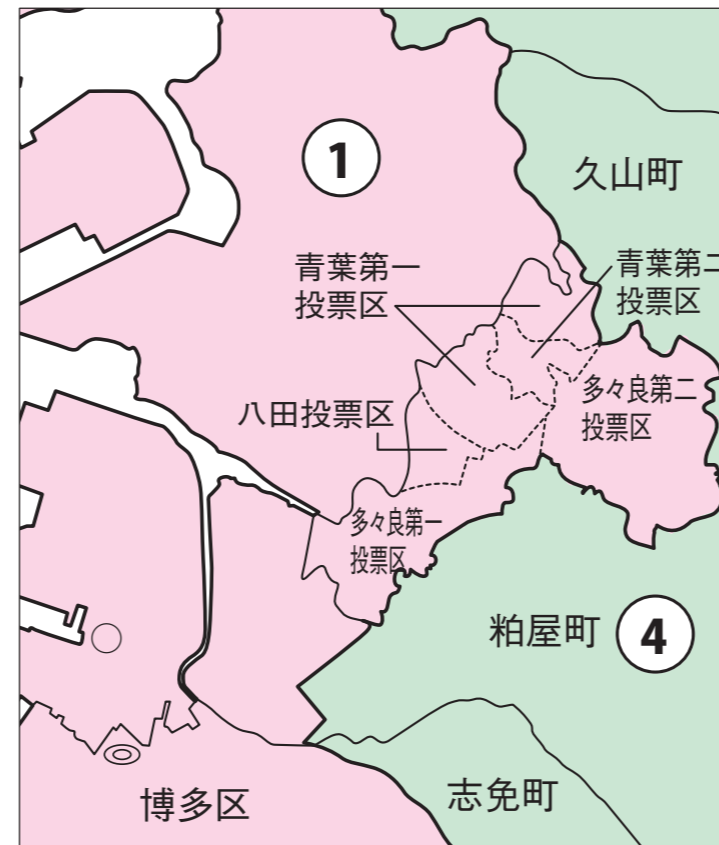
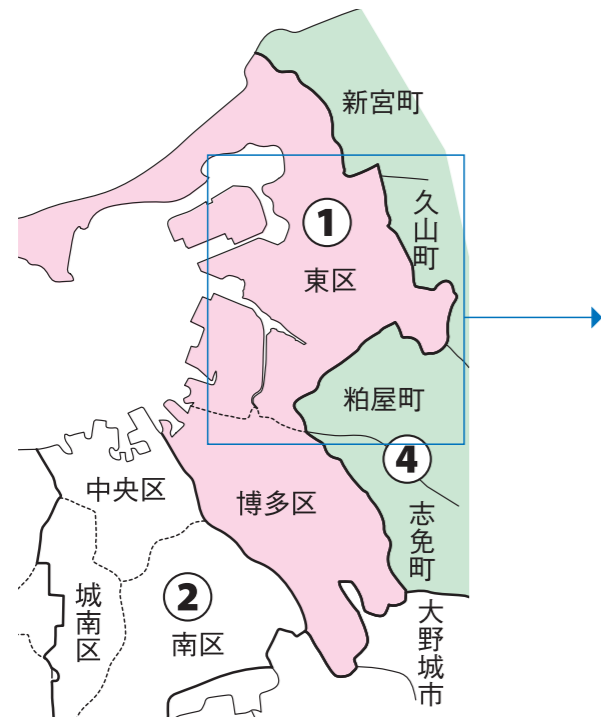
# 福岡県

# 福岡市東区

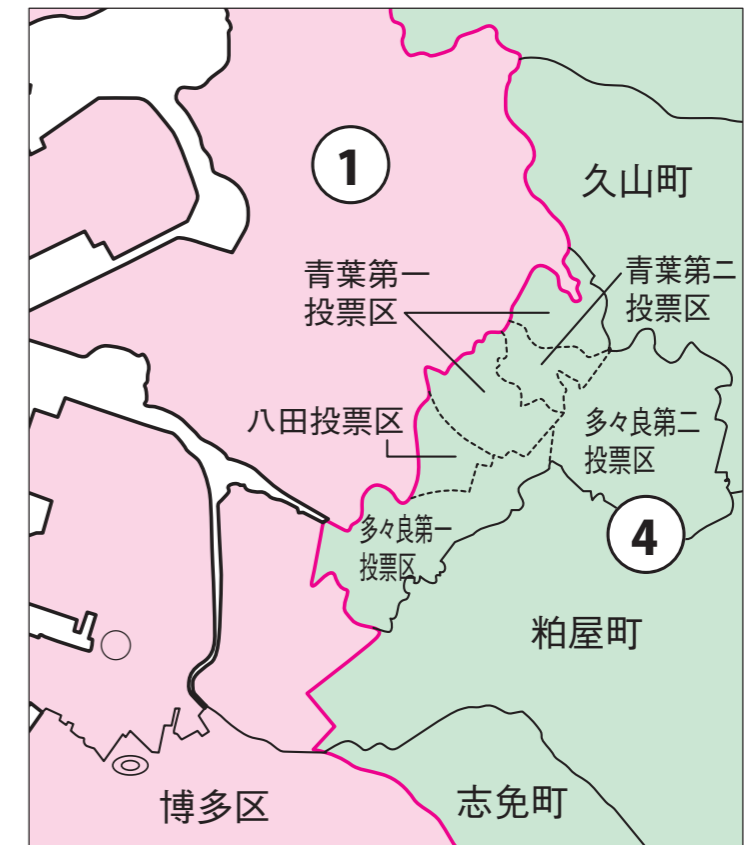
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

## [改定後]



◎: 県庁 ○: 区役所  
丸数字は選挙区番号



◎: 県庁 ○: 区役所  
丸数字は選挙区番号

### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

# 福岡市東区

## 第1区の区域

大字勝馬、大字弘、大字志賀島、西戸崎1丁目～6丁目、大岳1丁目～4丁目、大字西戸崎、大字奈多、雁の巣1丁目、雁の巣2丁目、奈多1丁目～3丁目、奈多団地、塩浜1丁目～3丁目、大字三苫、三苫1丁目～8丁目、美和台新町、美和台1丁目～7丁目、高美台1丁目～4丁目、和白東1丁目～5丁目、和白丘1丁目～4丁目、和白1丁目～6丁目、大字上和白、松香台1丁目、松香台2丁目、唐原1丁目～7丁目、大字浜男、御島崎1丁目、御島崎2丁目、大字下原、下原1丁目～5丁目、大字香椎（1番地から118番地までを除く。）、香椎1丁目～6丁目、香椎台1丁目～5丁目、香椎駅東1丁目～4丁目、香椎駅前1丁目～3丁目、香椎団地、香住ヶ丘1丁目～7丁目、城浜団地、名島1丁目～5丁目、香椎浜1丁目～4丁目、香椎照葉1丁目～7丁目、みなと香椎1丁目～3丁目、香椎浜ふ頭1丁目～4丁目、千早1丁目～6丁目、松崎1丁目～4丁目、舞松原1丁目～6丁目、水谷1丁目～3丁目、若宮2丁目～5丁目、松島1丁目、松島2丁目、松島3丁目（1番から30番まで）、松島4丁目、松島5丁目（1番から20番まで）、松島6丁目、松田1丁目～3丁目、箱崎1丁目～7丁目、箱崎ふ頭1丁目～6丁目、原田1丁目～4丁目、貝塚団地、東浜1丁目、東浜2丁目、社領1丁目～3丁目、郷口町、筥松1丁目～4丁目、筥松新町、二又瀬、二又瀬新町、馬出1丁目～6丁目

## 第4区の区域

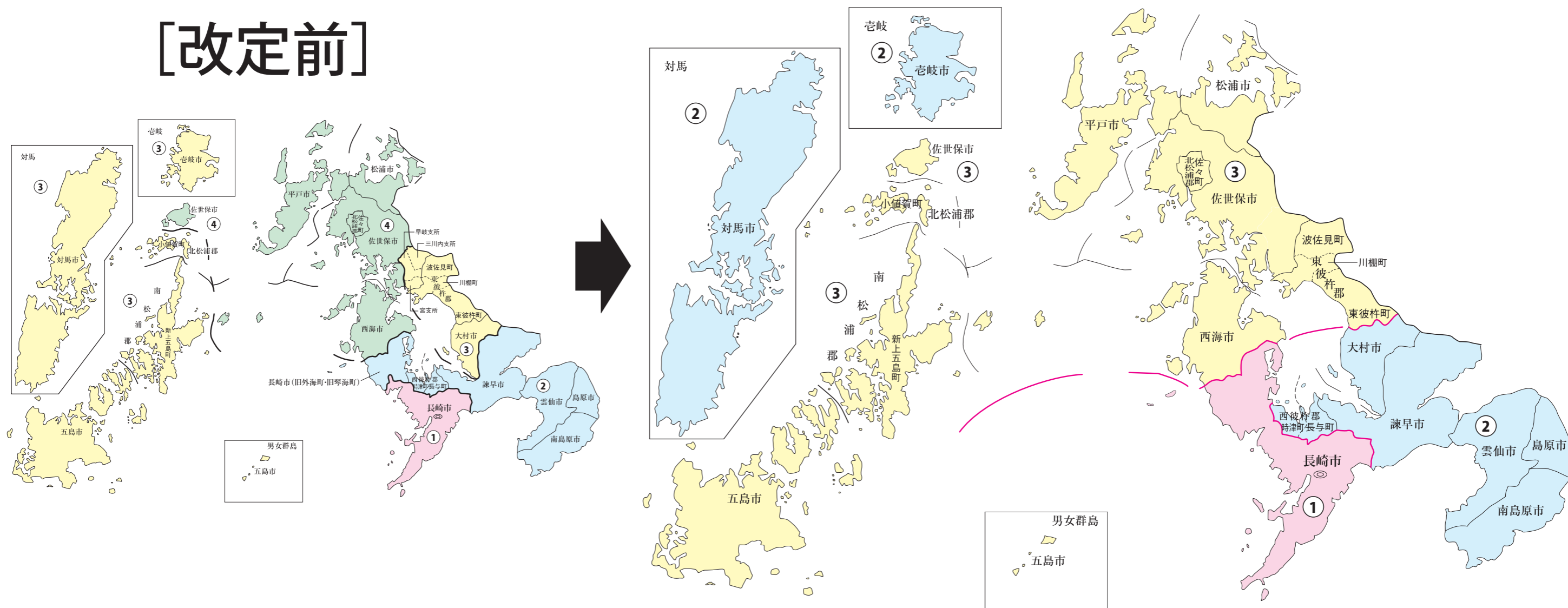
〔多々良第一投票区、多々良第二投票区、八田投票区、青葉第一投票区、青葉第二投票区に属する区域〕  
大字香椎（1番から118番まで）、蒲田1丁目～5丁目、大字名子、みどりが丘1丁目～3丁目、名子1丁目～3丁目、青葉1丁目～7丁目、土井1丁目～4丁目、八田1丁目～4丁目、多々良1丁目、多々良2丁目、若宮1丁目、多の津1丁目～5丁目、松島3丁目（31番から35番まで）、松島5丁目（21番から29番まで）

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

# 長崎県

## [改定後]

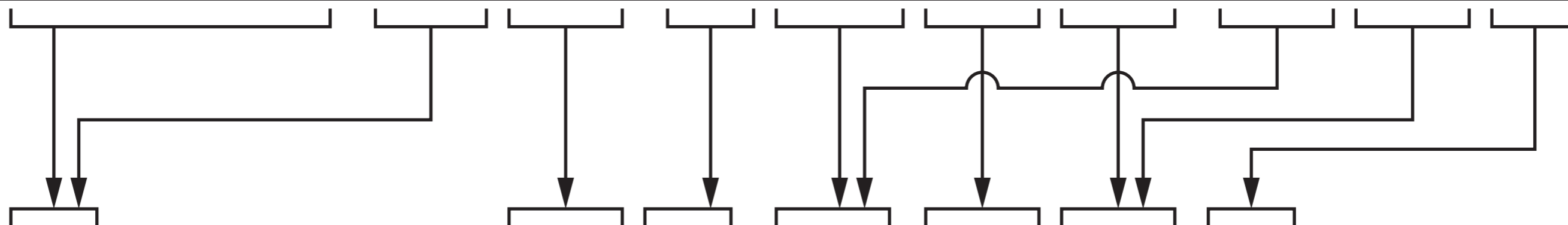
## [改定前]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

旧選挙区	第1区	第2区	第3区	第4区
	<b>長崎市</b> 中央地域センター管内 小ヶ倉地域センター管内 土井首地域センター管内 小楯地域センター管内 西浦上地域センター管内 滑石地域センター管内 福田地域センター管内 深堀地域センター管内 日見地域センター管内 茂木地域センター管内 式見地域センター管内 東長崎地域センター管内 三重地域センター管内 香焼地域センター管内 伊王島地域センター管内 高島地域センター管内 野母崎地域センター管内 三和地域センター管内	<b>長崎市</b> 第1区に属しない区域 (旧外海町・旧琴海町)	<b>島原市</b> <b>諫早市</b> <b>雲仙市</b> <b>南島原市</b> <b>西彼杵郡</b>	<b>大村市</b> <b>対馬市</b> <b>壱岐市</b> <b>佐世保市</b> 早岐支所管内 三川内支所管内 宮支所管内 <b>五島市</b> <b>東彼杵郡</b> <b>南松浦郡</b> <b>北松浦郡</b> 小値賀町



新選挙区	<b>長崎市</b>	<b>島原市</b> <b>諫早市</b> <b>雲仙市</b> <b>南島原市</b> <b>西彼杵郡</b>	<b>大村市</b> <b>対馬市</b> <b>壱岐市</b>	<b>佐世保市</b> <b>五島市</b> <b>東彼杵郡</b> <b>南松浦郡</b> <b>北松浦郡</b> <b>平戸市</b> <b>松浦市</b> <b>西海市</b>
	第1区	第2区	第3区	